

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和6年 3月 8日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和6年 3月 8日
- 2．閉 会 令和6年 3月19日
- 3．会 期 12日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和6年3月8日（金）……5～24頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

令和6年3月11日（月）……25～74頁

- 日程第1 一般質問（仲川久人、紫藤真理子、長谷川正、上野恵美子、小林雅弘）

令和6年3月12日（火）……75～136頁

- 日程第1 一般質問（秦貞継、猪俣常三、青木照夫、武藤道廣）

令和6年3月13日（水）……137～189頁

- 日程第1 議案第29号 西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定について
- 日程第2 議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町私債権管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 西会津町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第13	議案第12号	西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第13号	令和5年度西会津町一般会計補正予算（第10次）
日程第15	議案第14号	令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
日程第16	議案第15号	令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
日程第17	議案第16号	令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
日程第18	議案第17号	令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）
日程第19	議案第18号	令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）

令和6年3月14日（木）……191～214頁

日程第1	議案第19号	令和6年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第20号	令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第21号	令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第22号	令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第23号	令和6年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第24号	令和6年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第25号	令和6年度西会津町水道事業会計予算
日程第8	議案第26号	令和6年度西会津町下水道事業会計予算

令和6年3月18日（月）……215～236頁

日程第1	議案第19号	令和6年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第20号	令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第21号	令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第22号	令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第23号	令和6年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第24号	令和6年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第25号	令和6年度西会津町水道事業会計予算
日程第8	議案第26号	令和6年度西会津町下水道事業会計予算

令和6年3月19日（火）……237～257頁

日程第1	議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第2	議案第28号	西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第3	提案理由の説明	
日程第4	議案第30号	西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第31号	西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

		営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第32号	西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第33号	西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第34号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第 9	議会案第 1 号	町長の専決処分事項の指定について
日程第10	陳情第 1 号	町道舗装工事に関する陳情書
日程第11		ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の設置について
日程第12		常任委員会の継続審査申出について
日程第13		議会運営委員会の継続審査申出について
日程第14		議会活性化特別委員会の継続審査申出について
日程第15		ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の継続審査申出について

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年3月8日（金）

開 会 10時00分

散 会 11時27分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月8日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会）

（経常任委員会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回西会津町議会定例会を開会します。（10時00分）

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度末を控え公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される所議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和6年度当初予算をはじめ、条例の改正、令和5年度補正予算など重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり29件の議案が提出され、受理しました。

次に、本定例会までに受理した陳情は1件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は10議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果につきましては、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番紫藤眞理子君、12番武藤道廣君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って会期は、本日から3月19日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤道廣君。

○議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より、所管事務調査実施報告書を朗読をもって報告いたします。

本委員会は下記のとおり、所管事務調査を実施しましたので、会議規則第71条の規定により報告いたします。

記。

調査期間。令和6年2月8日木曜日から9日金曜日まで。

調査地。山形県小国町、山形県庄内町。

調査結果。次ページをお開きください。

山形県小国町。

調査の目的。政策提言の進め方について。

町の概要は記載のとおりであります。

調査結果。町政の課題に対する提言。議会全体での政策提言として、政策の立案と執行機関への提言、並びに各常任委員会から上げて、全員協議会で取り組んでいる。

チェックシートを用いた政策提言と評価検証。政策提言用項目抽出シートによる数値目標を含めた提言と検証を行っている。

現場の声・専門的知見を政策提言に組み込む。各種団体や高校生・参考人招致による意見交換会等の意見を重視した取組がなされている。

議会広報を活用した町民への周知。内容や経過等を議会広報で周知している。

行財政運営の監視として、制度を活用した監視。改善策等の検討のため、参考人制度等も活用し調査している。

計画の推進として、テーマの設定と年間活動工程を作成し、全員協議会で共有し取り組んでいる。

進行管理として、議会運営委員会が進行状況の確認をし、見直しは全員協議会で協議し、最終的に総括・改善策の検討を行っているとのことでありました。

続きまして、山形県庄内町。

調査の目的。議員の成り手不足解消のための取組について、議会活性化の取組についてであります。

町の概要は記載のとおりであります。

調査結果。町民に開かれた議会への取組。

町民の声や専門的な知見を盛り込むための参考人招致。議会の「見える化」を目的として、一般町民の参考人招致が予算・決算や政策提言の工程における各常任委員会で組み込まれていました。政策提言等の実施ということでもあります。

町民を交えた検討会議の開催。これは成り手不足の解消のためであります。議会の議員の成り手不足解消のために、議員半数・町民選出半数の検討会が設置されていました。また、女性も模擬議会もそのために開催されていました。

議事日程予定や一般質問内容の町民への事前周知として、定例会の御案内・全集落への回覧・ホームページ掲載を行ってまいりました。

議会運営の効率化への取組として、一般質問での資料請求がなされてまいりました。

定例会での独自の参考人招致。予算・決算において、各分野で活躍している町民の町政に対する評価や考え方を審査に生かす方法が取られてまいりました。

定例会の検証。全員協議会で、会議の日程や質疑について検証を行ってまいりました。議員として、二代表制による基本的立ち位置の確認がなされてまいりました。

定例会ごとに、会議の議事進行等における検証を議会運営委員会で行われ、結果について全員協議会を開催し、町に対しても報告しておられました。会議規則等の徹底を図る狙いということでありました。

報告は以上であります。今時から議会運営委員会の報告が初めてやったわけでありません。これらの先進地の事例を議会運営委員会で検討し、取り入れられるものは取り入れるとする方針の下、全員協議会等に諮り、議会全体で取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　おはようございます。

本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正、令和5年度補正予算案、令和6年度当初予算案など町政が当面する重要な議案29件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思います。

初めに、一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会及び学校法人角川ドワンゴ学園との事業連携に関する協定の締結について申し上げます。

このたび町では、多様化する教育環境・教育格差に対応した日本発の本格的なオンライン大学である（仮称）ZEN大学を令和7年4月の開学に向け準備を進めている一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会と、沖縄県うるま市を拠点にインターネットと通信制高校の制度を活用したネットの高校、N高等学校等を運営している学校法人角川ドワンゴ学園との三者による事業連携協定を昨日3月7日に締結いたしました。

協定締結式は、（仮称）ZEN大学の設置に携わり、数年前から奥川地域をフィールドワーク等で度々訪れておられる、元文部科学副大臣で現東京大学及び慶応義塾大学教授の鈴木寛氏のほか、町と同様に三者による協定を締結する奥川地域づくり協議会の関係者などが出席して、町役場で開催したところであります。

この（仮称）ZEN大学は、一学年あたり定員5,000人、総定員2万人となる大学であり、オンラインでの基本カリキュラムのほか、課外プログラムとして国内外の地域や企業と連携した体験プログラムを学生へ提供し、地域に紐づいたキャリア形成や自主的な活動による学生起業、若者の地元企業への就職など、大学や地域にとって様々な効果が期待されているところであります。

また、協定締結により、年間数十人程度の学生が、本町に居住しながら地域資源を生かした活動プログラムに参加されることとなります。このことから、学生との交流による集落支援や担い手不足の解消など『未来型「結」』を核とした、交流人口の拡大と若い人材の確保、長期滞在による移住定住者の増加など、様々な分野における地域活性化や、本町や近隣市町村、県内外に住んでいる子供たち、高校生の新たな進路選択肢になることも見込まれるとともに、地域の若者が都会に出ることなく地元に着定できる環境の実現が期待されるところであります。

今後は、令和6年度に実証事業として、主に稲刈体験などのプログラムでN高等学校の学生の受入れを行い、様々な課題を検証・解決しながら令和7年度からの大学生の本格受入れに向けて取り組んでまいります。

次に、令和4年及び令和5年中に発生した農地・農業用施設災害の復旧状況について申し上げます。

まず、令和4年8月3日から4日にかけての豪雨により発生した農地・農業用施設災害復旧の状況についてであります。町では、町内の建設業者の協力の下、被災直後から早期の復旧に努めてまいりましたが、このたび本年3月末までに全ての被災個所の復旧が完成する見込みとなりました。

また、令和5年6月28日の豪雨により発生した農地・農業用施設災害の二地区の復旧状況につきましては、すでに一地区の工事が完成し、もう一地区につきましては、本年の営農作業に支障が生じない時期までの完成を目指し、鋭意工事を進めているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

町では昨年9月から、オミクロン株対応一価ワクチンを使用した秋開始接種について、初回接種を含む生後6か月以上の全ての方を対象に実施してまいりましたが、接種後に重

篤な副反応が発生した事例等もなく、町での集団接種を無事に終了することができました。

接種率につきましては、3月5日現在、西会津診療所などの個別接種を含め、接種対象者5,525人の51.8%に当たる2,863人の方々が接種を受けたところであります。

なお、今後の新型コロナウイルスワクチン接種であります。全額公費による特例臨時接種は本年の3月末日で終了となり、4月1日以降は季節性インフルエンザと同様に、65歳以上の方や一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの方を対象に、重症化予防を目的とした定期接種に移行されることとなりますので、御理解願います。

次に、西会津町ボランティア活動サポートセンター設立20周年記念大会について申し上げます。

本大会は、西会津町ボランティア活動サポートセンターが平成15年7月の設立以来、今年度で20周年を迎えたことから、今後の活動のさらなる活性化を図るために、去る3月2日、町公民館を会場にボランティア活動サポートセンターの主催、町と社会福祉協議会の共催で開催したところであります。

当日は135名の会員及び町民の皆さんが来場され、第1部の感謝祭では、今年度、新たにボランティア活動時間300時間を達成された3名に銀色達成章、同じく100時間を達成された4名に銅色達成章が贈呈されました。

第2部の講演会では、福島大学行政政策学類の鈴木典夫教授に、「これからの西会津町のボランティア活動」を演題に御講演をいただき、ボランティア活動の持続性を高めていくためには、これまでの活動の手法に加えて、自分の好きなことや得意なことを生かして、会員自らが企画・提案していく手法を取り入れて、ボランティア活動を通した生きがいづくりを進めていくことが大切であることなどについて御教示いただきました。

町といたしましては、20周年記念大会を新たな契機として、今後さらなるボランティア活動サポートセンターの運営強化につなげてまいります。

次に、ふるさと応援寄附金事業について申し上げます。

本事業につきましては、在京西会津会の会員の皆様をはじめ、多くの皆様に御協力と御支援をお願いするとともに、「さとふる」や「楽天」など10か所のインターネットサイトを活用した地場製品のPR、現地ツアー及び都内PRイベントの開催や、今年度新たに実施した「ふるさとチョイス大感謝祭」での消費者との交流などを通して、西会津ファンづくりによる寄附金の拡大を図ってまいりました。

その結果、令和6年3月5日現在で9,865件、2億4,220万5,462円の御寄附をいただいております。昨年度と比較しますと1,544件、4,609万5,462円の増となっている状況であります。

今後引き続き、返礼品の開発やインターネット等でのPRを行い、魅力ある町づくりのための財源確保に向け、広く寄附を募ってまいりたいと考えております。

なお、本年度の企業版ふるさと納税は1件、300万円、一般寄附金は8件、323万円となっており、御寄附をいただいた皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

寄附金の使途につきましては、子育て支援や教育、農業支援、温泉施設整備など、町の重要施策の推進に有効に活用してまいりますので、御理解願います。

次に、第34回西会津雪国まつりについて申し上げます。

本年度で34回目を迎えた「西会津雪国まつり」は、去る2月10日、11日の2日間にわたり「さゆり公園体育館前広場」をメイン会場として開催いたしました。

今年は、暖冬により積雪が少なく、イベント内容を一部縮小して開催したところであります。

初日は、福島県ゆかりの4組のアーティストによる音楽ライブ「ホワイトステージ」をはじめ、冬の伝統行事「歳の神」や「雪上花火」を実施し、2日目は、「オープニングセレモニー」で、4年ぶりとなる沖縄県大宜味村児童生徒交流団による「エイサー」の披露から始まり、「丞神デナーショー」や、よしもと芸人による「よしもとお笑いライブ」、町の農林産物などが当たる「西会津雪国大抽選会」などのステージイベントのほか、味噌ラーメンや生そばなど町内外の人気のグルメを味わえる「雪のれん市」では、宮城県石巻市の関係者に御協力をいただき、特別企画「石巻市海鮮フェア」を開催しました。

また、本町と友好交流都市である横浜市鶴見区を舞台に撮影され、沖縄のエイサーをテーマにした映画「なんでかね〜鶴見 ガーエーにはまだ早い」の特別上映会を開催するなど、多彩なイベントを実施いたしましたところ、町内外から大勢の方々に御来場をいただき、盛会裏に終了することができました。

雪国まつりの実施に当たりましては、主催団体である西会津町ふるさと振興推進委員会の皆様方のもとより、「歳の神」に御協力をいただきました「寺前自然塾」の皆様、各種団体・企業の皆様の御協賛や御協力によって、盛大に開催できましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

次に、地域計画の策定について申し上げます。

人口減少や高齢化に伴い、今後、農業担い手の減少や耕作放棄地の増加が予測されることから、国では、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、従来の「人・農地プラン」を法定化し、全ての農用地等の区域を対象に、令和7年3月まで、地域計画を策定・公表することが義務づけられたところであります。

町では、去る1月26日から2月7日にかけて、野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川の地区ごとに、自治区長及び担い手の皆さんを対象とした地域計画策定説明会を開催し、現在は、各自治区において現況耕作者の確認作業や、将来の農業や農地利用についての話し合いを行っていただいているところであります。

今後は、大字等の単位で協議の場を開催し、自治区長や担い手の皆さんに出席いただき、自治区での話し合いを基に目標地図素案の作成作業を進め、本年9月には、町内5地区の地域計画素案を取りまとめるスケジュールで、鋭意、策定作業を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、令和6年産米の生産数量の目安について申し上げます。

福島県では、人口減少や消費量の減少、食の多様化による米の需要減少を背景に、令和6年産米について、その需給見通しを踏まえ、県全体と市町村ごとの生産数量の目安を設定したところであります。

具体的には、県産米の需要量、在庫水準等を考慮し、令和6年産主食用米の生産数量の目安を、令和5年産実績と同じく5万3,100ヘクタールに設定し、本町は、前年の目安面積と同じ523ヘクタールに設定されたところであります。

町といたしましては引き続き、国の交付金等を活用した高収益作物や新規需要米への転換、農地の集約、コスト削減などを図るとともに、良食味米の産地としての強みを生かし、需要に応じた米の生産を推進してまいりますので、御理解願います。

次に、西会津産米等の販売促進活動について申し上げます。

昨年12月2日、3日に沖縄県宮古島市で、また、本年1月20日、21日に沖縄県大宜味村で開催された産業まつりに参加し、西会津産米や菌床シイタケなどの町の特産品の販売及びPR活動を行ってまいりました。

両市村の産業まつりとも、大勢の来場者で賑わい、試食を通して来場者に西会津産米などの美味しさをPRすることができました。

また、1月25日には、日本貿易振興機構を会場に行われた食の海外展開を支援する法人の賀詞交換会に初めて出席し、事業関係者の皆さんに本町産米のおにぎりを試食いただき、食味の良さをPRしてまいりました。

町といたしましては、今後も米、ミネラル野菜、菌床キノコを三本柱に、町内産農林産物を幅広くPRし、販売拡大に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、生産資材等高騰緊急対策事業について申し上げます。

エネルギー価格や原料価格の大幅な上昇に伴い、肥料、農薬等の生産資材が高騰したため、町では農業経営に及ぼす影響を緩和し、経営の安定と営農の継続を図ることを目的に、町農業再生協議会を通じて「生産資材等高騰緊急対策事業」を実施しております。この交付状況であります、該当農家及び法人等から379件、1,639万6,000円の申請があり、2月末をもって交付を完了いたしましたので、御理解願います。

次に、イノシシ捕獲技術研修会の開催について申し上げます。

鳥獣被害の防止対策につきましては、町の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の3つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいるところであり、昨年12月21日には、捕獲技術の向上等を目的に、イノシシ捕獲技術研修会を開催いたしました。

研修会では、猟友会員などの関係者に参加いただき、イノシシの生態をはじめ、関係法令、各種わなの説明といった座学及び効果的な箱わなの設置方法などの実習を行ったところであります。

なお、3月5日現在の有害鳥獣の捕獲件数であります、ツキノワグマが82頭、ニホンザルは49頭、イノシシは62頭を捕獲し、前年の同時期と比べ、ツキノワグマが63頭の増、ニホンザルは2頭の減、イノシシは19頭の増と、ツキノワグマが大幅に増加したところであります。今後も引き続き加害個体の捕獲を行い、被害防止に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、第32回西会津町子どもの主張大会について申し上げます。

本大会は、次世代を担う子どもたちが日頃感じていることや考えていることを発表することにより、表現力の向上を図るとともに、子どもたちの健全育成に対する町民の理解と関心を深めることを目的に開催しております。

今年度は、昨年12月2日、西会津中学校多目的ホールを会場に開催し、個人の部9名、団体の部5団体、合計26名の小・中・高校生が発表いたしました。

また、特別出演として昨年 11 月に開催された全国高等学校定時制通信制生徒生活体験発表会で 3 位相当となる NHK 会長賞を受賞した塚原大翔さんとビブリオバトル県大会に出場した西会津中学校の横山穂乃佳さんも発表し、会場を訪れた聴講者の感心と共感をいただいたところであります。

次に、第 28 回沖縄県大宜味村児童との冬季交流事業について申し上げます。

昨年 7 月に本町の小学 6 年生 10 名が大宜味村を訪問し夏季交流事業を実施いたしました。冬季は雪国まつりに合わせて大宜味村の児童が本町を訪れ、雪国の生活や文化を体験するとともに本町児童との交流を図るものであります。

4 年ぶりの開催となった本年度は、大宜味村の小学 6 年生 26 名が 2 月 9 日から 11 日までの 3 日間本町に滞在し、雪国まつり初日の歳の神、花火大会への参加やオープニングセレモニーでのエイサーの披露など、雪国まつりを堪能するとともに会場を大いに盛り上げていただきました。

当初、雪国まつり会場でスノーモービル体験や雪遊びの実施を計画しておりましたが、小雪の影響から雪のある小杉山自治区での雪遊びに内容を変更し、大宜味村児童に雪に親しむ機会を提供するとともに、両町村児童の交流を深めました。

また、参加児童の保護者の協力を得て、会津の伝統食である「こづゆ」を振る舞い、大宜味村児童には大変好評をいただいたところであります。

今後も引き続き、本事業を通して児童の他地域に対する理解を促進するとともに、結協定を結んでおります大宜味村との絆を深めてまいりますので、御理解願います。

次に、本年度の水稻の収穫状況、米の生産数量面積の目安、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金事業及び 3 月 1 日現在の建設関係事業の実施状況であります。お手元に配布いたしました資料のとおりでありますので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、令和 6 年度の町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

まず、1 月 1 日に発生しました能登半島地震により、多くの尊い命が犠牲になり、そして今もなお多くの方が避難を余儀なくされております。町では、2 月 5 日から 9 日までの間において県の要請に基づき職員を 1 名被災地に派遣し、罹災証明の申請に伴う被災家屋の調査を行ってまいりました。能登地域をはじめとした被害に遭われた多くの方々に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の 5 類へと移行されたことに伴い、これまで実施が見送られてきた多くのイベントが数年ぶりに実施されるなど町に活気が戻ってまいりました。

令和 6 年度につきましては、西会津町総合計画後期基本計画に定めた、町の将来像、まちづくりの方向性に基づき各種施策を推進し、本町発展のために、持続可能な社会の実現のため、最大限努力してまいらる覚悟であります。

さらに、本年は町制施行 70 周年の節目の年であります。今日まで西会津町の礎を築いてこられた先人諸氏並びに町民の皆様に改めて衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

町といたしましては、この記念すべき年に併せ、様々な関連事業を計画し、西会津町の

魅力を全国に広めさらなる活性化を図るべく、引き続き積極的なまちづくりを推進してまいります。

令和6年度を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、令和6年度の町政執行に当たっての基本方針について申し上げます。

令和6年度は、引き続き西会津町総合計画後期基本計画に基づき、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」の実現に向け、「健やかな人をともに育むまちづくり」「温故創新 地産地笑のまちづくり」「いきいき健康 ところつながるまちづくり」「誰もがこちよく暮らせるまちづくり」の方向性の下、各種事業を総合的に実施してまいります。

特に、人口減少対策の三本柱として「人材育成」「移住定住の促進」「健康長寿」を事業推進の基本的な考え方に据え取り組むとともに、「西会津町デジタル戦略」の着実な実行、SDGsの推進、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応により人口減少対策の加速化を図り、持続可能なまちを目指し、全庁を挙げてまちづくりを進めてまいります。

次に、令和6年度の主要事業について申し上げます。

初めに、健やかな人をともに育むまちづくりにつきまして、子育て支援、教育環境の充実、生涯学習、スポーツ、歴史・文化・芸術活動の推進に関する主な取組について申し上げます。

まず、子育て支援では、町の将来を担う子供たちの健やかな成長に向けて、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の一層の充実を引き続き図るとともに、若者世代が結婚や出産、そして子育てに期待や希望、喜びが持てるまちづくりに向けて、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。

第1子目は30万円、第2子目からは最大50万円とした出産祝金をはじめ、保育料の無償化、乳幼児家庭子育て応援金の支給、インフルエンザ予防接種の無償化や放課後児童クラブの2人目以降の無料化、さらに、お子さん一人の出生につき原則10万円が交付される出産・子育て応援交付金などを継続し、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいります。

また、町こゆりこども園は、町内における就学前の乳幼児の教育・保育を担う唯一の施設であり、乳幼児教育・保育の充実と質の向上を目指すほか、隣接する小・中学校とのスムーズな事業連携や共同活動、情報交換を行う体制づくりに向けて、幼児教育・保育アドバイザーや学校教育アドバイザーとの連携により、取組の強化に引き続き努めてまいります。

子育て支援センターでは、児童福祉や母子保健の円滑な実施のほか、子育て世代の身近な相談窓口として、妊娠を望む家庭や、妊娠・出産後の妊産婦や生まれてきた乳幼児に対し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実に努めてまいります。

また、放課後児童クラブでは、放課後から家庭へ児童を引き渡すまでの間、安心できる生活の場の提供を引き続き行ってまいります。

子育てコミュニティ施設「キッズランド芝草」においては、子供の屋内遊び場として利

用が定着してきたことから、今後は親同士や地域との交流など新たなニーズへの対応が図られるよう、子育て世代の皆さんや地域の方々とその方法について検討を進めてまいります。

次に、学校教育の充実であります。本町のデジタル戦略に併せ、中学校のICT教育環境を最大限に活用するため、新たに学習用ソフトの充実や3Dプリンターの設置によるプログラミング教育の強化、児童生徒や教職員等を支援するICT教育支援分野の地域おこし協力隊の2名体制を継続し、主体的・対話的で深い学びを実践してまいります。

また、本町教育の不易流行を融合・継承するため、「西会津こども研幾塾」や武蔵野大学との連携協定による「アントレプレナーシップ教育」、さらに国際社会に対応できる豊かな人間性を身につけさせるための「英語教育・異国文化体験事業」、「英語検定受検料への補助支援」に加え、新たに「英語教育支援分野の地域おこし協力隊」を確保し、英語教育の強化を図るとともに、西会津高校及び町内在住高校生への支援も引き続き進めてまいります。

さらに、地域の方々が学校運営に参画する「学校運営協議会・コミュニティスクール」と地域の教育力を活用した「地域学校協働本部事業」を両輪として、学校と地域が協働・連携して地域に開かれた学校づくりを継続して進めてまいります。

併せて、最終年度となる文部科学省事業「幼保小の架け橋プログラム」については、カリキュラム開発会議を核に、連携教育カリキュラムの開発と実践、5歳児と小学校1年生を中心とした協働的な学習の実践などを通して、保小中連携体制を強化してまいります。

なお、教育関係施設においては、施設完成から20年を経過する中学校及び給食センター施設の建物・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕工事等を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、生涯を通じた人材育成のため、講座の開催や発表の機会を設けるなど、学びの環境づくりを進めてまいります。

主な事業として、若者の人材育成のための講座である西会津大人研幾塾「にしあいづLabo」等を開催し、公民館講座の充実を図るとともに、町民一人一人が主体性をもって生涯学習に取り組める場の提供を図ってまいります。

次に、読書の推進については、読書通帳を一層活用するとともに、小・中学校と取組を連携しながら、読書量を増やし読解力の向上に努めてまいります。併せて、町民の皆様にも積極的に本を読んでいただくため、広報紙やケーブルテレビを活用した本の紹介活動など各種取組を推進してまいります。

次に、スポーツ活動の推進については、運動を習慣化するため、気軽にスポーツに取り組めるグラウンドゴルフ、カローリング、ボッチャ、モルックなどのニュースポーツの普及を主体に推進してまいります。一方、競技力の向上では、ふくしま駅伝や軟式野球大会などの市町村対抗競技を中心に取り組んでまいります。また、スポーツ少年団など主体的に活動をしている関係団体を支援してまいります。

次に、歴史・文化・芸術活動の推進では、町制施行70周年記念事業として本町の自然、歴史、文化、民俗など様々なことが学べるガイドブックである「(仮称)にしあいづ学」を作成するとともに、成果を発表できる機会を設け、伝統芸能の継承と芸術文化活動を支援

してまいります。

続いて、「温故創新 地産地笑のまちづくり」につきまして、農林業・商工業・観光交流、移住・定住の促進に関する主な取組について申し上げます。

まず、農林業の振興であります。担い手の減少や遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大、米の消費量の減少など、本町の農林業を取り巻く環境は厳しい状況であり、特に、農業従事者の高齢化や減少等により、担い手不足が深刻化する中、農業者の経営力をさらに高め、農業生産を継続していくために「儲かる農業」の実現に向けた施策や、SDGsを契機とした国の「みどりの食料システム戦略」等を踏まえ、環境に配慮した持続可能な農業の推進が求められております。

令和6年度は、本町の農林業が抱える課題を克服し持続可能な成長を実現するため、本町が目指すべき農林業振興戦略を明らかにした「西会津町農林業振興アクションプラン」に基づき、戦略に掲げた重点事業を軸に、「米」「ミネラル野菜」「菌床キノコ」の振興を三本柱として各種事業に取り組んでまいります。

具体的には、町の農業者が抱える課題の解決を図り、持続可能な本町農業の体制構築に向け、令和5年度に設立した一般財団法人西会津町農業公社の運営支援を行うほか、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定や、担い手農家等の育成・支援、農業振興地域整備計画の見直しを重点事業として取り組んでまいります。

また、本町の基幹作物である米の振興につきましては、町内産良食味米のPRと品質向上を図るために実施しております「西会津一うまい米コンテスト」を継続し、知名度向上、販売力強化を図り、農家の営農意欲と栽培技術の向上につなげてまいります。

このほか、「石高プロジェクト」の本格的な推進により、デジタル面からも米の販路拡大と農家支援を行ってまいります。

ミネラル野菜の振興につきましては、健康な土づくりの次のステージに向けて、自信と誇りを持って提供できる体制、豊かさを実感できる体制、安心・安全な野菜を生産・販売できる体制を目指し、ミネラル栽培基準の見直し検討をはじめ、キュウリ生産者向け栽培暦の作成、成分分析、逸品づくりの検討、生産・販売体制の見直しに向けた調査・検討、支援制度の見直し、直売所における生産管理体制の強化などを図ってまいります。

菌床キノコの振興につきましては、パイプハウス整備への財政支援により順調に生産量と出荷額が増加していることから、産地化に向けて引き続き支援を継続し、積極的に取り組む生産者にパイプハウスの貸付けを進めてまいります。

さらに、集落営農の支援や種苗生産実証栽培のほか、引き続き風評の払拭に向けてモニタリング検査による安全・安心な農林産物のPRと販売に取り組んでまいります。

鳥獣被害防止対策につきましては、特にイノシシの被害が深刻化しているため、引き続き、鳥獣被害対策専門員2名体制を継続し、地域への支援などに取り組むとともに、電気柵の設置やICTを活用した捕獲対策の推進、新規猟銃の購入支援やわな猟免許取得支援を継続するほか、鳥獣害対策集落ワークショップを積極的に開催し、総合的な被害防止力の強化に努め、被害の低減を図ってまいります。

また、有害鳥獣解体処理施設の有効活用を図るほか、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷が制限されているツキノワグマやイノシシなど野生鳥獣肉、いわゆるジビエ肉の

出荷制限解除の実現に向けて、県と連携を密にし取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、令和6年度も引き続き、森林環境譲与税を活用した森林の経営管理に係る意向調査や、町内の間伐材を燃料として循環利用する森林資源循環利用促進事業などに取り組むほか、新たに、森林施業界明確化事業に取り組み、林業経営の効率化と森林の適正管理を推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、企業支援補助金や中小企業振興資金融資制度貸付事業を引き続き実施するほか、中小企業融資制度資金利子補給補助事業につきましては、補助対象資金を拡充し、町内企業等の支援を一層進めます。

また、無料職業紹介事業により地元企業等の求人情報を提供し、雇用の創出・確保を図るとともに、起業・創業者に対して創業支援事業や空き店舗及び空き家利活用補助事業などの支援を行うほか、本年度設立した西会津町事業承継協議会と連携した施策についても取り組んでまいります。

さらに、商工業振興の中核的役割を担う西会津町商工会に対する支援を継続するとともに、野沢中心街の賑わいを創出するため、「にぎわい番所ぷらっと」の活用などに取り組むほか、アフターコロナにおける地域経済の回復のための地域製品のブランド力強化、並びに地域活性化起業人の活用と地域製品の開発販売戦略を推し進め、さらなる「ふるさと応援寄付金」の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、観光・交流の促進につきましては、「西会津なつかしc a rショー」、「西会津ふるさとまつり」、「西会津雪国まつり」など町内外から多くの来場者があるイベントの実施により、情報発信と交流人口の拡大を図るとともに、にしあいづ観光交流協会などの関係団体と連携し、「大山祇神社」や「鳥追観音」などの町の核となる観光資源の環境整備、アウトドア資源の活用を図り、広域的な周遊観光の促進に取り組むとともに、温泉健康保養センターの温泉掘削工事並びに、機械室改修工事など計画的な維持修繕を進め、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

また、観光分野における地域おこし協力隊を新たに配置し、町の観光振興を図ってまいります。

地域資源の磨き上げについては、活力ある地域づくり支援事業の推進により、地域づくり事業に自主的に取り組む団体、町民の皆さんを積極的に支援し、地域の活性化を図ります。

さらに、西会津応援大使の方々と連携し、本町の魅力発信とさらなる交流人口の拡大につなげてまいります。

次に、移住・定住の推進につきましては、移住・定住総合支援センターをより一層強化し、空き家バンクの充実やお試し移住住宅のさらなる活用を推進するとともに、関係機関と連携しながら、移住者に寄り添った質の高い移住支援及び情報発信に取り組んでまいります。

併せて、定住住宅整備費補助金による支援を進めるとともに、空き家を町が改修し、移住者用の賃貸住宅として活用する空き家利活用事業に取り組むなど、さらなる移住者への支援や、一般社団法人全国古民家再生協会及び、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会西会津支部との連携を強化し、空き家活用に向けた取組を推進してまいります。

また、特定地域づくり事業としまして、マルチワークの仕組みにより地域に安定的な雇用環境をつくり、移住者等の地域づくり人材の確保を図ることにより、地域おこし協力隊事業の推進と併せ、移住者の就業の受け皿の創出を目指してまいります。

後継者対策では、実行委員会が企画運営する事業の評価・検証を含めた支援と、令和5年度に創設した結婚活動支援補助金の利用促進を図るとともに、多様化する結婚生活に対応するため結婚祝金の制度改正を進めてまいります。

公営住宅につきましては、町営住宅及び定住促進住宅の長寿命化計画の見直しを実施し、これに基づき各施設の適切な維持管理を行うことで、入居者の安全で安心な暮らしの確保と快適な住環境の提供に努め、移住定住の促進を図ってまいります。

また、若者定住促進住宅等の整備につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

続いて、「いきいき健康 ころろつながるまちづくり」につきましては、健康づくり、医療の充実、高齢者福祉・社会福祉、コミュニティの充実に関する主な取組について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が発生して4年が経過しましたが、本年4月から予防接種法上の位置づけが季節性インフルエンザ同様、B類疾病へ位置づけされるなど、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境は、平時の対応へと変化しております。

町といたしましては、引き続き国・県の動向を注視するとともに、町民の皆さんへの適切な情報提供に努めながら、感染拡大防止対策を継続してまいります。

また、町では、町民の主体的な健康づくりを支援するため、健康コミュニティづくり推進事業の取組から6年目を迎えるところでありますが、引き続き、長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生や地域包括ケア研究所の奥知久先生などから御指導をいただき、「からだ」の健康、「こころ」の健康、「つながり」の健康の3つによる「さすけねえわ(輪)」の健康づくりを進めてまいります。

具体的には、健康増進計画の見直しの中で課題に挙げた男性や若者、現役世代の健康づくりの取組を強化するとともに、啓発イベントや座談会などを開催し、地域での健康づくり活動を一層推進してまいります。

さらに、町民自ら考え行動する健康づくりを推進し、町民それぞれが健康意識を高め、食生活改善や運動習慣の定着などに主体的に取り組む環境づくりを進めるため、食生活改善推進員や健康運動推進員、健康づくり協力員の活動を継続・強化してまいります。

また、身体機能の維持・向上等の効果が認められるラジオ体操について、NPO法人全国ラジオ体操連盟等が主催し、NHKラジオで全国に生放送される「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が、本年8月に本町で開催されることが正式に決定いたしました。

これを契機にラジオ体操の普及拡大と浸透を図り、町民の運動習慣定着へ向けてさらに推進してまいります。

「健（検）診事業」については、受診者にその結果を説明し、次の行動や生活改善につなげるため、健診結果を理解する機会の充実と二次健診の受診勧奨の強化を図るとともに、人間ドック助成事業を広く町民に周知し、受診費用の負担軽減に努めながら病気の早期発見・早期治療につなげてまいります。

次に、医療体制の整備についてであります。本町の国保診療所は歯科を除く町内唯一

の医療機関であり、町民への医療の提供のほか、町内の施設入所者への診療や学校医・産業医など、町の医療サービス全般を担っていることから、新年度も常勤医師3名による診療体制の維持・強化を図ってまいります。

また、会津医療センターや民間病院等に非常勤医師の派遣を引き続き要請し、整形外科の診療を継続するなど、今後も安心できる医療体制の整備と安定した地域医療サービスの充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実では、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画」に基づき、元気高齢者から要介護高齢者まで全ての高齢者の皆さんが、切れ目なく介護予防や重度化防止に取り組める体制を強化するとともに、医療と介護、福祉のスムーズな連携のための体制づくりをさらに進めてまいります。

さらに、町のこれからの医療・介護・福祉の在り方、進むべき方向を定めた「西会津町医療介護連携推進基本構想」に基づき、介護老人施設の整備について、まちづくりとの連動や整合、そして財源確保の方策など全庁横断的な検討と、町民の皆さんとの合意形成など多くの課題への対応を進めてまいります。

また、認知症に関連する相談や要介護等認定申請が増加していることから、認知症の早期診断・早期対応による重度化の防止と、より身近な地域における本人や家族に寄り添った支援体制の整備など、認知症にやさしいまちづくりをさらに進めてまいります。

地域での見守り体制につきましては、高齢になっても住み慣れた地域でその人らしい生活ができるように、地区サロンや地域ネットワークづくりを支援するとともに、見守り協定を締結した郵便局や宅配業者等との連携を強化してまいります。

次に、社会福祉の充実では、社会情勢の急激な変化により、地域におけるボランティア活動へのニーズが多様化し広範な分野に及んでいることから、新たにボランティア活動サポートセンターに配置する地域おこし協力隊や福島大学と連携し、これまでの活動の磨き上げに加えて、町の課題解決のために得意なことや好きなことを生かして会員自らが企画・提案していく新たなボランティア手法を確立し、活動を通じた生きがいの強化に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の充実では、現行の西会津町第6期障がい者計画並びに、令和6年度から3年間を新たな計画期間とする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に基づき、近隣市町村や町内外の関係機関と連携を図りながら、誰もが安心して、生きがいをもって暮らし続けられるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、コミュニティの充実では、人口減少や少子高齢化が進む中、集落機能の維持や集落活性化に向け、引き続き集落支援員及び集落支援担当の地域おこし協力隊を配置し、奥川・新郷地区の支援に加え、野沢・尾野本・群岡地区にも範囲を広げ、様々な視点で支援を進めてまいります。

続いて、誰もがここちよく暮らせるまちづくりにつきまして、雪対策、交通体系・道路網の整備、情報通信、消防防災・安全対策、自然・環境保全、上・下水道の整備に関する主な取組について申し上げます。

まず、雪対策につきましては、昨年12月に策定した雪対策基本計画(第2期)に基づき、

官民協働による克雪活動を進め、町民生活に支障を来さないよう引き続き道路除雪に努め、除排雪に必要な施設整備や除雪機械等の更新を計画的に進めてまいります。

また、冬期間でも安心した生活が送れるよう、日々の生活に支障となる除排雪対策として、雪処理支援隊の充実と除排雪費用助成事業の円滑な運用を進めるほか、冬期間の雪対策に限らず、一年を通した高齢者等の見守り体制の強化などについて、地域の皆さんや関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

次に、町民バスについては、車両の更新整備をはじめ、定時定路線バスとデマンドバス、それぞれの利点を生かした運行の見直しを図り、利便性の向上に努めるとともに、地区のサロンや老人クラブを対象とした出前講座などの機会をとらえ、A I オンデマンドバスの周知を図るなど、バス交通体系の充実と利用促進に努めてまいります。

道路網の整備につきましては、安全・安心の確保と持続性のある地域づくりを支え、良質な社会資本を将来に確実に引き継ぐため、効果的な整備と効率的な維持管理に努めてまいります。

町道の改良事業は、地域からの要望等に基づき計画的に整備を進めてまいります。修繕事業は、老朽化している橋梁やスノーシェッド等の点検結果と長寿命化修繕計画に基づき、損傷度や路線の重要度等を勘案しながら、計画的に修繕を進めるとともに、舗装については、路面性状調査の結果に基づき、計画的に修繕を進めてまいります。

農道や林道につきましては、その開設目的に沿った維持管理に努めてまいります。

国・県道につきましては、町を横断、縦断する重要幹線として、その整備や適正な維持管理を関係機関へ強く要望してまいります。特に、町縦貫道路の区間については、早期完成に向けた整備促進を積極的に要望してまいります。

また、令和4年8月の水害による通行止めの経験から、災害に強い道路や河川の整備を国、県に要望してまいります。

次に、デジタル変革の促進では、引き続き「デジタル戦略」を推進し、デジタル技術を戦略的に有効に活用し、地域課題の解決や行政サービスの向上、移住定住の促進等を図ってまいります。

次に、消防防災・安全対策については、小型動力ポンプ付消防積載車1台を更新し、施設設備の充実を図るとともに、消防団の処遇改善や活動環境の見直しを行い、消防力の充実強化を図るほか、防災アプリや雨量観測システムなどのデジタル技術を有効に活用し、災害に強い安全なまちづくりを進めてまいります。

また、空き家対策では、計画的に危険空き家の解体撤去を進めるとともに、空き家の実態調査によるデータベース化を行い、空き家の適正管理と安全確保に努めてまいります。

次に、自然・環境保全につきましては、快適で住みやすい生活環境づくりに向けた取組として、喜多方地方広域市町村圏組合の構成3市町村で共同処理するごみ処理について、より一層環境に配慮したごみの分別・収集・資源化の促進を図っていくため、圏域が一体となって方策を検討し、その実現に向けて取り組んでまいります。また、同時に、町内でのごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ拾いボランティアなど、町民とともに身近にできる取組を考え、実践に移してまいります。

また、老朽化が進んでいる「さゆり公園」施設の計画的な更新により、利用者の利便性

向上を図るほか、福島レッドホープスとの連携や、大学、高校等のスポーツ合宿の誘致などによる施設の有効活用についても積極的に取り組んでまいります。

次に、上・下水道の整備のうち上水道等につきましては、安全で安定した飲料水を供給するため、老朽管や施設設備の更新を計画的に進めるとともに、引き続き水道未普及地区の解消等について取り組んでまいります。

また、集落営などの水道事業に係る課題解決の支援に取り組んでまいります。

下水道につきましては、施設の長寿命化対策と農業集落排水処理施設の統合等により、効率的な運営に努めるとともに、個別排水処理事業の普及促進を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金事業については、「日本の田舎、西会津町。」を最大限活用した地域産品のブランド力強化並びに地域活性化起業人の活用と地域産品の開発販売戦略を推し進めるとともに、「さとふる」や「楽天」など10か所のインターネットサイトを活用した地場産品のPR、現地ツアー及び都内PRイベントの開催などにより本町を寄附先に選んでいただける仕組みづくりを推し進め、寄附額2億3,000万円以上を目標に自主財源の確保と西会津ファンの獲得に努めてまいります。

最後に、これら計画の推進に向けた取組として、まちづくりの根幹を成す「まちづくり基本条例」に基づく町民主体の協働のまちづくりを一層推進し、官民連携による効率的で効果的な事業運営を進めてまいります。

以上、令和6年度の町政の執行に関する大要を申し上げましたが、将来に夢と希望が持てる活気のあるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国において、会計年度任用職員の待遇改善を図ることを目的として地方自治法を改正したことに伴い、令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することとされたことから、町の会計年度任用職員へも勤勉手当を支給するために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号、西会津町私債権管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、使用料・手数料等の私債権について、税同様、公平・公正な負担を図る観点から、令和6年4月より遅延損害金を徴収するための必要な改正をするものであります。

次に、議案第4号、西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

庁舎整備基金は、役場庁舎の整備に充てるための基金であります。役場庁舎のみならず広く公共施設の整備や維持修繕にも充てることができるように所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号、西会津町税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国の令和5年の税制改正により、地方税法が一部改正されたことに伴い、町税条例につきましても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 6 号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、引用法令の変更が必要となり、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 7 号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、引用法令の変更が必要になったほか、高額療養費の助成金における算定方法について規則に委任する旨の改正を行うものであります。

次に、議案第 8 号、西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人口減少に伴い診療所の受診者が減少する中、道路網やバス交通体系の整備により、西会津診療所での受診機会の確保が図られたことから、休診している新郷診療所を廃止するために、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 9 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和 6 年度から 3 か年の第 9 期介護保険事業計画において設定する第 1 号被保険者の介護保険料について定めるほか、低所得者の軽減強化に関する特例措置を定めるものであります。

次に、議案第 10 号から第 12 号までの下水三事業の条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今次の条例改正は、西会津町私債権管理条例の一部改正に合わせ、督促及び延滞金に係る事項を定めるものであります。

次に、議案第 13 号から議案第 18 号までの令和 5 年度補正予算について申し上げます。

今次の補正は、それぞれの会計において、国県補助事業等の事業費確定に伴う補正や既定予算の全般にわたる最終的な整理を行ったほか、年度内に予算措置を必要とする経費及び年度内の完了が見込めない事業の繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第 19 号、令和 6 年度西会津町一般会計予算について申し上げます。

まず、令和 6 年度の当初予算編成に当たっては、西会津町総合計画（第 4 次）に掲げる各種取組により、「笑顔つながり 夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」の実現に向けた予算編成に努めたところであります。

具体的に、歳入におきましては、町税等の自主財源を適切に見込むとともに、地方交付税など依存財源については、国の地方財政計画や県の予算編成指針、税制改正等の動向に注視しながら十分に情報収集を行い調整いたしました。

また、歳出においては、総合計画の実現を基本とするとともに、様々な制度改正等にも遺漏のないよう配慮しつつ、地域経済の発展と町民福祉の向上を図るため、行政需要を的確に把握し事業を取捨選択することで、最小の経費で最大の効果を図るよう努めました。

この結果、一般会計の総額は 63 億 9,500 万円となり、前年度と比較して 1,200 万円の増、率にして 0.2%増の予算となったところであります。

次に、議案第 20 号から議案第 26 号までの令和 6 年度特別会計予算についてであります。これらは、それぞれ特定の目的に応じた事業を実施するための所要の額を計上したものであります。

次に、議案第 27 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について申し上げます。

今次、変更をしようとする計画は、尾野本辺地の計画であり、町道小杉山線の改良舗装工事に係る辺地対策事業債の借入れ予定額が変更になることから、法令の定めるところにより計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 28 号、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

今次の計画変更は、令和 6 年度以降の町総合計画・実施計画の調整や令和 6 年度当初予算編成に合わせ、温泉施設温泉井等整備事業、集落型ライスセンター等整備事業、西会津診療所の自動血液分析装置を更新するほか、石高プロジェクト事業など 4 事業を計画に盛り込み過疎対策事業債を活用し、公共的施設の整備等を図ることから、法令の定めるところにより計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 29 号、西会津町第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画の策定について申し上げます。

令和 6 年度から 3 か年の両計画につきましては、今年度、関係機関の代表者などからなる策定委員会を中心に、その策定作業を進めてまいりましたが、このほど計画がまとまったことから、議会基本条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんに申し上げます。11 時半より、全員協議会を開催します。開催時間までに議場へお集まりください。

全員協議会終了後、広報広聴常任委員会を開催してください。会場は議場です。

広報広聴常任委員会終了後には経済常任委員会を開催してください。会場は第 2 委員会室です。

以上であります。お疲れさまでした。(11 時 27 分)

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年3月11日（月）

開 議 10時00分
延 会 15時07分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第4号）

令和6年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 仲川 久人 | 2. 紫藤真理子 | 3. 長谷川 正 |
| 4. 上野恵美子 | 5. 小林 雅弘 | 6. 荒海 正人 |
| 7. 秦 貞継 | 8. 猪俣 常三 | 9. 青木 照夫 |
| 10. 武藤 道廣 | | |

○議長 おはようございます。

令和6年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から13年がたちました。改めまして、心から犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

発生時刻の午後2時46分に、犠牲となられた方々の御冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。その時刻が本会議中の際は暫時休議しますので御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。

質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

なお、重複している質問がありますので、質問・答弁を確認し、同じ質問にしないように努めていただきたいと思います。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 2番、仲川です。通告に従い一般質問をさせていただきます。2点ほど質問いたします。

まず1点目、各種アンケートの実施に関してです。

行政の中で住民に対して様々なアンケートを実施しております。国や県からの意向であったり、町民の声を聞くためであったりと、行政の立場からすると必要と判断して実施していると思います。しかし、こうしたアンケートに対して内容がうまく伝わらず、分からなくなったり、何をどうして答えていいのかわからなくなったりと不安になる方もおられます。

役場から来た文書だということで、どうしていいのかわかり、不安になり、近所の方に聞いたり、区長さんに相談したりする方もいらっしゃるようです。特に高齢の方に多く見られるそうです。我々の親の世代では、役場という存在に対して非常に威厳があり、粗相があつては大変だというような考えから、不安になる方もいらっしゃるのだと思います。

こうした中で、実施されるアンケートについて、町としての見解をお伺いいたします。

まず1点目は、町民の声を聞くという意味ではアンケートは必要なことではありますが、その目的は何か。

2点目に、直近に実施された各種検診、農業関係の調査が実施されましたが、担当課では分かりやすくする工夫などをされたのでしょうか。

3点目にアンケート実施に対して、町民の負担軽減策を取られているのか。

以上の3点をアンケートに関して質問いたします。

次に、行政からの配布文書についてです。

回覧文書も含め、日々様々な文書が区長さんを通じて町民へ配布されています。また、直接郵送されてくるものもあります。こうした配布物に関して、お伺いいたします。

1、自治区町経由の配布物や回覧物の量はどれくらいになっているのか。

町民に対する年間の郵送料はどのくらいになるのか。

3つ、配布文書量の軽減対策は考えているのか。

4つ、経費削減の観点からも、電子文書の利活用は検討されているか。

5つ、文書配布にかかる負担に対して、区長報酬のほかに報酬等を支払うことも検討してはいかかがか。

以上、大きく2点について質問させていただきます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 2番、仲川久人議員の各種アンケートの実施に関しての御質問のうち、まず1点目のアンケートを実施する目的についてお答えいたします。

町では、町民のみなさんの声をお聞きする公聴業務として、町ホームページを活用した、まちづくり提案制度「町長へのおたより」や意見公募（パブリックコメント）、メールによる各課への直接のお問合せのほか、町長が開催を希望される自治区を訪問する「町政懇談会」や現地を視察する「町長の自治区訪問」、さらには陳情・要望や町民参加型合意形成プラットフォーム「デシディム」などで、広く町民の皆さんから意見・提言、要望等をお聞きし、町政に反映しているところであります。

これらの声を基とした町の計画策定や政策の立案・実施計画時には、より具体的な内容について、町民の皆さんの現状や考え方、ニーズ等を詳細に把握する必要があるため、各課等においてそれぞれ目的別にアンケート調査を実施し、現行政策や事業の評価検証等も含めて様々な点に活用させていただいております。

次に、3点目のアンケートの実施に際しての町民への負担軽減策であります。アンケートの作成に当たっては、その目的や調査主体、提出方法、調査結果の活用方法などについて、誰にでも分かりやすい内容や簡潔な質問文の作成、調査する分野の限定などに努めております。

具体的には、設問数をあまり多くしないこと、選択肢から1つだけ選ぶのか、複数選べるのかなどの回答方法を明確にするとともに、どのような設問であれば回答しやすいかを意識しながら作成するようにしており、さらには丁寧な依頼文の作成にも取り組んでいるところであります。

しかし、調査の目的によっては、より具体的な内容を把握するために記述方式等を含めた回答方法など、多少複雑なお願いする場合がありますが、今後とも町民の皆さんになるべく負担のかからないアンケート調査の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 2番、仲川久人議員の各種アンケートの実施についての御質問うち、2点目の各種健（検）診の意向調査についてお答えいたします。

健（検）診は、病気を早期に発見し早期治療につなげるだけでなく、毎年定期的に受診することにより経年的に健康状態を把握することで、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸につながる大切な検査であります。

町では、特定健診をはじめとした基本健診や国が推奨する各種がん検診について、法令やガイドライン等に基づき実施しておりますが、健康増進課では、町民の皆さんが健（検）診を円滑に受診いただけるよう、毎年2月に意向調査を実施しているところであります。

この調査は、町の健（検）診を受けるか受けないかについて、対象となる全ての町民の

皆さんに確認するもので、該当する箇所には丸印を付けていただく形式の調査であります。担当地区の健康づくり協力員が、各家庭に調査票を配付し、期限までに調査票を回収していただくようお願いしています。

調査に当たっては、事前に開催する「健康づくり協力員会議」で調査内容について詳しく説明させていただき、身近な健康づくり協力員が、町民の皆さんがスムーズに回答できるよう支援する体制を取っています。

このようにできるだけ分かりやすく、回答しやすい意向調査に努めておりますが、一部の資料で複数件の問合せがあり、説明が不足していたと思われる部分もございます。町としましては、今後さらに検討を加え、分かりやすい資料や文書の作成に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 2番、仲川久人議員の各種アンケートの実施についての御質問のうち、農業関係の調査についてお答えいたします。

今年度、農業関係では3つのアンケート調査を実施しており、1つ目は令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画」を策定することに伴う「目標地図」の素案作成のための「農業経営や農地利用に関する意向」に関するアンケート調査であります。

本調査の実施につきましては、国から示されました参考様式を基に、質問項目を分かりやすい表現に書き換えたほか、文字を大きくするなどの加工を加えて実施したところであります。

また、アンケートの回収においては、不明な点や記載方法への対応、回収率の向上を図るため農業委員及び最適化推進委員、町職員による対面式の相談回収を町内4か所において実施したところであります。

2つ目のアンケートは、農地法において農業委員会が毎年1回、農地の利用状況パトロールを行い、その結果に基づいて実施する「利用意向調査」であります。本調査の回答様式につきましては農地法施行規則により定められており、今後も同じ様式を使用することになります。

3つ目のアンケート調査は、町が鳥獣被害の実態を把握するために行っているもので、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシの獣種ごと、また地区ごとに農作物等の被害額と面積を集計しております。本アンケート様式は、町が任意で作成しているため、これまで回答された方からの御意見等を反映して適時様式の見直しを行い実施しております。

いずれのアンケート調査につきましても、法令や今後の町農林業施策のための大切な調査でありますので、今後も分かりやすく見やすい内容に配慮して実施してまいりますので、御理解願います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 2番、仲川久人議員の御質問のうち、行政関係の配布物についての御質問にお答えいたします。

初めに、自治区長経由の配布物と回覧物の量についてお答えいたします。

町では各自治区の自治区長を通じて、町の各種事業やイベント情報を周知するチラシや

ポスターをはじめ、学校や町関係団体の発行する広報誌、喜多方警察署や西会津消防署などからのお知らせ、選挙公報や町民カレンダーなどの不定期配布物なども含め、自治区長文書として配布しております。

配布回数につきましては、過去には毎週区長文書を配布しておりましたが、毎月1回発行の町広報誌や広報お知らせ版などに情報を集約することで、現在では毎月第2週と最終週の火曜日から水曜日に配布しております。

令和5年度の実績については、1月末までで20回の自治区長文書のうち、全戸配布物が114件、回覧文書が118件、区長個人宛が33件となっております。

次に、町民に対する年間の郵送料はどのくらいになるのかとの御質問であります。自治区長文書の配達については、町シルバー人材センターに自治区長宅までの文書の配達を委託しており、自動車運転手数料については、年間で48万円程度であります。

次に、配布文書量の軽減対策等は考えているのかとの御質問であります。自治区長の負担軽減及び経費削減の観点から、文書内容の必要性や緊急度を精査し、配布する文書量の少量化を図ることや、行政情報や町民生活に密着した情報をタイムリーに発信するためケーブルテレビやホームページなど、自治区長文書以外での情報提供に努めるよう庁内に周知し取り組んでおります。

次に、電子文書の利活用は検討されているのかとの御質問であります。行政DXの推進により、従来のホームページやケーブルテレビなどによる情報発信に加え、FacebookやLINEといったSNSを活用した情報発信にも取り組んでおります。

今後も町民ニーズを見極めながら、新たな技術の導入などを検討してまいります。情報通信技術を利用できる人とできない人の格差である、いわゆるデジタルデバイド対策として、紙媒体での情報発信も当面継続していく考えであります。

次に、文書配布にかかる負担に対し、区長報酬のほかに報酬などを支払う事も検討してはどうかとの御質問であります。西会津町行政組織規則に規定される、自治区長の所掌事務において、「各種の調査報告及び申告等の記載指導並びに関係書類の集配に関する事項」の定めがあることから、区長報酬とは別に文書配布に係る報酬等を支払う事は予定しておりませんので、御理解願います。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 今、答弁いただいた内容を確認しましたが、アンケートの目的等についてはおおむね理解いたしました。

しかし、例えば検診関係のアンケートに関して見てみますと、自分も検診のアンケートを実施いたしました、記入してみました。そうした中で、我々の世代だと、そんなに大変なものではないような感じも受けました。分かりやすい感じもあったんですけど、地区の委員さんですね、アンケートを回収してる委員さんの話を聞くと、結構分かりにくくて、何度も何度も自宅に訪問して、再度、結局ヒアリングでやってるようなこともありました。

その中で、その委員さんの話を伺うと、やはり我々は丸をつけると、丸か×か、丸をつけるだけで簡単なふうに思われるんですが、質問の項目が、1番で丸をつけた方何番に飛ぶとか、そういったものであったり、一番分かりやすく言われたのが、働き盛り検診という名前、これだけで自分はもう働いてないからこれ自分に関係あるのかと言われる方

もいて、未回答のまま返ってきましたというようなことをお聞きしました。

そういった場合、役場に戻ってくるアンケートの回収されたものについては、皆さん行政側で確認されていると思いますが、きちっと整理されたアンケートが返ってきてと思います。それはそうした間に入る委員さんが各家庭を回ってヒアリングして、空欄の部分はどうかこうだというようなことをヒアリングしながらアンケートを完成させている。そのアンケートが役場のほうに提出されるような、今状況になってます。そうした委員さんの負担というのは、ものすごい負担になっておりまして、そういったことから、じゃあ何が一番必要だと思いますかというようなことを聞いたところ、本当に検診だったら検診をやるかやらないかの2つだけでいいと。それだけでいいんです。あと、バスの送迎に乗って行きますか行きますかじゃなくて、乗ってってくださいだけでいいと。そのぐらい単純なものでいいそうです。そうしてほしいというような声もありました。

そうしたことから、少しでも簡単に分かりやすくっていう工夫とかは、もう少しできないものでしょうか。

我々が考えるものと、高齢者、90 ぐらいの方、高齢世帯だけの方が考える、取る取り方っていうのは大きく違っているんですね。そういったことも配慮していただくようなアンケートっていうのにしていただきたいのですが、そういう工夫とかっていうのは検討していただくことはできないのでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 検診についての再質問にお答えいたします。

検診の意向調査の目的としましては、まず数の把握というのがございます。夏に、8月から9月にかけて総合検診実施いたしますが、この数を把握して委託先に伝える、こういった作業ができてきますので、これはどうしても必要なことになります。

分かりやすい意向調査の実施ということですが、議員もおっしゃいましたとおり、答弁で申し上げましたとおり、健康づくり協力員さんに協力いただいて、この意向調査回収しております。町内に今 114 人ほどの協力員さんがいまして、おおむね 20 件から 30 件ほどの担当を持っていただいております。

それによって、やはり高齢になればなるほど、なかなか回答しにくいという部分はあるんですが、それをきめ細かく対応していただくために、それぞれの地区の協力員さんに協力いただいて、記入のお手伝いをしていただくという体制を取っていまして、これまでの経過から改善を重ねて今の形になっているという認識でございます。

今後も議員の意見も踏まえながら、また改善できるところは改善しつつ、今後も意向調査については継続してまいりたいと思います。

ただ、今後考えられるのはやはり、これから次の世代になってデジタルの活用などできる状況になりましたら、そういったことも将来的には検討する必要があるかなとは考えておりますが、今現状ではやはりこのやり方が、今、ベストではないかもしれませんが、ベターなやり方ということで考えて実施しております。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 分かりました。工夫を重ねていって見やすい、分かりやすいアンケートを実施していただきたいと思います。

それで、委員さんのほうからアイディアというようなことで提案された内容が1つあって、なかなか面白い内容だなというふうに思ったところであります。

それはどういうものかという、議会だより、我々議会でも議会だよりを作っておりますが、文字が多いと拒絶される傾向に非常に多くあるっていうのが、議会だよりを作っている中で分かってきて、なるべく写真やイラストを多く取り入れようというような取組をしております。

こういった中で、絵で、漫画をイメージしていただくと一番分かりやすいのかもしれないですけど、漫画のような対話形式で検診しますか、どうしますと、漫画って言葉が短いんですね。短くて、その中で分かりやすく伝えるように工夫されている部分があるので、そういうイラストとかそういうものを多く使って、分かりやすいアンケートを作ってみていただくと、非常に委員さんのほうでも、いいんじゃないかなっていうような意見ありましたので、ぜひそうした取組も含めて、今後アンケートを出される場合は工夫を重ねていていただきたいというふうに思います。

あともう一点は、タブレット端末、委員さんの。

○議長 仲川議員に申し上げますが、一問一答ですので、一つ一つ質問してください。

○仲川久人 それでは、タブレット端末ということで。

○議長 今のイラストの件で1件、質問ですか。

○仲川久人 イラストとタブレットを両方を提案していただけるというようなやり取りがありましたので、それで1つの、質問ではないんですけど要望ということでお話ししたいと思うんですけど。分けたほうがよろしいでしょうか。

○議長 いや、分けることができれば分けたほうがいいと思いますけれども、そのまま続けてください。

○仲川久人 ありがとうございます。

これも推進員さんから出された案なんですけど、タブレット端末、我々議員もタブレット端末使ってます。そのタブレット端末を推進員さんのほうに貸出しして、その端末でもってアンケートをその場でやっていく。そういうことがあれば2度3度自宅のほうにお伺いしなくてもいいので、そういうことはできないんですかねっていうようなお話もありました。

こういったタブレットの活用っていうのも視野に入れながら、アンケートを実施するようなことを検討していただくと、なおよろしいのかなと思いますので、その辺も御検討いただけるとありがたいですけど、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 仲川議員から提案いただきました。

まず、調査票の記入についてイラストなどを使って、進めやすいように回答しやすいようにしたらどうかということだと思いますが、確かに今、現行でやってるこういうやり方では、文字を大きくするような工夫はしておりますが、そういった感じにはなっておりません。できるかどうか検討してみたいと思います。

それからタブレット端末の活用ですが、先ほども申し上げましたが、将来的にはデジタルを活用したそういった調査というのも検討が必要だと考えておりますが、健康づくり協

力員さん、まずそういったものに慣れる必要もありますし、費用もまだどれぐらいかかるかっていうのは調査したことがありませんので、将来的な課題として認識は持っておきたいと思います。

少し違う話ですが、検診の会場で、今年度から委託業者のほうで、問診票今まで手書きでしたが、これからタブレットを使って問診するというような改革というか、業務改善も行いますので、参考まで申し上げます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。

こうした取組を進めていくことで、西会津町は非常に予防接種なども無料で住みやすい町だという、近隣町村の方からも評価を得ていると思います。私自身も西会津に住んでいて、そういう行政サービス、すごく充実しているというふうな実感があります。今後もそういった町民目線で立った行政の運営を進めていただけると非常にもっともっと西会津いい町になると思いますので、そういうことをよろしくお願いします。

それでは、次の質問のほうに移ります。

行政からの配布文書ということで、いろいろ総務課長の答弁にもありましたとおり、いろんな施策をしていることは分かりました。そして、数々の警察署、消防署、その他の各種団体等からの配布物もあるということで、どうしても量が多くなる。これについては理解いたしました。

その中で、年間の郵送料は、シルバー人材の48万円。これについては区長さんのほうに文書を届けるということだと思いますが、役場全体でどのぐらい個人のほうに郵便料金を払って出しているのでしょうか。その辺分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 2番、仲川議員の質問にお答えしたいと思います。

まず郵便料なんですけど、一応、個人とか団体とかっていうような部分の区別はしておりませんのを大前提といたしまして、令和4年度の決算ベースで申し上げさせていただきたいと思います。

令和4年度の決算ベースでは、年間の郵便料といたしましては1,330万円ほどでございます。

なおこの中には、消費回復商品券の発送分という部分で、こちら書留というかレターパックという形でその部分で入っておりますので、その分130万円ほどが多くなっているということでございます。

金額については以上でございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 1,330万、結構な金額が郵便料金ということで、経費としてかかっているということですが、やはりこういう郵便料金を少しでも減らす工夫があれば、なおいいのかというふうに思います。

私も様々な課からお手紙等来ますが、一度にその日、同じ日に複数の課から手紙が来ることがあります。企画情報課さんであったり、商工さんであったり、農林課さん、複数の

課から3通届きます。これ非常に民間の企業の方からするともったいない。私はサラリーマンのときに、こういったことで無駄な経費を使うなど、よく上司のほうに叱られていた記憶があります。そういったときに、どういった取組をしているかという、民間企業の場合ではよくやられていたのが、今日誰々さんに発送します、どこどこの会社に発送します、同じところに発送する方いらっしゃるようであれば、総務課に持ってきてくださいと。総務課でまとめて1本で出すというようなことをしておりました。そして、そういうふうなことをすることで結構な経費の削減ができます。

庁舎内ではそういった工夫はされているのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 答えいたします。

まず初めに、先ほど1,330万と申し上げましたのは、個人宛じゃなくて全部町外も含めての部分で、町全体をということで御理解いただきたいと思います。

今、御質問の、いわゆる議員からの御質問のとおり、同一人物への郵便の発送という部分については、現在のところそういう取組は、できるものはやっておりますが、各課までの部分についてはやっていないというのが現状でございますので、今後、業務改善の一環としてそういうものが可能であれば、取り組むことも必要なのかなと考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。そういった取組を少しずつ重ねて、経費のほうを削減することができれば、なおいいのかなと思います。

それと併せて、電子メール、こういったものがよく何らかのお知らせ、こういう会合がありますなんていうお知らせなんかは、私は電子メールでいいと思うんですね。以前、協働のまちづくりっていうのに参加させていただいたことがあるんですけど、その中のやり取りは全て電子メール、LINEを使って会議の開催の案内であったり、詳細な資料であったりも、そのLINEを使ってやり取りをしておりました。今、議会の中でもLINE WORKS、これを使って情報のやり取りをしております。

紙の文書じゃないと駄目だという人もおられるということですが、そういった方は紙で、電子メール等で発信してもいいよという人であれば、電子メールを活用するっていうのも大きな改革の一つだと思いますが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 答えします。

電子メール並びにSNSの活用ということの御質問でございますが、議員も御承知のとおり、10月からは郵便料がちょっと値上げになるということが予定されておりますので、町といたしましても、いわゆる郵便料の削減並びに紙の削減というような、紙の量の削減という観点から、やはり電子メールで変えられるものは変えていこうという形で、令和6年度から取り組んでいこうということで、今、検討していたというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

ただ、町民の皆さんに等しく知らせる中で、電子メールだけとか、それはなかなか厳しいものもございますので、当面やはり紙媒体での重要なお知らせについては、やはり広く高齢者の方にもお知らせしたいということから、紙媒体は当面続けていく予定でございます。

す。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 そういったデジタル戦略に基づいて、そういった取組を進めていただきたいと、ぜひ進めていただきたと思います。

最後の質問になりますが、区長の報酬、これは現在変更をする予定はないということで御理解願いますということでしたが、この区長報酬とはいつ頃に制定されているのでしょうか。いつから今の金額になって、どのくらい経過しているのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 区長報酬についての御質問にお答えいたします。

自治区長報酬につきましては一応、中には均等割と、いわゆる戸数割という形でございまして、均等割につきましては年額 7 万 8,000 円です。戸数割については 1 戸当たり 2,200 円というような形でなっております、この改定につきましては平成 29 年に改定しているということでございます。

以上でございます。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 平成 29 年ですので、今、昨今の物価高騰、人件費の高騰等踏まえて、そろそろ改定する必要があるのではないのかなというふうに思います。

職員給与、そして民間の給与も少しずつ上昇していく傾向が見られる現在、こうした区長さんの報酬も上げていく必要があると思います。特別に謝礼を、一般質問の中では別に報酬を支払ってはどうかという案も出しましたが、文書の軽減策、いろいろ行政の中で取り組んでいただけるということですので、文書量は少しずつ減っていくと思われますので、この区長さんの人件費等、もう一度再考していただいて、今の時勢にあった改定をしていただきたと思います。

こうした中で、いろんな取組を行政のことでアイディアを出していただいて、町民が暮らしやすいまちづくり、そういうのを進めていってほしいというふうに思いますので、今後も行政のほうで若い人、いろんな我々の高齢の世代とは違って、若い方は若い職員の方いろんなアイディアを持ってる方はたくさんいらっしゃいます。そうした若い人の声も取り上げていって、少しでもよくなるような工夫を進めていってほしいということで、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長 仲川議員、報酬アップについての答弁はよろしいですか。

○仲川久人 はい、お願いだけで。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 おはようございます。1 番、紫藤眞理子でございます。

本日は、西会津町の防災対策についてお尋ねしたいと思います。

質問に移る前に、くしくも 13 年前の今日発生した東日本大震災と今年 1 月 1 日に発生した能登半島沖地震で、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の大地震は、隣の新潟県でも建物の倒壊や液状化などの被害も多く見られ、災害の怖さを再認識したところでございます。阪神淡路大震災、東日本大震災、新潟・福島豪雨、熊本地震、能登半島沖地震、そして最近では千葉県の方東沖地震の頻発、そして近い将来

起こるであろう南海トラフ巨大地震や首都直下型地震など、災害はいつどこで発生するか分からない状態でございます。直下型地震や南海トラフに至っては、今後 30 年の間に 70 から 80%の確率で起こるであろうと想定されています。

会津も日本海や太平洋に面しているわけではございませんが、我々の近くに存在する磐梯山は活火山であり、噴火の可能性も考えると、会津の安全神話に浸ってばかりはいられない状況だと思います。

そこで、少しでも安心して生活ができるよう、西会津の防災について 4 点ほど伺いたいと思います。

まずは、町では西会津町国土強靱化地域計画を策定しておりますが、その内容は町民の方にどれだけ理解されているとお考えでしょうか。

続いて、全戸に配布されている西会津町防災マップ 2022 年には、町内の危険区域が記されていますが、危険区域付近に住んでいる住民の方々に対して、例えば土石流や地滑り、川の氾濫に見舞われた場合に具体的な対応策について、町はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

3 つ目、災害時、被害を最小限に抑えるためには、日頃からの防災対策や自助・共助の意識を持つことが最も重要だと思っています。すなわち自分の命は自分で守り、地域で助け合うことが基本となります。

そこで、高齢者や一人暮らしの方への対応を含め、自治区における共助の必要性や、現在の状況、問題点などがあればお聞かせ願いたいと思います。

そして最後ですが、公助についてお伺いします。

災害が起きたとき、少なくとも 3 日、できれば 1 週間は自力で生活できるよう準備をしておく必要があると防災マップには記されています。

町としては、町民を支援する備蓄品の品目と量についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1 番、紫藤議員の町の防災対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに 1 点目の、西会津町国土強靱化地域計画の町民の理解度の把握についてであります。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」が平成 25 年に公布・施行されました。

これにより、国において大規模自然災害等に強い国土及び地域をつくるため具体的な施策の実施に向けて「国土強靱化基本計画」が策定され、さらに年次計画により各種防災・減災施策を計画的に推進することで、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図りながら、強靱な国づくりを目指しております。

一方で、県や市町村などの地方自治体では、国土強靱化基本法にある国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するため、全国の都道府県及び市区町村において国土強靱化地域計画の策定が進められております。

これにより本町では、令和 2 年 9 月に西会津町国土強靱化地域計画を策定し、西会津町総合計画や西会津町地域防災計画などとの調和を図りつつ、防災・減災の施策として、公共施設の耐震化や長寿命化、災害時避難に備えた太陽光パネルの設置、防災行政無線の整

備、防災マップの作成などハード・ソフト両面で、国の各種補助や交付金等を活用し施策に取り組んでおり、もって安心安全な地域づくりを目指しております。

御質問の計画内容の町民のみなさんの理解度について町として把握はしておりませんが、町ホームページに計画書を掲載し、その周知に努め、理解を深めていただく機会としております。

次に２点目の、ハザードマップ上の危険区域付近の具体的な対策についてお答えいたします。

日頃から災害の備えとして、危険が迫ってきた際に自ら身の安全を守るため、地域の危険箇所や避難場所、避難ルートなどを家族や地域の皆さんと話し合い、確認しておくことは大変大切なことと認識しております。

このため町では平成 22 年 3 月に初めてハザードマップを作成し、これまで、より災害時に活用できるよう改訂を加え、地域ごとに土砂災害警戒区域や急傾斜地などの危険箇所、避難場所や指定避難所などを地図上に示し、それに加えて日頃の備えや災害時の行動を防災マップにまとめ、令和 4 年に町内全戸へ配布しております。

また、ハザードマップの作成に当たっては、地域の意見を聞く機会や出前講座、図上訓練などを実施したほか、近年では防災マップを活用した防災教室を関係機関や団体などの要請を受け実施しており、今後も防災意識の高揚を図るため周知に努めてまいります。

町といたしましては、近年予測不可能な地震を除けば、気象情報の高精度化により災害への備えを事前に行うことが可能となっているため、いざという時に迅速な行動が取れるよう、町民の皆さん各自の防災知識の普及・啓発に努めるとともに、行政における十分な準備と情報伝達などの訓練を行い、災害への備えと発災時の迅速な災害対策を図り、防災・減災につなげられるよう取り組んでまいります。

次に３点目の、自治区における共助の必要性についてお答えいたします。

近年、度重なる自然災害を経験し社会の様々な主体が連携して防災・減災に向け行動することが、これまでになく社会の中で認識されるようになってきております。なかでも特に、大規模な災害になればなるほど、公助の手が行き届くまで、発災時から発災直後、応急対策、復旧復興の様々な場面で地域の共助が大変大きな力となります。

このため、日頃から地域とのつながりを持ち、いざという時に互いに助け合う関係を地域で構築しておくことは大切なことであり、自治会活動もこの一つであると認識しております。

町といたしましては、自治区や自主防災組織などと連携し、町防災訓練等への参加などを通じて地域の防災意識の高揚を図るなかで共助の取組を拡げ、また、高齢者や一人暮らしの方、災害時避難行動要支援者などは、町と自治区や関係機関とその情報を事前に共有するなどして、その対応に万全を期してまいります。

次に４点目の、備蓄品目とその量についてお答えいたします。

現在、町で災害時備蓄品として管理しておりますのが、飲料水としてペットボトルで約 6,200 リットル、非常用食料としてアルファ米やパンなどで 1,300 食、非常用トイレ 120 回分、毛布 463 枚、掛布団 91 枚、非常用飲料水袋 2,000 袋、段ボール間仕切り 60 セット、組立てベッド 32 個、避難ルーム 100 個、このほかアルミマット・シート、ラップ型シェラ

フ、トイレトペーパーなどの消耗品を備蓄しております。

なお、避難所において配慮すべき乳幼児や女性、高齢者などの要配慮者に必要な生活用品なども備蓄品として備えておくことが求められていることから、今後必要量を見極めて整備してまいりますので、御理解願います。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 国土強靱化地域計画についての位置づけについては理解いたしました。

私もインターネットでこの計画を知ったところですが、これを読んでいくうちにとても重要なことが書かれていると気がつきました。

それは、平成 7 年から 9 年度に実施された県の地震・津波被害想定調査のその結果ですが、福島盆地西縁断層帯地震では、西会津町は最大で震度 6 強の場合、強い振動の発生で磐越自動車道を中心とする交通網の寸断、家屋の倒壊、死者が最大で 10 名近くおよび、負傷者もそれを大きく上回ると想定されていると記されていました。

町民の皆さんに、想定を語って心配をあおるわけではございませんが、このような重大な情報は、もっと広く町民の皆さんにお知らせする必要があると私は思いましたが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、紫藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、国土強靱化法につきましては、平成 25 年に制定されまして、国においては各種計画、また基本計画などをつくって、ハード・ソフト両面で施策を展開しているところでございます。

また、県市町村においても地域計画を策定し、防災・減災に係る施策を展開しているところでございます。

先ほど紫藤議員が申されました会津地域の診断ですとか、またその被害想定などについては、それ以前に県が調査したものでありまして、またさらにそれが近年になって見直されているようなお話も聞いております。

議員がおっしゃるように、そういった被害想定ですとか、また今後起こり得る災害について広く町民の皆さんに認識していただく、知識として備えておいていただくということは非常に大切なことと感じておりますので、その点について計画の中では、なかなかそれをお示しすることはできませんが、町の防災施策の中で周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

もう一つなんですが、風水災害、土砂災害、地滑り、雪害等について西会津町の脆弱性というか弱み、そういうことも町民の皆様具体的に把握していただいて、防災意識を高めていくような、行政には啓蒙活動をしていただくように希望しますが、具体的なことについては何かお考えでしょうか。お聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。

西会津町におきましても、過去に自然災害で水害また地震による被害、豪雨災害による

河川の氾濫など、様々な災害を経験しております。

そういった経験を基に、ハザードマップ、防災マップを作成し周知に努めているところですが、これをまずはお手元に置いていただいて、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、自分の身はまずは自分で守るという意識を高めていただく中で、行政としても、その支援、公助に当たる部分ではありますが、その支援に万全を期すような対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、そういった周知には町の防災訓練ですとか防災月間、防災週間、そういった機会を捉えて町民の皆様にお伝えしながら、やはりいざというときに備える体制のために、町としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 分かりました。ありがとうございます。

続いて、西会津町の防災マップについてお聞きしたところでありますが、実際に地域の実情に即した防災計画などは、やっぱり状況とか自分の置かれてる環境によって、皆それぞれだと思います。

その防災計画や避難訓練が必要と思われる自治区においては、今現在は具体的にどのような取組をしているのか。またそういうところが何箇所くらいあるのか、お聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、地域での取組についての御質問にお答えいたします。

町内には自治区を中心に 18 組織が自主防災組織として組織されております。この組織の中で、日頃から火災をはじめ災害などに対しての知識を深めておいていただく、また災害に備えておいていただくという取組をしていただいているものかというふうに感じております。

また、先ほどの防災マップには各地域における危険箇所が地図上で一目で御覧いただけるようになっておりますので、それを御覧いただきながら、各自治区内で皆さんその情報を共有していただいて、万が一の備えにしていいただければというふうに考えてございます。

なお、県のモデル地区といたしまして、令和 5 年度、本年度であります、大久保・中野地区で地区防災計画という、やはり自治区内小さな単位での防災計画を策定して、自分たちがどうすればその災害時に備えておくことができるのかというような取組も今、始まっておりますので、そういう小さな単位での防災に対する意識の高揚なども、これから町内で広げていきたいというふうに取り組んでおりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

そういうモデル地区が 1 つ出来上がると、どんどんどんどん広がっていくと思いますので、モデル地区、これから十分な活動ができますように支援をお願いいたします。

今後、町としてさらなる危機管理が必要となってくると思いますので、行政の方にもよろしくをお願いいたします。

続いて、災害が起きたときに、高齢者や一人暮らしの方への対応を含め、自治区におけ

る共助の必要性についてお伺いしましたが、再質問にさせていただきますが、この私の質問は、災害は忘れた頃にやってきて時と状況を選ばず襲ってくることを、皆さん思い出すために質問したいと思います。

早朝のまだ眠っている時間に災害が発生した場合、多くの被害者が出ると思われます。しかし、家族はそこにみんな存在しています。一方、活動している日中に災害が起きた場合は、家族がばらばらで、高齢者や体の不自由な方の避難は困窮を要すると思います。

そこで、このような場合に町としてはどのような対策を取っているのか、これをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、紫藤議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、災害はいつどこで、こういった規模で発生するか誰も想定することができません。

そういったときの備えとして、やはり個人で様々な被害想定をしながら備えておいていただくということが大切になろうかと思います。

町といたしましては、その災害情報などを情報伝達、速やかにできるように、国の全国瞬時警報システム（J アラート）ですとか、それに連携させた防災行政無線などで、その発災を知らせる取組を、まず発災をお知らせすることをまず優先させていただくのが寛容なのかなというふうに感じております。

またさらに、そういった時間帯によっては、なかなか家族でも、また地域の方も支え合うことが難しいような点については、やはり行政側もやはりそういった時間帯は脆弱なところがございます。そういったときにも行政が対応できるように、日頃からの訓練といったものが大事になってくるのかなと思っております。企業に依拠しては、夜間の避難訓練など、事業所によっては町内の事業所なども夜間の避難訓練なども実施して、そのときに緊急招集をかけて、職員の皆さんをその施設での災害対応に当たるといったような訓練をしている事業所などもございますので、そういったところも含めて、本当にいつ何どき起こるか分からない災害に備える準備をしていくために、町といたしましても機会を捉えて、そういった意識、防災意識の高揚を図るように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

貴重な情報です。企業の皆さんがそれぞれの自助努力によって防災意識を高めるっていうところは、非常に私もためになりましたので、この答弁というか、この議会で話されていることが町民の、もしくは町の企業の皆様に分かって届くといいと思います。ありがとうございました。

最後に公助についてですが、弱い命を守るのがまず先決、優先されますが、赤ちゃんのミルク、これはアレルギー対応なども、昨今、厳しくなってますのでそれも含みますが、おむつの問題、それから慢性疾患を抱えている方の処方薬、女性の生理用品、天候によっては、また気候によっては寝具の量の備蓄が必要だと思われますが、これらの数は万全なのかなというところで、さっき町長が答弁くださったことを見ておりました。

これは何日間というか、何日間とりあえず備蓄しておけばいいものなのかっていうところを、ちょっとお伺いします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは公助の部分で、町の備蓄品に係る御質問にお答えいたします。

災害時に避難所や、または御家庭で避難する際の支援のために町が行う備蓄品などがございますけれども、町長が先ほど申し上げましたように、水や食料、寝具やトイレ、避難所での段ボールの間仕切りなども、ある程度は準備しているつもりでございます。

ただ、町内想定として、町内全域が大規模災害で被災したといったときに、町民の皆さん全てが被災者になったときの量としては、なかなかこの量では足りないのかなというふうに感じております。

ただ、町では災害応援協定をそれぞれの事業所、町内の事業所、またそういった生活物資や、また各種災害の資機材などを提供いただける県外・県内の企業とも結んでおります。ちょっとした時間は必要になるろうかと思っておりますけれども、そういった大規模災害の際には、そういった救援を求めながら対応していくしかないのかなというふうに町では捉えております。

やはり必要最大限を目安に、なかなか備蓄品としての場所であったり、量を確保しておくっていうのが、現在難しいところもございますので、そういった町内、今ある資源、さらに協力いただける企業の応援をできる限りスムーズに連携できるように、日頃から情報共有をして備えておきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

今の御答弁の中で応援協定ですが、私が見たところによりますと、この計画の最終年度に目標値が掲げられております。その目標値まであと2年、2年あるかな、そのくらいなんですけれども、その目標値に達することができるのか、お伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、応援協定に関する御質問にお答えいたします。

国土強靱化地域計画の中で、町が想定しております応援協定を結ぶ団体でございますけれども、計画の団体数、令和6年度までの計画でございますけれども、現時点でその数はクリアしているということで理解しております。

今現在、協定を結んでおりますのが22協定ございまして、その協定によって様々な近隣自治体、または国・県の機関、さらに町内の電力・ガス・燃料、または先ほど申し上げました災害の資機材や物資などを提供いただける事業者と協定を結んでおりますので、そういった協定を基に、できる限り円滑な災害物資の連携を図って、速やかな対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。目標が達成されているということで、安心しました。ありがとうございます。

防災の日、例えば9月1日の防災の日や、震災のメモリアルなどばかりではなくて、震災はときに触れて、災害を意識して、各家庭または個人でもできる防災を心がけていか

なければいけないということを本当に痛感しております。

差し当たって、町民の皆様には各家庭に配られた西会津町防災マップを手に取り、再認識していただきたいと思います。この防災マップ、端から端まで読むと非常に防災について理解することができて、本当にこれは大切なものだと感じておりました。ありがとうございます。

町民の皆様に見ていただけるように、これを活用したいと思います。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 3 番、長谷川正でございます。

質問事項といたしまして、町における災害発生時の取組と今後の防災対策を伺いたいと思います。

初めに、去る元日に発生した能登半島沖地震にてお亡くなりになられた方々の御冥福を祈るとともに、今なお避難を余儀なくされている皆様に関心をお見舞いを申し上げます。

我が町でも大きな揺れに見舞われましたが、幸いにも人的被害の報告もなく安心いたしました。また、本日 3 月 11 日は、東日本大震災が発生し 13 年となる日であります。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

私たちは、あの日の経験と被災地の現状を忘れることなく、次の世代に語り継ぐことを使命ではないでしょうか。

近年、我が町を襲った災害といえば、令和 4 年 8 月に起きた奥川の豪雨水害があります。飯豊山系に降った雨が道路、水道施設と農地に大きな被害をもたらしました。

このことから、以下の質問をいたします。

1 つ、令和 4 年 8 月発生豪雨災害に伴う道路、水道施設、農地の復興状況の進捗状況はどのようになっていますか。

2 つ、奥川における川沿いの道路、水道施設、農地などの被害防止など、これからの防災対策を伺います。

3 つ、阿賀川の治水、防災対策をお伺いします。

4 つ目、災害時の各避難所の受入れ体制は整っておりますか。

5 つ、避難所内のプライバシー確保、安全・安心に使用できるトイレなどの避難所内に十分な設備は十分備えられておりますか。

6 番目、災害時の飲料水の確保と、その他の備蓄品の状況をお伺いします。

以上、6 点についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3 番、長谷川議員の災害発生時の取組と今後の防災対策についての御質問にお答えをいたします。

近年頻発する自然災害は、これまでの常識を超えた異常気象に起因し、甚大な被害をもたらしております。このようなことから、本町において災害対策は、町民の皆さんを守る町政の重要課題の一つであると捉え、最大限の対策を講じることとしています。

初めに、令和 4 年 8 月に発生した豪雨災害では奥川地区を中心に甚大な被害をもたらし、

町道 2 路線 6 か所、林道 4 路線 6 か所、農地・農業用施設は小災害を合わせ 66 か所の被害を受けました。

これらの被災箇所における工事の進捗状況であります。町では町内の建設業者の協力の下、被災直後から早期の復旧に努め、その結果、町道久良谷線の一部を除き本年 3 月末までに全ての被災箇所の復旧が完成する見込みとなりました。

なお、町道久良谷線においても一部区間で道路が崩落し、集落まで通行止めを余儀なくされていましたが、本年 2 月に復旧工事が完成したことから、道路除雪や安全の確認ができ次第、早期に通行止めの解除を行うとともに、未施工の箇所につきましても早期の発注・完成に努めてまいります。

また、農地・農業用施設災害復旧工事では、仮設を含めた用水路の復旧を先行して着手し、令和 5 年度の作付に支障が生じない対策を取るなど、最大限の対応をしております。

ほかに、町道新町川口線（向原地区）の一部区間が一級河川奥川の増水により冠水し、道路及び水道施設が被災した箇所については、令和 4 年 8 月上旬に仮設による復旧を、同年 12 月上旬には舗装を含めた本復旧を完成しております。

次に、一級河川奥川における被害防止についてお答えいたします。

令和 4 年 8 月に発生した豪雨災害では、一級河川奥川の増水により、隣接する道路や農地等が甚大な被害を受けました。

一級河川奥川は、人家が現存する一部の区間については河川改修が行われているものの、多くの区間ではいまだに河川改修が未施工となっております。

町といたしましては、河川を管理する福島県喜多方建設事務所に対しまして、河川改修が必要とされている区間の早期の改修対策や浚渫等について、地域課題検討会などの機会を通じて要望してまいりますので、御理解願います。

次に、一級河川阿賀川の治水・災害防止対策についてお答えいたします。

近年の豪雨により、道路や集落の一部が冠水するなどの被害が発生しています。

このようなことから、河川を管理する福島県喜多方建設事務所に対し要望活動を行った結果、新潟・福島豪雨で冠水した橋屋地区に堤防を平成 25 年度に構築し、現在は令和元年 10 月に台風 19 号の影響により冠水被害を受けた端村地区に、新たに堤防を構築する計画を進めていただいています。

町といたしましては、端村地区に計画している堤防の早期完成や、過去に豪雨等により冠水をした区間の河川改修について、会津総合開発協議会または喜多方地方部会を通じて、要望活動を行っているところでありますが、今後も早期の事業完成や事業化を目指し、あらゆる機会を捉えて関係機関に要望してまいりますので、御理解願います。

その他の御質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 3 番、長谷川正議員の町における災害発生時の取組と町の防災対策についての御質問のうち、災害時の避難所についてと飲料水など備蓄品についての御質問にお答えいたします。

初めに、避難所の受入れ体制についての御質問にお答えいたします。

町地域防災計画において、公共施設を中心に指定避難所 7 か所、福祉避難所 2 か所を避難所として指定しており、このほか指定緊急避難場所 26 か所を屋内・屋外の避難場所として指定し、その施設周辺に避難所・避難場所を表示する看板を設置して、災害時の利用に備えております。

御質問の指定避難所は、災害発生時に必要に応じて災害対策本部において開設及び運営することとなり、関係部局が連携してその設置・運営に当たります。その避難所となる施設は公共施設であるため、電気、ガス、水道、トイレなどの設備は整っておりますが、入浴や宿泊といった避難生活の場面で必要となる設備はありません。

このため、災害時応援協定を結ぶ町内の入浴・宿泊の提供ができる施設の協力や、飲料水や非常食と併せて、段ボールの間仕切りやベッド・寝具などを災害時資機材として備蓄し、避難所生活に必要な支援に対応してまいります。

なお、大規模な災害などにより町内で壊滅的な被害が発生した際には、国、県、近隣市町村の応援を求め、広域避難なども視野に入れた対策を講じてまいります。

次に、避難所内でのプライバシーの確保などについての御質問にお答えいたします。

避難所では、避難生活を過ごす空間やトイレ、入浴時などプライバシーを守るべき空間が数多くあります。このため、避難所を開設及び運営する際、その点に十分配慮して開設の準備を進め、運営時に不具合が生じないように対応してまいります。

次に、飲料水及び備蓄品の現状については、1 番紫藤真理子議員に町長がお答えしたとおりでありますので、御理解願います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 災害復旧の現状について、お伺いします。

今の御答弁で 3 月中には復旧するということですが、私の知るところ、道路の一部がまだ未完成ということで、今月中の完成でよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 場所については。

○長谷川正 奥川の弥生自治区のところに行く道路であります。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、お答えを申し上げます。

町長の答弁でもございましたが、久良谷線の話だと思います。久良谷線につきましては、5 つの被災箇所ございまして、今年度に 3 か所完成いたしました。

残り 2 か所につきましては、6 年度早期の発注を目指して、完了を目指して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 具体的に、いつ頃完成ということはお分かりになりますか。よろしくお願いいたします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 今のところの見込みですが、年内、降雪前には完成させたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その段階まで町民の皆様が使うということになりますが、その辺はどうでしょうか。通行止めにしてまだ使えないということですか。それとも、仮復旧のまま使うということでしょうか。よろしくお願いします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 町長の答弁にもございましたように、今年度、その道路の状況を見まして、降雪の状況とか安全性を確認できれば、早い時期に通行止めを解除して通行できるようにしたいと思います。

残った2か所については通行に支障、特に大きな支障になりませんので、この状況、雪解けの状況を見てですが、バリケードで対策をするなどして、安全対策はしっかりして、通行できるように取り組んでいきたいというふうに、今のところ融雪の状況見ておりませんので、今ははっきり言えませんが、そこを確認して、基本的には通行できるようにということで対策を講じたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 町民の皆さんが安全・安心に使える、そのように早期にいたしてもらいたいと思います。

それから農地でございますが、農地もまだ完全に復旧はしてないというふうにお聞きするんですが、向原地区における水田、それはどのようにこれから復旧していくのでございますか。よろしくお願いします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 町といたしましては、今、向原地区で被災している農地が今あるということとはちょっと把握しておりませんでした。

まだ災害復旧を行って完成しないところはないというふうに考えております。災害対応をしたところでは、全て終わるということになっております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 町としては、災害復旧はもう完全に終わったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 町で災害があったときに、災害の申請を出していただくわけなんですけど、その申請をして災害として認定したところの工事については、全て完了予定だということでございます。

災害と認定できなかったところ、あるいはある程度被害はあったのかもしれませんが、災害として認定できなかったところを除いては、全て完了予定だということでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ありがとうございます。それは理解いたしました。

続いて、災害防止の対策ということで、今まで道路、要するに水道施設が壊れている、壊れて今、復旧したということで、農地もそうですけども、そこに対策としてかさ上げをすとか、あるいは河川の下をちょっと掘削して、今後、大水が出たときにも水が上がらないような状況というのは、いかがお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 福島県に今まででも要望させていただいておりますが、まず河川の改修ということが、久良谷川から山田川の間に河川改修区間ということで、河川の改修が必要な区間とされております。今のところは、人家のあるところなど危険性の高いところを優先的に改修を進めているところでございます。

ほかの未改修の区間につきまして、今後、早急に改修をしていただくように、町長の答弁ありましたように、要望をしていきたいと思っております。

まずは、河川の改修、河川の改修といいますと、決められた量の水量が流れて行けるように、川幅とか高さとかをそのままずっとその区間を改修するっていうことが必要になってまいります。それが完成してみないと、水がそのとおり流れるかっていうのが今の状況では、土地細い場所があったりするわけなものですから、それで災害が出ている部分もありますので、まずは計画どおり改修をしていただく。計画どおり改修が終わって、それでもなお被害が出るということになれば、改修計画の見直しというような形になって進んでいくんだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、県には今のところは未改修のところの改修について、早急に対応をお願いしていくという姿勢でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 理解いたしました。

一応は今のところ現状復帰というのが優先だということではありますが、今後、予想を超えるような災害が本当にいつ何どき起きるか分からないということでもありますので、その辺を想定して、今よりも今、浸水したのであれば、それよりもやはりもう少し改善策っていうのがなされるべきだと思っております。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 これは県の判断にもよりますが、今現在、この完成したのが、かさが確かに低いっていうほどではなくて、未改修区間の影響であふれたというようなことも想定されておりますので、先ほどからお話してますように、県といたしましては、未改修区間の早期の改修をするということをお願いをしておりますし、県も未改修区間の対応について進めたいということでございますので、それが完成してから、それでもなおかつ被災が災害が出るようであれば、計画の見直しということになりまして、そういう対策になってくるというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 未改修区間の動きによってということですが、その具体的ところ、流れは今後どのようになっていくのでしょうか。それも予想でも構いませんので、お示してください。

○議長 河川は県の事業でございますので、なかなか町でも計画についてはなかなか答えられないと思うんですが。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 河川は県の計画で進めておりますので、具体的な進め方については、町で答弁はちょっと難しくありますが、向原の地区だというふうに質問から想定はしました

が、向原地区であれば、あそこまだ未改修区間でありますので、早期のそれこそ改修、あとは原形復旧ということで復旧しましたが、県に対しても、今までの災害の状況を報告しながら対応策を進めていただくように要望していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 県の管轄だということで十分分かりました。早期の完成を御要望していただきたいと思っております。

そして一つ、本当に県の範囲ではありますが、被害を受けて一番困るのは、町民の皆さんであります。その意味からも、やはり早期の本当に復旧、あるいは今後そういう災害の起きないような対策を、県に国のほうに要望していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

阿賀川の治水であります、これも県の仕事ですのって言われますね。ではあります、本当にこの河川が本当に何年に 1 回は本当に氾濫している。只見川のほうに降った雨が、本当に 3 日、4 日過ぎて、本当にここ阿賀川に到達すると。それで洪水になるということでもありますので、ここで今、端村地区については堤防の早期完成ということもありますけども、ほかにも本当に柴崎地区、あるいは徳沢地区、ここもそういう被害に被っております。

その水が上がっているという状況がありますので、その辺のところも、やはりこのように要望していただきたいと思っておりますが、町としてのお考えをお聞きします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 まず、阿賀川の内容についての御説明をさせていただきます。

阿賀川につきましては、町内に入ってから改修不要区間となっております。改修は特に必要ないという区間ではありますが、今まで新潟・福島豪雨のときの災害の状況とかで、町がお願いして、橋屋に堤防を造っていただきました。

それから、この前の台風 19 号、令和 2 年ですか、台風 19 号で、柴崎とか滝坂に行く道路も完成しましたが、端村が孤立集落ということになって、それを踏まえて県としては、そこに改修不要区間ではありますが、堤防を造って、そういうところの対策を図りたいということで工事を進めております。

町といたしましては、端村の工事の進捗を要望していきたいというふうに考えおります。

あと町長の答弁にもございましたように、台風 19 号の影響に冠水を受けたところということで、そこには滝坂の道路も、柴崎と橋立の間の道路も含めて、会津総合開発協議会という組織がありまして、国・県に要望しております。喜多方地方部会のところに、具体的に地図にこの部分この部分ということで、被災しているので対策をお願いしたいということで要望はしておりますし、今後も機会を捉えて要望をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

徳沢が抜けておりましたが、徳沢についても、もちろん要望をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 今後の動きについては、町ではなく県のほうの、要するに、その箇所を見

るとか、そういったことから工事の最初は入るのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今の阿賀川の関係での対応についてのお話でありますけれども、今、議員御指摘のとおり、大水が出るたび会津の水が全部この西会津に集まって流れてくるわけですね。そのたびに冠水するのが、いわゆる端村と、それから柴崎―滝坂間、柴崎―橋立間、そして国道 459 の徳沢―阿賀町の間ですね。

端村については、今申し上げたとおり、堤防設置することになりました。

滝沢と柴崎間、これも端村と同じだから、ぜひ県で堤防を造ってくれという願いをしてみましたけれども、あそこには農地はありますけれども、人家がない。人家がないので、県としてはそこまでの堤防は設置できないということでありました。

柴崎―橋立間、これについてはあそこは東北電力の湛水区域になっている。したがって東北電力さんのほうにも話はしておりますけれども、なかなかこれはハードルが高いといえますか。ですから、今後の対応としてどういうふうにしたらいいか、これは何とか県のほうにもこれまで機会あるごとにその話を申し上げて、何とか県で対応してほしいという話をしていました。

459 の、その徳沢ですね、ここは新潟県との長町との関係があって、これにはあそこも非常に改修は難しい。したがって、期成同盟会がございますので、期成同盟会で、これは西会津町と阿賀町とそれから喜多方市も入ってるわけです、459 の期成同盟会ですから。これについては、新潟県それから福島県の建設事務所関係で町に押してもらってます。あそこはなかなか難しいのは、新たないわゆる法線として橋を架けたいということで今、期成同盟会として両県についてお願いをしていると、要望活動をしているということでございますので、ちょっと時間かかるかもしれませんが、とにかくお願いをして、1 日でも早く改修、改良といえますか、対策ができるように取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 丁寧な答弁ありがとうございました。

本当に管轄は県ということで、これからそういう手続を踏んで防災につなげていってもらいたいわけでありましたが、被害を被っているのは、本当に町民の皆様でございますので、その町民の皆様が今後困らないような、1 日も早く防災について踏み出していただきたいなと思ひまして、これは要望でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害時の各避難所の受入れ体制ですが、先ほどの答弁であります、ここの指定避難所、それは今すぐ災害が起きても即入れる状況にありますか。よろしくお願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、避難所に関する御質問にお答えいたします。

指定避難所となっております施設については、先ほど申し上げましたように公共施設が中心となっております。その公共施設のスペースを利用して、避難に必要な対策を講じながら避難所の運営を図ってまいりたいというふうに考えておりまして、緊急時には即座に対応できるように、町としては準備を整えているところでございます。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 避難所は完璧だということですのでよろしいかと思いますが、群岡の元中学校、これも避難所になっていると思われませんが、これの施設はどうなっているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、群岡体育館についての御質問にお答えいたします。

こちら旧群岡中学校の体育館として利用していたものを、現在、群岡体育館として利用しております。施設についても指定避難所として指定しておりまして、災害時には、そちらの避難所についても、災害資機材などを運びながら、そこでの開設運営は行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 それでは災害が今すぐあっても、あそこの施設で対応できるということで、よろしいですか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それではお答えいたします。

群岡体育館につきましては、現在、体育館としての利用に供しているといったところで、即座に例えば宿泊ですとか、避難所としての機能を万全に整えるということは難しいかと思われませんが、先ほど申し上げましたように、災害対策本部で備蓄しております災害資機材を活用して、それを運搬した中で、その体育館での避難所の開設運営に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 ありがとうございます。避難所は今すぐにでも入れるということで理解をいたしました。

次に、避難所のプライバシーの確保、要するに安全・安心して使用できるトイレということで、先ほどからありましたが、段ボールベッドとか段ボールの間仕切りということでお話がありましたが、昨日の報道でインスタントハウスと、屋内用のインスタントハウスという報道がありましたので、その辺のところはどうでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど 1 番、紫藤真理子議員に備蓄品の御質問をお答えしたわけなんですけど、その中にあります避難ルームというのが 100 個ほどございまして、これがテント型の空間スペースを、個人のスペースを確保できるものとなっております、これを用いて行くこともできますし、先ほどの段ボールの間仕切りなども活用しながら、できるだけ避難された方のプライバシーを尊重できるような空間づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 避難された方が快適に避難所で暮らしていけるということは、理解いたしました。

災害時に、この避難所、それが電源喪失したとか、水道、これの被害に遭ったというこ

とは、どういうふうにお考えになりますか。対策です。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、避難所のライフラインについての御質問にお答えいたします。

電力ですとか、また電気、ガス、水道などについては、非常に生活を行う上で大切なライフラインとなっております。

その復旧に向けては、各事業者または町が責任を持って復旧に当たることになってきますけれども、それでも復旧できないと、ある一定の期間復旧ができずに利用ができないといった場合については、電力については、避難所にもし備付けの非常用発電があれば発電機での対応、またなければ災害対策本部や消防団などで所有しております発電機を使って、必要な電力を補うような対策は講じてまいりたいというふうに思います。

また水につきましては、先ほど備蓄品の中で6,200リットルの水を保有しております。そういったものや、また非常用の飲料水袋2,000袋などを活用して、水を取水できるところから避難所に向けて水を運搬するといった対策を講じながら、ライフラインが復旧するまでの間、対応をしていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 発電機などの備えは十分あるということで理解いたします。

何日間か多分、要するに避難しなければいけない。そして、この前の災害ですと、4年8月の弥生地区のところが孤立してしまったという事例がありますが、本当にそういう孤立したところの被害対策というところを少し教えていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 孤立した集落への対応でございますけれども、道路が寸断されて自治区が孤立してしまうような例が、一昨年の豪雨災害でもございました。

その中でも、通信網は確保されていたことがございますので、その集落の方との連絡を取りながら、必要な支援などについて情報のやり取りをした中で、対策に当たっていたというふうに捉えております。

場合によっては、孤立した集落の救助のために防災ヘリを依頼したり、また大規模な災害になれば、自衛隊での避難、救助といった方策なども取られる場面が想定されますけれども、できる限りそういった孤立する集落が、孤立した場合に、そこにいらっしゃる町民の皆さんがある程度安心して支援が受けられるように、町としてもいろんな情報を提供しながら対策に当たってまいりたいというふうに思っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 孤立集落の支援ということで理解いたしました。

最後に、その備蓄品ということで、先ほど1番議員も質問したと思いますが、その中で高齢者の避難者について、介護用品とか介護食、これが必要ではないかと思われませんが、その辺のところは、いかがなものでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、高齢者に配慮すべき備蓄品についての御質問にお答えいたします。

高齢者のみならず、先ほど1番紫藤議員もおっしゃっていましたが、乳幼児ですとか、

また女性といった生活の中で配慮しなければならない方々が大勢いらっしゃいます。

そういった方々に対して、避難所で、避難所生活ですので、全てが快適にといいところは難しいかもしれませんが、生活する際に不便を感じないような備蓄品について、今現在はなかなか取りそろえておりませんが、必要量を見極めながら早急に整備してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 早急という御答弁がありましたが、本当にこれは災害はいつ起こるか本当に分からないでありますので、早急に、やっぱりすぐにでもやっていただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、備蓄品の再質問にお答えいたします。

必要な量ですとか、備蓄品として必要なものについて、やはり災害時に必要なものの量、なかなか必要量を見極めるのが難しい点もございます。そういったものを準備するために、町としましても、その必要量を見極めて対応してまいりたいと。できる限り本年度の予算の中でも、対応できる点については対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、町内にはそういった介護用品やミルク、そういったものを町内で取りそろえていらっしゃる商店もございます。町としましては、その商店と先ほどの災害応援協定などを交わしておりますので、万が一発災、今現在、発災してしまったといった際には、その商店からの供給なども見据えて、いざというときの備えとして対応してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 災害発生時には提携しているところから提供してもらおうということですが、もし本当に災害時に皆さんがそれを求めるということになりますと、やはり物が足りなくなると思いますので、一定の物の備蓄、設備、これの備えはやはり大切だと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、備蓄につきましては議員おっしゃるように、緊急時にやはり災害時、緊急を伴いますので、そういった際に利用できるように必要量を見極めて準備をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ありがとうございます。

大体、災害のことは、災害時の避難所、あるいはその他のことについては理解いたしました。

最後に、本当に私の要望ですけども、本当に災害は忘れた頃にやってくるということでありますので、災害を起さないような対策をまず取る。災害が起きたならば、やはり迅速にそこに対応できる体制をつくっていただきたい。また私たち町民も災害時に備えての何らかの、やはり備蓄品とか非常持ち出し品とか、それを持ってくるのが必要なと思っております。

個人個人できること、あるいは町全体でできること、これからそういうことを考えて、

町民の皆様のために、これから行動していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後 1 時 15 分といたします。(1 2 時 1 6 分)

○議長 再開します。(1 3 時 1 4 分)

4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4 番、上野でございます。

私は、今次定例会に 1 件の一般質問を通告しております。

子育て家庭の支援についてお聞きいたします。

「こどもの権利」の保障を明記した「こども基本法」の基本理念には、全ての子供が適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護されるなどの福祉の権利が等しく保障されることや、教育の機会が等しく与えられることなどが掲げられております。家庭環境や経済状況にかかわらず、全ての子供が将来に希望を持つことができるような対策が求められます。そこでお伺いいたします。

1 つ目、子育て家庭の経済状況について。子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者数と割合、令和 5 年度の準要保護児童生徒数と割合をお聞きいたします。

2 つ目、低所得の子育て家庭に対する現状の支援対策と今後の取組について。福祉面と教育面からお聞きいたします。

3 つ目、所得格差が教育格差を生んでいるという国の調査結果をどのように捉えているのか。また、その対策をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4 番、上野恵美子議員の子育て家庭の支援についての御質問のうち、子育て世帯生活支援特別給付金についてと、低所得の子育て世帯に対する福祉面からの支援対策についてお答えいたします。

初めに、令和 5 年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者数とその割合についてお答えいたします。

当該給付金につきましては、食費等の物価高騰に直面する住民税非課税などの低所得の子育て世帯を支援するもので、対象児童一人当たり一律 5 万円を支給するものであります。対象世帯と対象児童数は、一人親世帯で 47 世帯、80 名、その他の子育て世帯で 28 世帯、57 名、合計で 75 世帯、137 名となる見込みであります。町の子育て世帯に占める割合としては 26.4%となっております。

次に、低所得の子育て世帯に対する現状の支援対策と今後の取組について、お答えいたします。

一人親の子育て世帯につきましては、国の施策として児童扶養手当が全額支給される場合には、今年度の単価で児童 1 人目は月額 4 万 4,140 円、年間で 52 万 9,680 円が 18 歳を迎える年度末まで支給されます。

町といたしましては、低所得の子育て世帯に限らず、全ての子育て世帯への支援として、こども園の保育料・給食費の完全無償化、出産祝金最大 50 万円の支給、乳幼児家庭子育て

応援給付金の支給など、先進的に取り組んでまいりました。

そのほかにも、就労に向けた職業訓練等により家庭で保育が断続的に困難となる場合、こども園の一時保育事業でお子さんをお預かりする支援や、県の母子家庭等就業・自立支援センターとの連携による就労支援にも取り組んでいるところであります。

また、町社会福祉協議会では、県社会福祉協議会と連携し、低所得のみならず生活に困窮する方に総合的な相談支援を実施しており、生活資金の貸付け等も含めた家計改善支援にも取り組んでいるところであります。

今後の取組といたしましては、国の施策として、児童手当の支給年齢が18歳までに拡充され、第3子目以降の支給月額が1万5,000円から3万円に増額されることとなりました。この拡充により、3子目に該当するお子さんには、最大で648万円が支給されることになります。

町といたしましては、低所得の子育て世帯の経済的自立が図られるように、関係機関等と連携を図りながら、必要な方に必要な就労支援や家計改善等の支援が届くように、アウトリーチ型の対応や情報発信等の強化に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 4番、上野恵美子議員の子育て家庭の支援のうち、学校教育に関する御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の準要保護児童生徒数と割合についてですが、児童生徒数は65人で、割合は22.3%となっております。

次に、低所得の子育て家庭に対する支援についてですが、教育委員会としては、先ほどの準要保護の保護者に対し、学用品費や給食費等の就学援助費で支援しており、今後も引き続き実施してまいります。

次に、所得格差が教育格差を生んでいるという国の調査結果は、統計的な相関はあると捉えております。この結果から改めて考えることは、子供たちが置かれた家庭環境等にかかわらず、将来の夢や希望を持つことができ、学習に意欲的に取り組めるようにしなければならないということです。

また、その対策とのお話しですが、義務教育である小・中学校においては、先ほどの就学援助費や町独自の家庭用無線LAN環境整備、学習用ソフトライセンス取得整備、小中学校児童生徒用図書購入費による図書館等蔵書の充実などの支援も行っており、等しく教育の機会は確保されていることから、本町においては、受けることができる教育に不平等が生じているということはないと捉えておりますので、御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。様々答弁ありましたので、確認の意味も込めて質問進めさせていただきます。

子供が大きくなっていくその過程においては、養育費であったり教育費であったり多くのお金がかかるわけですが、家庭環境や家庭の経済事情にかかわらず、全ての子供たちが安心して生き生きと生活して、また全ての子供たちが等しく教育を受ける、等しく学ぶ機会を得るということができるよう環境を整えていくということが必要だと思いますが、確認の意味を込めてお聞きいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 上野議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、子供の家庭環境、経済環境、経済面とか含めて、そういったことに左右されずに子供が夢や希望を持って意欲的に学習に取り組む、そういう環境を整えていくということが本当に大事だと思います。

それには、やはり各家庭の養育の考え方とか、そういったこともございますので、そういった各御家庭の子育てに対する考え方とか、そういうことについて一つ一つそこに関係をしていくということはなかなか難しいとは思いますが、学校っていう部分で学校の教育環境というところで、教育格差という中には学校間格差、地域格差っていうようなことも格差として捉えられるということがあろうかと思いますが、そういう意味では、他地区・他校に以上の西会津の学校の環境をより充実させていくということで、子供たちが将来、夢や希望を持って、そしてもっとこういうふうに勉強したいっていうことに対して、それを実現できるような、そういう学校教育の環境整備をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 いろいろ経済的支援なども、町では本当に手厚くされているということが答弁で分かりますけれども、1つには、子育て家庭の生活の基盤を安定させるための対策、経済的支援にとどまらない自立に向けた支援。

2つ目には、全ての子供たちが学ぶ機会を等しく得ることができるように、また家庭教育、基本ではありますけれども、地域や社会においてもみんなで子供を育てるというそのような視点、それを強化させるっていうことも必要だと思いますが、その辺の考えをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 まず、子育て家庭の経済的な自立支援という部分でお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはり一番基本となるのは、子供の子育ての第一義的責任は、その家庭にあると思います。

そして、その家庭が様々な理由において子育てになかなか窮しているという状況であれば、それに対して様々な考えられる支援を、その身近な行政機関あるいは地域の方々、そういった方々が協力をして支えていくということが基本であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そこで本町の子育て家庭の中で、低所得世帯、住民税非課税世帯で支援を受けてる世帯の割合が4人に1人ぐらいだということで確認させていただきました。

日本では子供の7人に1人が貧困状態にあるという調査がありますので、むしろ町は高いほうなのかなと思います。

国でも子育て支援の拡充であったりとか、あとそのような家庭に対して繰り返し特別給付金などを支給していますが、一時的な支援では根本的な解決にはならないと思っています。

そこで、生活基盤を安定させるための支援とは何か。私は支援の先には自立があつて、自立に向かう支援の在り方という、そういう視点で考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

経済的自立を考える上で、重要な点は2点だと考えます。

1点目は、しっかり働ける環境、就労の支援っていう言葉が一番いいんだと思うんですけども、就労の支援。そしてそこから得られるお金を正しく適正に使える、いわゆる家計の管理の仕方の支援ですかね、そういった部分でいくら稼いでいたとしても、やはりそのお金の使い方が少し違ふと、どうしても家計は逼迫する可能性がありますので、子育て家庭である、お子さんがいるということを認識していただいて、しっかり家計の管理ができるように、そういった部分も支援をさせていただく。この2点だと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、課長の答弁で経済的自立という観点で対策をしているということでありましたけれども、私はもちろん経済的自立っていうのも必要だと思いますが、自立っていうのは誰にも頼らずに生きていくということとはちょっと違っていると思っていて、ときには他人の手をお借りしたりとか、あと制度を活用しながらも自分の頭で考えて、自分の意思で行動できるということ。そして、失敗してもそこから学んで思考錯誤の中からも自分の人生を築いていく。それが自立の核心であると考えております。なので、自立の支援っていうところにおいては、そういう視点も必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど議員からお話ありましたとおり、そのとおりだと思います。

そして、経済的な自立支援っていう意味では、先ほど申し上げた2点が重要だと考えております。

そして、そのほかの広い意味での自立、自ら立つあるいは自ら律するというような自立っていう考え方もございます。そういった部分についても、相談・支援の中で様々な専門的な方々がアドバイスをしておりますので、そういった部分で、支援はそこだけが抜けているということではなくて、併せて支援をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そのことを根底において支援の在り方っていうのを考えていく必要があると思いますが、現状を把握して分析することなくして適切な対策は講じることができないと考えますが、子育て家庭の中で所得が低い家庭、その所得が低い要因っていうのをどのように分析しているか、お聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 それぞれの家庭で所得の低いっていうことの原因については、それぞれの家庭で様々な理由があると思います。本当に単純に働く日数とか、あるいはお給料が安

いとか、そういうことだけではないと考えておりますので、これだっていうことはここではお答えできませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の町の総合計画の中でも、包摂性、誰1人取り残さないということを掲げられております。一人一人に対応していく、一人一人に対してきめ細やかな支援をしていくということだと思いますけれども、その包摂性を掲げているわけですから、もっともっと細やかな現状の把握であったりとか、それに対して個々に対応は変わってくると思うのですが、その辺は強化していく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

まず、今ほどお話のありましたきめ細やかな、あるいは一つ一つの家庭に対して個々に対応していくということを強化する対応として、令和5年度今年度、要保護児童等地域対策協議会、これが組織化されました。そして様々な専門家の方々が顔の見える形で、情報を共有して支援をする体制がやっと整いましたので、そういった部分も含めて、あるいは既存の組織も含めて、一つ一つの家庭の情報を共有しながら適切なアドバイスができる機関が関わっていく。それは、もしかするとAという機関がある一定時期は必要だったかもしれないかもしれませんが、またしばらくたってB、Cという専門の機関が携わっていくのが適正な時期になる可能性もあります。そういった情報の連携、あるいは引き継ぎがうまくいくように対策協議会を組織化しておりますので、そういったところで十分対応を進めていきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その協議会が立ち上がるということでは、期待させていただきたいと思います。

町では、その現状について今まで詳しく分析してこなかったのかもしれないんですけれども、国の調査によれば、全国の子供たち対象にですけれども、所得の低い子育て家庭は一人親の割合が多かったりとか、雇用体系においては非正規の割合が多いという結果が出ているということなのですが、これは本町においても当てはまらなくはないのかなと関係者から聞くとところによるとそう思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

一人親の家庭が所得が低いってことは必ずしも言えない。それはちょっと私は、その一人親の家庭の方に対して少しどうなのかなっていう思いがあります。そういった家庭で頑張って生活をしている方たちもいらっしゃいますので、そういった方たちに対してそういう評価はまずできない。ただ、一般的に児童扶養手当というものがありまして、それを受給する、全額支給される方は、世間一般的には所得が低い傾向にあるってような区分に入ってしまうのかなと思いますけれども、それをもって一人親が所得が低い、あるいは非正規の労働者の方が所得が低いと、そういう一括りにしたまとめ方はできないのかなと考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 一応、国の調査の結果として客観的に受け止めているところではあります。

子育てと正規での仕事の両立ってというのは、やはり何らかの支援がなければなかなか難しいということもあると思います。また、より収入の高い仕事に就くために必要な知識とか技術とか、資格取得する機会が十分にそういう機会がなかったという方もいるかもしれませんけれども、今、町のほうでは、就業支援ですかと、家計の管理ということをされているということですけども、私も生活支援の部分では子供の預かり場所の拡充であつたりとか、あと場合によっては訪問事業また家事援助など、そういうのが必要ではないかと思っています。

もう一つには、そういうスキルアップであつたりとか、あと資格取得に向けて行くための給付事業、そのような事業も必要ではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

スキルアップ、あるいは資格の取得に向けた職業訓練っていう表現をするとすれば、ハローワーク、公共職業安定所が実施している職業訓練がございます。

公的職業訓練って申し上げるんだと思うんですけども、その中には求職者支援訓練というものがあります。そのメニューの中には、該当する方がまず雇用保険に入っていられなかった方、あるいは、もしくは雇用保険の失業保険の給付期間に就労することができなくて、それをオーバーしてしまった方というような、ある要件、一定の要件が必要なんですけど、そういった方については、月 10 万円の給付を受けながら職業訓練をすることができるという制度がございます。これは国の制度でございます。ので、そういった部分を恐らく分からないとか知らない、情報が不足していてまだそういうことに職業訓練を受けられていない方もいると思いますので、そういった部分をしっかりとそれぞれの相談機関で情報提供をして、そして結びつけていかれるように取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 課長言われるとおりに、そういう給付事業があるということを知らない人たちが結構いると思いますので、その辺は普及に努めていただきたいと思います。

また、子供の預かり場所の拡充であつたり、その部分はいかがでしょう。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 子供の預かり場所の拡充というお話でした。

まず現状、町で提供できる預かり場所のサービスとしては答弁でも申し上げたとおり、就労のために職業訓練を受けると、そうすると一時的にお子さんを見ることができないというような御家庭につきましては、あと 1 歳以上のお子さんであれば、こども園に通常通っていないお子さんも一時保育ということで受入れすることが可能でございますので、そういったところで十分対応していきたいと考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1 つ質問を戻しますけれども、先ほどの給付事業、これを活用した方っていうのは、どのくらいいらっしゃるのか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現在のところ、こちらのほうで何人その制度を利用して、そして修了して就労に結びついているというような数値は把握しておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そのような事業は広くアナウンスしていただくということをお願いしたいと思います。

次に、所得格差と教育格差の質問を進めていきたいと思いますが、内閣府が2021年に子供の貧困に関する全国調査を行った、その結果で親の所得格差と子供の学力格差が関連しているということが明らかになったというふうに示されています。

特に子供の学力や進路選択、大学への進学率などにも差が出ているという結果が発表されておりますが、これをさらに分析していくと、今、町では学校の教育の中では様々教育されているということですが、実は分析していくと、学校外の教育の存在があるということで指摘している方々も多くいらっしゃいます。というのは、習い事や塾、様々な体験への参加。これは五感での体験が多ければ多いほど、学力の向上であったり、また生きる力の向上につながるという、そういう研究の結果もありますけれども、そのような場への参加に差が出てきているということなんです。確かに所得の低い家庭であれば、生活費、生命維持にかかる費用を切り詰めるか、あとは子供の教育を切り詰めるかというような厳しい選択を迫られている家庭もある中で、学校外の教育っていうところは抑えざるを得ないという状況があるということは分かります。

そしてさらに問題となっているのが、経済的な理由で子供が学びたいと、そういう気持ちを諦めてしまう傾向があるということ。これが私は大きな問題だと思っておりませんが、その辺の認識をお聞きいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 上野議員の質問にお答えいたします。

まず、内閣府のほうで発表したデータについて。

答弁でも申し上げたように、この数値についての統計的な相関は、これはあるんだろうと。ただ、やっぱり所得が低いから夢や希望がかなえられない。所得が高いからかなえられる、そういう一律のものでは全くなくて、やっぱりそれぞれの子供自身の学びへの捉え方であったり、親御さんの養育の考え方であったり、そういったところがやっぱり大きいのかなと、そういう部分も大きいのかなと。

そのデータの中で、子供の進路、大学進学っていう部分で、この所得格差っていうものが何か関係しているのかっていう調査も行われています。その結果、所得の格差には関係ない。むしろ親の最終学歴っていうものと、大学進学っていうものが相関が強いのだ、そういうデータも出てる。ということは、その親御さんの、これはそういう背景があるんじゃないかという私の考え方ですけども、やっぱり例えば大学まで出られている親御さんは、そういう経験をされている。だから、やっぱり大学の、例えば大学に進学っていうのはいいことだ、その先にもつながってとか、いろんなことを経験をして、そういうことを踏まえて我が子にも大学に進ませたいとか、そういうようなこともあるのかなということで、

やっぱり所得の格差イコール、必ずその格差が、学ぶ欲がないとかあるとかっていうことに全てそのとおりにつながっているものではないんじゃないかというふうに思っております。

学校外の教育っていう部分で、いわゆる塾、こういう話になると必ず所得の格差が、例えば塾に通えないっていうことで、学力がっていうようなところをよく言われます。それからもう一つ言われるのは、所得が低い家庭は、蔵書数が、本の冊数が少なくて、それが学力に関わってるんじゃないのかというような話があるんですけども、そういう意味では、この調査の中でも取り上げられていますけれども、オンライン教育の格差を解消しなければならないということが言われています。つまり特に西会津の場合、立地的に塾に通いたいと言っても、なかなか遠いところに行かなければならないっていうそういう環境面も含めて、なかなか塾に通いづらい部分があるのかな。

ただ、そのオンライン教育の格差を解消するっていうことで言えば、いち早く全児童・生徒にタブレット端末、情報端末を配付して、なおかつ先ほどの答弁にもあったとおり、家庭用無線LANの環境整備は全て整備されておりますので、どの御家庭でもオンラインでもってそういう教育を受けることができる。そういう意味では、それイコール塾っていうことにはならないかもしれないですけども、少なくともそういう形で、家庭においても学びたいっていう気持ちがあれば、学ぶことができる環境にはなっているだろうと。

それから、本の部分でもすばらしい西会津には図書館がございます。それが学校にあるわけです。ここに本当にすばらしい蔵書の充実、新田興助基金等を使わせていただいて、毎年新書、新刊を入れて、読みたい本を子供たちが読めるような、そういう環境も整えているので、そういう意味ではそういった子供たちが学びたい、読みたい、そういう部分ではどの子供も家庭の環境に関係なく学んでいけるのかなというふうに思います。

そういうところで、さらに私としては今後、学校のすばらしい施設設備、西会津整っておりますので、それをさらに活用してさらに充実させて、子供たちがこんなことを学びたいんだ。例えば、3Dプリンターを入れてプログラミングっていう部分でもっとやりたっていう子供がいたら、そういう学びもどんどんやっていけるような、そういう部分で、そういう学びたいっていう気持ちを全ての子供たちに持たせ続けたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 教育長の考え、よく分かりますし共感するところです。

確かに大学進学率、子供のを見ると親の所得だけではなくて親の学歴っていうのも関係してるということは示されているところです。

いずれにしても子供の学ぶ機会、これに差が出ることがないようにするっていうことがすごく大切だと思いますが、今の教育長言われたオンラインでの学校外の教育ですか。学びたい、子供の学びたいっていう気持ちを尊重する学校外での教育っていうのもこれから進めていくのでしょうか。お聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。

今現在も小・中学校全ての子供たちが使える学習アプリ、ドリルを中心とした学習アプ

りを入れて、それを家庭学習でも使い、学校でも使いというような形で活用しております。

今後も、やはりAIの技術もどんどん進んでいって、そういった学習のアプリ、学習の教材っていうのは、どんどんどんどんよくなっていくものというふうに考えておりますので、そういったものをしっかりと情報をキャッチしながら、いいものを今後も子供たちに活用してもらえるように整備をしていきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 希望する子供たちに、無料でオンラインでの教育、学校外での教育っていうことができる、可能なのかをお聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 答えいたします。

今現在、使われているアプリについても全額町のほうで負担しております。

何もかもっていうか、これ際限なくっていうわけにはいかないんで、やはりその限られた財政の中で、より有効なものを使っていくという考え方でまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 いずれにしても、子供の学ぶ機会を等しく与えて、そして子供の意欲を引き出してまた生きる力につなげていくっていう、それが将来につながっていくと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それで、教育格差が改善されることで期待できることは何かということでは、家庭の事情にかかわらず十分な支援が行き届いて、そして子供たちが学ぶということを諦めなくてよい社会ができれば均等な機会が保証されますし、それによって多くの親子の方々が安心して生きられるし、また将来に希望が持てる、思考実現につながっていくと思いますので、その構想ぜひ進めていただきたいと思います。

今の所得格差、教育格差ということで取り上げさせていただきました。

その関連性については明らかになってくると思うんですけども、これによって全ての家庭の子供たちが等しく生活の安定を得て、また等しく学ぶ機会を得るためには、ここは福祉と教育が一体となって取り組む必要があると思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、福祉と教育、一体になって一緒になって、子供たち、子供たちに関わるものっていうのは別個のものではないので、福祉は福祉、教育は教育、そういうものではないので、全て含めて子供たちの環境ということになりますので、今後も福祉と教育しっかりと連携を取りながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 多様化する子育て家庭のいろんな悩みであったりとか課題、昔よりもいろいろ多くなっているというふうに捉えていますし、町の総合計画の中で包摂性、一人一人にきめ細やかな対応を支援をするということを掲げておりますが、現行の今の福祉と教育のその連携体制、これはさらに強化していかないといけないのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。

例えば、今現在、架け橋プログラムということで、保障の連携いわゆるこども園が福祉の管轄、小・中学校は教育っていう、その部分もこの3か年の事業であります、3か年っていうことだけじゃなくて、今後、これをこの3年間、来年度で最終年度になりますが、ここでしっかりと保障中、福祉と教育の連携っていう一つの間として取り組んできて強化されてきているというふうに感じておりますので、これをやっぱりさらに広げて深めて、令和7年度以降もさらに連携が図られるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私は、その連携体制をさらに強化していくためには、まず窓口というか入り口のところの強化が必要で、相談体制の強化っていうところが必要だと思います。

そこで相談する親子の立場に立って考えてみていただきたいと思いますが、子供に関する相談窓口は福祉に関することも教育に関することも基本的には一つの窓口で、子供に特化したワンストップの体制を持つ組織、それが必要なのではないかと思います、お聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 今現在、「こころのオアシス」、家庭教育相談室「こころのオアシス」が小学校内にございます。

この「こころのオアシス」は、まさに福祉教育、家庭教育全てのハブ的な存在として、乳幼児をお持ちの保護者から中学生の保護者まで幅広く、いろいろな相談等についてオアシスのほうにお出でいただいていると。そこからこのオアシスが子ども支援センターであったり小・中学校であったり、こども園であったりっていうところと連携をしながら進めてるという形で、一つ「こころのオアシス」という部分で今、非常に有効に働いていると、そういったところがございます。

そういったことも含めて、今後さらに福祉との連携の部分で改善が必要な部分については、検討しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、上野議員に申し上げますが、今、通告外の質問になっておりますので、もっと絞って、低所得者、所得格差とか、そういうことに関しての質問でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 子育て家庭の中で、非課税世帯の割合がこれだけ多い町の現状っていうのがありますので、やっぱりそれを真摯に受け止めて、まず親子のことを第一に考えて、そして支援の在り方であったり、考え方であったり、また取り組む体制の検討、見直し検討であったり、そういうところを今後力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 議員おっしゃるとおり、今後もしっかりとそれこそ1人も取り残さないという

いう教育環境ということで、福祉と教育としっかりと連携をして進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 教育長からそういうお言葉をお聞きできましたので、ぜひ子供、親子を第一に考えて、それで対策を考えていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、支援の先には自立がある。自立に向かう支援っていう視点を持って、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、お疲れさまでございます。5番、小林雅弘です。

これより一般質問を行います。

最初に、町長及び副町長の兼務について伺います。

町長は、指定管理団体の株式会社西会津町振興公社の代表取締役社長及び社会福祉法人西会津町社会福祉協議会会長を兼務し、副町長は、同じく指定管理団体の社会福祉法人にしあいつ福祉会理事長、及び一般社団法人西会津ケーブルネットの代表理事を兼務しています。

そこで伺います。

1つ、兼務する目的は何でしょうか。

2つ、兼務する中で、今後その組織でどのような役割を果たそうと考えているのでしょうか。

3つ、倫理的、業務量的な考えから兼務をできるだけ控えるべきと考えますが、今後兼務を控えるという考えはないでしょうか。

2つ目は、ケーブルテレビの加入負担金への補助を求める件です。

町の人口が減少する中、町は多くの施策を持ってIターン、Uターンをはじめ、移住者の獲得のために努力しています。しかし、情報化社会の中で、移住者にとって西会津町は情報環境を得るためにコストがかかる町となっています。

その一つが、ケーブルテレビに加入する際に必要となる加入負担金4万2,000円です。立地がよく電波状況のよい地域なら支払わなくてもよい負担でございます。

移住する際、加入負担金という高いハードルを課すことのないよう、ケーブルテレビの加入負担金への補助や減免措置を実施してはどうでしょうか。もちろん、現在の住民についても、新しい世帯を構える場合、その補助や減免措置を適用するものとします。

3つ目は、防火水槽や防犯灯などの維持・管理の自治区負担軽減を求める件です。

御承知のとおり、町は人口が減り続けています。それに伴い、集落を維持するための住民の負担が増えています。例えば、上野尻区の家屋は40年前は約250軒だったものが、現在は約160軒となっています。

自治区の主な仕事は、集落の維持・管理と田畑の維持に要する用水路の維持と管理となっています。集落の軒数が減っていく中でも、仕事量は変わらず1軒当たりの負担は増え続けています。自治区の負担軽減という立場から伺います。

1つ、例えば上野尻区では、防火水槽の借地料を自治区で負担していますが、防火水槽

は町が管理すべきもので、借地料は本来、町が負担すべきと考えます。防火水槽の借地料を町が負担する考えはありませんか。

2つ、また例えば上野尻区では、除雪での雪置き場の確保の際、謝礼を自治区で負担しています。除雪は町の重要な仕事のひとつであるため町で負担すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ、新たに防犯灯などをLED照明器具に変更する際の補助はありますが、設置している球を交換する際の補助はどうなっていますか。ないとすれば、補助をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

4つ、集会場など既存の施設の照明器具をLED照明器具などに変更する際の補助はどうなっていますか。ないとすれば、補助制度を設けてはいかがでしょうか。

5つ、例えば、上野尻区では、防犯灯などの電気料の負担が月1万1,000円から1万2,000円にも及びます。2024年（令和6年）の自治区の予算では、その電気料として17万7,000円が計上されています。今後、人口が減少していくことを考えると、自治区の経費をどのようにして賄っていくのか考えていかなければなりません。

そこで、自治区の防犯灯などの電気料の軽減を図る考えはないでしょうか。

6つ、自治区の負担については、それぞれの自治区独自のものもございます。これらの自治区負担がどうなっているか調査が必要と考えますが、調査する考えはありませんか。

以上、要点をつかんでの簡潔な答弁を求めます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 5番、小林雅弘議員の町長及び副町長の兼務についての御質問にお答えいたします。

町では、公共施設における適切な維持管理、運営経費の縮減及び町民サービスの向上を図るため、15施設に指定管理制度を導入しているところであります。その一部の指定管理団体において、小林議員の御質問のとおり、町長及び副町長が代表を兼ねております。

まず、代表の選考に当たりましては、当該団体の取締役会や理事会などの意思決定機関において選出されているところであります。各団体においては、公の施設の適正な管理、運営を目的とする指定管理業務のみならず、団体の行っている事業が、町の重要施策と密接に関わる公益的な事業であることから、その事業の推進のためには、町との連携・意思疎通が重要であることを鑑み、代表に選出されていると認識しております。

町といたしましても、こうした兼務行為により各団体との連携が図られ、それぞれの団体が所掌する事業において町民福祉の向上、地域活性化の進展ため、官民一体となって効果的に事業が推進されていくものと考えております。

次に、兼務組織における役割につきましては、直接的な町の業務とは異なる団体の組織の部分となりますので、答弁は控えさせていただきます。

続きまして、倫理的との御質問であります。各団体は、独立した組織として定款や取締役会、理事会の決議に基づき、運営、事業の推進が図られているところであります。先ほども申し上げましたように、兼務している団体は、公益的な業務を遂行していることや、その事業を遂行するに当たり、官民一体となって事業を展開すること、さらに人口減少に伴う人材の希少化などを要因として、各団体から要請を受けて代表に就任しているところ

でありますので、御理解願います。

また、各団体における業務につきましては、町の業務に支障がでないよう日程などを調整しており、町の業務には影響はありません。

今後は、各団体の運営状況を鑑みながら、必要に応じて兼務の継続について、様々な角度からその在り方を検討してまいりますので、御理解願います。

続きまして、自治区の負担軽減に関する御質問のうち、4点目の集会施設の照明LED化の補助、6点目の自治区の負担状況の調査等についての御質問にお答えいたします。

まず、集会施設に対する補助制度につきましては、町コミュニティ育成事業補助金交付要綱により、集会施設の建設事業（増改築、購入を含む）を補助対象としております。補助対象事業費の限度額は1,000万円で、10分の4以内の補助となっております。

補助事業の内容につきましては、本工事費及び附帯工事費（電気、ガス、給排水設備等に限る。）と定めており、用地取得、整地等の経費、備品等の経費、設計料、事務費及びその他の経費につきましては、補助対象外としております。

御質問の集会施設の照明LED化への補助につきましては、単なる照明の交換は補助対象外であります。集会施設の維持に係る全体的な電源改修工事などと合わせて行うものであれば、対象になるものと考えております。

次に、それぞれの自治区における消防施設や防犯灯などの負担状況の調査についての御質問についてであります。自治区の諸事情により独自の負担もあれば、ないものがあると思います。

町といたしましては、4月の自治区長会議や町長の自治区訪問など、自治区長や住民の皆さんとの対話の場を設けており、その中で、自治区が抱える問題や課題を伺い、町が協力・支援できるものにつきましては、自治区からの要望などを踏まえ、大規模な事業などは予算化し実施するなど要望の実現に努めてきたところであります。

御質問の自治区負担の調査につきましては、それぞれ自治区が抱える事情も異なることから、現在のところ実施する考えはありません。

今回、町に対して負担軽減を求める御質問をいただいておりますが、まちづくり基本条例第10条、町民の役割の第3項で「町民は行政サービスに対し、法令等に基づき適正な負担をするものとします。」と規定されております。協働のまちづくりを進める上において、また、人口減少社会において、持続可能なまちづくりに向け、いかに財源を確保し、一定の行政サービスの維持・向上をはじめ、地域経済の活性化など投資的な事業も推進しなければなりません。

将来にわたり持続可能なまちづくりに向けて、町民の皆さんには一定の負担はお願いすべきものと考えておりますので、御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 5番、小林雅弘議員のケーブルテレビの加入負担金への補助についての御質問にお答えいたします。

地上波テレビ放送について本町は、地形的に町のほとんどが難視聴地域であり、その解消と合わせてその他様々な住民サービスの提供を目的として、平成9年2月に町ケーブルテレビ局を開局し、運営してきたところであります。

このケーブルテレビへの加入負担金に対する補助や減免措置についての御質問であります。加入負担金4万2,000円は加入者の建物に光ケーブルを引き込むための工事費であり、従来の同軸ケーブルから平成20年度には光ケーブルに代わり、現状としては引込工事費と設備購入費、材料費を合わせると7万8,000円程度の工事費が必要なところ、開局以来、政策的な観点から据え置いているところであります。

また、この加入負担金は他県の類似ケーブルテレビ局でも同様に徴収しているようであります。

一方で、本町以外の近隣市町村で仮に新規に地上波テレビ放送用の戸別アンテナを設置した場合は、電波状態によっては増幅ブースターの追加設置等も必要で、工事費の目安は1万6,000円から6万円程度となっているようであります。また、本町のような一体的な工事での衛星放送受信環境やインターネット通信設備ではなく、希望により別途配線工事となります。

さらに、戸別アンテナの場合は、台風や雪など天候への対応や経年劣化による修繕等も個別対応が必要となることから、これらのことを踏まえると、本町が一概にコストがかかる町であるとは認識していないところであります。

町といたしましては、町ケーブルテレビが今後も安定したサービス提供を継続していくためには、受益者である加入者に一定程度の御負担をお願いすることは必須であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 5番、小林雅弘議員の御質問のうち、防火水槽の借地料に対する考えと、防犯灯の球の交換への補助制度及び電気料の軽減についての御質問にお答えいたします。

初めに、防火水槽の借地料についてであります。防火水槽は地域内の消火活動に必要な水利を確保するため、国の消防水利の基準により町が設置・管理しており、町内に283基が整備されていて消火栓などと合わせた消防水利の町全体の充足率は101.5%となっております。

この消防施設の整備に当たっては、防火水槽だけでなく消防屯所など消防施設全般において、地域の安全・安心を守るため、以前から地元消防団や自治区からの要請に基づき整備を町が計画し設置しており、これにより地域の消防力向上を図り一朝有事の対応に万全を期しているところであります。

このため、消防施設整備については地域と密接な関係があることから、自治区や地元消防団の協力をいただきながら、消防・消火活動に効果的な設置場所を選定し、その土地については所有者から町が無償で土地を借受け設置・管理しており、借受けた土地の固定資産税について減免して対応させていただいております。

町といたしましては、自治区によって事情は異なりますが、今後整備する防火水槽についても、設置の目的を自治区や地元消防団、土地所有者の皆さんに御理解いただき、必要な場所への整備のため土地の無償貸与での御協力をお願いするとともに、周辺地域の公共用地の活用なども検討しながら効果的な整備に努めてまいります。

次に、防犯灯につきましては、地域づくりの主体的な諸活動として自治区からの要望に基づく新設及び既存蛍光灯などをLED電灯に改修する費用の補助をするもので、設置の

際に電球の交換や電気料金を含む維持管理費用については自治区の負担となることを説明しております。

なお、蛍光灯からＬＥＤ電灯へ交換することで、省電力化と長寿命化が図られており、これまで防犯灯として補助を行ったＬＥＤ電灯は町内全体で１,０８８灯を数え、電気料金で条件によって幅はあるものの、およそ５割の減、さらに電球等の維持管理費においても自治区の負担軽減につながっているものと考えており、電球の交換についての補助は考えておりませんので、御理解願います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、５番、小林雅弘議員の自治区負担の軽減についての御質問のうち、雪置き場の謝礼についてお答えいたします。

本町は、国が指定する特別豪雪地帯とされている地域であり、冬期間の道路除雪は日常生活を行う上で必要不可欠な事業であり、日頃より安全な道路交通の確保に努めているところであります。

御質問の道路除雪における雪置き場（仮置き場）にかかる地権者などへの謝礼についてであります。これまで町民の皆さんの御協力の下、謝礼等にかかる町の助成については、町内全ての自治区で行っていない状況にあります。

また、福島県や近隣市町村の聞き取り調査においても、本町と同様に助成等については行っていない状況にありました。

このようなことから、町といたしましては、謝礼等にかかる町の助成は行わないこととしますが、今後も地域住民の御協力をいただきながら、万全の除雪体制を整えて行くと同時に、残雪処理の早期着手など、御協力をいただいている地権者などに不利益が生じないよう、最大限の努力をしてみたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長 ５番、小林雅弘君。

○小林雅弘 兼務する目的に関しては、理解をしたところでございます。

ただ、私ちょっと分からないことがありまして、町の、何て書いてありましたっけ。公共性がある関係するから、その先方様の、例えば振興公社ですと振興公社の役員の中で決めたからということだと思んですが、町長が役員になって、その中から社長として代表取締役社長として選ばれたのか、結局そういうことですね。お聞きします。町長だから選ばれた。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

代表取締役社長に町長が選ばれたのかということではございますが、一応、振興公社の定款によりますと、取締役の選任については株主総会で選任されまして、その後の取締役会の中で代表取締役を選任されるというような形と、手続となっておりますので、町長だからといって選任されているものではないということで認識しております。

○議長 ５番、小林雅弘君。

○小林雅弘 町長として選ばれたのであれば、薄友喜個人として選ばれたっていう認識ですか。いかがでしょう。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

一応、取締役会で多い形だということでございますが、株主総会で選任された中でその中で、その後の取締役会で一応、代表取締役選任されたということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、前の前町長時代はどなたが選ばれたのか、お聞きします。

○議長 今の前町長が選ばれたのかっていうことに対して答弁してください。中身に触れなくてもいいです。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 前の代表取締役についても、その当時の町長ではございました。設立以来、全て町長が務めております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうですね。今、町長おっしゃったように、全て町長が選ばれてるんです。これはどんな意味があるのかと、やっぱ考えざるを得ない。

もし、例えばですよ、例えばですからね、勘違いなさないように。振興公社に何か問題があった場合、責任は誰が負うことになりますか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 株式会社でございますが、社長が責任を負うというものでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということは、取締役社長たる町長が負うべきだということだと思うんです。なかなか微妙な言い回しが必要かなと思いますけれども、そうしますと、西会津町町長が何らかのときに、町長業務とはまた別に責任を負う立場になる可能性があるという認識でよろしいのでしょうか。いかがでしょう。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

一応、町長と代表取締役の部分につきましては、全く別組織だということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 町長と代表取締役社長は別組織、これはよく認識しております。しかし、同じ人物ではないですか。そうですね、同じ人物です。ここに顔があるわけじゃないんです、1人の人格です。そこが私は問題って言ってないですよ。法的には認められてますよね。いかがですか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 法的には、地方自治法施行令の中で認められております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうなんです。私、この法律ちょっと疑問かなと思うんですけども、それはともかく、地方自治法第142条では禁止されてるんです。ところが、施行令第122条で2分の1以上出資の法人は、それが除外されてるんです。ですから、結果として認められているんです。これはよく私も少し勉強してるんです。

それでは、振興公社に出資した町の出資金の割合で町の割合って幾らぐらいですか。何%

でしょう。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 割合で申し上げますと、84.5%という形になります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 80%以上の出資比率を持っている。ということは、やはり当然、何か問題があった場合は責任を問われるということが考えられます。私はそれがいけないと言ってるんじゃないですよ。勘違いしないでくださいね。

やはり、この西会津町の振興公社、確かに町がかなり重要な、町にとって重要な役割を果たしております。これはもう私も認めるところです。

しかし、町長が、だからといって、そういう出資している企業の代表取締役を兼務するっていうのは、どうなんだろうというふうに思います。

できれば、私はこの町には優秀な方がいっぱいいらっしゃると思います。ですから、この振興公社に限らず、その優秀な町の皆さんにお願いしていく。これのほうがよろしいんじゃないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 5番、小林雅弘議員に申し上げますが、公社で、公社の取締役会そういう中で決めたことでありますので、それについてはお答えできませんので、控えさせていただきたいと思います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 分かりました。ただ、8割以上も資本を持っている。当然、経営的な指示とか、あるいはその経営方針に対する考え方、さらに人事まで、何と申しますか、介入と言えば問題か。人事まで影響を及ぼすことができる資本だということは申し上げておきたいと思います。

それでちょっと変えますね。もう一つちょっとおかしいなと思うのが、委託料を出す人と委託料を受け取る人が同じ人物である。これについても私、少し疑問ではないんですけども理解に苦しむところがございます。今、町長から勉強不足、そういう御指摘なのか、それとも野次なのかがございましたけれども、ぜひ教えていただきたいと。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 まず、いわゆる双方代理という部分の課題でございますが、こちらのほう一応、民法108条の双方代理の規定に抵触するかどうかという部分もございましたが、一応、指定管理者の指定につきましては、契約締結行為ではなくて、法律に基づき具体的な場合において行政機関の単独の意思により権利を設定し、義務を明示、その他法律上の効果を発生させる行為に該当いたしまして、こちらは行政処分的一种ということに反映されてるところでございます。したがって、契約締結行為には当たらないというような形でございます。

したがって、民法の双方代理の規定が類推適用されることはないというような判例が出てるところでございます。

次に、先ほどから言われておりますが、地方自治法の142条の部分の中で、首長の兼業禁止という部分は度々言われておりますが、指定管理者の指定につきましては、議会の議決を経た上で指定するということになっておりますので、地方公共団体と指定管理者が一

般的な取引関係に立つものではないというような形から、兼業が禁止されている請負には当たらないということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私も実は今回の一般質問に先立って勉強させてもらったところではございますが、どうも疑問といいますか、ちょっと分からないところがあったんで再度質問をさせていただきます。まだまだ私の能力では理解がなかなか難しいというところで、失礼ながら質問をさせていただいたところでございます。

最後に一言、言わせていただきます。

いろんな法律では認められております。それはもう十分承知しております。しかし、今指摘されたこと、これは指摘いたしましたことは私のような無学なものの一般的な疑問でございます。ですから、私は一言申し上げたいと思います。そしてそれで終わりたいと思うんですが、中国の古い言葉に「李下に冠を正さず」という言葉がございます。もちろん、ここにいらっしゃる皆さんは御承知だと思います。これは古楽府「君子行」という、そこからの言葉でございます。君子行というのは、政治を行う者、徳の備わった人、人格者、これの行いについてです。

李下に冠を正さず。これは、ここで何も私が偉そうに話すことではないので、誤解を招くような行為は控えるべきだという意味だと思います。その言葉、やはり政治をつかさどるもの、それから徳の備わった方、これの、誰とは言いませんけれども、やはり今後考えていただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ちょっと私のほうから回答といいますかね。

町長の兼職については、いわゆる地方自治法 141 条で兼職の規定はあります。それは衆議院議員、参議院議員、それから地方自治体の常勤の職員と基準が定められている。そこはお分かりになってると思いますよね。兼務することが法律で認められている。法治国家ですよ日本は。それがなぜ兼務することが駄目なのか。どういう、それは5番議員の見解かもしれませんけれども、あるいは中国にそういうことわざがあるかもしれませんけれども、そのことによって重大な問題があるんだったら別ですよ。そこはね、ぜひね、しかも指定管理の分については、これは理事会の議決をいただいて、そして指定管理をやっているわけでありまして、そういうことをずっと考えていただければ、その兼職についての何ていうのか理解は、私はできるんじゃないのかなと思うんですけども。本当に、皆さんそれぞれどんなふうに思ってるのか分かりませんが、兼職することによって私は今の町の何て言いますかね、状況というのは、私は結果いい方向に向かっていると思ってます。いい方向に。私が振興公社、あるいは社会福祉協議会の会長をやってます。副町長は福祉会の理事長やってます。でもこれは町との間で、何て言ったらいいのかな。町とのやっぱり機密な連携の下で、これから町民サービスをより質の向上させるためのいろんな事業があるわけありますから、兼務することによって、そのことが私はスムーズにいったるっていう部分も、私はやっぱり、これ認めていただかないといけない。

兼務がね、なんか悪いような話を言われると、それはちょっと理解が、理解というか、理解をこれは小林議員の見解ですから、そのことについてどうのこうのは言いませんけれ

ども、どうぞその兼職の効果っていいですか、兼職することに町の情勢がスムーズにいつてるとのことだけは御理解をいただきたいと。

○議長　町長、暫時休議します。(14時30分)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から13年がたちました。ここで、犠牲者の御冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

全員御起立をお願いします。黙祷始め。

黙祷を終わります。御着席願います。

○議長　それでは再開します。(14時33分)

町長、薄友喜君。

○町長　ちょっと私も興奮してしまいましたけど、これね、これまでの西会津町のこれまでのやり方、ずっと歴史がありますよね。さっきも申し上げたように、そのことによって私は施設の維持管理、いわゆる健全な管理運営がされてきたというふうに思ってます。

いろいろそこにはいろんな考えをお持ちの方もおいでになるかもしれませんが、私は、さっきも申し上げたように、この兼務することによって、私は非常にそれぞれの施設がいわゆる運営ができてるというふうに思ってますし、法律で事業兼職の規定には該当しませんけれども、しないですよ、法律はそういうふうに兼職が認められているわけですから。このことによって重大な問題があるんだったら別ですけど、私はこれまでどおりの考え方で、やはり兼職にすることによって、いろんな町のいろんな施設の健全な経営・運営をすることができるというふうに思ってますので、ぜひそれは御理解してくださいって言うても御理解できないかもしれませんが、今の状況を変えることはありませんので。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私も法的に先ほどからしつこく言ってるんですが、法的に問題があるという話は一切しておりません。

ただ、兼職は控えられたらいかがでしょうかという提案をしているだけでございます。

その辺は御理解をいただきたい。さて、理解できない。

○議長　続けてください。

○小林雅弘　失礼しました。

それはケーブルテレビの加入分担金への補助の件です。

西会津町、私は頑張ってると思うんですが、特に移住者の皆さんをどういうふうに迎え入れるか。例えば上野尻でも結構移住者に来ていただいています。ただ、こういう声があるんです。加入分担金4万2,000円、例えば若松だったら払わなくてもいい金額ではないのか。

それから、西会津町。地域によって何て言うか分かんないんですが、上野尻では小割と言うんですね。小割が大体2万円ぐらい。多いところで、この町では4万円だそうです。会津若松で10年前ですと、大体、年間1万2,000円、月1,000円です。確かにこの町は、田畑を維持するという意味でもお金がかかります。

ですから、それだけを取り上げて負担が多いとか少ないとか言ってるわけではなくて、全体として、やはり負担が多いんじゃないのか。移住者を獲得する場合ね。ですから、この4万2,000円軽減したらどうですかという話をしています。

例えば、ケーブルテレビ、この加入分担金、令和3年度は58万円、令和4年度46万円、令和5年度37万円です。そんなに私は多いとは思ってないです。

さらにインターネットは、令和3年度36万円、令和4年度30万円、令和5年度18万円、これが町に対する収入となっているはずですよ。間違ったら御指摘いただきたい。そんなに大きな額ではない。だったら例えばケーブルテレビの分担金だけでも軽減したらどうでしょうかと。

こういう規定もございます。西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例で、こういうのがあるんですよ。第11条「加入の際、新たに建柱及び共架等の設備が必要となった場合の設置に要する費用は、加入者の負担とする。ただし、町長がその費用を町において負担することが適当であると認めたものについては、この限りでない。」第12条の2、移設等に対する費用ですね。これも「町長がその費用を町において負担することが適当であると認めたものについては、この限りではない。」

こういう減免措置がございます。これを適用されてはいかがでしょうかという提案でございます。いかがでしょう。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御提案ということでお話があったところでございますが、1回目の答弁で申し上げたとおりでございます。

町といたしましては、やはり必要な経費であります加入負担金につきましては、やはり持続可能な町を、またケーブルテレビの今後ともサービスを継続していくためには、受益者には一定程度の負担は必須であるというふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、そういうふうに御答弁をさせていただきます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 あくまでやらないということで理解してよろしいですね。何かありますか。ないですか。

この問題、また今後も続けていきたいと思います。

3番の防火水槽や防犯灯、これについてです。

防火水槽は、町としては負担していないというような答弁だったと思います。それでよろしいですね。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 防火水槽の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたように、防火水槽を含めた消防施設の施設の敷地がもし民地であれば、その民地の土地所有者との無償貸借契約によって町が無償で借り受けております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということは、自治区は何もそういう面については費用の負担はいらないということですよ。

例えば、上野尻区、人がいいのか、ちょっとよく分からないんですが、防火水槽に関しては、上野尻では8か所ございます。年間4,800円掛ける7、1,600円掛ける1で年間3

万 5,200 円を区が負担してるんですよ。そういう現状がございます。ですから、こういう質問となったわけでございます。

また、除雪の雪置き場。これも同じような考えだと思うんですが、皆さん、除雪の雪置き場になった畑、その後、春になったらどういう状況だかお分かりになりますか。見たことございますか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 雪置き場になった田んぼや畑については、場合によっては、場所によってはごみだったり石だったり入るようなこともあります。そういう状況にありますが、地区の方の御協力で石拾いやごみ拾いをやっていただいているところもございます。

あとは、程度によってなのですが、そのまま対応されている方もいらっしゃると思います。これ町で一律こういうふうにしているということまでは把握しておりません。

以上です。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 これも上野尻区では 1 か所 2,000 円の商品券を配ってお願いしているということがございます。ですから、そういう現状、やっぱり御理解いただきたいと思います。

次に、防犯灯の件なんですが、防犯灯と街路灯、街路灯は町が負担しているということでございます。ところが、防犯灯は各自治区で負担しているということだと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、防犯灯の御質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、防犯灯につきましては地域づくりの主体的な諸活動として自治会からの要望に基づいて、自治区が設置するものについて器具の補助をいたしまして設置いただいております。その電気料については自治区で負担をしていただいていると。

街路灯については、それは道路に附属する施設ということで街路灯が設置されておりますし、また町内の商店街が管理する街路灯などがございますが、それは商店街のほうで管理をしているという認識でございます。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それ街路灯扱いで町が負担しているものと、同じ街路灯や防犯灯で自治区が負担しているものっていうのは区別つくんですか、分かりますか。町で把握しているかどうか、お示してください。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

街路灯については、先ほど申し上げましたように、道路管理の中で街路灯を把握しておりますし、また町内に設置されてある商店街などの街路灯については、それは別の団体が管理していると。その残りについては防犯灯ということで管理してございますが、町ではあくまでも自治区が設置をしたものについて補助をしたものとして管理しておりますので、その補助がなければ、補助によって整備されたものについては管理しておりますが、そこから例えば電灯が壊れて、もう撤去してしまったですとか、そういったものについては把握しきれておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうすると、どれが町で負担していただいている街路灯かっていうのは分かるってことですね。その残りが防犯灯だってことですね。そうですね。

なぜかという、これも非常に恐縮で地元なんです、ちょっとこれ調べたときに上野尻区の電気料金の請求書、これちょっと見せていただいたんですよ。そしたら、私の家、県道ですね、真ん前は県道で、駅のほうまで行くのが県道ですけども、県道のこれが何灯だか分かりませんけれども、ここに請求書が載ってるんですよ。ということは、街路灯扱いなのかなっていうことがよく分からないんですよ。街路灯扱いなのか、それとも防犯灯なのか。全部町が負担してるんだったらここに載ってないはずなのについていうふうに疑問に思ったものですから、どこが街路灯でどれが防犯灯でっていうのはよく分からないんですよ。これ皆さんもよく分からなかったんです。

ですから、これについてはっきり分かれば、自治区の皆さんの誤解も解けるのかなという気がします。ということは聞けば分かりますね。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

電気料金につきましては、電力事業者との契約に基づいて請求がなされているかと思われまので、その点について御確認をいただければと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということはあれですね、町では管理してないってことですね。だって東北電力に聞けて言ってんですもん。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 私、街路灯のほうを管理しておりますので、ちょっと街路灯のほうの説明をさせていただきます。

街路灯につきましては、全て東北電力と町で契約をして、請求は全部町に来ております。

そういうことで、管理している内容は把握しているということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、建設水道課に行って確認をさせていただきたいというふうに思います。

集会所などについてのLEDの照明器具の変更っていうのは理解したところでございます。また、球の交換は補助しないということでも理解しました。

最後なんです、今、正直言って防犯灯だか街路灯だか何だか分からないっていうのは、いろんな条件で町の補助が出たり出なかったり、いろんな要素があるそうです。

それで自治区もよくその辺はつかんでいないということです。ですから、やはり防火水槽、それから防犯灯についてどんな状況なのか。防火水槽については全く町が補助していないとおっしゃいましたが、これからどんどんどんどん人口が減って、集落自体の機能が失われていきます。そのときに、どういう集落を、維持するための集落を考えていかなきゃいけないのか。やはり町としても当然考えていращゃると思いますけれども、こういう具体的な経費負担、経費の負担をどうしていくのか、そういう問題についてもやはり考えていかなきゃいけないと思いますが、町の見解をもう一度求めます。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　経費負担についての調査ということでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになってまいります、やはり自治区それぞれ抱える諸事情によって負担しているものを負担していないものという部分がございますので、現在、町が自治会までのそういう負担状況まで町が調査するっていう部分については、ある程度期待感とかっていうものを持たせてしまいますので、その辺については今後も実施する考えはないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　小林議員、時間になりました。

○小林雅弘　以上で一般質問を終わります。

○議長　それでは諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。（１５時０７分）

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年 3月12日（火）

開 会 10時00分
散 会 16時26分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副町長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総務課長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局係長	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和6年第2回議会定例会議事日程（第5号）

令和6年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問（荒海正人、秦貞継、猪俣常三、青木照夫、武藤道廣）

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 荒海 正人 | 2. 秦 貞継 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

令和6年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さんおはようございます。6番、荒海正人です。

本日は、歴史文化基本構想についてと、西会津大人研幾塾にしあいづLaboの2点について一般質問をいたします。

まず初めに、歴史文化基本構想についてお尋ねいたします。

歴史文化基本構想は、歴史文化を生かしたまちづくりの基本方針として平成30年度に策定され、はや4年がたとうとしています。歴史文化をはじめとする町内の民俗、年中行事、慣習は、今の西会津町の原点でもあります。現在、町で盛り上がりを見せています日本の田舎西会津町、さすけねえわ(輪)の取組等におきましても、その断片を見ることができます。

また、総合計画の将来像として掲げられている「笑顔つながり、夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」の考え方の中にも、歴史文化を誇りに思い、という文言が組み込まれております。

歴史文化はまさに今の西会津、そしてこれからの西会津を語る上で大前提となっているものでもあります。

ただ、以前に比べて人と人との関わりが薄くなってしまっている昨今、また、世代間の関わりが薄くなってしまっている昨今におきましては、大前提となるものが大前提となり得ない時代にもなってしまっております。

今、改めて大前提となる歴史文化を見詰め直し、そして認知し、町民の意識の中に組み込んでいくということは、今後のまちづくりを考える上で極めて重要になると考えます。

その中心を担っている歴史文化基本構想が、今後さらに推進していかなければいけないものとして位置づけていかなければならないと考えます。引き続きの構想、推進を図っていただきたいという視点から、これまでの実績と今後の展望についてお尋ねいたします。

まず1つ目、構想実現に向けた体制整備についてです。

これまで歴史文化基本構想等推進委員会をはじめ、生涯学習課が中心となり、構想の推進が図られてきました。さらなる構想実現に向けた体制整備について、町の考えをお尋ねします。

2つ目、歴史文化の担い手となる人材育成について、どのように取り組まれているのか。

特に、基本構想に記載されている歴史文化マイスター、語り部、観光ガイド等の育成はどのように行われていますか。

3つ目、令和6年度事業として、町の自然、歴史、文化、民族などを学べるガイドブック「(仮称)にしあいづ学」が作成されますが、作成後の活用についてはどのように考えて

いますか。

4つ目、ネットワーク型「にしあいづ歴史文化の館」の実現について、以前質問しました地区の館等の認定制度の創設等も含めて推進委員会で検討されるということでありましたが、今後どのように取り組まれていくのか、町の考えをお尋ねします。

続きまして、西会津大人研幾塾にしあいづL a b oについて、お尋ねいたします。

西会津大人研幾塾にしあいづL a b oは、令和5年度より取組が始まったものになります。これまで実施されてきた子供研幾塾同様に、町の未来を担う人材育成に期待したいと考えているところであります。事業実施に当たっての人材育成の考え方、これまでの実績、今後の展望についてお尋ねをいたします。

1つ目、事業の目的と事業を通じて目指す人材像はどのようにになりますか。

2つ目、令和5年度の実績は、何ですか。

3つ目、令和6年度に実施する事業計画はどのようなものになりますか。

以上、大きく2点について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 6番、荒海正人議員の歴史文化基本構想についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、さらなる構想実現に向けた体制整備についてであります。町歴史文化基本構想は各地域にある歴史文化遺産に光を当てるとともに、その周辺環境を含めて総合的に保存・活用していくため、平成29年度に策定したところであり、その具現化を図るため、町歴史文化基本構想等推進委員会を設置いたしました。今後も、町が行う歴史文化を活用した事業について、委員から意見、助言、提案などを求める場としてまいります。

また、具現化を図るには、行政だけでなく、多くの町民や団体の力が必要になります。街道トレッキングなど、歴史文化を活用したイベントを開催している、にしあいづ観光交流協会や旧越後街道の修復作業を行っている、にしあいづ街道ファンクラブ、そのほか、関連する社会教育団体に協力をいただくなど、連携を図っているところです。

今後も引き続き、これらの関係団体と連携を強化しながら、構想の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の歴史文化の担い手となる人材育成についてであります。各地区で受け継がれてきた伝承や昔話については、西会津語りの会で、また、観光ガイドについては、にしあいづ観光交流協会内に西会津町観光ガイドの会があり、それぞれ活動しております。公民館講座でも、町内各地に残る歴史文化遺産を題材とした、にしあいづ物語講座などを行っておりますが、歴史文化マイスターの育成には至っておりません。

次世代に歴史文化を語り継ぐことは大切なことだと考えておりますので、引き続き人材の育成に努めてまいります。

次に、3点目の、(仮称)にしあいづ学についてであります。この冊子は町制施行70周年記念事業として、町の自然、歴史、文化、民俗などを分かりやすく解説したもので、QRコードにより、画像や動画も見られるような内容となる予定です。この冊子が完成しましたら、町内全戸に配布し、町民の皆さんに町の歴史や文化に興味を持っていただき、そのすばらしさを認識し、地域づくりの一助としてもらうとともに、児童生徒の副読本や

公民館講座のテキストなどに活用してまいりたいと考えております。

最後に、4点目のにしあいづ歴史文化の館についてであります。町歴史文化基本構想では、中心となる中核の館と地区の館、ミニ館とをネットワーク化し、町全体が博物館となるよう計画しております。現在、地区の館等の認定制度の創設はまだなされておられません。町内に様々な施設があることで回遊性が増すなどの効果があることから、その必要性については認識しておりますので、今後も歴史文化基本構想等推進委員会などで検討してまいります。

次に、西会津大人研幾塾にしあいづL a b oについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、事業の目的と事業を通じて目指す人材像についてのおたしであります。御承知のとおり、本町では平成20年度からまちづくり基本条例に基づき、町民主役のまちづくりを進めており、総合計画等重要な計画の策定等、様々な場面で町民がまちづくりに参加しているところです。

こうした町民参加による検討組織の参加者や、地域課題解決のための担い手など、今後のまちづくりや地域づくりを担う若い人材を育成するため、そのために必要な知識の習得や、まちづくりに興味を持つきっかけづくり等を本事業の目的としており、将来的には検討組織への参加など、まちづくりに参画し、活躍できる人材の育成を目指しております。

次に、2点目の令和5年度の取組実績についてであります。この講座は、より多くの若者が興味や関心を持つよう、楽しい活動も設けながら、講座を通して町の魅力や課題を把握し、まちづくりや地域活性化、課題解決意識の醸成につながることを基本コンセプトとしており、本年度は7名が受講し、今後の開催を含め5回開催します。

実施内容につきましては、教育長の講義や滝坂地滑りの見学、果実酒作り、沖縄県大宜味村児童との交流事業におけるボランティア活動であり、最終回は、町長が自身の考える町の将来像や、若者に伝えたいことなどについて講義する予定です。

最後に、3点目の令和6年度の事業計画についてであります。次年度は専門的な見地から講座を監修いただく指導者を配置する予定であり、この指導者と協議、相談しながら、よりよい人材育成事業となるよう計画を作成してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 順次再質問させていただきます。

まず、歴史文化基本構想の推進についてです。

推進体制におきましては、先ほども答弁いただきましたし私も述べましたが、推進委員会等が中心になりながら進められてきました。やはり、推進委員会が今後どのような方向性を見だしていくのかだったり、推進委員会がより熱い議論がされていくようになることによって、どんどん裾野が広がっていくんだらうというふうに考えています。

そこで、現在推進委員会の任期が、今年度で任期が切れるというか、来年度で任期が改められるということでもあります。今後さらなる構想の推進を図っていくためにも、やはり様々な連携をできるようなメンバーというか体制づくりについても臨んでいかなければいけないんだらうなというふうに考えています。

そこで、構想内にもあるんですけども、構想の中では4章の3節というところに具現化の方策として担当分けがされています。具体的な役場内の担当課、あるいは町内の各種団体等が明記されているわけですけども、そういった具体化の方策として担当分けされているようなそういった部署、あるいは関係団体とも、新たに推進委員会の中に組み込んでもらって、より広い連携が取れるような体制を目指していくべきなんじゃないかなというふうに考えるんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 荒海議員の再質問にお答えをいたします。

現在推進委員会のメンバーでございますが、文化財保護審議会の委員の皆さん、それから国際芸術村、集落支援員さん、それから食生活改善推進員、西会津ケーブルネット、それから文化財の所有者である如法寺さん、西光寺さんのほうから入っていただいている、それから、にしあいづ観光交流協会、生涯学習課のほうには歴史文化基本構想推進室ということで設けてありますので、これが事務局という形になって現在推進委員会を進めてきたところでございます。

議員のおっしゃるとおり、6年度から新たな任期が始まるというところで、実は推進委員会の中でも関係各課、関係団体等の協力がやはり必要だというお話が出ております。基本構想の策定委員会のところで見ますと、当時総務課、企画情報課、商工観光課、教育委員会はもちろんです、そういった各課の課長等もメンバーとして策定委員として策定を行ったという経緯もございますので、この場でどの課とかどの団体という具体的なことは申し上げられませんが、6年度の新体制という中では、そういった関係各課、団体にもぜひ協力をいただいて、この基本構想が前進していくように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり各所との連携が、やはりこの構想を広げていく上で大事ですので、ぜひ積極的に様々な団体と各所を巻き込んでいただきたいなと思います。あと、併せて、やはり生涯学習課が中心となってこの構想の推進を図っているわけでありますけれども、とはいえ、生涯学習課あるいは教育委員会だけではやはりこの構想の実現という上では、本質的なものまでには至らないだろうと思っています。要は、町全体でこの基本構想というものを共通認識として捉えていかなければいけないというふうに思っているわけであります。ということを見ると、やはり生涯学習課は担当課で、事業の実施を担っていく課ではあるものの、併せて全体のリーダーシップを図っていく部署でもあると、そういった必要もあるというふうに考えているわけであります。

これから事業を推進していくに当たって、生涯学習課あるいは教育委員会の行っている取組事業外のものにも関わっていくような、関わっていけるような体制づくりも必要なかなというふうに思っています。それがあつた種、推進委員会の活性化なのか、そこを事務局的な役割で生涯学習課、教育委員会が他の動きに関わっていくことなのか、それはそれぞれ考え方はあるわけですけども、いずれにしても生涯学習課、教育委員会がこの構想を引っ張っていくという体制も、あつた種つくっていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどのように考えられていますか。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 御質問にお答えしたいと思います。

歴史文化基本構想の推進に当たりましては、歴史文化基本構想推進室がキーとなりまして進めておるところでございます。役場内部の関係部署に関わる事項でありましたならば、今現在町役場内部でもほかの事業で連携会議というものを設置しまして、各課の共通理解を深め、また併せて協力体制を構築しているというところでございます。

またさらに、事業を強力に進めようという場合については、プロジェクトチームという制度もございますので、事業内容によってそれらを活用して推進してまいりたいというふうに考えております。

また、町外の団体さん等の協力につきましては、歴史文化基本構想と推進会議のメンバーに入っていくと、あるいは具体的な事業になりましたら、その事業に応じて連携をするような組織、あるいは打合せ等を開催等で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ協力、強いリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。答弁の中にも、連携会議、プロジェクトチームということがありました。ぜひそういったものを活用していただいて、全てが全て生涯学習課、教育委員会で担わなければいけないというものではなくて、むしろこの構想に書いてあるものを、ほかの課、ほかの事業団体にどんどんどんどん割り振って、何ていうんですか、バトンを渡して、そして責任だったり、あとは運用についてもどんどんどんどん割り振っていくというリーダーシップが求められるのかなというふうに思います。

また、構想の中にも、本構想を実現可能とするためには新しい体制整備を行わなければならないというふうに書いてあります。まだまだ策定から4年ということで初期段階であります。初期段階ではやはり組織的に共通認識を持って進めていくということが何よりも求められますので、そのリーダーシップをぜひ取っていただきたいなというふうに思います。

次に、担い手づくりの進捗について、再質問させていただきます。

まず、歴史文化マイスターということでお尋ねしましたが、専門性の高い人材の確保についてであります。答弁の中ではまだまだ人材育成に向けての取組が至っていないということでありましたけども、構想の中には独自で人材を育成していくほかにも、学術的な対応として大学との連携だったり、あとは学芸員との連携ということもうたわれています。対外的な連携もうたわれているわけですが、そういった専門的なネットワーク構築というのも人材育成と合わせて大事になってくる部分かなと思います。また、人材育成の中でも、そういったネットワークが重要になってくると思うんですが、そういった関わりというのはどのように進められているのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 御質問にお答えいたします。

歴史文化基本構想の策定委員会の際には、御承知のとおり、学習院大学の教授であり、また当時福島県立博物館の館長でもあられました赤坂憲雄先生に策定委員会の委員長にな

っていただいたというところでございます。また、そのほかにも福島県立博物館の学芸員の方にもメンバーに入っていただき、委員となつていただいたところでございます。赤坂先生につきましては、昨年度になりますケケーブルテレビに御出演いただきまして、イザベラ・バードについてお話をいただいたところでもあります。当初は講演会という形で町民の皆様も入っていただくというようなことでも考えておりましたが、当時コロナ禍ということでもございまして、ケーブルテレビで放送させていただいて、町民の方に西会津の歴史文化に関わる一端を披露したというようなところでもございまして、赤坂先生とも策定の当時から縁がないといひますか、切れていふというような状況ではございひせん。また、歴史文化を進める上でも、県立博物館とも随時いろいろな面でお仕事のお付き合いといひますか、がございひますので、連携がその辺でも図られていふかなといふようなことでも考えておひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 やはりそういったネットワークから様々な御指摘もいただきながら、また、人材育成についても臨んでいただきたいと思ひます。やはり専門的な人材といひますか、歴史文化に精通した人材といふのはやはり育成しようにも、やはり結構難しいものもあると思ひます。これは結構長い視点でも見なければいけないと思ひていひます。

今現在に關しては、様々な観点から町の歴史に精通された方が数多くいらっしゃいひますが、次の世代のことを考えると、やはりこの辺りも本当に今現在から本腰を入れていかなきゃいけないんだらうなといふふうにかえていふところでもあります。ほかの市町村の事例を取ると、参考にすると、役場職員の中、公務員として歴史文化に精通するいわゆるプロフェッショナル枠的なものを確保して、町としてそういった人材を確保していふという自治体もあるわけでありひます。本町においても精通する職員がいふわけですが、そういったプロフェッショナル枠ではないといふことで、今後の中長期的に人材を確保していかなきゃいけないといふ考えの中では、やはりそういった枠も必要なんじゃないかなとも思ひうんですが、そういった考え等についてはどのように思われていひますか。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 御質問にお答えいたひます。

プロフェッショナル枠をつくったほうがいひいんじゃないかといふようなことでもございひす。歴史文化マイスターといふような文言が歴史文化基本構想の中にも記載されておるところでもございひます。歴史文化マイスター、簡単に端的に申し上げれば、地域の歴史に詳しい人といふことにならうかなといふふうにか思ひます。議員もおっしゃいひましたが、今現在この認定制度といふのはございひせんが、この歴史文化マイスターに該当するようない材といふのが、私が把握する範囲で数名いらっしゃるのかなといふようなことでもございひます。その方についてはいづれも高齢者になつておられるような状況でもございひまして、議員おっしゃるとおり、後継者の育成といふのは必要だなといふようなことで、大変重要なことだなといふことでかえていふところでもございひます。先日ある協議会の研修会がございひまして、地域の歴史に詳しい方が講師となりまして講演をいただいたところなんですけれども、質問のときに大学教授の方が、地域の歴史に詳しい人の後継者対策について何かいい方法はないのかといふような御質問をされたことがございひました。その講師の方がおっしゃるに

は、こういった地域の歴史というのを、こういう機会をいろいろ捉えて話していくという場を通して育成を図っていくしかないだろうというような認識をされていたところでございます。そういうことを踏まえたところで、議員の御提案のプロフェッショナル枠をつくりというのは大変有効な方法かなというふうに考えております。そういう歴史文化を仕事にするということでございますので、必然的に地域の歴史だったり、いろいろなことが身についてくる、入ってくるというようなことでございますので、その辺については人事の面もありますので、担当課等と協議をしまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　6番、荒海正人君。

○荒海正人　やはり人を育てるということは一朝一夕にはできない話でありますんで、まだ大丈夫というわけではなく、今から準備しなければいけないという認識でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、語り部の育成についてですが、答弁の中では語りの会との連携を深めながらやっているということでありました。私、私というか構想の中で言っている語り部の育成というのはもう少し広い意味合いでの語り部の育成だと思っているんですよ。要は、町民運動として語り部を育成していくということを構想の中でうたっていると思うんですね。しかも構想の中で策定に当たって参考にしたものとして、遠野市で取り組まれている遠野語り部専任プロジェクトというものが掲載されています。この内容を見ると、やはりもう本当に市民の皆さんが語り部として昔語りができる。学校でも子供たちが昔語りができる。商店街のおばちゃんたちも商店街について語ることができる。また、地域のおじいちゃん、おばあちゃんも孫たちに向かって語ることができると。一人一人が1つ、2つの昔語りではないかもしれないけれども、地域全体を総じて言うと、地域全体の昔語りができるような構想が実現しているというのが遠野市で行われているものであります。やはりそれを参考にして、この語り部の養成というものが構想の中ではうたわれているわけですので、やはり町民運動として誰しもが1口、2口、昔語りができるような体制というか取組というものを広めていくということが何よりも大事なのかなと。それを実現していくことがこの語り部の養成に当たっていくのかなというふうに思っています。

ですので、先ほど答弁をいただいた中では、語りの会との連携をとありましたけども、もっと広い意味合いでの取組が必要なんじゃないかなと。一部学校でやられているのは把握しておりますけれども、ほかの各課、各団体との連携も含めて、もっと広いところでやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りの認識というのはどのように思いますか。

○議長　　生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長　御質問にお答えいたします。

歴史文化基本構想の中にも、語り部の欄といいますか説明の中で、議員のおっしゃるように遠野市の語り部選任プロジェクトのような語り部の育成、活躍の場を創造し、1集落に1人の語り部がいて、どの集落に行っても何らかの話を聞くことができるようにしたいというようなことでも記載されているところがございます。遠野市さんについては、この語り部の育成だけではなくて、市全体として歴史文化に関する町民の意識が高いといえます。

か、そういった制度がつくられているような状況です。具体的には遠野遺産認定条例という条例も遠野市さんではつくっているようでありまして、まず町民の方の歴史文化に関する意識の醸成といいますか、その辺の部分も対応していかなければならないかなというように考えておりまして、それも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ、町民運動を生涯学習課から、教育委員会から、町から広めていただきたいと思いますし、今ほど答弁いただきましたけども遠野の事例、お話しいただきましたけれども、今、町でもにしあいづ物語 100 選ということで、毎回町の広報の裏面に毎号掲載されているものがあります。今 83 話まで更新されているということで、もう間もなく 100 選がそろそろということでもあります。そのにしあいづ物語 100 選も極めてそれぞれの地区に入り込んだ内容にもなっていますよね。やはりそういったものを各集落集落だったり、あとは町民の皆さんに広めるという活動が、それこそ町民運動につながる動きなんじゃないかなというふうに思ってます。このにしあいづ物語 100 選のやっぱ使い方についても、やはり推し進めていく中では気になる点でもあるんですが、今後の活用だったり広め方ということに関しては、どのように考えられていますか。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 御質問にお答えいたします。

にしあいづ物語 100 選への活用ということでございます。御承知のとおり、公民館講座で、にしあいづ物語講座というものを開催して、一般の方の歴史文化に関する周知を図っているところでございます。あわせて、今年度の例でございますが、中学校さんの総合の時間でお邪魔しまして、にしあいづ物語 100 選に掲載されている内容を語りの会の語り部さんに語っていただいたという事業も取り組んでおったところでございます。そこで併せて町の職員も歴史に関する興味を持つきっかけになってほしいということで、中学校のギャラリーには土器がございまして、その話もさせていただきました。職員が対象の中学生の皆さんに質問しました。皆さん、毎日県の指定文化財、目に触れています。御存じですか、分かりますか、何でしょうか、というような質問をした際に、中学生、残念ながら誰一人答えることができないというようなことでありました。そういうことから、まず若い世代にも浸透させていく、西会津の宝、こんな身近にも宝があるんだよというようなところを浸透させていくという取組について、来年度以降については積極的に取り組んでまいりたいというようなことで考えてございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり浸透させていく、意識の中に歴史文化を浸透させていくということはやはり難しいんだろうと、今答弁の話を聞いていてもすごく思います。土器が展示されているからとって、やはり見ている、それが意識に入ってくるかどうかはまた違う話です。ですので、やはりその意識の中まで入り込んでいく、町民意識の中で入り込んで初めて構想の実現ということになっていくと思います。ぜひそういったものを広めていただきたいし、やはりゴールとなるものは、やはり学校でとか特定の場所というよりは、やはり家庭の中でも、それこそおじいちゃん、おばあちゃんが、お父さん、

お母さんが子供、孫に語りかける、寝る前に語りかけるというようなことが自然的に生まれていくような環境というのが、やはり最終的な描く絵というかゴール像にもなってくるのかなと思います。それが総じて、きっと専門的に知見を高めていこうという人も現れてくるんだと思います。本当に一朝一夕に環境整備、あるいは意識の浸透というものはやっぱり図られないわけでありまして、中長期的な目線を持ってぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、ガイドブック（仮称）にしあいづ学の活用についてですが、学校等でも副読本として使われるということでありました。ぜひ今、西会津町各所でまちづくり活動も盛んに行われてきているわけですね。町の事業でも盛んに行われてきていますし、地域活動の中でも改めて地域というものを見直して活動が盛り上がっているわけでありまして、そういったところにもやっぱり副読本として使ってもらいたいと思うんです。

ただ、ただ配ったとか副読本として読んだからといって物事が大幅に起きていくというか、町民の反応があらさまに出てくるというわけでは、難しいのかなと思ってまして、このにしあいづ学の冊子を活用していくに当たっては、にしあいづ学はあくまでも知識としてのガイドブックとして、併せて感情に訴えかけるようなゾクゾク感、わくわく感を担っていくような体験型の事業等も抱き合わせてやっていくことが、合わせ技一本でこのにしあいづ学というものが活用されていくということにつながっていくのかなと思っているんですが、そういった活用方法については検討されていたり、今後の方針としてあったりするものですか。その点についてもお尋ねします。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 （仮称）にしあいづ学の活用のございます。

にしあいづL a b oの話とも関係することでございます、にしあいづL a b o、来年度以降の事業については（仮称）にしあいづ学を活用してまいりたいというようなことで考えているところでございます。

体験事業との抱き合わせというようなお話でございますけれども、にしあいづL a b o、最初の答弁でも御説明しましたが、今年度は日本最大級の地滑りである滝坂地滑りも受講者が見学して実際に目の当たりにしたところでございます。（仮称）にしあいづ学についても滝坂地滑りの項目というか記載されている部分が今掲載される予定でございまして、その辺についても活用ができるかなというようなことでございます。

そのほか、ゾクゾクわくわくするようなものにできるように、どういった使い方といたしますか、活用の方法はないかというのは随時検討してまいりたいなということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひゾクゾクわくわく感を、今それは仕掛けないと生まれてこないものだと思います。町民の皆さんの中というか、町民意識の中に当たり前のようにこういったものが認知されているのであれば、あえて仕掛けなくてもいいわけですが、今の時代、やはりこういったにしあいづ学というものを取りまとめて、改めて打ち出していかないと認知されないという状況も裏を返せばあると思いますので、そういったものをより本当につくって生きたものにするためには抱き合わせ企画、あるいはゾクゾクわくわくするよう

な、そういった企画を組んでいただきたいなというふうに思います。

また、先ほどの話にもつながりますけれども、にしあいづ学で書かれているようなものの、何ていうんですか、事業化された活動としては、やはり今生涯学習課だったり教育委員会関係のものではなくて、ものだけじゃなくて、例えば日本の田舎、西会津だったり、さすけねえ輪だったり、そのほか様々な活動でも関連していくようなものもあるわけですよ。ですので、やはりそういったところも巻き込むというのも、改めてリーダーシップを図っていただきたいなというふうに思います。このにしあいづ学の冊子を基にしてどんどんどんどん巻き込んでいただきたいなと。リーダーシップを発揮していただきたいなというふうに思います。

次に、歴史文化の館の実現ということで改めて再度お尋ねしますが、推進委員会等で示されているスケジュールには、令和6年度に地区の館の作成計画をつくりますと。令和7年度には地区の館の建物選定等を図っていくということで記載があるんですけれども、今後具体的に認定なのか、その建物を造るまでは多分大変だと思うんですけど、そういう認定していったり、歴史文化の館というものを形として見えていくようなスケジュール感というか、今後の方向性についてはどのように進められていますか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 中核の館、地区の館、ミニ館ですか、ということで、確かに令和6年度計画を作成して25年度建物の選定というようなスケジュール感の考え方としてはあったわけですが、正直なところなかなか見通しが立っていないという状況であることは確かです。

ただ、地区の館という言い方はしないんですけれども、学校教育に関わるところになるので、詳しくはまた別の機会といいますか、詳しくお話しさせていただく機会があればと思うんですが、令和6年度に向けて西会津学びアイランド構想ということで小中学校の学校施設設備をさらに充実させて、多様な子供たちのニーズに応えていきたいという考え方で学びアイランドという構想を、今これから進めようとしております。その中で、ふるさと歴史ランドという名称で、中学校の先ほどお話のあった展示ギャラリー、1階にあります展示ギャラリー、現在土器が展示してあるわけですが、この場をさらに民具であったり、パネル展示であったり、あるいは映像等も見れるようなそういうような場として整備をして、このふるさと歴史ランドという中で、子供たちが小中学生が西会津の歴史、文化、自然、そういったことを学べる、そして過去のこと、そして現在のこと、さらには未来のこととも何か考えられると。そういう学びの場にしていきたいというふうに考えており、具体的にはこれから目安としては学校でいえば夏休み明けにはそういう場として、子供たちが地域のことについて学べるような、そういうところに整備していきたいというふうに考えておりまして、ここにぜひ地域の皆さん、一般の皆さんにもおいでいただいて、子供たちと一緒に学んでいただくと。そうすることによって、ここがいわゆる館的な機能を発揮していくことになれば、さらにそこからネットワークということで他の地域にも広がっていきけるのではないかなというふうに考えておりまして、併せて先ほど来の後継者、マイスター等のお話にもつながってくるかと思うんですけども、ここで子供たちが学ぶことによって、ふるさとの歴史、文化、自然等々にさらに興味を持って、将来そういった中から、マイスターが生まれてくるのではないかなと。できればにしあいづ学なども活用しながら、

子供たちに、これも仮称ですけどもマイスタージュニアというようなそんなような感じで、子供たちにそんなマイスタージュニアのような存在が生まれてくることを期待をしております。

以上です。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 教育長から学びアイランド構想というものをお話しいただきましたけども、中心の中核となる歴史文化基本構想の中では中核の館ということで示されてますけども、中核の館としての立ち位置としての多分学びアイランド構想における中学校の場所の活用だったりもするわけだと思うんです。やっぱ、何ていうんですか、やはり大変かもしれないけども、中核を厚くしていくと、併せて、そこのネットワークをいかに広げていくかが町民意識の醸成という部分では大事だと思っているんです。要は、歴史文化が生活に溶け込んでいくという、見える化させていくという部分においては、やはりこの地区の館、ミニ館というものは大事になっていくと思いますし、あと先ほど来からも私も話していますし以前も提案させてもらいましたけども、改めて、何ていうんですか、つくらなきゃいけないというものというよりは、今地域で様々な取組がされている拠点があります。そういったものをある一定の基準を設けた上で認定していくということであれば、生涯学習課、教育委員会の手間も多少は省けて、しかも見える形としてここもここもここもということ数稼げるんじゃないかなと思っています。やはり最初の段階においては形にしていくということもある種大事な部分がありますんで、中心を、先ほど教育長言われた学びアイランド構想で中心を厚くしていくという場所も大事ですし、併せて様々な町内の様々な細部に至るまでの歴史文化の浸透という部分では、ぜひ地区の館、ミニ館というものを進めていただきたいなと思います。まだまだそこに至っていないという答弁でありましたので、この点についてはぜひ積極的に進めていただきたいなと思います。推進委員会の中でもぜひ議題にさせていただいて積極的に進めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、にしあいづL a b oについて再度お尋ねしたいと思います。

人材育成の場、町民参加による検討組織の参加者であったり地域課題解決のための担い手づくりということで人材像というものもお示しいただきましたが、1点思うのが人材育成といったときに内容だったり考え方というところで、ある種、厳しさであったり、あとは言い方が正しいのかはあれですけども、西会津というものの刷り込み、形づけというものもある種重要になってくるのかなと思っています。というものと同時に、未来を発想するというのも重要だと思っています。先ほど答弁でいただいた内容を見ると、やはり正直感想として、参加者の人たちが、何ていうんですか、受け身になるような内容なのかなと思っています。もっと未来を発想して、これからのまちをつくっていくんだという意識をつけるためにも、やはり未来型、未来をイメージして自分で段取り、物事を進めるというようなプログラムもあってしかるべきなんじゃないかなと思うんですが、そういった能動的というか自分発信的な取組もぜひ検討いただけないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 御質問にお答えしたいと思います。

にしあいづL a b oの目的でございますが、一応まちづくりに将来的に活躍できる人材というのを目指してはおりますが、それだけに特化したものではございませんで、幅広い面で総合的な将来役立つ能力を身につけようというようなことが趣旨でございます。例えば、今回教育長も初回講義しましたけれども、その際は教育長は師匠を持つことの大切さというようなことで講義いただいたところでございますが、そういうようなことで総合的な能力を育成するというようなもので目的にしているというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

まちづくりに担う人材というのはより多くの若者、町民の人にまちづくりに参画していただきたいというのが根底にございます。そのためには、より入り込みやすいといえますか、そういった講座にしておくほうがいいのかというようなことで考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 若者が入りやすいというのと、人材を育成するというのは結構違う認識でやんないといけないのかなと私は思っているんですね。

私がイメージしていたにしあいづL a b oの位置づけとしては、今中学校でアントレプレナーシップ事業をやっているじゃないですか。あれもある種、形を教えながらも、自分が発想して体を動かしていく中で、この人材たる何たるかを学んでいくというプロセスを通じて自分が行動した結果、育成されていくというようなものだと思うんですけど、何かその大人バージョンで受皿となるようなものがこのにしあいづL a b oになるのかなというふうなイメージを受けておりました。確かにいろんな人が入ってきてもらいたいなというものはあるものの、やはりそこで、何ていうんですか、ある種ハードルが下がってやりわりとしてしまうと人として育つのかなという疑問もあると思っています。まだまだプログラムについては構築中で、今年度は外部の方も協力いただいて、さらに深めていくということでもありますので、引き続き議論させていただきたいなとも思っています。

あと最後にもう一点、先ほど課長から答弁いただきまして、教育長が一番最初の講義で師匠を持つことの大切さということで、すごく共感します。そのとおりだと思います。やはりなぜ西会津にいるのか、まちづくりに関わるのかというところで、自らわくわくゾクゾクしながら取り組んでいる人もいる一方で、やはり大方の人の中には目指すべき先輩というか、目指すべき先輩の背中像があって、自分もそうなりたいということで取り組んでいる人がかなり多くいると思っています。そういったものを感じれるような内容にもしていただきたいなと思っているんですね。その顔が塾長でもあると思いますけれども、そういった西会津らしさ、西会津の人材を育てるんだという意識も考えてもらいたいんですけども、何ていうんですか、泥くささみみたいなのもぜひ入れ込んでいただきたいと思うんですが、その辺りの泥くさささについてはどのように考えてますか。最後。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 それでは、私のほうからお答えいたします。

私最初の会で講義をした師匠を持つことということで、結論的に言ったのは、守・破・離という言葉がありますが、守る、破る、そして離れる。だから、師匠を持つことで師匠に頼るんじゃないよと。師匠は目標でもあると。目標になる師匠を持つこと、そしてそこ

で基本的なことをしっかり身につけて、やがては破って、独立していくと、自立していくと。自分というものを確立していくと。そういうことで話をしました。

そういう意味ではNL a b o もやっぱり知るということ、基本的なことを、西会津のことについてもやっぱまず知らないで発想というのはなかなか生まれてこない。そういう意味では知るという部分、だからそこはちょっと受け身になるかもしれません。だけど、そこからそれぞれ参加しているメンバーというのはもう社会人で、それぞれの場で活躍、一生懸命頑張っている。だから、そんないろんな多様なバックボーンを持っている人たちが、いろんな知るということを通して発想を生んでいってもらっている。そこからはやっぱり自分たちが何をやりたいんだ、こういうことやりたいんだということに挑戦してもらう。そして、挑戦するということはどうまくいくことばかりではないんで、そういう意味ではいろいろ失敗も経験してもらいながら、これも短期間の取組ではなくて、やっぱ1サイクル2年とか3年とかそういうサイクルの中で地道に育成していきたいとか、育ててもらえるように我々も泥くさく取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さんこんにちは。7番、秦貞継です。本日は事前の通告に従い、順次質問いたします。

最初の質問は、西会津高校活性化についてであります。

近年の少子化により、会津地区の県立高校においても、入学生徒数の定員割れが見られます。本町も西会津高校入学志願者数増加を目指し頑張っておりますが、西会津高校をこれからも存続させるために、町の取組について、以下の点を伺います。

1つ目として、これまでの西会津高校支援に向けた取組と反省点は。

2つ目として、西会津高校を存続させるための重要なポイントは。

3つ目として、県立高校の存続について、県の方向性をいち早く察知する体制は整っているか。

次の質問は、地域経済活性化についてであります。

本町における人口減少の要因は様々であると考えますが、西会津に住みたいと希望していただくには、生活の基礎となるなりわいが重要ではないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、若者や移住者が理想とする職業の形態も変化しております。西会津に住み、暮らしていける基盤として、地域の経済活性化について、次の点を伺います。

1つ目として、本町の労働力人口の推移はどのようになっているのか。

2つ目として、若者が望む仕事について、町はどのような情報をつかんでいるか。

3つ目として、閉店した商店の復活や、新しい仕事を始める人材として、地域おこし協力隊募集に取り組んではどうか。

4つ目として、町内経済の活性化について、町内事業者との議論も重要ではないでしょうか。

以上であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、秦議員の西会津高校活性化についての御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの西会津高校の支援についてであります。西会津高校の存続の問題を受け、町では平成19年度から西会津高校活性化対策協議会を組織し、約30名の委員の皆さんと学校の在り方や町の支援策等の協議、検討を重ね、町として様々な支援策を講じてきたところであります。

本協議会は、西会津高校の学校運営協議会設置に伴い、その役割を引き継ぎましたが、その後も町の支援策は継続し、昨年度までの累計で6千万円を超える補助金等による支援を行ってきたところであります。

主な内容としては、生徒の通学費を支援する通学費補助金、進路講座や小論文講座に係る費用を支援する進路支援補助金、ボートの全国大会出場等に係る費用を支援する生徒活動後援会補助金、進学する際の就学資金を貸与する就学資金貸付金、相談カフェなどを運営する地域おこし協力隊の配置、生徒に対するタブレット端末貸与事業など、多様な支援を行ってきたところであります。

しかしながら、本年度は定員40名の2分の1を超えましたが、少子化の影響も重なり、令和2年度から4年度までは定員の半数に満たない入学者数であり、西会津高校自体の魅力化までにはつながっていないと考えられています。

次に、西会津高校を存続させるための重要なポイントであります。町では本年度、西会津高校へのさらなる支援を検討しており、その一つとして、全国的にも不足する介護福祉人材を養成するため、普通科に介護福祉コースを新たに設置していただくため、私が昨年12月27日に県の関係部局に要望したところであり、現在は県教育長、県立高校改革室や西会津高校と事務的な調整作業を進めているところであります。また併せて、さらなる支援について、学校運営協議会で検討をいただいているところであります。

次に、存続について、県の方向性をいち早く察知する体制についてであります。県の担当部局である県立高校改革室と緊密な連携が取れており、いち早く情報をいただける状況にあります。

今後につきましては、西会津高校の存続に向けて、教育長が近隣中学校へ出向き、入学者確保に努めるとともに、西会津高校の魅力化につながるよう、関係機関等と緊密に連携を図りながら、引き続き最大限の支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、秦貞継議員の地域経済活性化についての御質問にお答えします。

初めに、本町の労働力人口の推移についてですが、国勢調査によれば本町の労働力人口は、平成12年が4,914人、令和2年が3,028人であり、20年間で1,886人、約38.4%の減となっております。

次に、若者が望む仕事についてですが、福島県が令和4年度に県内出身の大学生を対象に行った実態調査によれば、就職先の勤務地の傾向は福島県内が最も多く、次いで東京都、神奈川県などの1都3県、福島県以外の東北地方といった順であり、業種別では、公務員

が最も多く、次いで情報通信業、製造業の順となっております。

また、県が令和元年度に県内の高校生を対象に行った進路希望調査によれば、将来働きたい勤務地は福島県内が最も多く、次いで関東、福島県以外の東北といった順であり、業種別では製造業が最も多く、次いで公務員、医療福祉系の順となっております。これらの調査は、会津地域においてもほぼ同じ結果であり、本町においても同様の傾向が当てはまるものと認識しております。

次に、閉店した商店の復活等への地域おこし協力隊の募集についてですが、町では、町内事業者の事業や技術の承継に加え、廃業となった商いの復活等を目的に、昨年12月に町と商工会で構成する事業承継協議会を設立したところであります。この取組の一つとして、令和6年度より商店等の事業の承継や、空き店舗等を活用した創業等を目指す地域おこし協力隊の配置を進めることとしており、今後、商工会等と具体的に協議してまいる考えであります。

次に、町内経済活性化についての町内事業者との議論についてですが、町では町商工会との情報共有を密にするとともに、商工会総会や町内企業への企業訪問等を通じて、町内の経済活性化について町内事業者と意見交換を行っているところであります。これに加えて、町工業会や商工会工業部会に対しても、地域経済活性化についての議論の場を設けていただくよう要望しているところであります。

町としましては、コロナ禍を経て変化の激しい社会経済情勢に対応し、若者や移住者が本町に住み、暮らし続けられる活力ある地域経済の確立に向けて、鋭意取り組んでまいる考えであります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、通告に従って順次再質問していきたいと思います。

まず、西会津高校活性化についてでございますが、西会津高校、これまでも活性化に向けた取組に関しては、本当町側の努力に関しては本当に感謝申し上げます。これからも引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

その中で、まずは西会津高校の魅力というんですか、よさというものはどこにあるのかというのを、まず町側としてはどう捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、西会津高校のよさということでございますが、一人一人の個に応じた教育、いい教育ができていう環境、それから西高のほうで、高校のほうで取った生徒のアンケートの結果から申し上げますと、生徒との距離が近いと。ごめんなさい、先生との距離が近い、それから手厚い指導があるということですか、農業体験や和紙作りなど地域連携活動や行事が充実しているということなどが魅力だというような結果が出ております。

さらに、今現在の生徒の満足度で申し上げますと90%以上の生徒が満足しているというような状況でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 多分その満足度が90%というのは、これまでの取組の方向性の結果が出たものだと思います。引き続き、その支援を実行しながら、さらなるいい学校を目指して応援し

ていただきたいと思います。

その中で、今お話にありましたとおり私も同感で、大きな学校には大きな学校の魅力もあると思いますが、小規模校には小規模校の魅力があると思います。今まさにおっしゃったとおり、一人一人の個に応じた教育というんですか、私もそう考えております。今度はさらに生徒数を増やすにはその魅力を一人一人を伸ばすことができる環境ではありますが、さらにどうやって伸ばしていくのか。よさを見つけて、新しい魅力を見つけて、どう伸ばしていくのかだと思いますので、また追って、次に質問を進めたいと思います。

ちなみに私も西会津高校を卒業なんですけども、卒業してから就職する方、もしくは進学する方、大きくここに分かれると思うんですけども、まずは進学の分野についてお伺いしたいと思いますが、これ、進学を希望する生徒さんもいらっしゃると思いますが、そういった方への支援というのは、今具体的にどのようなものを取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

進学を希望する生徒への支援ということでございますが、町長が先ほど御答弁で申し上げましたとおり、進路講座や小論文講座など、学校が主催してそういった講座を設けますが、それに対する支援と、係る経費の支援ということで進路支援補助金、それから進学する際の就学資金ということで貸与するもので就学資金の貸付金というもので、進学を希望する生徒へはそういった応援が実施されているということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 これまでの取組は先ほどの満足度の90%というところに数字が出ているのでいいと思いますが、私心配するのは、やはり今進学の話をしていますが、どれだけ志望校に行けるかどうかだと思うんです。また、その目標を高く持てるかどうかだと思うんですね。要は学力、これをやっぱ西会津高校に行った、そこに行ったら町の支援や県の支援で、行けないと思ってたけども努力して頑張ったら行けるようになった、これは西会津高校のおかげだと、そういったことが続けば、それが魅力発信となって、また入学希望者の増につながるのではないのかなと私は考えているんです。これはちょっと教育関係者の方に、町外の方なんですけどもお伺いしたんですけども、今学習塾やゼミなんかでもタブレット等を使って、自宅だと思うんですが遠隔授業、要はオンライン授業を行っている。昨今のコロナ禍の中でもそうですが、大学に入学した後もなかなか学校に集うことができず、自宅でタブレット学習でちゃんと結果を残しているお子さんたちもいらっしゃいます。こういったものの、何というんですか、勉強できる環境というのは今西会津高校では整っている、生徒さんには支援されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

タブレット端末での遠隔授業というようなことでございますが、西会津高校にiPadの貸与事業ということで、西会津高校の生徒にくまなく全員にiPadを貸与をしているところでございます。その活用については学校のほうで行っておりますが、ただ高校自体、県内の高校自体のICTの活用は非常に進んでいないという状況にありまして、西会津中

学校においてはＩＣＴの活用というのは進んでいるんですが、高校に行くとＩＣＴの活用がちょっと遅れているというような状況でございますので、そちらについては高校の先生方と、さらに学校運営協議会等と検討して、それに対してこういった支援があるのかも含めて、検討していきたいということでございます。

○議長　　７番、秦貞継君。

○秦貞継　　本来県立高校ですから福島県が行うことだとは思いますが、我が町の卒業生にとっても町の経済、もしくは人口流出、減少を食い止める意味でも、やっぱ町が挙げて西会津高校は支援しなくちゃいけないと思いますので、その観点からもう一度質問を申し上げますが、今iPadは貸与されているということだったんですけども、ということは、オンライン学習できる環境は整っているという認識で捉えました。

そこでなんですけども、昨今学習塾なんかでも学校のもちろん勉強も大事なんですけど、入試に向けた、大学入試に向けた専門的な勉強をやはり民間で取り組んでいて、そこに関してやっぱり非常に学力向上に結果を出しているという情報も、私、耳にしたことがあるんです。

町としても、例えば西会津高校生徒さんが、もちろん学校、西会津高校の何ていうんですか、学校生活がもちろん一番大事です。優先で中心となるべきですが、例えば放課後なんかで、私志望校があって勉強したいと。来年、再来年こういうところを狙いたいという人たちに、例えば、何というんですか、学習塾やゼミに行く費用等の補助や、例えばそのときに使う通信料の補助をして、学力向上助けて、西会津高校の生徒さんたちが自分の志望校を入学できるような支援というのは検討できるかできないか、お伺いしたいと思います。

○議長　　学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　　今ほどの学習塾等を放課後も活用してということで、それに係る経費の支援というようなことのお話ですが、まだ具体的にそのような話をその部分に関してはまだ検討していない状況でありますので、今後先生方の御負担なんかもある可能性もあるので、そこの先生方との合意形成も含めながら、学校運営協議会等でその支援については十分検討していきたいということでございます。

○議長　　７番、秦貞継君。

○秦貞継　　今課長の答弁にありましたとおりで、確かにこれは町側ばかり走っても駄目だと思いますし、現場の先生方の御負担になることもありますので、ぜひ御検討ください。

あと、私もここに来るまでゼミや学習塾等の経費を見てきましたけども、例えば大きな学校であれば、ちょっとした負担を全校生徒に対象にしようとして考えたとき、経費も莫大になりますよね。先ほど言ったように小規模校ならではだからこそ、応援できる環境ではないかなと私は考えますので、ぜひその辺も御検討いただければと思います。

また、もう一点お伺いしますが、西会津高校というのは大型スクリーン、昔情報処理室なんてのがあったんですけども、ああいったところに大型スクリーンというのはありますか。

○議長　　学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　　体育館等でもそういった講座なんかもありますので、プロジェクターとかそういった部分ではあるということでございます。

また、教室にもそれぞれプロジェクターが設置されていますので、そういう環境につい

ては十分整備されているということでございます。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　ちょっと質問の説明が足りなくてすみませんでした。先ほど言った学習支援をもし町で検討する場合、例えば大型プロジェクターか何か、もしくは大きな画面でもいいんですけども、そういったところで進学を目指す人たちが一堂に集って勉強し合ったほうが学力は伸びるかなと。やっぱ相互、何ていうんですか、競争じゃないですけども、そういった環境があればさらにいいのではないかと思いますので、質問いたしました。その辺に関しては、先ほどおっしゃったとおり、学校側と検討していい方向に向かうように進めていただきたいと思います。

あと、これ先ほどちょっと地域おこし協力隊にも西高の支援をお願いしていたということなんですけども、学習支援を、今言ったように、例えば先ほど先生の御負担と、町側では確かにおっしゃるとおりだと思います。それを例えば先生ではなくて地域おこし協力隊の方々に支援していただくなんてことは検討することはできますか。

○議長　　学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　　学習支援ということでの地域おこし協力隊ということでございますが、学校運営協議会ということでコミュニティスクール、地域の声を学校の教育活動に反映させるという取組の中で、学校運営協議会、先日行ったところですが、町でどのような支援ができるかという部分でICT教育支援員の配置なんかもどうでしょうかということで御提案をさせていただいたところです。先ほど西会津中学校でのICTの活用というのは進んでいるけども、西会津高校ではなかなかあんまり活用が進んでいないというような実態もございますので、引き続き活用が進められるか、学校運営協議会と高校の先生方とその必要性も含めてさらに検討していきたいということでございます。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　何でしょう、先生方の本当御負担というのはおっしゃるとおり、本当やっぱ我々も考えなくちゃいけないところだと思います。たしか我々議会でも、隣の阿賀町で地域おこし協力隊の方が来て塾を開いて、地元の高校生の学習支援をして、進学校に合格するように支援をして授業もやっていたような気がするんですけども、そこまでやっていた方もいらっしやいました。事例もあります。ですが、今先ほど課長の答弁にもありましたが、うちにはICT支援員という、例えばオンライン学習をしようとしたときに、オンライン学習を、例えばもしトラブルがあったとしても迅速にはと言いませんが、何でしょう、手助けとなるような力を持った地域おこし協力隊の方々もいらっしやいます。そういった方々に協力していただいて、今言ったような学力向上にもしつなげられるのであれば、これは町としても負担も軽く、なおかつ結果を残す最短の近道とも考えられますので、なかなかそういった人を、人材を見つけることが非常に大変です。ですけれども、これは長い目で見て、ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、西会津高校存続させるための重要なポイントなんですけども、まずちょっと先ほどは、実は再質問で聞こうかなと思って準備していた教育課程の差別化を図って高校の魅力発信、以前福祉コースがたしか西会津高校にあったと思うんですけども、今町長の答弁ではもう検討されて県にお話しされているということでお伺いしたんですが、これはどう

でしょう、ちょっと私も今聞こうかと思ってたことを先に言われちゃったものですから、あれですか、手応えとしてはどんな感じなんですかね。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

先ほど町長が御答弁で申し上げましたとおり、普通科に介護福祉コースの設置ということで、町長自らが県の関係部局に要望をしております。その後、県の教育長、県立高校改革室の担当者の方から幾度となく御連絡をいただきまして、西会津高校を含めて事務的な調整作業を具体的に進めていくということで、今週の金曜日にも実は県立高校改革室で町のほうにおいていただくことになっておりまして、事務的な調整作業ということで今進めているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、簡単に言うと、かなりもう話が進んでいるという認識でよろしいですか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 その設置についてどのような課題があるかとか、あるいは具体的にそれを取り入れるためにはどのようにしていけばいいのかという事務的な洗い出しの段階といえますか、これからさらに協議を加速していくような段階ということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。たしか耶麻なくなりましたけれども、耶麻高等学校にたしか同じコースがあったんですが廃校になって、今現在多分、会津西陵高校しか今介護福祉コースでしたっけ、がない状況ですよ。ここ非常にいい点に目をつけたと思いますので、ぜひ、何というんですか、まず設置に向けた取組を鋭意努力することだと思いますが、先ほど来申し上げますとおり長い目でというか、ゆっくりもしていられませんかでも着実に、例えばコースが設置できたとしても、そこに入学志望者の方が集まってくるのにも、やっぱり若干のタイムラグ、少し時間がかかると思いますので、ぜひ長い目で見て続けていただきたい。

あと、ちょっと話それますが、介護人材も確かに今全国的に不足していると言われておりますので、私は提案しようかと思ったんですが町が先に動いていらっしゃったということで、これからはぜひ鋭意努力していただきたいと思います。

また、存続に向けて、要は生徒さんをどれだけ多く引っ張ってくるかということだと思いますけども、これ、私にある人から言われたんですけども、例えば高校に一旦入学、西会津高校以外のところでも西会津高校でもいいですけども一旦入学して高校生活を頑張ったんだけど、結局何らかの理由で高校を中退せざるを得なかった。そういう方々がもう一回西会津高校で高校の学び直しですか、ができないかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長 今の質問はちょっと答弁できませんので、取り消してください。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 これは県の方針だからということですよ。分かりました。この辺ももし可能であるならば、私そういう人たちもチャンスを与えてあげたいと思うんです。それが西会

津高校であれば、何ていうんですか、また個に応じた、一からとは言いませんけれどもスタートを切る環境としてもし整えてあげられるのであれば、私はそういった、何ていうんですか、広い多くの子供たちにそういう学びの環境を準備してあげることも西会津高校の魅力につながると思いますので、できるかできないかは、今おっしゃった県の方針に基づいてだと思えますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

あと、これをお伺いしたいんですけども、地元のいろんな工場や産業がありますけれども、そちらに西会津高校の生徒さんがこういう仕事がある、西会津にはこういう仕事がある、こういう環境があるということを、何ていうんですか、体験したり知る機会というのは今設けられているのでしょうか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

西会津高校の2年生が全員で、主には町内の企業、それから町役場も含めてインターシップということで職業体験を夏休みに入ってからすぐ、毎年行っているという状況でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 このインターンシップというのは、どういう条件、要は生徒さんが好きに選べるのかどうか、例えば限られた環境でのインターンシップなのか、どのような取組をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 これは学校の取組になりますので、ちょっと答弁できませんので、次の質問に進んでください。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 次の地域経済活性化のところで、要は西会津高校を卒業された方々が西会津に残っていただいたり、地元の労働力人口につながればと思ったので、そういった取組をされているのかどうかという意味でお聞きしたかったんですが、学校内での取組でということなので、この質問は取り下げます。分かりました。

もう一つなんですけども、西会津高校のホームページって御覧になったことがあります。多分これは西会津高校さんで作っているんだと思うんですけど、私もちょっとあちこちの高校のホームページを見てみたんですけども、何ていうんですか、結構動きのない、動きのないと言ったら失礼ですけど、ちょっと静止画の多いようなホームページがよく見られました。こういったところも、例えばですけども西会津高校の魅力発信、要は今このネットの社会ですので、こういったものを発信する際に、写真よりやっぱ動画で楽しんでいるような様子だとか、こういう活動があるという、西高のよさ、楽しさというのを、やっぱ発信する、何ていうんですか、目を引くようなホームページを、うちの町は西会津町はICTに取り組んでますしデジタルを今進めて一生懸命頑張っていらっしゃいますけど、そういった町の力を西会津高校の生徒さんたちに協力して、生徒さんたちと協力して、例えばいいホームページを作ったり、楽しそうな行事があるのであればそれを動画撮影してホームページに載せたりすることというのは、町の応援として、西会津高校の支援として検討はできますでしょうか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

西高さんのホームページの充実といいますか、そういう部分での町での支援ということですが、実態としては高校さんのほうでホームページを作成して、実際ホームページを持って、そこでいろんな活動については紹介しているところでございます。それが果たして魅力にまでつながっているかというのは、確かに議員おっしゃるとおりの部分もございまして、学校としても私が学校運営協議会に出させていただく中では、もっとより効果的な情報発信ということもお話ししておりますので、そういう部分で学校側のほうで、さらに魅力のある情報発信に努めていっていただけるような形で支援といいますか、我々も一緒に協議していきたいということでございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 今おっしゃったとおり、協力してください。協力を検討してください。先ほど来申し上げていますが、本来は福島県立の学校でございますので福島県でやるべきことかもしれませんが、やはり町民一丸となって学校を存続するように応援しなければいけない時期だとも思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

ここまでいろいろ支援に関しての質問や提案をしてきましたが、今後は具体的な存続についてです。

今、福島県立高校再編計画が令和 10 年度までは制定されております。ただ、その先の令和 11 年度からの再編計画の検討ですか、というのは県のほうでどのように、例えば今取り組むのか、それともこういった時期に会議をするだとか、そういった情報というのは町としてはつかんでいますか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えをいたします。

県立高校の改革ということで、今現在議員おっしゃったとおり、県立高等学校の改革後期実施計画ということで、令和 6 年度から令和 10 年度までの期間内でのそういった再編も含めた計画ということで、令和 10 年度までの計画で今現在進んでおります。

令和 11 年度からの計画の部分で、先ほど来申し上げております県立高校改革室のほうで、昨年 10 月に町のほうにおいでいただきまして、その中でいろんな情報はいただいているところでございます。

これから、11 年度の計画に向けては、やはり少子化の影響も含めて、新たな再編に取り組んでいかなければならないというようなお話を受けてはおります。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 お話はいただいているということですが、この情報はやっぱり待つだけじゃなくて、こちらからも聞きにいくぐらいでお願いしたいと思います。要は、方針が決まってしまってから、例えばですけども、その方針が西会津高校にとって不利になるようなことがあり得るかもしれません。それが決まってからではなかなか前に進みません。というかもう決まってしまうと思います。その前に方針を察知、どういう県の考え方なのかという方針を察知するということは非常に重要だと思います。それを庁舎内だけではなく、同窓会の方々や学校運営協議会でしたっけ、の方々も一緒になって考えて、じゃあどうしたらいいかというのを、何ていうんですか、皆さんで考えなくちゃいけないと思うんですよ。

そういう意味では情報の取得というのは、迅速な情報の取得というのは非常に重要になると思いますので、ぜひとも情報察知には今後とも努めていただきたいと思います。

また、さらにですが、生徒募集に関してなんですけど、以前は教育長が近隣市町村に出向いて、わざわざ学校の校長先生なり進路指導の先生だと思いましたが、お話をされて、西会津高校の魅力発信を努めていらっしゃいましたが、先ほどの答弁では、それを今後教育長がやっていただけるということでよろしかったでしょうか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 答えいたします。

ここ数年はコロナということもあってなかなかそういう訪問したりというようなことはできなかったというところもあるのですが、以前、歴代教育長さん方が、私は逆においでいただいた側としてすごいなと。県立高校のことなのに西会津町の教育長さんが自らおいでになってお話をされて、しかも本当に本気になってお話ししていただいたという、私自身自身の経験も思い出しますが、やっぱり一つは西会津高校の魅力、少人数で手厚い指導をやっています、でも結構やっぱりそのことも各中学校さんでどれだけ分かっているのかな。これから介護福祉コースという部分もありますが、そういったものが実現できれば、そういうこともしっかりとやっぱり伝えていかなければいけないなと思っています。

西会津高校に入学している出身中学校を見ると、今現在過去含めて 24 校に、西会津中学校も含めて 24 校から来てもらっているんですね。本当に中学校側から 1 人ずつでも西会津中学校は複数として本当にもう過半数、二十数名、あるいは 30 名、そういう生徒数も期待できるんじゃないのかなという、そういう期待感も持ちながら、しっかりと P R に歩きたいというふうに思っております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 まず、ありがたい。よろしくお願いいたします。

ただ、大事なことは、もちろん教育長自ら出向いて、相手の目を見て、肌のぬくもりを感じて相手に伝えるということは非常に有効な手段だと思いますが、大事なことは魅力だと思います。こういった魅力があるのでうちの学校に来てください、西会津高校、非常にいいところですよという提案が必要だと思います。何を言いたいかというと、先ほど来ずっと私が質問の中で申し上げてきたような、有効な、本当に魅力につながるような方策を取りつつ、その魅力を伝えなければ、やっぱりよろしくお願いいたしますだけではなかなか相手に理解していただけないと思います。ぜひ、そういった有効な対策に取り組みながら、西会津高校の生徒募集に教育長自らということですので、お仕事が増えて大変でございますが、何とぞひとつ、西会津高校のためによりしくお願いしたいと思います。

質問を、変えたいと思います。

地域経済活性化について、お伺いしたいと思います。

先ほど、地域経済の活性化について答弁をいただきまして、労働力人口が約 40% 近く、平成 12 年でしたっけ、から減少しているということだったと思うんですけども、労働力の減少に伴って予想される、何ていうんですか、西会津町の問題というのは、どう町として考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 労働力人口の御質問にお答えいたします。

労働力人口が減少していることで町に与えられる影響というような観点でお答えをしたいと思います。一番大きい影響といたしましては、町内の企業等が町内からの人材を確保しにくくなっているというのが一番大きな影響として考えられるかなというふうに思っております。

また一方では、町内の企業からの求人数が変わらなければ、町内の求職者は仕事に就くチャンスが増えるというようなことも考えられるのかなというふうに認識しております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 私がちょっと心配しているのは本当今課長おっしゃったとおりで、労働力人口が減るということは今ある企業さん、工場さんに関してもそうです。結局人材がなくなってしまうと生産性が失われて、結局、例えば仕事、その場所での仕事が厳しくなると。これがまた負の連鎖になったりして人口減少にまた拍車がかからないかどうかということをお心配して、私は今回質問を申し上げました。大事なことは、今いる人たちが、何ていうんですか、今働いている方々が地元で引き続き働いてもらうことももちろん大事なんですけども、先ほど来ちょっと学校のほうの質問でもお話ししているんですけども、できれば本当は地元で生まれ育った方々が地元に残ってもらえればいいと私も思うんです。議会報告会で、ある地区で提案されたんですけども、地元の中学生や高校生にどんな仕事に就きたいのかとアンケートを取って聞いてみたらどうですかという意見があったんです。先ほど課長の答弁では、福島県の意向調査と会津地域のという意向調査があって、恐らく西会津も同じでしょうというような内容の答弁だったと思いますが、私はやっぱりその辺は町は町、県は県、会津は会津地区で違うと思いますし、せっかく町民の方々からもこういった提案はありがたくいただいているわけです。こういったことを、もし中学生や高校生にアンケートを取って聞いてみるというのは、御検討いただけないでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 中学生や高校生のアンケートについての御質問にお答えをいたします。

まず、中学生に対しては各中学校や西会津中学校で行っているかどうかお聞きしましたところ、中学生に対しては行っていないようでございました。

ただ、西会津高校では進路希望調査ということで希望を聞いていると。恐らく西会津の高校生が通っているほかの高校でも、それぞれ独自に進路の調査をやっているのかなというふうに考えてございます。

町が主体的にそれらの対象者を対象に、アンケートを実施できるかどうかというのは、実施の方法、あるいは回答率をどのように向上させていくか、アンケートの経費がどのくらいかかるか、そういったものを総合的に考えて判断していく必要があるかなと思っておりますし、また、できれば各高校から、そういった高校で行っている調査の結果なども提供いただければ有効に活用できるかなというふうにも考えてございます。

それらを含めまして、こういった若い世代の就職に関しての希望、意向を調べていくということは非常に大事なことでございますので、どのような方法があるか、十分に調査をし、判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継　　そこでなんです。今おっしゃったとおり、学校教育課と商工観光課、こういったところの連携だと思います。要は皆さんがどう考えているのか、仕事に就きたいという方々がどう考えているのかをちゃんと正確に察知して、何ていうんですか、町民の方々、もしくは生徒さんの考えに沿った政策、方向性を考えることが非常に重要だと思いますので、ぜひその辺は課の垣根を越えて連携して、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、地域おこし協力隊の事業継承について、地域おこし協力隊の配置を進めることという御答弁だったと思うんです、空き店舗を活用した創業等ですね。これちなみに、地域おこし協力隊の方々が空き家店舗で新しい仕事をするのももちろん大事だと思うんですけども、今まである、例えばおいしい、何でしょう、食堂だとか、そこでしか例えばやっていただけない、今はその人がいなくなってしまうたらこの町のある産業がなくなってしまうなんていうところに地域おこし協力隊の人たちが入るなんてことはできないんじゃないかな。

○議長　　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

飲食店の事業承継に対しての協力隊の配置という御質問でございますけれども、さきの全員協議会での実施計画の中で協力隊の配置について御説明申し上げた資料の中に、事業承継で町内の飲食店、後継者のいない町内の飲食店に地域おこし協力隊を配置するというようなことで御説明を申し上げたところでございます。そういうことで飲食店に限らず、後継者の事業承継問題で悩んでおられる商店等につきましては、ニーズに応じて地域おこし協力隊で対応できるものについては対応することは可能だというふうに考えてございます。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　言うほど簡単じゃないと思います。やっぱりどれだけ相手があつてのことですから、やる気があるかどうかもありますし、興味を持っていただけるかどうか大事だと思います。非常に大変だと思いますけども、これまでも私町内を見ててもなくなってほしくないというお店がなくなったり、この仕事だけは残ってほしいという仕事が無くなったりするのを見てきました。それはやっぱり寂しいという気持ちももちろんありますけども、経済としてもやはり打撃があると思います。町内歩いていてもそうですけども、今一生懸命町外からもいっぱいお客さんを呼んで、例えば就労者でもそうですけども、企業や個人事業主の努力でいろいろ、何ていうんですか、人を呼んで頑張っていらっしゃる方もいらっしゃいますが、なかなか高齢化が進んで、個人の努力ではなかなかクリアできない状況に今なっていると思います。そこはやはり、これ実は東北経済産業局の中小企業課の資料を見てるんですけども、今は自治体関与型の事業継承支援が重要であるというふうなうたっていました。また町の御負担をかけてしまうかもしれませんけども、この辺いろんな資料が載ってらっしゃるし、何だっけ、成功事例なんかも載ってありました。ぜひ参考にされて御検討いただきたいと思います。

また、先ほど町工業会や商工会の方々や商工会総会等でも話をするということだったんですけども、今頑張っている方々、もちろんこういう資料も大事ですけども今頑張ってい

る方々の御意見を聞くということは特に重要だと思います。私は商工会の中でも、町内の人たちの、何ていうんですか、気持ちを盛り上げるためだかどうだか分かりませんが、いろんなイベントや様々な取組をされている商工会の方々を見て、本当私頭下がると思うんです。自分仕事を持ちながらそれ以外の時間でやってらっしゃる。こういった本当に、何ていうんですか、心血注いで汗水を流している方々との連携を今後深めて、よい方向性を見いだしていったほしいと思いますが、最後にその辺、町の考え方としてお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

商工会等を通じた町内事業者との連携というのは大変大事なことだというふうに認識をしております。先ほど秦議員のほうから自治体関与型の事業承継というようなお話がございましたけれども、まさに本年度、町と商工会が連携して結成いたしました事業承継協議会は、まさに東北でも2番目くらいの取組でございまして、全国にも先行した行政と経済団体が連携した取組であるというふうに考えてございます。こうした取組を今後も生かしながら、十分な町内経済団体、そして各事業者等との連携を図って、地域の経済活性化に向けて鋭意町としても取り組んでまいる考えでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 力強い御答弁をいただきましたので、先ほど来申し上げておりますが、本当町側にかかる御負担は大変だと思います。ですが、腰を据えて取り組んでいただきたいと思います。

先ほど来、西会津高校の活性化について、もしくは地域経済の活性化について申し上げましたが、私はこれ人口減少がもちろん問題なのは分かるんですけども、私がずっといつも思っているのは、人材減少が一番、何ていうんですか、地域が抱える問題なのかなと私は思っております。これは学校の生徒さんでもそうですし、今必死にこの西会津町を支えていただいている様々な事業主や働いている方々もそうですけども、その方々が今支えて何とか西会津をもっていますが、この材が少子高齢化でだんだん人が少なくなっていけば、それだけ西会津も衰退します。そうならないように各課を超えて、西会津をよりよく、我々ももちろんですけども支えていきたいと思ひますし、応援したいと思ひますので、鋭意これからの町の努力を御期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後1時です。(12時05分)

○議長 再開します。(13時00分)

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10番、猪俣常三です。

今次の議会に一般質問の通告をしておりますので、伺います。

質問に入る前に、先日13年前に東日本大震災で多くの方が、犠牲となられた方々に黙禱をささげ、御冥福をお祈りし、また、このたびは能登半島地震が令和6年元旦に発生、この震災によって亡くなられた方々の全ての方々の御冥福を心からお祈りいたします。さらに、被害に見舞われた多くの方々の不自由な生活を送っておられる方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、人口減少対策について、順次伺ってまいります。

西会津総合計画後期基本計画の中で、令和 22 年の人口を 3,473 人と推計しておりますが、雇用機会の創出や交流人口の拡大、子育て支援策などにより、目標人口 3,800 人と設定していることから伺います。

1 つ、人口を増やすには、結婚適齢期を迎えられた方々の結婚につながる出会いの場の提供と、県の世話やき人制度の活用が不可欠と考えるが、取組状況はどのようなようになっておるのか伺いたいと思います。

2 つ目に、結婚する際の支援策の拡充を考えるべきと思うが、町の見解は。

3 つ目に、合計特殊出生率 2.07 に目標設定しておりますが、具体策はどのようなものなのか。

4 つ目、町外から年平均 10 人の移住者の増加を目指しておりますが、どのように進んでいるのか。

お尋ねをいたします。

次に、健康づくりについてであります。町は令和元年度より鎌田先生から健康づくりの指導を受けております。本町において健康づくりが十分に周知されていると考えることから伺ってまいります。

1 つ、これまでの活動により、運動することを心がけている方が増えておりますので、今後、鎌田先生の指導を受けなくても、町職員はじめ地区住民の協力を得て、健康づくりを継続できるような体制をつくり上げていく考えはないか。

2 つ目に、この事業に多額の財源が費やされているので、この予算を人口減少対策に充てる考えはないか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、温泉健康保養センターに係る温泉第 2 源泉整備についてであります。温泉井が破損したことにより、新たな源泉を整備する計画があることから、次の点を伺ってまいります。

1 つ、源泉を掘削する予算の詳細と見通しについて、お伺いします。

2 つ目に、多額の財源が必要とすることから、町民の皆さんの意見を聞くべきであったと考えるが、意見を聞かなかった理由は。町の考えをお尋ねいたします。

3 つ目に、近隣市町村では、温泉施設維持の財源が厳しく、営業ができなくなり、廃止や施設の売却が見受けられる中、本町においてもこの事業を進めるに当たり十分な検討がなされたのかどうか、町の所見を伺います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10 番、猪俣議員の人口減少対策の御質問にお答えをいたします。

町では、本町の最大の課題である人口減少対策の 3 本柱として、人材育成、移住定住の促進、健康長寿を掲げ、活力あるまちづくりに取り組んでおり、初めに、結婚を望む方々への出会いの場の提供と、福島県の世話やき人制度の活用について、お答えをいたします。

町総合計画後期基本計画にもあるように、人口減少と少子高齢化の進行は労働力人口の減少を招き、経済規模の縮小につながるほか、医療、介護などの社会的負担の増加や財政の健全化にも影響を及ぼすものと予想され、地域においては、互助機能や活力の低下を招

き、さらなる人口減少が懸念されるところであります。

このことから、町では平成 22 年度から後継者対策の一環として、出会いの場を提供する各種イベントを開催しております。令和 3 年度からは町民参加による後継者対策実行委員会を組織し、実行委員会を主体とした多様な趣味などを通じた若者のコミュニティーづくりとして交流イベントを開催してきました。昨年度まではコロナ禍の制約で思うような活動ができませんでしたが、本年度からは規制も緩和されたことから、実行委員会で企画したイベントをこれまでに 4 回開催し、45 名の参加をいただいたところであります。その内容としては、町内飲食店での交流会や、たき火を囲んだアウトドアイベント、最近では、そば打ち体験交流会となっており、町内はもとより町外からも参加していただき、出会いの場の提供と町の魅力発信にもつながったところであります。

今後もしばらく、未婚の男女が参加しやすいと思う魅力ある出会いの場の提供を目的に開催してまいります。

また、福島県の世話やき人制度の活用については、県では結婚に関する相談やイベントを開催するなど、相談者や地域に寄り添った結婚支援活動を行うボランティアを結婚世話やき人として、昨年 12 月末現在 93 名を認定しております。

町としましては、今後結婚世話やき人を管轄しているふくしま結婚・子育て応援センターの助言、協力をいただきながら、県内で活躍する世話やき人の活用や、町民からも世話やき人となっていただける方が出てくるように、制度の活用を進めてまいります。

次に、結婚する際の支援策の拡充については、町では現在、結婚祝い金として、夫婦の前途を祝すとともに、定住促進と町の活性化に資することを目的に、現金 20 万円、または賃貸住宅等の家賃 6 か月分、最大で 22 万 8 千円相当を支給しております。なお、現金の場合の支給額については、令和 4 年度より 10 万円を増額し、20 万円としております。

また、現在は夫婦ともに町に居住していることを支給要件としておりますが、今日の夫婦の在り方や多様性に対応するために、その要件の見直しを図ってまいります。

次に、合計特殊出生率の目標達成に向けた具体策については、町では現在、出産祝い金の支給額を令和 4 年度より第 1 子目 30 万円、第 2 子目以降は総額 50 万円に増額し、子育て家庭を支援しております。

また、こゆりこども園につきましても、ゼロ歳児からの保育料、給食費等は無償化しており、国の基準による試算では、最大 300 万円以上の負担軽減を図っているところでもあります。

また、妊娠、出産を望む不妊症や不育症に悩んでいる御夫婦に対しても、検査や治療のための費用を支援するこのとりサポート事業を実施しております。これまで延べ 50 名以上の方が利用され、15 名が出産に結びついております。

なお、来年度からは通算 10 回までとしていた利用回数の上限をなくすこととしており、必要な御夫婦には確実に利用していただけるよう周知を図ってまいります。

このほかの施策についても、来年度策定する第 3 期子ども・子育て支援事業計画の中で、保護者等のニーズを捉えながら、町独自の子育て支援策を盛り込んでいくとともに、町全体で子育てを支え、応援していく機運の醸成をさらに図り、家庭を持つことに安心と夢や希望を抱ける環境づくりを進めてまいります。

次に、移住者数の増加目標について、お答えします。

町では今年度より、商工観光課内に西会津のある暮らし相談室を設けるなど、移住定住促進策の強化を図っているところであります。

また、主な施策としまして、首都圏での移住相談会やインターネットなどを通じた情報発信をはじめ、住宅の紹介や取得、改修への補助など住まいに関する支援や、空き家バンク、移住促進住宅整備など空き家の利活用を進めるとともに、テレワーク環境整備や特定地域づくり事業、地域おこし協力隊など、新たな働き方への対応を実施しているところであります。

御質問の移住者数の増加目標についてですが、令和元年度から令和4年度までの移住者数は4年間の合計で46組65名、年平均では約12組16名が移住しており、今年度の移住者数も2月末現在で12組17名であり、第4次西会津町総合計画に掲げる年平均10人以上の移住者の増加の目標を大きく上回っているところであります。

町といたしましては、今後も町の将来像である、「笑顔つながり夢ふくらむ町～ずーっと、西会津～」の実現に向けて、活力あるまちづくりに努めてまいりますので、御理解願います。

その他の御質問については、各担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 10番、猪俣常三議員の健康づくりについての御質問にお答えいたします。

町では、これまで取り組んできた健康づくりの取組をさらに充実させるため、令和元年度より、当時長野県を全国トップの長寿県に導いた諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生に御指導をいただいているところであります。

町の健康づくりの取組の指針となる令和2年度から8年度を計画期間とする西会津町健康増進計画（第2期）の策定作業においては、鎌田先生が所長を務める地域包括ケア研究所の奥知久医師らの指導を受けながら、「からだ」の健康、「こころ」の健康、「つながり」の健康の3つの健康による「さすけねえわ（輪）」の健康づくりを町を挙げて進めることを定めたところであります。

計画策定後も引き続き鎌田先生や奥先生らの指導を受けながら、計画に基づき、健康づくり事業に取り組んでいるところでありますが、具体的には、鎌田先生に直接本町へおいでいただいていた講演会を開催したほか、奥先生や地域包括ケア研究所のスタッフについては毎月本町を訪れ、保健師や管理栄養士のスキルアップのための勉強会を行っていただいております。

さらに、奥先生らの指導の下、「みんなでワイワイ語ろう会」と称した地域に出向いての健康講座を開催し、各集落に住む一人一人の主体性を尊重しながら、生活習慣病予防はもとより、人とのつながりや生きがいを感じながら、その人らしく元気に暮らし続ける健康づくりの大切さに気づいてもらう取組を進めております。

これまで参加された町民の皆さんには大変好評で、改めて自分自身や地域を見直すきっかけとなり、健康意識の向上や行動変容につながっているものと考えております。

そのほかにも、ケーブルテレビを通じ、身体機能の維持、向上などの効果が認められる鎌田式スクワットやかかと落とし等、手軽にできる体操を入り口とした運動の習慣化にも

取り組むなど、町民が健康づくりに関心を持ち、実践につながるような活動を実施してまいりました。

おただしの1点目、鎌田先生の指導を受けることなく健康づくりを継続できる体制づくりの考えは、とのおただしであります。町では今年度、健康増進計画の中間評価として、数値目標の達成度や取組成果の検証等を行いました。その結果、特に男性や若者、現役世代の健康づくりの強化が今後の課題として上がったところであります。

町としましては、課題解決に向けては、専門的な見地からの指導が不可欠であり、今後も健康指標の改善や健康意識の向上を目指し、さすけねえわ（輪）の健康づくりをさらに推進するため、当面は鎌田先生や鎌田先生とともに活動されている地域包括ケア研究所より御指導と御協力をいただく考えでありますので、御理解願います。

次に、この事業の財源を人口減少対策に充てる考えはないかとのおただしであります。町長が答弁したとおり、人口減少対策として後継者対策や子育て支援事業に重点的に取り組んでいるところですが、総合計画に基づく令和6年度事業推進の基本的考え方として、人材育成、移住定住の促進とともに、健康長寿を人口減少対策の3本柱と位置づけており、健康寿命の延伸を目指した健康づくりの取組も重要な人口減少対策の一つであります。

町といたしましては、今後も財源の確保に努めながら、健康づくりの取組をさらに推進していく考えでありますので、御理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 10番、猪俣常三議員の温泉健康保養センターに係る温泉第2源泉整備についての御質問にお答えします。

西会津町温泉健康保養センターは、平成4年に開設以来、温泉保養施設の利用による健康増進と福祉向上及び地域振興に寄与するため、年間約6万6千人、延べ約200万人が利用されてきた町の中核施設の一つであります。

昨年7月14日に温泉井の破損と源泉の温度低下が発生し、これまで原因調査と改修工事の対応を講じたところ、温泉井の破損については一定の改修が図れましたが、源泉の温度が回復しない状況にあります。

このことから町といたしましては、本来の温泉の機能を回復し、将来にわたり安定して利用できる施設にするとともに、より一層の町民の健康増進と福祉向上を図り、温泉の魅力とサービス向上により地域振興を推し進めるため、新たな源泉の整備に取り組んでいるところであります。

御質問1点目の温泉掘削の予算と見通しについてですが、令和6年度一般会計当初予算には、温泉掘削及び動力ポンプ設置に係る全体工事費のうち1億円と、電気及び配管工事の設計委託料350万7千円をそれぞれ計上しております。

さらに、令和7年度においては、温泉掘削及び動力ポンプ設置に係る全体工事費のうち、残りの1億円と、電気及び配管工事の設計監理業務委託料209万円、工事費2,344万2千円をそれぞれ見込んでおり、これら全ての事業費の合計は2億2,903万9千円となる予定であります。

また、温泉掘削の見通しにつきましては、去る2月29日に温泉掘削の申請が県の審議会を通過しており、3月末までに県の許可をいただいた後、令和6年度中には掘削工事を完

了し、令和7年6月に第2回目の県の審議会を経て、動力ポンプの設置と電気及び配管工事を行って、令和7年度内には温泉の利用を再開する計画としております。

次に、2点目の町民の意見についての御質問ですが、町では温泉掘削の方針について令和5年9月及び11月の全員協議会において議員各位に御説明をしており、同年12月議会定例会においては、温泉掘削工事の設計業務委託料の補正予算等を御議決いただいたところであり、さらに、先週8日の全員協議会においても、向こう3か年の実施計画の中で温泉掘削の計画を御説明したところであります。

また、町民が委員となっている町総合政策審議会におきましても、昨年11月と本年2月の2回にわたり、実施計画の中で温泉掘削について御説明しており、実施計画を適当と認める答申をいただいております。

この間、町ケーブルテレビや温泉施設内の掲示、並びにホームページにより、町民の皆様にも温泉掘削の計画をお知らせしており、町担当課や指定管理者である振興公社には、多くの町民や町外の方々から、早期の温泉再開を望む声が寄せられているところであります。

町といたしましては、こうした経緯を踏まえて、温泉掘削の事業計画を進めているところであります。

次に、3点目の近隣市町村の状況についてですが、近隣市町村の温泉施設の運営を調査しましたところ、これまで会津坂下町、北塩原村、会津美里町がそれぞれ温泉施設の運営を終了、または民間に施設を譲渡しております。

一方で、喜多方市では4施設、柳津町では2施設、三島町では2施設、金山町では3施設など、近隣の多くの市町村が現在も公共の温泉施設の運営を続けているところであります。

町といたしましては、今後とも近隣市町村の状況なども十分に調査し、指定管理者と協議しながら、安定した施設運営とサービス向上に努めるとともに、温泉施設を活用した町民の健康福祉の向上と、地域の活性化を図るため、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今ほど、町長をはじめ各課長のほうから、町側のほうから御説明をいただきました。

私としましては、同僚議員が人口減少に関わる質問もございましたので、同じ質問にならないように配慮しながら、町のほうに伺ってまいりたいと思います。

その中で、とにかく私のほうが大事に考えておりますことは、まずこの人口減少そのものが新しい夫婦になるような組が生まれることが私の一番狙い目でございます。そのためにはどうすれば若い方々のカップルが生まれてくるのかということに対して、お尋ねをしてみたいと思います。

今までの取り組み方については成婚、あるいは進行状況などは今説明ございましたけども、実際カップルになるための町の関わりだけ、お尋ねしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。令和5年度より後継者対策につきましては、福祉介護課が担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

町が、カップルが誕生する上でどういうふうに関わっているかということですが、町といたしましては町長の答弁にもありましたとおり、22年度よりそういった出会いの機会を設けられるような、そういったイベントを開催し、そこでカップリングできればいいわけですが、またそういうことが成り立たない、あるいはそういうところに来ても自分の思ったように発言できたり、あるいはできなかったりする人がいると思います。そういった方については、事前に研修をしたりするようなことで、なるべくそういった機会を有効に使えるように取り組んでまいりましたが、これまでに実績といたしまして、22年度からの事業で4組の成婚が成り立っているというようなことで把握している状況であります。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでなんですけれども、参加される方ということについてちょっと御心配な点があったということ、ちょっとちらっと聞いたんですけれども、特に参加する方についての費用といいたすでしょうか、その費用についてはどのようになっているのか。多く負担がかかっているのか、それともかからないで参加できるのか。そこら辺のところの非常に心のケアになればいいかと思いたすけれど、そのところをお尋ねしたいと思いたす。費用の件について伺いたす。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたしたす。

費用の件であります、本町が開催しているイベントについては、多くても2千円程度。ただ、私もこの担当になりましてからいろいろなチラシを確認をしたりしているんですけれども、中には1万円以上かかるようなチラシも確認はしておりますが、本町で今年度行ったイベントについては多くても2千円程度の個人負担ということで御参加をいただいているところであります。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その場合に、参加された方はどのような形で話が弾んでいくのかというようなことを一番気にかかるところなんですけど、初めての方々であれば、これはなかなか接触する、お話しするということに対しては抵抗があるんだらうと、こんなふうと思いたす。町が主体となって、その場をいろいろと与えていただいて、設けていただいて、安心した場所だというふうに関係づけられる部分が多いと思いたすので、そういったところの部分を考えたときは、あるところの支援体制の話を聞きますとマッチングアプリというのを利用されて、うまく成婚のほうに結びついていくという話を聞きますが、そこら辺のところのつながりがどう関係づけられているのか、お尋ねしたいと思いたす。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどの御質問ですが、マッチングアプリ、マッチングのシステムと町が行っているイベントというのはちょっと別で考えさせていただきまして、マッチングアプリにつきまして御説明をさせていただきますと、今福島県で行われているマッチングアプリについては、はぴ福福島、ごめんなさい、違っていたらごめんなさい、はぴ福なびです、申し訳ありません。はぴ福なびというオンラインによる結婚マッチングシステムになります。これは県で導入しているものですから、やはり民間で導入しているものよりは信

頼度が高いです。それぞれの方が必要な登録をされれば、不定期ではありますが、そのシステム上マッチングした方に通知が来て、そしてその通知に対して、じゃあこの人と話をしてみたい、あるいは、話をしてみたいというのはオンラインでもできますし、実際に会ってすることもできるわけですが、お互いに会いたいという気持ちが合えば、そういったことでお会いをいただいてお話を進めていただいて、ただ、それが確定ではなくて、確定報告をするまでの間はお互いに複数の方とマッチングアプリでマッチングした方とお話することはできると。例えば確定報告でこの人に決めましたというような報告があれば、それ以降はマッチングはさせない、システム上はマッチングはさせないで通知もされないというようなシステムでございます。

町といたしましては使用登録2年間単位になりますけれども、1万円かかります。その1万円に対して上限1万円、要するに全額を補助させていただいているところです。

ただ、残念ながらまだ今年はそういったことで申請をいただいている件数はないという状況でありますので、今後利用の促進につながるように周知を図っていきたいと考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その点なんですけれども、若い方々が、若い方々ということではなくてそういう結婚をしたいんだという心を持っておられる方というふうに表現させていただきますけれども、その方々は実際そういうお金のかかるということを認識しておられたのかどうかだけ、ちょっとお尋ねします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

システムを使う上でお金がかかるというのは、こちらの周知の段階で、登録料はかかります、それに対して町は支援をしますというようなことで周知を図っておりますので、当然登録料がかかるということは御承知いただいていると理解しているところです。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 要するに、安心してお付き合いは、あるいはお話はできますよという解釈でよろしいでしょうね。お尋ねします。

マッチングアプリを使うことによって、何といいましょうか、LINEというんでしょうか、そういうふうなことを使えるということであれば安心で、要するに安心があるということ。そういうふうな解釈でよろしいですかと。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

やはりそういった出会いの場というのは不安が伴うものだと思います。県で導入しているはび福なびにつきましては、直接会うことなく、いわゆるオンラインで、まず心配であればオンラインで顔を合わせることは当然できますし、あるいは送られてきた情報を見て、いいですというふうにお断りをすることもできますので、そういった意味では安心はある程度は保証されておると思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私が一番心配してるのは、要するに突然行ったらこれは犯罪になるのかな、

どうなのかなということがあって、なかなか遠慮されている方もいらっしゃるというふう
に考えているので、町が担当されているところであれば安心してそこに参加してというこ
とが一番大事なんだろうと、こんなふうに思っておりましたので、いろいろお聞き申し上
げました。

そこで、結婚祝い金とか 20 万円とか、アパート代は 22 万何がしかとかというふう
に町の答弁をいただきました。ただ、このことについてなんですけれども、若者たちの結婚
への希望がかなわないのではないかというふうに思うので、もっと拡充の対策が必要とい
うふうに私なりに疑問視しておりましたものですから、町の考えをさらにお尋ねして、
どのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、何かがあるから結婚するということではないと思うんですけれども、例えば祝い
金があるから結婚するという考えではないのだろうと。やはり結婚したい人がいるから結
婚する、結婚したいと思うから結婚するということだと思いますので、それに対して後押
しになるような支援というのは必要だと思いますけれども、目の前にぶら下がっているも
のを目指してという考え方ではないと考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 目の前のお金を当てにしている結婚を考えているわけではないので、それはち
ょっと別としましても、そうなったときに町の体制がまずはカップルに対してどれだけの
熱い視線を注いでいるかということが一番大事であろうと、こんなふうに思っていること
でお尋ねしていますので、そこら辺は若い人たちに夢と希望を与えるためには、どうしても
若いカップルが増えていただかないと困るわけですよ。その点にはどうなんですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

例えば、カップルになると結婚する。あるいは結婚して家庭を持つということに対して、
夢や希望、期待、あるいは安心感というのも大切かと思いますが、それは何によっ
て培われるか、そういう気持ちは、若者あるいはお子さんにどのような過程で培われ
るのかということを考えたときに、やはり周りでどうのこうのというよりも、御家庭でお
父さん、お母さんが幸せな結婚生活、幸せな子育て、おまえたちいてくれてよかったな、
ここで暮らせてよかったなという感謝の気持ちを持ちながら暮らしている生活、そうい
ったものを、そういった生活の一員として、親の背中を見ながら育つというのが一番子供た
ちにそういう気持ちが芽生えるものになるんだと思いますので、そういった部分で町とし
てはお手伝いできる、あるいは地域としてお手伝いできるものがあると思いますので、そ
ういったところについて取り組んでいくことが大切だと考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 さらにお尋ねしますが、昔は、時代も変わってはきているんですけども、
お世話するお年の召された方が活躍されてくれたから、いろいろと結婚するチャンスがあ
ったんだろうと、こんなふうに思うのね。ところが、今はそういう方がいらっしゃらない、
けれども、本当に今の若い人たちは目まぐるしい働き方していて出会いすらなかなかない

ということなので、そこら辺は本当に町の御支援がない限りは、これは困った時代が来ているなど、こんなふうと思うわけなんです。それを聞く関係で、出会いの場というのは大事なんだなど、こんなふうに思っております。粘り強く取り組む必要があるんじゃないかと。いろいろとイベントがありますよということをここではお話しされています。それをさらに発展させていただけるようなことをお尋ねしていきたいと思うので、さらに町の考えをお聞かせください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

まず、後継者対策実行委員会が行っているイベントにつきましては、まずは出会いの場を築いて設けたいというような思いで町は実施しております。そして、やはりそういうところに出ていくのはというような気持ちのある方も多いと思います。だけど結婚したい、自分で何とか活動してみたい、そういった方については先ほど申し上げたアプリを使っていただく方法が一つ。

そしてもう一つ、町長のお話にもありました結婚世話やき人という制度、御質問の中にもありました結婚世話やき人という制度もございます。会津管内、会津管内です、南会津を含めるともう少しいるんだと思いますが、会津管内では 15 名認定されている方がいらっしゃいます。残念ながら町内にはおりませんけれども、そういった現在 15 名いらっしゃる方に活躍をしていただくという方法もありますし、あるいは町の中でそういったことに認定していただけるような、県から認定していただけるような活動をしていただける方を探して活動をしていただくというような方法もございますので、そういったことについては町として進めていきたいと考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 結婚の相談役ということなんでしょうが、とにかく私も県の世話やき人といましようか、これはまだ西会津はまだそれは採用していないということなんですけれども、この方を採用する、活用する場合には経費というのはかかるのか、個人的にかかるのか、かからないのかのところをお伺いしておきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

結婚世話やき人の活用につきましては、あくまでもこれボランティアですのでお金はかかりません。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 次は、3 番目の合計特殊出生率の 2.07 というのが示してございますが、これは本町において非常にハードルが高い感じでおりますけれども、何といたって取り組んでもらわなきゃならないと、こんなふうに思っています。なぜ、これを聞いたのかと言いますと、合計特殊出生率そのものは、つまり対象となる人口を出産可能とされている 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にですよ、その年次の年齢別出生率で一生の間に産むときの平均の子供数、ここに相当します。なので、出産可能とされる 15 歳から 49 歳までの出生率を合計とすることでありまして、限定した女性人口を用いるので特殊がついていると。そういった場合の男女の出会いの場との

は大切なんだということを強調しておりますので、この目標を達成するに町の関わりというのは本当に大事なんだと、こういうことなので、そういった部分で町のお力、御支援というのは相当のエネルギーがいただけないと、なかなかカップルが誕生しないのではないかと、こんなふうに考えておりますが、再度お尋ねしておきます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

合計特殊出生率を目標に掲げる合計特殊出生率を達成するために町の取組ということで、お答えをさせていただきます。

今ほど来お話ししていますとおり、まずは若者、あるいはお子さんたちに結婚すること、あるいは子供のいる家庭を設けることに対して安心感、あるいは夢や期待を持てるような環境づくりのお手伝いをさせていただくこと、そして、いざ結婚したときには、あるいは子供を産んだとき、育てる過程でやはり経済的に苦しい場面も出てくると思います。そういった部分については経済的な支援、直接的な支援と、あと例えば就労、しっかり就労していただけるようなそういった部分の就労の支援、あるいはお金の使い方の支援、そういった部分を町は総合的に取り組んで、目標に掲げる合計特殊出生率の達成に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とにかくカップルが生まれていただかないと、この達成の 2.07 というのはなかなか厳しいよということでは、私はそのように感じ取ったわけでありますので質問させていただきました。

さらに、これは令和4年の11月17日であったと思います。片方合計特殊出生率で2.27という高いレベルで対応されている内容でありまして、出会いの場が結局先ほど申し上げたマッチングアプリとやつを使って、それ使っているパーセントが22.6%使っているということなので、人数にすると5人に1人くらいはすごく発展しているということなんだそうであります。

これはアプリ婚を利用しているということから、さらに驚くほどのデータが示されておりまして、出会いの場の環境づくりと支援の効果が出ていると。支援の効果が出ているということでもあります。

本町にも、出会いの場からこれらの事例を活用して成果が得られるよう支援していく。先ほど町側の答弁の中にいろんなイベントがございまして、そういったところを発展的に持っていけたらいいんだろうと、こんなふうに思います。安心したお付き合いができる環境づくりだと。要は、安心できないとなかなかそこにたどり着かないということなんだろうと思いますので、そういった環境づくりを進めているところでありますということ、町の考えをさらにどういうふうにしていったらいいのかをお示しいただければと思いますので、お伺いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、アプリ婚の件でございしますが、やはり今は本当に多様性の時代で、本当に出会いの場というのも直接出会わずに、そういったオンライン形式の出会いというのも当然あつ

ていいわけであって、そちらのほうの比率がだんだん上がっているということは町としても把握しておりますので、なおさら一層ですけれども、今ほど来申し上げている結婚アプリにつきましては、活用の促進が図られるように周知をしっかりと図っていきたいと考えております。

また、安心というのをどこまで保証できるのか。男女の出会いの中に町がどこまで安心を保証することができるのかというのは大変難しい状況であります。難しいことでありますけれども、やはり県で運営しているアプリについては、ある程度の安全性は確認されているということでありますので、そういった部分では御利用いただくことは町として勧めさせていただいておりますので、まず御理解をいただきたいと思います。

あと、出産、出会いから結婚、出産、そして子育てに至るまでの安心の確保につきましては、これまでも町はそれぞれのライフステージにおいて、できるだけ支援は構築しておりますので、今後ともニーズを把握して必要な、あるいは不足する支援があれば検討をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 結婚から、あるいは子供生まれました、ここだということは、もうこの町の施策は非常に褒められておりますのでそこには触れませんが、まさに結婚のカップルを増やすことが大事だということをお伝えしておきたいと思います。

テーマを変えたいと思いますが、健康づくりで私なりに皆さん方のお声を承ってはきましたけれども、健康づくりでいろんな運動をされているということについては増えていることは確かに目で見えて分かるような感じがいたします。要は、鎌田先生の今までやってきたこと、これを持続しながら、町で町の職員はじめ地区住民の協力を得て、そして健康づくりを継続できるようにというこの体制づくりです。そこには、金額ではちょっと誤差があるかもしれませんが、おおむね 1 千万ほど計上されて執行されていると伺いますが、そういったところをいかに今のつながりで申し上げますと、人口減少対策のほうに回していただけるような対策が求められるのかなと、こんなふうに思っている御質問をさせていただいております。

それに対して、御答弁では十分事業をやっておりますよという、継続していきますよという感じの御答弁であります。さらに、財源を人口減少対策のほうに回していただけるような方法は再度伺っておきたいと思います。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 猪俣議員の再質問にお答えいたします。

鎌田先生から指導いただいている事業につきましては、議員おっしゃられたとおり 1 千万円弱ぐらいの予算を計上しながら取り組んでおります。

答弁でも申し上げましたが、この事業につきましても、町の重要な施策の一つであります。これは減少対策の一環としてやっているということをまず御理解いただければと思います。

それから町長の答弁、それから福祉介護課長の答弁でありましたとおり、直接的な後継者対策であったり子育て支援策であったり、これにも大きな財源を投入してやっている認識しておりますので、その点についても御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容については私なりに受け止めました。時間もないのでテーマを変えまして、温泉関係でちょっとお尋ね申し上げたいと思います。

まずは、財源が例えば令和 4 年から光熱水費が 1,434 万、それから 5 年に光熱費が 1,927 万、それから令和 5 年温泉修理使用カメラ委託料で 312 万、それから改修工事で 930 万、それから令和 6 年委託料 6,639 万。

○議長 猪俣議員に申し上げます。ちょっと今の質問なんですが、通告内容からちょっとそれていますので、もうちょっと精査して質問してください。

○猪俣常三 私、今財源が示されておりましたので、何を言いたいかという大体 4 億以上のお金がこれだけ費やされていますよということを申し上げているわけです。それでよろしいのでしょうか。

あと、委託料、今申し上げましたよね。掘削動力ポンプ 1 億 350 万、それから機械室の床下スラブが 8,096 万、これと来年の 7 年の掘削動力ポンプ 1 億 2,553 万、これらが約 4 億を超えるくらいの金額になっておりまして、正式には 4 億 2,241 万、これだけの金額が示されているものでありまして、なぜ町民の皆さんの声をお聞かせいただかなかったのかということをお尋ねしたわけです。

でなければ、これだけの金額かかっていますよということは町民の皆さんは分かっています。ですので、再度お尋ねをするわけでありまして。なぜこれだけかかっているんですよ。これだけの金は温泉に係る予算が計上されていましたよ、あるいは使用されていますよということなんで、それに対してお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 猪俣議員の温泉に関しての御質問にお答えをいたします。

今議員がおっしゃったような経費が合計で幾らかかるか、かかっているかということは、確かにそういったお伝えの仕方はしていなかったわけですが、決算の中で毎年度指定管理施設である温泉健康保養センターに係る経費、これらについては御説明申し上げますし、また振興公社の経営状況の報告の中でそういった温泉に関しての部分についても御説明申し上げ、また、それらの修繕費等に係る経費についても予算の中で御説明を申し上げて、個々に御説明を申し上げてきたところでございます。

なぜこんなに多くのお金がかかるのに、町民に意見を聞かなかったのかという議員のおただしでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、議会や各種審議会にも丁寧に御説明を申し上げてきたところであり、また、億を超えるお金というのは、私が一町民で個人として比較すれば億のお金って大きいお金でございます。ただ、町の行財政全体を考えたときには、しっかりと財源の手当てをできてクリアしていける課題だというふうに判断をして計画にのせているところでございますし、また、総合計画の後期基本計画の中には、この温泉健康保養センター、ロータスインは観光施設として磨き上げをする施設というふうにうたわれております。こうしたことから、こういった総合計画にのっとって温泉施設の維持管理、運営をしております、これにつきましては、計画どおり町がしっかりと対応すべき問題であると、課題であるというふうに認識をし、鋭意継続し、安定した運営にできるよう維持管理費等の財源の手当てにつきましても、しっかりと

財政計画を立てて臨んでいるというようなことで、町民の皆さんにあえて御意見をお伺いするというのではなくて、これはやめるということであればまた一つ様々な議論の場が必要になるかと思えますけれども、しっかりと継続していくことが町としての果たすべき役割だということで進めておるところでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。

今後は2項目を提出させていただいております。

その前に、今朝の新聞は、東日本の災害に見舞われた写真や、過去の報道が一面に載っていました。本年元旦には、能登半島でマグニチュード7.6の大地震が発生し、はや2か月を過ぎました。いずれも冬の厳しい寒さの中で災害に遭遇しております。能登半島では、私のクラスメイトが五十数年間住んでいた家が被災されました。通信ができなく、2日目に安否の確認ができ安堵したところであります。

また、13年前の3.11の東日本大震災では、親しくしていた友人が家と家族が津波で流され、本人だけが奇跡的に助かったことなど、現在もお互いに励まし合っているところがあります。

自然災害は誰しもが予測のできない、目の前にいつ、どこで、何が起こるか分からない時代となっております。

昨日は2人の同僚議員からも、災害対策などについての質問が取り上げられております。

私の質問は、西会津町は災害に強い町、安心安全な町、住みよい町である、の質問であります。

それでは初めに、能登半島の地震で家屋の崩壊、火災、電気、水道、通信網などライフラインが途絶し、多くの犠牲と罹災者が出たことから、緊急時の対応を当町ではどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

2つ目、地震や豪雨など予測のできない土砂災害などで道路が寸断された場合、地元地区の建設業者との協定が重要です。現在どのような協定や締結がされているのか。また、負傷者や要支援など、安全に搬送するためにはどのようにされるのか。公共施設や介護施設の燃料の確保などの対応など、お伺いいたします。

3つ目、集落にたどるには、山間部や川沿いは地震や豪雨などで土砂災害の危険箇所が多くあります。新たに危険箇所の点検と整備など、土砂災害の防止対策を積極的に取り組むべきですが、いかがでしょうか。

4つ目、緊急時には近隣同士がお互いに助け合う共助が大切です。それには、ふだんからのコミュニケーションが必要です。野沢町内には一部転居されても前の町内会のままの方がおります。また、新しく転入された方にも、町内会に加入されない方もいます。現在、近隣同士のコミュニティーが希薄になっております。安心安全を担保するには、行政との関わりが重要と思われますが、いかがですか。お伺いいたします。

5つ目、緊急時の施設入所者の対応は、安全に介護するマンパワーが必要です。介護員を育成するとともに、入所者が安全に避難できる環境整備はどのようにしているのか、

お尋ねいたします。

最後の項目であります、オンラインの活用についてお尋ねします。

オンラインの活用は、距離感、時間を超えた情報のやり取りが可能になることから、お伺いいたします。

県内では、オンラインで遠隔診療を行っている診療施設があります。また、先月の新聞では、近隣の自治体でオンラインの遠隔診療を取り入れることが報道されました。会津管内の医療機関では、既にタブレットで遠隔診療を取り入れていることから、往診の時間と医師の負担軽減につなげています。当町での取組などをお伺いいたします。

「にぎわい番所ぶらっと」では、スマホやタブレットなどの講習を行い、高齢者や近隣の方々の手助けをされ、好評を得ております。

そこで、これからはオンラインで遠距離の家族、知人などにビデオの通話ができる講習などを行ってはいかがですか。お伺いいたします。

以上、私の一般質問でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 11 番、青木照夫議員の緊急時の災害対応についての御質問のうち、緊急時の対応、関係機関等との連携及び地域における共助への行政の関わりについてお答えいたします。

初めに、緊急時の災害対応についてお答えいたします。

災害はいつ、どこで、どの程度の規模で起こるか予測が付きません。このため、自らの命は自ら守る「自助」、地域や関係団体などが互いに助け合う「共助」、行政による「公助」、それぞれの立場において、日頃から災害に対する備えを各自心がけるとともに、災害発生時には被害を少しでも軽減するため、社会全体で相互に連携し、減災に取り組む必要があります。

町の緊急時の対応につきましては、災害が発生するおそれのあるとき、または発生した際にその対応に当たるため、町地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、地域や関係機関・団体との連携を図りながら、防災・減災に向け、組織を挙げて必要な対策を講じてまいります。

次に、災害発生時の関係機関等との連携についてお答えいたします。

現在、災害時応援協定などを国の機関や県、町内外の自治体、失礼しました、県内外の自治体、電力事業者、県内外企業のほか、町内建設業組合、石油業商業組合、L P ガス協会、町内企業などと締結し、人材派遣や情報連携、応急・復旧対策、食料、飲料及び日用品などの物資や各種燃料の調達・供給など災害時における応援体制を事前に構築しており、災害時には連携して対応してまいります。

次に、地域における共助に対する行政の関わりについて、お答えいたします。

日頃から地域とのつながりを持ち、いざというときに互いに助け合う関係性を地域で構築しておくことは大変大切なことであり、自治区・自治会との関わりもこの一つであると認識しております。

しかしながら、自治区・自治会への加入について町で強制することはできないため、町の関わりとしては、転入・転居される方に対して、自治区・自治会の存在や地域における

活動の紹介など、地域において安全で安心して暮らすための案内をしているところであり
ますので、御理解願います。

災害はいつ、どこで発生するか予測がつきません。町といたしましては発災時に身の回
りにいる人々が互いに助け合う共助の必要性について、防災意識の高揚と併せて周知・啓
発に引き続き努めてまいります。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 11 番、青木照夫議員の緊急時の災害対応の御質問のうち、危険箇所の点
検と整備についてお答えいたします。

本町は、中山間地域に属していることから、山間部に集落が点在している状況にあり、
豪雨などの異常気象により災害を引き起こす可能性のある箇所が存在します。このため、
町ではハザードマップを全戸配布し、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所などの危険箇
所を周知するとともに、毎年、福島県喜多方建設事務所及び会津農林事務所による危険箇
所の現場点検に同行し、危険度の把握に努めています。

また、豪雨などにより土砂災害が発生した箇所や、特に危険と認められた箇所について
は、福島県による砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、治山事業などにより対策を講じてい
ただいているところであります。

今後も、国や県などの関係機関と情報を共有しながら的確な状況把握に努め、危険箇所
の改善を図ると同時に、定期パトロールの強化を行い、安全安心の確保に努めてまいりま
すので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 11 番、青木照夫議員の緊急時の災害対応の御質問のうち、介護員の育成
と緊急時に入所者が安全に避難できる環境についてお答えいたします。

初めに、介護員の育成についてであります。町では介護事業所等への就職を希望され
る方などを対象に、毎年介護員初任者研修等を実施しており、平成 10 年の開講以来これま
でに 484 名が修了しております。令和 5 年度につきましても 8 名が受講し、受講者の中
には実際に介護事業所で就労されている方もいることから、介護人材の育成につながって
いるものと考えております。

ほかにも、町のトータルケア就学資金貸付制度や、法人独自の奨学金制度など、就学に
必要な支援を行うことで、人材確保に努めているところでもあります。

次に、施設入所者が安全に避難できる環境整備についてであります。町内で介護事業
所を運営している 3 法人の緊急時の避難につきましては、法律で定められたものとして年
2 回、日中及び夜間に避難訓練や伝達訓練を実施しているほか、事業所ごとに自然災害や
火災などの緊急事態が発生した際の独自の訓練として、発生場所や施設を変更するなどい
ろいろな状況を想定し、安全に避難できるように実施しているところでもあります。

施設職員につきましても、外部研修会に参加し、研修内容を事業所内で共有するなど、
緊急時に備えた資質の向上に努めているところでもあります。

また、施設入所者や利用者に対しては、緊急時においても介護サービスを安定的かつ継
続的に提供することが重要であることから、各事業所において、災害時や緊急時でも業務
を継続することができるように、ライフライン機能が停止した際の物資等の備蓄に関する

ことや、非常時の情報伝達手段、入所者や職員の安否確認、職員の参集基準などを定めた業務継続計画の策定が進められています。

しかしながら、実際に自然災害などが発生した場合には避難が長引くことが想定されるため、状況に応じ、近隣施設や系列施設との連携体制の構築や、全国組織に加入し、被災した施設の入所者が広域的支援を受けることができる体制を整えるなど、入所者が安全に生活し続けられる環境整備に努めておりますので、御理解願います。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 11 番、青木照夫議員のオンラインの活用についての御質問のうち、遠隔診療についての御質問にお答えいたします。

遠隔診療につきましては、平成 30 年 3 月に厚生労働省が発出した、オンライン診療の適切な実施に関する指針において、利用が進む情報通信機器を用いた診療を「オンライン診療」と定義しており、情報通信技術の飛躍的な進展とインターネットの普及、さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、近年採用する医療機関が広がりつつあります。

会津管内においても、新型コロナウイルス感染予防対策としてオンライン診療を可能としている医療機関が幾つかあるほか、特定の診療科において遠隔診療システムを導入し、通院が困難な患者に対し、タブレット等を使ってオンライン診療と対面診療を併用した診療を行っている病院もあります。

オンライン診療は、遠隔地の患者の診察が可能となったり、通院が不要のため患者や家族の負担軽減につながるといったメリットもありますが、一方では、検査や処置ができないことや、診察できる疾患に限られるなどの限界もあります。

西会津診療所においては、来所が困難な患者に対しては 3 名の常勤医師を中心に往診や訪問診療、訪問看護など、患者の状況に応じ柔軟な対応を取っており、現在のところオンライン診療は導入しておりません。

町といたしましては、町デジタル戦略に基づき電子カルテシステムを導入するなど、医療の分野においてもデジタル化を推進していく方針であります。オンライン診療については、医師の診療方針に沿って、その必要性や住民ニーズなどを考え合わせ、総合的かつ慎重に検討してまいります。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11 番、青木照夫議員のオンラインの活用についての御質問のうち、ビデオ通話のできる講習などを実施してはどうかとのおただしにお答えいたします。

「にぎわい場所ぶらっと」において開催しているデジタルよろず相談は、西会津町デジタル戦略に掲げるデジタルディバイド対策として、高齢者などがスマートフォンやタブレットなどデジタル機器に触れられる機会をつくり、苦手意識の払拭や興味関心を持ってもらうことを目的に開催しております。このデジタルよろず相談では、パソコンやタブレット、スマートフォンなどデジタル機器に関する様々な相談について対応しており、相談件数も令和 3 年 49 件、令和 4 年 145 件、令和 5 年 301 件と年々増加しております。

主な相談内容としましては、パソコンの設定のほか、タブレットやスマートフォンを使ったアプリの使い方、メールや買物の方法など多岐にわたっております。

また、町ではこのほかにも、自治区や老人クラブ、サロン会場などでもデジタル教室を

開催しており、スマートフォンの使い方や通信料金の見直し講座などを実施しているところでもあります。

今後は、議員御提案のオンラインでのビデオ通話の方法や、便利で楽しくデジタル機器が使えるような教室の開催など、町民の皆さんのニーズに合わせた教室や講習会を実施するとともに、来年度は新たな取組としまして、自分が学んだデジタルの知識を周りの人たちに広げる役割を担っていただく「デジタル世話人」等の育成についても取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問に入らせていただきます。

最初の質問の前には、火災、電気、通信問題、ライフラインが途絶しているということを取り上げました。これは一番大事なのは、私も原稿で読み上げた内容で、相手方に通じなかったということが一番の大きな問題です。ということは、通信網に対してはやはり被災があった場合には、いち早く相手方の安否確認、またいろんな心配事が通話を通して確認できるわけです。

そこで、過去に通話が可能になることの提案をしたことがございます。それは何か。FM放送であります。これはなかなか数年前に提案しましたが難しいとのことで答弁いただきましたが、先日直接喜多方のFMの社長とはお会いして、どういうことなのか、臨時のときにはどう可能になるのかということをお尋ねしました。制度が変わって、西会津町さんはケーブルテレビの設備があると。通信が可能になるよということのアドバイスをいただいたことから、この通信網に対しての取り上げました。

そのFMに対してのお考えなどは、通信に関してのお考えはございますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

まず、青木議員が以前おただしになりましたFM局の開設、災害時におけるFM電波の利用についてでございますが、この質問につきましては平成28年にお受けしております。当時企画情報課のほうでケーブルテレビの絡みということもありまして答弁しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、発災時になりましての通信の確保の一つの手段としてFM局の開設ということでありましたが、この28年当時調べた中身では、コミュニティーFM局の開設、またはミニFM局の開設ということで御答弁を申し上げまして、コミュニティーFM局の開設には電波法に定める手続のほか、ケーブルテレビ局舎の改造費であったり電波の送信所だったりということで、多額の費用を要するというような答弁を申し上げております。

また、ミニFM局の場合にはそういった改造とか免許の必要はございませんが、届く範囲が100メートル程度ということでございましたので、これも難しいということで、平成28年当時はケーブルテレビと併用して防災無線を活用して、有線と無線の2つの組合せで通信を確保していくと、こういった答弁を申し上げてきたところでございます。

一方で、今ほど御質問いただきました喜多方FMの例を今おただしにあられましたが、喜多方シティエフエムのほうにつきましても、FM喜多方につきましても確かに議員おただしのとおり、喜多方は全部全域でこのFMを使った通信網の整備をしております。令和

2年度から4年度までで9億6千万かけて整備をしているところでございます。原因の発端となりましたのは、地デジで余った電波を使うといった趣旨でV-Lowマルチメディアの放送局、これは喜多方で塩川で運用しておりましたが、これがV-Lowの会社の撤退によりまして、何らかの新たな手だてをしなきゃいけないと。そういったことも含めてこういった対策を喜多方市では行われたと承知しておりますが、喜多方市の場合は、FM局本局が民間の放送局がございました。さらに喜多方市では、中継局を山都と高郷の2本、中継局を新たに鉄塔を設置して、準備したと。さらに防災無線、そこでも届かない、FMで届かない各戸につきましては、防災行政無線の戸別受信機を各戸に配付したと。こういった全ての対応をした結果、9億6千万というような事業費をかかっているわけでございます。

本町の場合には、確かにケーブルテレビの放送局はございますが、いわゆるラジオを発信するような無線でのラジオ、FM局を、FMを発信するような設備はございませんので、前にお答えしましたとおり設備の改修も必要ですし、またはこの本町の地形でいえば、群岡、新郷、奥川方面については、当然これまた送信所、最新送信所、中継局、こういったものが必要になってくるということでございますので、また多額の経費がかかることから慎重な検討が必要ではないかなというふうに認識しているところでございます。

また、先ほど御答弁申し上げましたように、一方でこの28年と現在の状況で変わっている点がございます。といいますのは、先ほど私答弁申し上げましたとおり、デジタルディバイド対策ということもありまして、高齢者の方にスマホの講習会なんかも実施しておりますが、28年当時ではほとんどの人がまだスマホというものを活用できていなかったのが、現在はそういうことで、先ほど申し上げました300件を超える高齢者の方がおいでになって、スマホなんかもいじれるようになっております。使えるようになっております。

次期、県の防災ネットワークの中でも、今度はスマホに情報発信しようというような取組もなるやに聞いておりますので、そういった部分を注視しながら検討を進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 数年前に、確かに課長が今説明した内容で、無理だということを伺って、またこの質問であります。

先ほど申し上げたのは、制度が変わりましたよ、西会津は大丈夫ですよという、そういう私が確約したことの内容で、先ほどお金9億円というお金はそのぐらにかかったのかなと思いはしますが、ただ、喜多方では前回の13年前のFMの活躍は、福島県では喜多方しか通信ができなくて、全国から自衛隊の方、またいろんな方がそこしか連絡ができないということで、当時全国からラジオを何千台も集めて被災地に送った、そういうことがあって、当時約4億か5億円の国からの補助があったという話も聞いております。

今現在の流れとしては、いろいろすぐ、じゃあということにはならないような今の説明であります。私はやはり一番最初に申し上げましたように、西会津ならいつまでもずっと住める町だということを申し上げました。ということですので、いろんな形でお金のかかる内容は詳しくは分かりませんが、できるということの私の話の中であったことから、申し上げました。その点、喜多方の当局と御相談をしていただいて、また今後につなげて

いただけたらと思います。

質問変わります。

このライフラインの中にも火事、必ずいろんな地震、津波、今回の能登半島でも火事がありました。その火事の原因というのがいろいろとありますが、火事の発生する原因というのは捉え方とかは、町当局ではどんなふうに捉えていらっしゃるのか。風の発生する範囲。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、私のほうから御質問にお答えさせていただきたいと思います。

火災の発生の原因については様々な要因が考えられるかと思われます。ただ、発災時、大きな地震によって家屋が倒壊し火災が発生しているといったところを見れば、家庭内で火を使っているケースとしては暖房器具での火でしたり、また炊事をする際の炊事場での火でしたり、また電気設備がショートして、それを元に火災が発生するという場合もあるかと思います。様々な例が考えられますけれども、一つに限らず、いろんな火災の原因で今回能登半島地震では火災が発生したのではないかなというふうな想定をしているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 火災の発生、能登半島のことですが午前の時間帯で、暖房ストーブ、そのほかのあれはほとんど使っていない。でも火事が発生した。それはいろいろ調べさせてもらったら、室内の漏電と、あと倒れかかった電線が燃え移って火災が拡大されたということになっております。

○議長 青木議員に申し上げます。先ほどの火災発生時の、午後ですので、午前と申しましたので訂正してください。

○青木照夫 それだけ。それは失礼しました。

その中でそういう内容で、ほとんど使っていなかったということでもあります。そういうことでもあります。それで、友達が2日間で通話できた、その原因をちょっとお話しいと思います。そこの能登半島は結構よそからの観光地ということで、お客様が来ないところは電線が埋葬されていた。そこの住んでいる彼も、埋葬されてすぐ復旧されたということがありました。それはそれでお話の中であれしますが、そういうことがすぐ伝えられたということでもあります。

○議長 青木議員に申し上げます。埋葬じゃなくて埋設の間違いだと思います。

○青木照夫 そういうことでもありますので、それは参考までお話しさせていただきます。

それと、あと、災害が起きた場合に、地元建設業者との協定の内容とか、負傷者や要支援の搬送、また公共施設の介護施設などの燃料の確保などについてお尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

答弁の中でも御説明申し上げましたとおり、町では災害時応援協定を、22 の協定を結びながら、電力会社や各種燃料の供給事業者、また町の建設業組合などと協定を結んで、災害の場面で必要な際の応援をいただく、応援・支援をいただくように準備をしているところでございます。災害によって応援をしていただく内容は異なるかと思いますが、その際

には必要な支援について協定事業者に依頼をし、そこで動ける体制づくりをしていただいた中で御協力をいただくということで、町としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 地元建設業者との協定ということですから、地元ですから、例えば西会津町は5つの地区に分かれていますけども、その地区に起きた場合、そこには業者さんがいらっしゃると思います。そういう協定の内容を聞きたかったんです。それは遠いところからであれば、一つのところからリース会社から借りたりなんかするところもあるかもしれないけども、地元業者との協定が大事じゃないかなということなんで、その点はいかがでしょう。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

ちょっと説明が足りなくて申し訳ございませんでした。協定の中には、町内の企業ですとか町建設業組合、建設業組合に加盟されているのは町内で建設業を営んでいらっしゃる各企業が加盟されておりますので、そういった際には協定に基づいて各事業所が応援いただけるということで認識しているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう組合の中で協定をされていると伺いました。

それでは、負傷者や要支援の搬送ということなんですけども、お答えをいただきましたが、例えばやっぱり遠隔に住んでいらっしゃる場所の要支援者や高齢者の万が一の搬送にはどういうことを想定されていますか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、災害時の負傷者などの搬送についての御質問でございますが、災害の規模にもよりますけれども、大規模災害で各地区で大きな災害が発生して負傷者が大勢出ているような環境になれば、やはりその地域の中での共助といいますか、皆さんでの助け合いが必要になろうかと思います。その中でも、町の消防団でしたり民生委員の皆さん、また様々な活動していらっしゃる団体の皆さんに場面場面で御協力をいただくしかないのかなというふうに捉えております。

ただ高度な治療ですとか、本当に命に関わるような部分で緊急性が高いものについては、やはり現消防署の隊員の皆さんが出動するような場面が想定されますけれども、やはり消防署の職員、数に限りがございますので、そういった点で情報を集めながら、どういった搬送、救出ができるかどうかというのを災害対策本部の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の内容に対しては、例えば、奥川でそういう負傷者や、それから高齢者が出た場合には、地元の消防署の方も分かります。いろんな角度の手助けも分かりますが、先月の2月の27日の新聞に、県では、災害で孤立のある集落を把握させる。どんな状態にあるかというのは、それを出してくださいよ、応援しますよというような内容だと思います。例えば物資の備蓄や通信網の再点検をさせる報道だったんです。それは御存じでいら

っしやいますか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それではお答えいたします。

県取組については町のほうで把握してございます。また、西会津町でそういった孤立する集落がどういった集落があるのかといった調査も実際にございまして、町ではこれまでの災害時に孤立した集落などを元に、県のほうには報告をしているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の関連した中で、本当にそういう搬送に可能なことを県では、これ県知事が自らこう言っていることなんですね。ということは、西会津町で今必要なものと言ってくださいというようなことだと思います。それは、全体的な福島県の中でだから。私は今思うなら、防災へりを奥川なら県に今から準備をして、万が一のときはこれはお願いできますかというようなことで取り上げてもいいのかなという思いで今これ、申し上げました。その点はいかがですか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

災害時、孤立する集落が発生した際に、やはりその孤立した住民の皆さんを救助しなくてはいけないといった場面に応じては、県の防災へりを要請して即座に対応いただくという体制は今でも整っております。

また、災害の規模によっては自衛隊のへりなどにも要請をし、国の支援などもいただきながら、災害対応に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひそういう体制で取り組んでいただきたいと思います。

次に、緊急時は共助が必要ということの項目を取り上げております。共助というのはもちろん共に助け合うということでありまして。言葉では、自助、公助、共助と言っていますが、なかなか現実には高齢者になり隣近所がどうのこうのというのはなかなか把握できない。体が言うことを聞かない。これはここの取り上げた内容で、もう近隣同士のコミュニティーがない。誰が住んでいる、人数は何人かということが分からない。これは、何を言いたいのか。いざというときには、火事だ、地震だというときには、隣、同じ組内にいて、組は違うけども手伝わないというわけにはいかないですよ。ちょっとややこしい言葉ですか。同じ隣に住んでるんだけど、町内が違う。でも何かあったら隣は別のあれだから手伝わないよということにはならないわけです。

ですから、私はこの読み原稿の中にも、説明の原稿の中にありましたが、強制はできないと、こう述べられておりますが、かもしれないけど、やっぱり地元の自治区長さんたちと、また役場の人たちと、これからのまちづくりには、やはりお互いに顔の見える、誰が住んでいるか。今いろんな災害に遭っているのは行方不明者というのはどこの誰が住んで、どこに行方不明になっているというのが分からないという、そういう情報も多いわけです。この身近なところですので、そういうことではやはり困ると思います。共助ができない。したくても誰だか分からない。そういう点はいかがでしょう。今のお話の内容では。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。

災害時におきましては、やはり議員がおっしゃるように自治区での線引きなどといった周りの協力、共助については災害時はやはりそこに住んでいる身近な人たちが互いに助け合うことになろうかと思えます。

自治会に入る入らないにかかわらず、やはり日常生活の中において、隣近所、または身近な地域の皆さんとの交流、挨拶をしたりですとか、顔が合ったらそこで少し立ち話をするですとか、そういった関係性を日頃から築いていただいた中で、やはり災害時にお互いに助け合う体制といいますか、気持ちが芽生えてくるのかなというふうに感じております。そういった点では、やはり自治会活動とはまたちょっと切り離して考えていただければと思うんですけれども、身近な皆さんとのコミュニケーションをぜひ積極的に、そういった皆さんについては取っていただいて、何かあったときにやっぱり互いに助け合う関係性をつくっていただくために、町としましては防災対応、対策も含めた中で、そういった方々に声がけをさせていただくしか方法はないのかなというふうに捉えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう答弁では、本当は町がよくなるんです。それは言うことは分かりますよ。だけど、今、例えば回覧とかを回しますよね。隣関係ないです。だから、よく話し合ひましょう、コミュニケーション取りましょうと言っても、ほとんど取れないんです。だから、そういうことにならないように、町と地元と一緒にこれを話し合って、同じ地区に住むなら一緒に回覧を回しながら顔を合わせて、お互いの、そして生活が見えるようなことでないと、これは今課長が言われたように、そういうふうには、隣近所うまくいかないです。その点もう一度どうですか。よくするには。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども答弁で申し上げましたように、自治会活動への加盟についてはやはり個人の考えに基づいて加入していただくということが基本になっております。町がそこで先ほど申し上げましたように、地域の中で暮らすためには、やはり隣近所、自治区との関わりなどが大切で、安心して暮らすためには大切だよということを周知、徹底していくしか手段はないのかなというふうに感じております。議員がおっしゃるように、やはり地域の中で安全安心に皆さん快く住み続けられるためには、やっぱりそういった関係性は非常に大切であると私自身も感じているところでございますが、そういった点をお伝えしながら、よりよい自治会と地域づくりの考え方をそういった皆さんには判断をしていただく材料として、町としては提供していくしかないのかなというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 なかなかいい答えがいただけませんね。

次、緊急時のマンパワーに対しての質問させていただきます。

これは今まで要請された方が 484 名、すごい数の方がいらっしゃいます。いざというときには、やはりいろんな形で手助けというか、マンパワーが必要なんですね。そういうと

きには、例えば、施設で火災なりいろんな地震があった場合には、要支援者とか、高齢者を即座に安心して退避というか避難できる状態でおられるということなんですけど、確認してもう一度、そういう安全面のを教えてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

施設で火災等発生した、あるいは火災とは限りませんが災害が発生した場合の避難、安全に避難できる体制の整備ということでありますが、町内の施設を運営している３法人では職員に対して日中、そして夜間、施設を利用されている人も含めてですけれども、避難行動、避難訓練をしっかりいろいろな条件を想定して実施しております。例えば、火災であれば、ある特定の場所にだけで火災が起こるわけではありませので、施設内のいろんな場所で火災が起きた際にどの経路で逃げるのが一番安全なのか。そういった部分を想定しながら避難訓練を繰り返しておりますので、そういった意味では発災時、そういったときには安全に避難できるものと認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 3 施設の避難、定期的に訓練されていらっしゃるということですが、さゆりの施設の中では構造的には我々何回行っても、あっち曲がったりこっち行ったり、避難するにはすぐ外に出られるのか、それで玄関まで出られるのか、その辺の心配がありますけれども、さゆりの施設に対しての避難は安全ですか。いざというときは。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 外に逃げる非常口というのは1か所ではございませんので、先ほど申し上げたとおり、火災であれば火災の起きた場所に依じてそこから逃げる、あるいは場合によっては老人保健施設憩の森のほうに逃げたほうが安全性が高いということであれば、そちらに逃げるし、逆に老人保健施設憩の森で火災が発生してさゆりの園に逃げたほうが早いということであればそちらのほうに逃げるというようなことで訓練を繰り返しているということでお聞きしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほど数字、要請された数字のことを聞かせてもらいましたが、現在その人数の方が現場関係ではどのぐらいの方が現役で活躍されていらっしゃいますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

開講したのが平成10年であります。その当時、私は11年、12年と直接の担当者でございました。その際には60人くらいずつの受講生がおりましたので、そういったところで相当な数が受講していただいたという経緯があります。そうすると、ある程度の年齢に達しておりますので、その中で484人の中で今現在、現役で施設でどの程度活躍をしていただいているのかという詳しい数字はちょっとつかんでおりませので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう年齢、数年たっているということで、いざというときはマンパワーには頼りになれないという解釈で、よろしいですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

各施設において、基準で定められた職員数は配置しておりますので、マンパワーが不足しているということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 最後のオンラインのことですが、これからこういうオンラインの活動、活躍というのは本当にこれは大事なところであります。一生懸命町の高齢者や近隣の方々に講習なり勉強なりしていただいて、それでいろんな知人や遠隔者の人にも交流ができるようなまちづくりを目指していただきたいと思います。

最後にその点について、お答えどうですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、議員から御提案ありました。本当に遠く離れた家族の方とそういったスマホを使ってオンラインでやり取りをしたりとか、会話をしたりとかということが出来る世の中になっておりますので、そういった便利さをなるべく町民の方々に分かりやすくお伝えできるように、今後ともよろず相談を含めてデジタル教室の開催は進めていきたいと考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 以上、これで終わります。

○議長 それでは、暫時休議します。再開は午後3時25分といたします。(15時05分)

○議長 再開します。(15時25分)

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12 番、武藤です。

質問に先立ち、能登半島地震で亡くなられた方々の御冥福と、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、東日本大震災からの一日も早い復興と、その経験を、そして教訓を生かしながら、能登半島が早期に復興・復旧が進むことを望むものであります。

今次の一般質問で、1項目を通告しておりますので、順次質問します。

本町の農業を取り巻く状況は、担い手の減少、遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大、また、米の消費量の減少及び価格の低迷など、特に、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中で持続可能な農業を進めるためには課題が山積しております。

そのような現状の中で、町は、米、ミネラル野菜、菌床キノコを重点事業を軸として取り組まれていることは承知しております。

各種調査や農業振興策が打ち出されていますが、その目的や結果に基づく今後の農業振興のためのビジョンと、その具体化のための具体的方策を伺います。

まず、町農林業の現状をどのように捉えておられますか。

次に、農林振興課、農業委員会、土地改良区それぞれの役割と農業課題の解決や推進のための連携はどのように行われておりますか。

次に、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定や、西会津町

農林業振興アクションプランや、重点事業、米、ミネラル野菜、菌床キノコの具体的振興策と各種調査や結果をどのように今後活用するのか、伺います。

次に、町農業の課題解決と持続可能な農業の体制構築のための西会津町農業公社の支援の在り方と、土壌調査などを委託して各栽培技術の向上や食味向上の底上げに生かすべきと考えますが、農家ごとのカルテ作成など、それに対する指導などを加えながら、そういった支援策を伺います。

次に、うまい米栽培の振興策として、技術の向上、過去のデータの活用、販売力強化について伺うものであります。

次に、担い手農家等の育成と支援や農業振興地域整備計画の見直し、ミネラル野菜の振興について生産、提供、販売など各体制を確立し、栽培基準の見直しを検討するとあります計画の内容を伺います。支援制度等の見直しの理由とその目的、スケジュールはどのようなになっておるのですか。

鳥獣被害防止対策として、パトロールや捕獲報奨金、電気柵設置への補助金、わな猟免許取得支援等取り組まれていますが、昨今、田畑の出没だけでなく、民間周辺まで出没するようになり、住民の安全安心を守るためにも、より広域的な対策を進めるべきと思いますが、その考えを伺います。

以上、農業振興に関して7点を伺い、具体的かつ前向きな回答を求めて、私の質問いたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　12番、武藤議員の農業振興のためのビジョンと具体的方策についての御質問のうち、町農林業の現況把握、西会津町農業公社の支援の在り方、うまい米栽培の振興、鳥獣被害防止対策についてお答えをいたします。

まず1点目の、町農林業の現況把握についてであります。本町では山間部に点在する農用地が多い生産基盤環境から、米、ミネラル野菜、菌床キノコ栽培を3本柱に、複合経営による農林業振興に取り組んでいるところであります。

この3本柱のうち、まず米については食味値が高く、米・食味分析鑑定コンクール国際大会において、平成19年から延べ12名が金賞や特別優秀賞を受賞しており、また、米がふるさと納税の返礼品のトップを占めているところであります。

ミネラル野菜については、今年度、健康な土づくり事業は25周年を迎え、生産された野菜は道の駅ミネラル野菜の家での直売のほか、町内小中学校・こども園の給食への供給、ふるさと納税の返礼品、J Aや地元スーパーのほか、首都圏のスーパーにも出荷しており、市場から高い評価をいただいているところであります。

菌床キノコについては、生産法人が全国サンマッシュ生産協議会の菌床シイタケ品評会で7年連続金賞を受賞するなど、その品質の高さが認められているところであります。生産額もパイプハウスリース事業による初期投資の大幅な負担軽減などにより増加しており、生シイタケの年間生産量は、令和4年で120トンを超えているところであります。

しかしながら、人口減少や高齢化により、農林業分野においても担い手の高齢化や減少が進んでおり、特に山間部は高齢化が著しく、担い手がいらない地域では遊休農地の拡大が危惧されているところであります。

また、本町の農業は依然として稲作が中心であり、米価の低迷や資材の高騰、担い手不足から集落営農や法人化による効率化が求められているところであります。

こうした現状から農林業の課題として、担い手の確保、経営の効率化及び農地の集積・集約、遊休農地の解消及び発生防止、農産物の産地化・ブランド化、有害鳥獣対策の強化などを図っていく必要があると現況を認識しているところであります。

その対策の一方策として、ライスセンターの整備を積極的に進めているところであります。

次に、4点目のうち、西会津町農業公社の支援の在り方についてお答えいたします。

本町の農業を取り巻く環境は、米価の低迷や担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害など課題が山積しております。

このような課題の解決に向けて、町農業の先導的な調整役を果たしながら、担い手農家と連携し、農業者が安心して取り組める環境をつくるため、昨年9月に一般財団法人西会津町農業公社を設立し、10月から運営を開始したところであります。

西会津町農業公社は、町と連携しながら農地保全事業や農作業受託、農業用施設の維持管理支援等、公益性の高い業務を担う法人であることから、町では農業公社設立に当たり2千万円を出捐したほか、農機具庫の整備や農地保全用機械、自動車等の購入など、設立に係る初期費用について財政支援を行ったところであります。

また、農業公社の事業運営は、農業情勢と密接な関係があることから、運営が軌道に乗るまでの間は、事務局職員を町から派遣する人的な支援も行っているところであります。

町では今後も町農業の振興、発展及び農業公社の持続的な安定運営のために農業公社の自立性、主体性に配慮し、財政的及び人的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目のうまい米栽培の振興についての御質問にお答えいたします。

まず、技術の向上策であります。町では現在、水稻の栽培指導専門員1名を配置しており、育苗をはじめ水稻の生育過程に応じた巡回指導や調査、土壌分析に基づく技術指導、また、食味データの分析、集計及び助言などの技術支援に加え、使用資材の調査、分析、指導といった経営支援を担い、JAや農業普及所などとも連携し、技術向上に向けた営農指導を行っているところであります。

次に、過去のデータ活用につきましては、町が毎年開催しております「西会津うまい米コンテスト」の食味値等のデータを蓄積し、良食味米の栽培地等の考察を行っているほか、このデータを客観的なエビデンスとして活用し、イベントや米のブランドブック等でアピールすることによって、西会津産米の知名度向上を図っているところであります。

次に、販売力強化の取組につきましては、西会津うまい米コンテストの開催をはじめ、米・食味分析鑑定コンクール国際大会への出品支援、首都圏でのトップセールス、交流自治体である沖縄県宮古島市や大宜味村などでのPR事業、西会津のお米ツアーやお米ナイトの開催、さらにふるさと納税の返礼金としての採用や、石高プロジェクトなど様々な事業を展開し、積極的に強化を図っているところであります。

今後も、西会津町が良食味米の産地であることを積極的に発信するとともに、JAや町農業公社などの関係機関との連携を図り、より有利な価格で安定した取引ができるよう、栽培技術の向上支援、さらなる販売力強化に努めてまいります。

次に、7点目の鳥獣被害防止対策についてお答えいたします。

町内の鳥獣被害状況であります、イノシシとツキノワグマは各地区で、ニホンザルは尾野本地区を除く各地区で出没や被害が確認されており、特に今年度は堅果類の不作等により、熊の出没が相次ぎ、捕獲数は近年で2番目に多い82頭が捕獲されたところであります。

町ではこれまで、被害防止対策の一環として、自治区において研修会を開催し、出没しやすい環境や整備すべきやぶ、伐採を検討する未利用果樹木、追い払いを行う際の手順、効果的な電気柵の設置などについて、住民の皆さんとともに確認し、これを実践することで被害の防止拡大に取り組んでいるところであります。

鳥獣被害対策は、自分たちの農地は自分たちで守るという基本的な考えの下、個人や集落ぐるみで被害防止対策を考え実施することが最も重要であることから、町では引き続き集落ごとに研修会を開催し、課題の洗い出しと集落に合った対策の実施を支援するとともに、こうした取組を進める中で、集落間の連携等広域的な対策が必要な状況があれば、集落と猟友会、町等が連携して取り組んでまいりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 12番、武藤道廣議員の農業振興のためのビジョンと具体的方策についての御質問のうち、農林振興課、農業委員会、土地改良区の役割と連携、地域計画の策定や西会津町農林業振興アクションプランや重点事業の具体的振興策と各種調査結果の活用、西会津町農業公社への土壌調査等の委託、農業振興地域整備計画の見直し、ミネラル栽培基準の見直しなどにお答えいたします。

まず、2点目の農林振興課、農業委員会、土地改良区それぞれの役割と連携についての御質問にお答えいたします。

各組織の役割であります、農林振興課は、町行政組織規則で規定する事務分掌に基づき、町の農林業振興に係る様々な施策の計画策定や計画に基づく事業を実施しており、町農林業行政の中心的役割を担っております。

また、農業委員会は、農業委員会等に関する法律により設置される町とは別の独立した行政委員会であり、農地法に基づく様々な許認可事務、農地の利用状況調査などの遊休農地に関する事務や農業委員会法に定められた農地等利用の最適化推進に関する事務などを担っております。

次に、土地改良区の役割ですが、西会津町土地改良区定款によりますと、町内の農振農用地区域内における区画整理や農用地造成、農業施設の新設・改修及び維持管理を行うこととされております。

次に、それぞれの連携についてであります、組織の設置根拠が異なり、また、担うべき役割に違いもありますが、町農業の推進において、それぞれの組織が互に関わる部分が少なくないことや、事務所も同じフロアにあるなどの優位点を最大限生かして連携を図り、業務を遂行しているところであります。連携の一例を申し上げますと、現在町が進めております地域計画の策定においては、町、農林振興課が最終的に計画を策定いたしますが、計画に必要な目標地図の素案づくりを農業委員会が担い連携しており、また、農地・

農業用施設災害の際には、町、建設水道課や農林振興課と土地改良区が調査や復旧工事などにおいて連携し、業務を遂行しております。

今後もそれぞれの組織が緊密に連携して、町農業の推進に取り組んでまいります。

次に、3点目の地域計画の策定や農林業振興アクションプラン等の具体的振興策と各種調査結果の活用についてであります。町では現在、町総合計画や農業振興地域整備計画等との整合を図り、農林業振興に関する個別行動計画として策定した「町農林業振興アクションプラン」に基づき、本町の農林業が抱える課題を克服し、持続的な成長を成し遂げることを目的に、各種事業を実施しているところであります。

具体的には、米、ミネラル野菜、菌床キノコ栽培を3本柱に、きめ細やかな新規就農サポート体制の構築をはじめ、経営改善に取り組む意欲ある農業者への支援、産地化・ブランド化に向けた支援、農地の保全と農業用施設の適切な管理、優良農地の確保と遊休農地対策、有害鳥獣に強い地域づくりの推進、森林の保全と活用、森林経営管理事業と森林整備の促進など10の戦略を掲げ、各種事業に取り組んでいるところであります。

まず、米については、経営体の法人化支援をはじめ、ライスセンター等の機械・施設整備に対する支援、山村活性化支援交付金を活用したブランド化事業、さらに、西会津一うまい米コンテストを軸にした町内外へのPR事業、栽培指導専門員による営農指導などを行っているところであります。

ミネラル野菜については、パイプハウスリース事業をはじめ、キュウリ収量品質向上対策、土壌分析診断料の助成や集荷支援、作付拡大用機械購入補助、さらに、栽培指導専門員による営農指導などを行っております。

菌床キノコについては、空調設備や断熱資材の追加を含むパイプハウスリース事業を実施しております。こうした取組により、品質向上と生産拡大による産地化に向け各種支援を行っているほか、さらに今年度は農業者が安心して農業に取り組めるよう、また、持続可能な町農業を実現するため、9月に西会津町農業公社を設立したところであります。

次に、現在策定中の地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の関係者が一体となって話し合い、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するとともに、農地の集約等を進めるため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画であり、町内5地区の計画策定に向け、現在、各自治区において話し合いを行っているところであります。

次に、各種調査であります。この地域計画の策定に当たり、各農業者の今後の営農に関する意向を把握するため、昨年11月に「営農に関する意向調査」を実施したところであります。

このほか、町農業委員会では農地法に基づき、毎年1回、農地利用の状況について調査を実施し、この結果、遊休農地については同法に基づき、農地所有者に利用意向調査を実施し、農地の利用の増進を図っているところであります。

このように、各種調査は計画の策定に当たっての現状把握や所要の目的で法令に基づき実施しております。

町といたしましては、引き続き町農林業振興アクションプランに基づき各種事業を実施するとともに、現在策定作業中の地域計画に基づき、農用地の効率的・総合的な利用を図

ってまいります。

次に、4点目のうち、西会津町農業公社に土壌調査等を委託し、栽培技術の向上や指導等に生かすべきとの御質問についてであります。町では現在、ミネラル栽培農家に対して土壌分析の支援を行っており、分析については民間の事業者へ委託をしております。この分析後の結果説明や技術指導については、町栽培指導専門員やJAの営農指導員、県農業普及所職員が実施しているところであります。

また、水稲については、町内の農業法人や生産者グループ等が品質向上や適正な施肥管理等のため独自に土壌分析を実施しており、町栽培指導専門員やJAの営農指導員、肥料メーカー等から技術指導を受けているところであります。

今後はこれまでの取組を検証するとともに、農作物のさらなる高品質化やブランド化、過剰な施肥の抑制による生産コスト低減等に向けて、効果的な土壌分析の実施方法や分析業務の委託先等について、生産者団体や関係機関等と連携し、情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、6点目の農業振興地域整備計画の見直し、ミネラル栽培基準の見直し、生産販売体制の見直し、支援制度等の見直しの理由とその後の目標、スケジュールについての御質問にお答えいたします。

まず、農業振興地域整備計画の見直しについてであります。農業振興地域の整備に関する法律に基づく現行の計画は、平成28年度に変更認可を受けたもので、令和8年度に変更から10年を迎えることから、国のガイドラインに基づき、今年度より3か年の計画で見直しを行っているところであります。

今年度は、計画の見直し・変更に当たり、農地に関わるGIS、地理情報システムの導入を図るため、地図データの作成を行っているところであります。

令和6年度は、アンケート調査や計画素案の作成を進め、令和7年度の計画変更認可に向けて作業・手続を進めてまいり計画であります。

次に、ミネラル栽培基準等の見直しについてであります。町が進めてまいりました健康な土づくりの取組は今年度25周年を迎えたことから、昨年11月25日に記念大会を開催したところであります。

この記念大会を契機に、今後、健康な土づくりのさらなるステップアップを図るため、町では令和6年度において、関係者との連携強化の下、土壌分析の周期などミネラル栽培基準の見直しの検討をはじめ、視察研修による生産・販売体制の見直しに向けた調査・検討、生産規模・拡大意向等に基づいた効果的な支援策の検討といった、これまでの支援制度の見直しなどを行ってまいり計画であります。

町といたしましては、こうした取組により、自信と誇りを持って提供できる体制、豊かさを実感できる体制、そして安心安全な野菜を生産・販売できる体制を目指し、健康な土づくり30周年に向けて、「ミネラル栽培といえば西会津」と言われるような産地づくりに向け、ミネラル栽培を一層推進してまいり考えでありますので、御理解願います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か再質問したいと思いますが、大変広範囲にわたった答弁でありますので、順序はがちゃがちゃになると思いますので、よろしくお願いします。

まず、今いろいろな各事業といいますか、具体的な説明を受けました。町当局としてはこれらの施策に対して、どのような評価をされておられますか。いろいろやられているわけなんです、それぞれ一つ一つは大変ですが全体として、特に農林課だったらば米だったらこれとか、そういう形での自分たちはどのような評価をしながら、この計画を今後進めるつもりでありますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、現在のこれまでの取組の評価をどう捉えているかという御質問でございますが、町長答弁申し上げましたとおり、町の現況としましては、やはり米、ミネラル野菜、菌床キノコ、それぞれ一定の消費者からは評価をいただいているのかなということで捉えております。

ただ一方で課題も多くありまして、高齢化、人口減少に伴って担い手が不足していると。そういうことによって耕作されない農地が、いわゆる遊休農地も今後増えていくだろうということが危惧されているというようなことで、この部分について現在地域計画ということで、今後5年、10年を見据えた農地1筆ごとの耕作者を地域の中で話し合っていていただく作業、この作業を今行っておりますので、そういったこれまでの評価をいただいているそれぞれの農作物が継続して生産されるような体制の維持、それをどういう形で生産を継続できるかということについては課題なのかなということで考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 もう大体分かりました。それぞれの効果、それらが評価されて今の現状になっているものと理解しておりますが、今後本当に各調査、それらが実施といいますか、具体的な施策として行われればもっとももっといい方向に進むんじゃないかなと思っています。

米に関してですが、うまい米コンテスト、本当にそれが今日本全体的に西会津町の米ということで評価を受けております。そんな中で、より底上げするといいますか、特定の農家の米じゃなくて西会津町全体の米のうまみといいますか、うまい米生産の底上げをするために、今ほどこちょっとありましたけれども、私は各農家に、何ていいますか、これ昔、随分何十年も前だけでも提案したことはあるんですが、カルテ、病院のカルテ的なものを作りまして、それによってどういうふうにして指導していくかということによって、農家そのものも自分たちが目で見えるような対策ができるし、指導者にとってもいろんな意味で水とか気候とか土地とかでいろいろ変わりますけれども、やはり具体的にやるにはそういったものが必要だと思いますが、どうお考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それらのうまい米コンテストのデータを活用したカルテの作成はという御質問かと思いますが、議員申されましたように西会津町内産の米は非常に食味値が高いということで、平均の食味値といいますと、昨年ですと82でございました。一般的においしいと言われる食味値が70から七十、五ということですので、それを大きく上回っているということでございます。

これまで米コンテストを今年度で10回開催しておりまして、おおむね町内のどの圃場の食味値が高いかというのは、データとして現在傾向としてはつかんでおります。

一方で、町内には有機栽培でありますとか特別栽培、そういった栽培に取り組んでいる

法人の方、あるいは生産者が独自に食味値、土壌分析をしているという状況でございますが、多くの生産者につきましては土壌分析までは実施していないのかなということで理解をしております。

今、食味値だけを測定しておりますが、実際どういう土壌の圃場が食味値が高いのかという部分についてはこれまで過去には取り組んだ経過が少しあるようでありますが、町として重点的に取り組んできた経過はございませんが、今後土壌の状態と食味値を重ね合わせるような、そんな調査・分析を、生産者の方、あるいは関係機関の皆さんと意見をお聞きしながら、そういったことにも検討をしてみたいということで考えております。

カルテは、その中でどういうやり方がいいのかというのは検討していければなということで考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほどの答弁によりますと、これからそういった方向性で進めると理解しましたけれども、今まで個人個人が、うまい米の食味値が多いところは、土地とか個人個人の努力にやってきたわけなんですよ。やはり土壌調査をすることによって、その辺の対応をすることによって全体の私は底上げができるんじゃないかなと。ミネラル野菜も最初その形で始めたわけなんですよ。土壌調査をやってその指導によってミネラル野菜に適した、ミネラル野菜の、何ていうのかな、健康な土づくりからミネラル野菜を作ると。それと同じように米に関してもやはりそのくらいの覚悟を持ってやれば、全体的にうまくいくといえますか、もっともっと生産ができるんじゃないかと思いますが、ミネラル野菜は補助があつてそれだけやっていますが、米の土壌調査は何もないわけなんですよ。ミネラル野菜ほどの各細かい分野のあれは要らないけれども、最低限のやるような、安いような、それだったら自分とこの自前でできるようなそういった考え方でそれを進めるという考えはありませんか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 水田の土壌診断の費用助成という御質問かと思いますが、議員申されましたように、ミネラル野菜につきましては一定の条件ありますが、生産者の方に診断料のほうを支援をしております。

米について現状では公的な支援ということはございませんが、先ほど申し上げましたように今後、町で持っております食味値のデータと、やはり土壌のデータといえますか分析、どういう土壌であれば食味値が高いのか、あるいはどういう土壌であれば低いのかというのは数値として見える化するというのは大切なことなのかなということで、予算も含めて、今後検討してみたいというふうに考えておりますが、ただ、食味値だけではなくてやはりこれからの品質の確保といえますか、消費者に届ける際にしっかりとした品質のことでもありますとか、当然安定して提供できる量、あるいはそういった生産体制、そういったものも含めまして、土壌分析をどういった形でどういった財源でやっていくかというのは、それも含めて検討してみたいと考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 やはり今ほどの答弁だと土壌、土壌って、その土地だけ、だから施肥を、肥やしをどのようにやるかというのも大きな問題だと思うんですよ。そのためにはやっぱり

どうしても土壌調査をするのが一番だと思うんですが、その辺はどのように捉えておられますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 土壌の施肥との関係ですが、やはり土壌を分析をして診断をするという流れになりますが、土壌は当然西会津町内でも排水でありますとか浸透性、地質、そういったことで様々あると思いますので、そういったまず土壌を分析した中で、土地に合った施肥であるとか、そういったのを診断して、それを生産者に技術指導をするというようなことで、今後そういった体制が組めないかということで検討をしていきたいということで考えております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そこまで分かっているんだったら即そこに移すべきだと思いますが。何でそんな、これから検討してどうのこうのじゃなくて、原因も分かっているやり方も分かっている、だったらやはり速やかにそういった方向に持っていくべきだと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 土壌診断をして、食味値を上げて品質の高いお米を生産するということの流れのお話をさせていただきましたが、町でまだ水田についての土壌を、こういった形でどういう項目を分析すればいいかというデータもございませんので、そういったところの専門的な機関、あるいは栽培指導専門員などの知識のある方に、十分こういった調査をして、こういった施肥、管理をすればよくなると、そういうところを事前に十分調査した上で着手をしたいということで考えております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 話題を変えます。質問を変えます。

先ほどありましたけれども、現状の関係でライスセンター、新しく、昨年と今年で計画されているということですが、今までにライスセンター、奥川とか牛尾ありますけれども、やはりそれぞれの課題を抱えているようでありまして、その辺の、何ていいますか、把握とか対応とかはどのようになされておりますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ライスセンターのそれぞれ牛尾と奥川と名前出ましたので、その2つについてお答えさせていただきます。

まず、牛尾のライスセンターにつきましては、大きな課題ということでは、町のほうではお聞きしていないということでございます。

奥川につきましては、所有が町ではなくて J A ということでございます。ただ、老朽化していたりとか、利用方法について、奥川の生産者のほうからいろいろ希望というか課題のほうをお聞きしておりますが、なかなか所有が町でないということで、現状前になかなか進められないというのが今の実態でございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確かに奥川ライスセンターに関しては、所有が農協さんという形なんですけど、現状としてはやはり農家というか生産する人たちが減って、稼働的なことが大変運営に影

響を及ぼすような状態になってきたということでありまして、また牛尾に関しては関わっている人たちが高齢化によってなかなか運営が厳しくなっているというような話も聞いておりますが、その辺に関しては、町としてはどのような指導を、指導というか聞き取りしてやっぱり指導すべきだと思うんですが、どう考えますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

まず、牛尾のライスセンターにつきましては、役員の方の中で少し世代交代されたところもありますので、一時、議員申されました高齢化が著しく進んでいるという状況からは少し改善されているのかなというふうに認識をしております。

奥川のライスセンターでございますが、これも奥川の生産者の方からいろいろお話は聞いておりますが、やはりあそこJAの施設になっておりますので、当然そこで使用した、出荷する先が限定をされてしまうというところが課題の一つなのかなというふうに認識しておりますが、やはりこれはJAさんの考え方といいますか、施設の維持、あるいは出荷の条件ということもあろうかと思っておりますので、これは継続して町も支援できる部分についてはそういった支援をしていきたいとは考えておりますが、まずJAさんの考え方がそういう、何ていうんですか、出荷の条件とか利用の際の条件になっていきますので、その辺りの課題をクリアする必要があるのかなということで考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体分かりました。

それで、あとは農業の現状ということで6次産業、一時、西会津町の6次化、加工について大分力を入れた時期があったんですが、今現在ちょっと見ますと、眠っているような群岡の加工所が眠っているような状態ですが、その辺はどのように捉えておられますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、旧群岡中学校にあります加工施設の活用状況という御質問でございますが、加工施設につきまして平成24年から令和2年度まで、そこで農林産物の加工研修場として活用をしてみいました。その結果であります、町内で10か所ほどの加工所が運営、独立されたということでございます。

その後ですが、やはり加工に取り組む方がそれぞれ加工所をお持ちになったということで、また新規に加工製造に取り組む人がここ最近いないということで、今ほとんど使用の実績がないという状況でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 自前でという自分で運営されている加工所が10か所くらいあるというわけなんですが、実態としては運営のほうはどのようになっておりますでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それぞれ独立された方の運営の状況ということでございますが、それぞれの加工所をお持ちになりましたので、そこで加工製造したものを町のイベントでありますとか、道の駅、あるいは町外の販売所に販売していると。あと、一部ふるさと納税の返礼品としても出しているという状況でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　各経営されている人たちは、それなりに運営、活動されていると理解してよ
ろしいのかと思います。

ただ、私がなぜこれ今出したかという、小さな加工所を造った人たちが新たなものを、
確かにそれは造ったかもしれないけれども、それを生産するのに研修所の機械のようなも
のを自分のとこで導入できないで、どうしようかなと悩んでいる方もいるわけですよ。や
はり、それを自前で導入するには相当な資金が要るし、それを今ある加工所の研修所とい
いますか、加工所の機械を利用できないかということで質問するわけなんです、規定は
分かります。この規定を見ますと、何と申しますか、加工・商品開発または加工・商品製
造を行うとなっておりますので、開発だけじゃなく製造も可能な規定だと私は理解したわ
けなんです、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　製造ができないのかという御質問でございますが、加工所の位置づけに
つきましては、町の農林産物加工研修所の設置及び管理に関する規定の第2条におきまし
て、農林産物加工についての知識及び技術を習得する研修を行うための施設ということで
規定をさせていただいているということで、そうしたらあそこはあくまでも加工の技術を
習得するための施設ということで、販売までを想定した施設ではないということで位置づ
けをしております。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　その第2条は分かります。ただ、第4条に、加工研修所を使用することがで
きる者は農林産物の加工商品開発または加工商品製造を行う、町長が認める団体とする
という、ということは、そこで結局加工をして、料金を取って、そうやって使い方も可能だ
とは思いますが、いかがですか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　ここで、4条で規定しておりますのは、施設を使用できる資格というこ
とになっております。議員申されましたように、販売ということではなくて、あくまでも
あの施設を研修目的で使用、あるいは加工品を製造すると。そこまでの施設ということで、
その先の販売まではこの規定の中で想定はしていないということで理解しております。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　販売ということは全然ここには出てきません。だったら、ああやって眠らせ
ておくのだったら、変えたらいいじゃないですか。それまでして有効活用するのが、施
設にとっても町にとっても有効だと思うんですが、その辺の考えをお聞きます。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　今後の活用の方法、見込みということでお答えさせていただきます。

加工施設につきましては本当に本格的な設備を備えておりまして、加工研修だけではなく
て販売につなげられるような、そういった機器も整備されておりますが、現状では先ほ
ど申し上げましたように研修のみということです。

今後につきましては、令和6年度に町で事務事業の見直しを予定しておりますので、そ
の中で加工研修施設の在り方についても十分検討をしていきたいということで考えており
ます。

○議長　　12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　いろいろ質問しまして、答弁をもらいました。本当に細かい部分まで計画されてやっております。これらの計画がしっかりと進められて、今後の、特に農業公社、今後、西会津町の農業を本当にどのようにするかの大きな期待もありますし、またそれだけのものを持っておりますので、農業関係者の全体の所得や生産意欲の増加につながることを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長　　以上をもって、一般質問を終結いたします。

　　以上で、本日の日程は全部終了しました。

　　本日はこれで散会します。

　　皆さんに申し上げます。明日は9時 30 分から西会津中学校の卒業証書授与式がありますので、明日の本会議は、午後1時に再開します。

　　大変お疲れさまでした。(16時26分)

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年 3月13日（水）

開 会 13時00分
散 会 17時14分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和6年第2回議会定例会議事日程（第6号）

令和6年3月13日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 議案第29号 西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定について

日程第2 議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 西会津町私債権管理条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 西会津町下水道条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第12号 西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第13号 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第10次）

日程第15 議案第14号 令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）

日程第16 議案第15号 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）

日程第17 議案第16号 令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）

日程第18 議案第17号 令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）

日程第19 議案第18号 令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）

散 会

○議長 皆さんお疲れ様です。

令和6年第2回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第29号、西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 議案第29号西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定について御説明申し上げます。

議案第29号関係資料を御覧ください。A4版1枚の資料になります。

1のこれまでの経過についてであります。

本計画につきましては、現行の第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画が本年度で終期を迎えることから令和6年度を初年度とした3か年の計画を策定するものであります。昨年7月4日に第1回目の策定委員会を開催し、策定委員として18名、作業部会員として20人の方を委嘱し、これまでに策定委員会を3回、作業部会を2回開催して、検討を重ねてまいりました。本年1月26日から意見公募を行い、2月9日の第3回策定委員会で最終案を協議いただき、町保健福祉審議会へ2月20日に諮問し、適当である旨の答申をいただいたところであります。

2ページを御覧ください。

2の計画案の修正についてであります。

本年2月7日開催の全員協議会での計画素案の説明の後に、意見公募、計画策定委員会や保健福祉審議会での御意見により、計画の基本理念、基本方針、施策の目標、具体的な取組み、計画の体系や保険料積算表の数値などの修正はありませでした。なお、表現や言い回しなど細かな字句については、その都度修正しております。

主な修正点につきましては、一点目として、第2章計画の基本的な考え方の1.計画の基本理念について、合言葉である「世界に誇れる田舎ケア」の説明を加えました。

二点目として、2月7日の全員協議会にて御意見をいただきました数値目標につきまして、数値の設定が妥当だと考えられる、記載の項目について設定したところであります。

三点目として、人材の確保と育成について、「身近な環境でのさらなる人材育成の機会創出の検討と既存の人材養成機関との関係づくりを支援する。」旨を追加したところであります。

3の意見公募の結果についてであります。

計画案を公表し、町民の皆様からの意見を公募しました。公募の期間は、本年1月26日から2月13日までの19日間で、1件の応募がありました。内容としましては、「親孝行」プランの提案でありました。この御意見の計画への反映につきましては、下の囲みのおおり、多様な解釈が考えられる御提案でありますので、参考とさせていただきますが、今次計画には反映しないことと判断したところであります。

それでは議案書を御覧ください。

議案第29号西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定について。
西会津町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画を別紙のとおり策定したいので、西会津町議会基本条例第8条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

配布しております計画書を御覧ください。

表紙をめくっていただき、目次であります。第1章から第3章までが総論、第4章から第9章までが各論となっています。

それでは1ページを御覧ください。第1章計画のあらましです。

1の計画策定の目的と背景ですが、本計画は、町内の高齢者の現状やこれまでの実績に基づいた推計による今後3年間の介護サービスの利用量を見込み、それをもとに第1号被保険者の介護保険料を定めることと、高齢になっても、少し体が不自由になっても、認知症になっても、できる限り住み慣れた西会津町でいきいきと暮らし続けることができる環境づくりを、どのように進めていくのかを定めるものであります。

2ページを御覧ください。

2の計画の位置付けですが、介護保険法第117条第1項及び老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定するもので、町の総合計画の基本構想・基本計画のもと、高齢者の介護・福祉の基本的な計画として策定するものであります。

3の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

4の計画の策定体制は御覧のとおりです。

4ページを御覧ください。

第2章計画の基本的な考え方です。

1の計画の基本理念は、総合計画第4次における町の将来像であります「笑顔つながり 夢ふくらむまち ずーっと、西会津」の実現に向けて、「共にささえ合い いつまでも自分らしく 生きがいをもって 安心して暮らせる 高齢者にやさしいまち にしあいづ」といたしました。この基本理念により、目指す目標を「健康で生きがいを持ち 心豊かに暮らせる長寿社会づくり」、「自らの希望と選択に基づき 必要なサービスを適切かつ総合的に利用できる体制づくり」「地域の中でささえ合いながら 自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現」の3つといたします。

そして、医療介護連携推進基本構想の基本コンセプトである「世界に誇れる田舎ケア」を計画推進の合言葉、スローガンといたしました。

5ページを御覧ください。

2の施策の基本方針では、今ほどの基本理念及び3つの目標に向けた施策の基本方針として、一つ目に、地域包括ケアシステムの深化と推進、二つ目に、元気高齢者の支援と介護予防の推進、三つ目に、認知症施策の推進、四つ目に、成年後見制度の利用促進、五つ目に、高齢者を支える体制づくり、六つ目に、介護保険事業の円滑な運営、以上六つを章立てして、各種施策の目標に向け具体的な取組みを進めてまいります。

6ページを御覧ください。

6ページから9ページまでは、計画の体系をフロー図で表したものです。後程御確認ください。

10 ページを御覧ください。

第3章高齢者を取り巻く状況であります。

1 の高齢者人口及び世帯の状況では、11 ページの上の表を御覧ください。

令和5年9月1日現在の町の人口が5,597人、65歳以上の高齢者人口が2,745人と高齢化率は49.0%となっております。

下の将来推計の表を御覧ください。

65歳以上の高齢者人口は平成16年をピークに本町では減少に転じており、令和6年以降も穏やかな減少を見込んでいます。しかしながら、高齢化率につきましては、町の総人口の減少数が大きいため、今後も上昇し、令和8年には50.1%、令和27年には54.7%になると見込んでおります。また、65歳以上の高齢者に占める75歳以上後期高齢者の割合につきましても、同様に上昇していくものと見込んでおります。

12 ページを御覧ください。

高齢者の世帯状況では、町の総世帯数は減少傾向にありますが、高齢者のみの世帯や高齢者ひとり世帯の割合は増加傾向にあり、今後も増加するものと見込んでおります。

13 ページを御覧ください。

2 の高齢者の生活の状況であります。下の表の国勢調査における就業割合では、県平均と比較して高い就業割合となっております。

14 ページを御覧ください。

集落の状況であります。全集落のうち59集落65.6%の集落で高齢化率50%を超えております。

16 ページを御覧ください。

要介護（要支援）認定者の状況であります。

第1号被保険者の認定者数は、平成27年に596人まで増加し、その後、徐々に減少していましたが、本年度575人と増加に転じており、計画期間中は上昇または横ばいが続くものと見込んでおります。

17 ページを御覧ください。

17 ページの表は、介護度別の推移や全国及び県内の状況についてまとめておりますので、後程御確認ください。

18 ページを御覧ください。

5歳刻みでの男女別要介護等認定率であります。84歳までは男女差はあまり見られず緩やかな増加をみせておりますが、85歳以上から認定率が高まり、90歳以上では、男性が63.2%、女性が74.7%認定を受けております。

19 ページを御覧ください。

（3）では、介護が必要となった原因疾患について、令和3年度の申請について主治医意見書から集計した結果、認知症が159件と最も多く、次に関節や脊椎疾患が90件、脳血管・心疾患が86件、転倒・骨折が33件と続いております。

（4）は、介護度の状態区分の変化率を表にしたもので、19ページの更新申請によるものでは、半数近くの方が状態を維持しておりますが、20ページの変更申請によるものでは、状態の変化に伴うサービス調整を主な目的としていることことから、ほとんどで介護度が

重度化しております。

4 の介護保険サービス及び保健・福祉サービスの状況であります。

21 ページを御覧ください。

表にあります、利用者数及び給付費は、大きな増減はなく、ほぼ横ばいとなっておりますが、第1号被保険者一人当たり給付費は、各年度において県平均を上回っております。

22 ページを御覧ください。

要支援者が利用する介護予防サービスの利用状況では、訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具の貸与、特定施設入居者生活介護が伸びております。

23 ページ、併せて 24 ページも御覧ください。

要介護者が利用する居宅介護サービス及び地域密着型サービスの利用状況では、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が伸びております。

25 ページを御覧ください。

表にあります施設サービスの利用状況では、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設が伸びております。

26 ページを御覧ください。

26 ページは町内の介護及び介護予防サービスの指定事業所の一覧であります。

27 ページから 29 ページまでは、地域支援事業の状況で、事業の内容や対象者、利用者数や事業費の推移を表にまとめております。

30 ページを御覧ください。

介護保険サービス以外の高齢者支援サービスの状況、31 ページはボランティア活動の状況、就労支援の状況であります。

32 ページを御覧ください。

第4章地域包括ケアシステムの深化と推進であります。

高齢者等を支えるしくみづくりで、地域での生活を支える「西会津町地域包括ケア」を推進します。高齢者などが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくため、その生活を医療や介護、地域の見守り、生活支援、介護予防を担う様々な人の手によって支え合う地域包括ケアシステムの体制整備を進めていくこととし、重点事項として五つ挙げています。

一つ目は、高齢者等に関わる機関や人の連携として、関係機関が連携を強化し、介護や医療、生活支援を一体的に切れ目なく提供する体制「西会津町地域包括ケアシステム」をより深化させ推進していきます。

34 ページを御覧ください。

二つ目が、認知症対策の推進、三つ目は、生活支援・介護予防対策の充実、四つ目は、介護サービスの充実、五つ目は、在宅医療と介護との連携であります。具体的には、認知症の理解の促進や支援体制づくり、新たな生活支援体制の検討、介護予防や介護サービスの充実、医療と介護の連携強化などに取り組んでまいります。

35 ページ、併せて 36 ページも御覧ください。

第5章元気高齢者の支援と介護予防の推進であります。

高齢者がいきいきと生きがいを持って日々の生活が送れるよう、健康寿命の延伸を目指

し、生きがいがづくりや健康づくり、介護予防事業に取り組むこととしております。

一つ目の高齢者の生きがいがづくりでは、生涯学習活動の推進や老人クラブ活動への支援を進め、地区サロンなど地域での通いの場づくりなどに力を入れてまいります。また、高齢者の就労支援やボランティア活動の推進では、シルバー人材センターやボランティア活動サポートセンターと連携を図りながら、各々の活動を推進してまいります。

2 の高齢者の健康づくりでは、37 ページの運動の習慣化や望ましい食生活の実践、歯や口の健康、セルフケアの実践など健康意識の向上に努めてまいります。

3 の介護予防事業の推進では、いつまでも元気で、要介護状態にならないよう、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでまいります。

39 ページから 41 ページまでは、本計画期間内における地域支援事業のサービスの種類や内容、見込量の推計などの表となっておりますので後程御確認ください。

42 ページからは、第 6 章認知症施策の推進であります。43 ページも併せて御覧ください。

1 の認知症に対する理解の促進では、地域での認知症の理解の促進と支援体制の構築を進めるために、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成、認知症ケアパスの配布などによる普及・啓発とチームオレンジの組織化に取り組んでまいります。

2 の認知症の人と家族への支援であります。44 ページも併せて御覧ください。

認知症地域支援推進員の配置や初期集中支援チームの設置、また、認知症カフェや相談体制の充実により本人や家族への支援体制の強化に努めてまいります。

45 ページ、併せて 46 ページも御覧ください。

3 の認知症予防対策では、認知症予防に効果のある集いの場への参加の促進や生活習慣病の予防対策に継続して取り組んでまいります。

4 の認知症にやさしいまちづくりでは、認知症サポーターのいる安心店など地域の見守り体制の強化や必要なサービスの検討などに取り組むとともに、町の認知症施策の計画的推進が図れるように認知症施策推進基本計画の策定に努めてまいります。

47 ページを御覧ください。

認知症高齢者の実態を、要介護認定の結果で集計した表になりますので、後程御確認ください。

48 ページ、併せて 49 ページも御覧ください。

第 7 章成年後見制度の利用促進であります。高齢者の単身世帯が増える中、認知症や加齢によって判断能力が不十分な方の権利を守るため、成年後見制度の必要性がますます高まっており、制度の利用促進を図ってまいります。

1 の基本的な考え方及び目標では、必要な方が制度を円滑に利用できるように、早期発見や相談対応体制の充実に努めてまいります。

2 の施策の方針では、地域連携ネットワークの体制強化と中核機関の機能充実に取り組んでまいります。

50 ページを御覧ください。

第 8 章高齢者を支える体制づくりであります。51 ページも併せて御覧ください。

1 の人材の確保と育成では、介護職員初任者研修に加え、身近な環境でのさらなる人材

育成の機会創出を検討するほか、シニア世代や子育て世代、外国人人材など多様な担い手の確保、介護ロボットやセンサーなど最新技術の活用や業務の効率化を推進するとともに、町の介護現場の魅力発信などに取り組んでまいります。

2の地域包括支援センターの適切な運営機能強化では、地域包括ケアシステムの中心的な機関であり、その深化・推進に取り組んでまいります。

52ページ下段から53ページを御覧ください。

3の在宅医療・介護連携の推進では、必要な医療・介護サービスが切れ目なく提供できる体制を構築するため、資源の把握、情報の共有と発信、相談支援の強化などに取り組んでまいります。

54ページを御覧ください。

4の自らの選択と意思表示への支援では、自らが希望する人生の最終段階での医療や介護、暮らし方について、事前に話し合うことの重要性について、普及啓発に努めてまいります。

5の高齢者を支える組織及び各種会議等ではありますが、55ページも併せて御覧ください。地域ケア推進会議など、関係組織や各種会議などにより、地域のニーズや資源の把握、ネットワークの構築強化に取り組んでまいります。

6の高齢者への生活支援であります。56ページも併せて御覧ください。高齢者の生活を支える住居の確保や生活支援サービスの充実に取り組んでまいります。

57・58ページを御覧ください。

7の介護者への支援では、ヤングケアラーを含めた家族介護に関する理解の促進と知識の普及を図るとともに、在宅介護者リフレッシュサービスなどでの介護負担の軽減と、介護離職の防止対策についても検討してまいります。

8の高齢者虐待防止対策の推進では、養護者や介護施設従事者等による虐待防止に向けた体制整備に努めてまいります。

9の介護現場の安全性確保及びリスクマネジメントの推進では、介護現場における事故の発生予防と再発防止の取組みを各サービス事業者とともに推進してまいります。

10の災害及び感染症に対する備えと対応では、災害に対する備えとして、避難行動要支援者への支援などに取り組んでまいります。また、感染症に対する備えとして、感染予防の徹底、高齢者施設における感染症対策や物資の確保を図るとともに、日常生活の早期回復にも努めてまいります。

59ページ、併せて60ページも御覧ください。

第9章介護保険事業の円滑な運営であります。

1の介護保険サービス基盤の確保ではありますが、一つ目の居宅サービスでは、①の訪問介護（ホームヘルプサービス）から、⑪の特定施設入居者生活介護まで、今ある事業所でのサービス提供を見込んでおります。

二つ目の居宅介護支援・介護予防支援では、それぞれ今ある1事業所でのサービス提供を見込んでおります。

61ページ、併せて62ページも御覧ください。

三つ目の地域密着型サービスでは、①の認知症対応型共同生活介護から、⑤の定期巡回

型・随時対応型・訪問介護看護まで、今ある事業所でのサービス提供を見込んでおります。

四つ目の施設サービスでは、①の介護老人福祉施設から③の介護医療院まで、今ある施設でのサービス提供を見込んでおります。なお、本計画期間中において、医療介護連携推進基本構想に基づき、施設整備の具体的検討を進めることとしております。

次に、2の介護サービス事業者経営状況の調査及び分析では、町内の介護保険サービス基盤の持続性を確保する観点から、国が公表するデータをもとに各事業所の経営状況の把握に努め、支援が必要な場合には、適切な対応を検討してまいります。

63 ページ、64 ページは今ほど説明いたしましたサービス基盤確保の方針の概要一覧です。後程御確認ください。

65 ページ・66 ページを御覧ください。

3の介護保険サービスの見込み量では、介護保険料の設定をするために、介護保険サービスの見込み量を推計しています。65 ページの表が要支援の方が利用する介護予防サービスの見込量で、66 ページの表が要介護の方が利用する介護サービスの見込量であります。本計画期間中の介護給付費については、令和5年度に入り認定者数が増加していることと、介護度の重度化傾向が見られることから、令和7年度までは増加又は高止まりで推移するものと見込んでおります。

67 ページを御覧ください。

介護給付費の財源構成です。現行計画から負担割合の変更はありません。

68 ページを御覧ください。

4の第1号被保険者の介護保険料の設定であります。

今ほど説明しました給付費を基に保険料を算出した結果、保険料算出表の下から2段目と一番下にある、保険料基準額の年額が7万5,315円、同じく月額が、6,276円となりました。

69 ページを御覧ください。

先ほどの保険料積算表の保険料基準額の月額の100円未満を切り捨て、月額保険料額を6,200円とし、所得等の階層区分ごとに年額で表した表であります。表の下に参考として、第8期との基準額の対比を記載しておりますが、年額では3,600円、月額では300円、率にして約5.1%の増加となりました。これは第1号被保険者数の減少、全サービス平均で1.5%の引き上げとなる介護報酬の改定、認定者数の増加と重度化傾向による給付費の増加が要因であります。なお、本計画期間中に保険料の軽減のため介護給付費準備基金から3,000万円を繰り入れすることとしており、基準額の月額で約300円の低減を図っております。

また、現行計画の保険料の所得区分は9段階となっておりますが、本計画より、今後の介護給付費の増加を見据え、制度の持続性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制するために、所得区分の段階を13段階に細分化することが国から示されたところであります。これまでの最高段階であった第9段階を所得に応じ更に5段階に細分化する改正であり、第1段階から第3段階の負担軽減も強化されることとなります。

70 ページ、併せて71 ページも御覧ください。

5の介護保険サービス適正化の取り組みでは、持続可能な保険運営を図るため、要介護認定の平準化、ケアプランや住宅改修・福祉用具の点検、給付費の通知などによる適正化に努めてまいります。

以上で第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の策定についての説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　一点お伺いいたします。

計画書の4ページで、新たに医療介護連携推進基本構想というのが示されていて、老朽化した介護施設の整備のためだけの構想ではなくて、こう書いてありますように、これからの医療、介護、福祉の在り方、そういうことも視野に入れて、そしてさらにはまちづくりとの連動、整合それも視野に入れた、世界に誇れる田舎ケアという壮大な構想が示されているわけですが、一方で新しい計画第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画見ますと、基本的には現行の今の計画を見直すという形のものになってるっていう印象があるんですけれども、壮大な基本構想を新しい計画にどのように反映されたのか、ちょっとその辺のお考えをお聞きます。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　お答えいたします。

本計画そして基本構想につきましては様々な表現は違うんですけれども、目指すところというのは介護が必要になった方、そして介護をする方、あるいは仕事として介護をする方、全ての方がいつまでも生き生きとそしてこの町で生きがいを持って暮らし続けられる、そういったまちづくりを進めるという基本的な目指すところは同じでありますので、そういった部分で十分整合性は図れていると理解しております。

○議長　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　この令和6年から令和8年度までは、この新しい計画の期間というのはその基本構想の基礎を作っていく期間なのかなと思ってんですけども、基本構想で示されている例えば介護3.0っていう考え方とかが、新しい計画の中でそれは町民の方全員が対象になる計画だとは思ってますけれども、その考え方を浸透させることは、この3年間でできるのか、また実現に向かわせることはできるような計画になっているのか、その辺のお考えもお聞きます。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　お答えいたします。

介護3.0の考え方でありまして、これについては一部の法人ではもう既に進めていただいております。そして介護の現場では、その3.0の考え方に基づいて現場の改善を図ることによってサービスを利用されている方、そしてサービスを提供している職員の方のほうに大変顕著ないい兆候が表れているというような報告を受けております。

そして本計画内においては人材の確保とかあるいは育成とか、そういった部分で介護 3.0 のソフト面の内容を反映させております。また介護 3.0 のハードの部分についても全く反映していないわけではなくて、ここの中でそういった先ほど申し上げた介護に携わる方あるいはそうではない方も、町の中で生き生きと生活がしていけるようにどういったハード整備を進めるのがいいのか十分検討を進めていきたいというような方向性を示しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 合言葉で、その世界に誇れる田舎ケアってありますけれども、これが合言葉だけにならないように実現に向かわせていくことができるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 世界に誇れる田舎ケア、これに恥じないように取り組んでいきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この計画、非常に読ませていただきました。

今後、この町にとって非常に大事な計画だと思います。私はこの計画を深める立場から 29 項目の質問をさせていただきます。

まず第一に、5 ページ、地域包括ケアシステムの深化と推進というところで、この地域住民全体で支え合う地域包括ケアシステムの深化と推進に向けた取組み、この深化と推進について具体的に説明をいただきたいと思います。

二つ目、同じく 5 ページ、認知症施策の推進というところで、家族介護者支援の取組み、これを例を挙げて具体的に分かりやすく説明いただきたいと思います。

3 番、同じく 5 ページ、(4) 成年後見制度の利用促進。これはこの事業をどこが担って進めていくのかをお示ください。

それから 4 番、これも 5 ページ、高齢者を支える体制づくり。これ文章がちょっと分からなかったんですが、高齢者を支える体制づくりの上から 3 行目、生活実態から問題視されている人生の最終段階で自ら希望する医療や介護などの選択と意思決定への支援や感染症に対する備えについて引き続き取り組んでいきますと書いてあるのですが、すみません、私の国語力が無いせいか、問題視されているという言葉はどこの文章にかかるのかお示してください

それからですね、同じく 5 ページ、(6) 介護保険事業の円滑な運営という点で計画中の新たなサービス基盤の整備は見込みませんが、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の整備について具体的な検討を進めていくと書いてあります。これ、ちょっと理解ができなかったんですが、この期間中は整備しないけれども、介護老人施設、保健施設の整備については今後検討していくというような理解でよろしいのかどうか、お示ください。

もう一つ同じところです。ニーズが高まっている認知症対応型通所介護サービスという記述が前あったんです。第 8 期と第 9 期、ここに載ってたんですが、これがなくなった理由をお示ください。

6 番として 28 ページ。28 ページの 1、介護予防日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービスの金額が大きく下がっているのはなぜでしょうか。例えば平成 30 年は 689 万 1 千円ですね。令和元年が 601 万 3 千円、令和 2 年が 720 万円に対して、令和 3 年が 489 万 4 千円、順に下がってるんです。これなぜこんなに大きく下がっていく見通しもあるんでしょうけども、お示しいただきたいと思います。

それから 29 ページ、次のページです。包括的支援事業。この数字は 1 千円単位ですね。それが抜けてますので御指摘をしておきたいと思います。

それから、在宅医療介護連携推進事業の金額が、これも令和 4 年、5 年と大きく上がっている。これは平成 30 年、令和元年、令和 2 年度と比べても顕著になっておりますので、その理由をお示してください。

それから 8 番としまして、32 ページ、高齢者へ関わる機関や人の連携というところで、我こと丸ごとの地域づくりという表現がございます。これはどんな地域なのか具体的にお示しいただきたいと思います。

それから 9 番として 34 ページ、3 番、生活支援介護予防対策の充実というところで、生活支援体制整備事業を通じて検討し介護予防の充実を目指していきますの記述は、令和 3 年から 5 年にも、こちらにも載っておりますが、現在の到達点、どのぐらいできてるのか。これをお示しいただきたいと思います。

それから 10 番といたしまして、36 ページ、(5) ボランティア活動の推進というところで、既存の活動の磨き上げや会員自らが企画・提案から人材確保までできる体制整備などの機能強化に努めという言葉がございます。どのような活動を考えていらっしゃるのか、お示しいただきたいと思います。

次に 11 番として 37 ページ、歯・口の健康 (3) です。歯・口の健康でお口さわやか教室でいいですね。健やかですね。お口の訪問相談の記述が無くなってるんです。前の計画にはあったんです。これはどういう理由なのか、また、歯や口の健康を向上させるためにどのような取り組みをお考えになっているのか、お示しいただきたいと思います。

それから 12 番といたしまして 37 ページ、同じく。(4) セルフケアの実践。ここで健康ポイント手帳などの取り組みは重要だと非常に思います。私も実践しております。さらに進めるために、どのような取り組みをお考えなのか。また取り組んでいる人数ですね、この数値目標は設定しないのかどうか。お聞きしたいと思います。

13 番、37 ページ、3 の介護予防事業の推進というところの (1) 介護予防日常生活支援総合事業の充実というところで、前の計画には、今後はサービスを提供するのみでなく、サービス利用者の状態を時系列で評価する仕組みを取り入れるなどして、自立支援、重度化防止に効果的なニーズに応じてサービスの充実を図るとともに、高齢者が身近な場所で気軽に介護予防に取り組める介護予防につながる仕組みの構築を図っていきますという文言がございましたが、この計画ではなくなっております。その理由についてお示しいただきたいと思います。

それから 14 番、42 ページ、認知サポーターの育成、この認知サポーターの養成の目標人数、どのくらいでしょうか。そして、それを達成するための方策はどんなものをお考えでしょうか。

それから 43 ページ、15 番ですね。43 ページ、申し訳ありません。(3) チームオレンジの立ち上げと書いてあるんですが、どのような体制で行っていくんでしょうか、また財政的な保証はどうするんでしょう。

16 番、43 ページ同じく。2、認知症の人と家族への支援というところで、日本認知症官民協議会における取組みを踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組みの推進に努めますって書いてあります。どのような取組みなのか、お示しいただきたいと思います。

それから 17 番として 43 ページ、同じく。(1) 認知症地域支援推進員の配置。これ前の計画でも掲げていたんですが、相談件数や受講者の人数など、どこまで進んだんでしょうか、お示しいただきたいと思います。

次に、18 番として 44 ページ、認知症スタッフの資質の向上というところで、認知症介護基礎研修の受講を推進しますと書いてあります。ほかのところでは結構何人とか書いてあるんですが、ここの目標値、これをお示しいただきたいと思います。

それから 19 番として、45 ページ、地域支援体制の整備というところで、認知症サポーターのいる安心店ステッカーというのがございます。これどのぐらい広まったんでしょうか。もう実施されていると思います。

それから 20 番としましては、46 ページ (3) 認知症施策推進計画。町でも認知症施策推進基本計画策定に努めるとともに、施策の推進を図りますと書いてあります。これいつまでに計画を作るのか、お示ください。

21 番としまして、51 ページ、(5) トータルケア就学資金貸付。就学に必要な貸付制度を設けており、本町の地域包括ケアシステムの屋台骨となる専門職の養成確保に努めますと書いています。現在の到達点についてお示ください。

それから 22 番目 53 ページ、(1) 地域の医療介護資源の把握というところで、前の計画では、改訂版を作成して内容の充実を図るとありました。改訂版を作成なさったのか、また、どのように活用したのかお尋ねしたいと思います。

23 番目としましては 53 ページ、同じくです。(4) 医療介護関係者の情報共有支援、情報共有ツールの整備に向けて医療介護関係者と連携を図りながら取り組みますと書いてあります。これ、前の計画でも書いてありました。どの程度進んでいるのか現在の到達点についてお示しいただきたいと思います。

それから 24 番、54 ページです。4 番、自らの選択と意思表示への支援というところで、前の計画にも人生会議手帳を作成して云々とございました。現在の到達点についてお示しいただきたいと思います。

それから 25 番としましては 56 ページ、(1) 安心して暮らせる住居の確保というところで、高齢者向け集合住宅等の整備を検討していきますとありますが、前の計画でも同様の記述がございました。具体的にいつまで計画を作るのかお示ください。

それから 26 番としまして 56 ページ、同じく。(2) 生活支援サービスの充実というところでは、移送・移動支援サービスについて、どのようなサービス提供が可能か、具体的に検討していきますと書いてあります。これいつまでに検討を終えるのかお示ください。

それから 27 番目といたしましては 58 ページ、福祉避難所の指定、これ大事な問題だと思います。この中に備蓄物資、機材の確保に努めますというふうな文言がございます。ど

のような物資を、そして現在の備蓄状況はどのぐらいか。トータル的に計画の何%程度備蓄されているのかお示しいただきたいと思います。

それから同じく 58 ページ、③感染症対策物資の確保。これも衛生物資の備蓄状況、これについてお示しいただきたいと思います。

最後に 62 ページ、上から 7 行目です。期計画期間中に、西会津町医療介護連携推進基本構想に基づき、今後の施設整備について具体的に検討を進めていきますと書いてあります。特別養護老人ホームの施設整備について総合計画にこれ反映されているのかどうか、お尋ねいたします。

以上 29 項目、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 29 項目の御質問でございます。一部、健康増進課長からお答えいただく部分もございますので、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず一つ目の、地域包括ケアシステムの深化と推進、その深化と推進という部分を具体的にというようなお話でございました。

包括という言葉はくくって包み込むということだと思います。このあとに、我ごと丸ごとの地域づくりという表現も出てまいります。そして計画の中にはもしかすると出てこないかもしれませんが、重層的支援というような言葉、重なる層と書きます。重層的支援というような言葉も同じようなニュアンスで使われております。これはどういうことかと言えば、それこそ包括っていう言葉に全て集約されておまして、みんなでまとまって考えて取り組みましょうよっていうことであります。まさに。なので専門職であれば職域に関わらず、福祉、介護、そして医療、あるいは生活支援だったり、そういった部分の皆さんが集まって相談しながら、さらには地域の力をお借りするために、地域の皆さんの、そこにはお集まりをいただいて、みんなで考えて、その一つ一つ解決していきましょうよ。そういったことを深めていこうというようなことであります。

具体的に申し上げます。例えばなんですけど例示です。65 歳の御夫婦、お二人で生活していらっしゃいました。旦那様がずっと働いて、奥様は専業主婦でございました。旦那様、認知症を発症して仕事を続けることができなくなった。これがしばらく経ちましたので、なかなか生活が厳しい状況になってきているという御家庭を想定させていただきます。そしてもう一つ条件として、旦那様は体を動かすことが好きだった。そして得意なものとして、例えばなんですけども、けん玉がすごく得意だったというような前提条件のもとに考えます。そうするとこの御家庭を、御夫婦を支援するには、まず医療、福祉、介護、それぞれ携わっていくことになります。生活が苦しいということですので、例えば福祉の面では社会福祉協議会が携わったり、あるいは奥様が働きたいという希望があれば、そこにハローワークを紹介したり、そういった部分もございます。そして通常はそこで終わるわけですがけれども、例えば地域にいらっしゃる認知症サポーターの方に奥様が働いている間、お父さんが散歩をしたいっていうようなときに、その散歩の支援をしていただいたり、あるいは認知症カフェっていうのをその地区で定期的に開くような機会があれば、そこにお父さんに参加していただいて、そのお父さんの得意だったけん玉をそこに集まった

人たち、子供も含めてです、教えていただくことによって、その人に役割ができます。居場所ができます。そういったことを総合的に進めていくのが、地域包括ケアの推進、深化でございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

続きまして、認知症政策の推進。例を挙げて分かりやすくということでしたので今ほどの説明と重複して、そういった対応をしていくのかなと考えております。

3番目、成年後見制度の利用促進、この事業はどこが担うのかということで、成年後見制度を推進する機関として中核機関でございます。これは町で設置して保健福祉介護課が担当をしております。また相談業務につきましては地域包括支援センターに御協力をいただいて、連携を取りながら進めているところであります。

4番目、高齢者を支える体制作り、問題視されているはどこにかかるかということですが、人生の最終段階で自らが希望する医療や介護などの選択と意思決定という部分に、この問題視されているという言葉はかかると考えております。

続きまして5番、介護保険事業の円滑な運営、介護老人施設、そして保健施設の整備について検討していくということかということでございます。御存じのとおり、施設の老朽化が進んでおりますので将来にわたっていずれかの手当はしなければいけませんので、そういった部分について、この計画期間中に検討を具体的に進めていきたいと考えております。

続きまして、認知症対応型通所介護サービス、いわゆる認知症対応型のデイサービスでございます。この記述がなくなったという、なぜかということですが、現在事業計画の中にもデータとして入っているんですけれども、認定者の80%以上90%近くが、何らかの認知症の症状を持っていられる方がいらっしゃいます。ということで、現在、町が提供している介護サービスは、認知症の方は認知症の方、あるいはそうでない方はそうでない方というような属性で分けずに、一緒に介護させていただいているという状況でありますので、そういった意味で、特にそういう特化してサービスを提供する必要性はそれほど高くないだろうという判断のもとに削除したところであります。

続きまして6点目、訪問看護相当サービスの金額が大きく下がっているのはなぜかという御質問でございます。これについては、訪問介護相当サービスにかわって通所介護相当サービスのほうを利用される方が増えておりますので、そちらのほうに転換が進んだというふうに捉えているところです。

7点目、在宅医療介護連携推進事業の金額が大きく令和4年、5年上昇している理由ということでございます。これについては医療介護連携推進基本構想の策定、御指導をいただくための委託料を計上し、その分が増額されているということでございます。

8番目、先ほど申し上げました我ごと事丸ごとの地域づくりというのは先ほど申し上げたとおりでございますが、あともう一度ちょっと違う表現になるかもしれませんが、他人ごとじゃなくて、自分ごととしてみんなで考えていきましょうよ。そういう視点に立ってみんなで助け合って生きていく地域共生社会をつくりましょうということでございます。

9番目、生活支援介護予防対策の充実。現在、その事業を展開しているけれども、現在の到達点はどの辺なのかという御質問でございます。まず地域に埋もれているそのニーズ、

困りごとを掘り起こすことから、この事業は始まります。そして、それを解決するために、公的なサービスに頼るのではなくて、自分たち、あるいは地域の人たちが持っている力で何とか対応できないかっていうのをみんなで考えていく事業でございます。そういった中で、移動手段、困っている方がいらっしゃるというような課題がありました。ただ、よくその段階で調べてみると、例えばなんですけどデマンドバスの使い方が分からなくて困った困ったってというような状況の方もおられたということで、デマンドバスの使い方を老人クラブの会合だったり、あるいはサロンの場をお借りして説明をさせていただいて、解決に図ったというような動きがございます。また町で配食弁当を行っておりますけれども、去年までは令和4年度までは、町外の業者さんをお願いしておりましたが、ちょっと口に合わないというような御意見もありましたので、町内の飲食店さんにローテーションで担当していただくことによって、今現在は大変好評で、対象者の方がどんどん増えているというような状況でございます。そういったことで現在の到達点はそのような到達点と考えておりますけれども、今後につきましてはやはり地域が抱える課題の洗い出しをさらに続けて、それに対して自分たちでどのように解決が図れるかということをみんなで考えていきたいと考えております。

続きまして、10点目、ボランティア活動の推進でございます。先日、3月2日にボランティア感謝祭、そして記念講演を行いました。その中で鈴木先生のお話にありました従来の請負型ではなくて企画提案型のボランティア活動の推進というようなお話がございました。これはそんなに難しいことではなくて、もしかするともう皆さん既にやられていることが、実はボランティア活動だったってというようなことで、例えばなんですけれども、自分の好きなこと、あるいは得意なこと、そういったことを生かして何か地域に貢献していることがあれば、それはイコール、ボランティア活動だよ。それを一人でやるのは大変だったら、同じことが好きな人、得意な人を集めてやってみたらどうですか。それで、従来ですと人集めはボランティア活動サポートセンターをお願いしてましたけど、そこは自分たちで集めてもいいんだよってというような、そういう活動の推進。今までの活動にプラスしてそういう活動も加えていったら皆さんの生きがいに、ボランティア活動が生きがいに大きくつながっていくだろう、貢献するだろうというような形でございます。

11番、12番、13番につきましては、後ほど健康増進課長よりお答えをいただきます。

私からは14番に飛ばさせていただきます。

認知症サポーターの養成についてであります。目標数はどのようになっているか、総合計画の中で令和7年度の目標を3,500人、累計でございますが3,500人と定めております。現在、令和6年3月現在で3,519人と計画は現状達成しているところであります。また現在もそうなんですけれども、学校のほうに入っていくたり、あるいは会社のほうに御協力をいただいたりして、認知症サポーターの方をどんどん増やしていきたいと考えております。また、認知症サポーターの養成研修を修了した方が、さらにステップアップしていただけるようにス、テップアップ講座というのも今後推進していくこととしております。令和6年度からの計画につきましては、毎年ステップアップ研修修了者を50名以上ということで目標を設定して取り組んでいくこととしております。

15 点目、チームオレンジの立ち上げ、どのような体制で行っていくのか、またその財政的な補償はということでございます。チームオレンジというのは認知症の方本人、あるいは認知症の方を支える家族の方が必要としているニーズに対して、地域の方が効果的に携わっていけるようにする組織でございます。その構成員として想定されるのはステップアップ研修を修了された方、あるいは認知症サポーターの方、あるいは認知症サポーターの先生に当たるキャラバンメイトというような存在がございます。そういった地域の方が協力をして効果的にその支援を必要とする御家庭に支援が届くようにしていく組織でございます。これについては財源の措置は介護保険事業の地域支援事業の中の包括的支援事業、任意事業の中に、認知症総合支援事業というものがございまして、そちらのほうで財源のほうは手当していく予定であります。

16 点目、認知症の人と家族への支援の中の認知症官民協議会における取組みを踏まえ、官民が連携した認知症政策の取組みの推進をどのように進めていくのかということでございますが、この認知症官民協議会というのは、認知症バリアフリー宣言というものを宣言して進めているところでございます。これについては主に会社だったり、店舗だったりそういったところが、認知症について理解を広めて、そして認知症の方、あるいは認知症を抱える家族の方、その方が従業員である可能性もあります。そういった方たちが暮らしやすくなるようにまちづくりを進めていこう、官民が協働して進めていこうというような考え方でございます。

17 番、認知症地域支援推進員の配置ということでございます。現在のまず人数は2名おります。来年度、もう1名養成する計画をしております。具体的な相談件数ですけれども、細かい数字はございますが、年平均で200件以上はそういったことで相談の対応をしております。

18 番、認知症スタッフの資質向上ということで、認知症介護基礎研修の受講の推進、目標値はということでございます。この認知症介護基礎研修というのは本当に医療とか介護について何も研修を受けていない、あるいは資格を持っていらない方を対象としたものであります。そうすると今現在ですと、福祉施設、介護施設には何らかの資格あるいは研修を修了した方が勤めることが大変多い状況になっておりますので、こういった研修は受講する必要がある、必要がある方が就職をした場合には推進していきますということで、あえて目標は設定はしておりません。

19 番、地域体制の整備、認知症サポーターのいる店舗どのくらい広まっているのか、町内では令和5年度66店舗。ただ、廃業だったりしてだんだん減っていく傾向にありますので、まだ加盟をいただいていない店舗について御協力をいただけないかということで推進をしていくことを考えております。

20 番目、認知症政策推進計画でございます。これはいつまで計画を作るのかということでございますが、これは国のほうでまず基本となる計画の策定が令和6年の秋頃だと言われております。それは前後する可能性があります、国のほうで立てた基本計画をもとにそれぞれの自治体で進んでいくこととなります。おそらく国が立てて、県が立てて、それから市町村がそれを加味して立てていくということになりますので、もうしばらくあとになりますが、計画期間内に策定が進むように努めたいと考えております。

21 番についても、健康増進課長よりお答えいただきます。

22 番、地域の医療介護資源の把握ということで、改訂版を作成して内容の充実を図る。改訂版は作成したのかということでございます。この情報を皆さんにお知らせするという意味で認知症支援ガイド、これがいわゆる認知症ケアパスというものでございます。これ認知症のことに特化してなくて、いろいろ町の中で使える介護だったり、そういった内容が含まれているものであります。これは令和3年の3月に改訂版を配布しておりますので現行計画期間内には配布しておりません。今後また情報を整理して配布を検討していきたいと考えております。

23 番目、医療介護関係者の情報共有ツールはどうなっているのかということでございます。今現在は紙ベースで情報共有を継続をさせていただいておりますが、デジタル化の推進が図られてきておりますので、そういった部分については今後検討を進めていきたいと考えております。

24 番目、自らの選択と意思表示への支援ということでございます。現在の到達点はいわゆるACPですね、人生会議ということでございますが、町のほうでは65歳の介護保険証を配布するとき、そして75歳の後期高齢者保険証を配布するとき、おおむねこの2回に分けて人生会議が進むように、私の手帳というのを配付しまして、その使い方について、あるいはそういったことを事前に話すことは、話しにくいことかもしれないですけども、大切なんだよということを説明をさせて理解の促進を図っているところであります。

25 番目、安心して暮らせる住居の確保ということでございます。高齢者向けの集合住宅等の整備を検討をしていきます。現在、町の介護施設の同エリアに高齢者支援ハウスがございます。そちらで冬期間なかなか在宅で生活することが厳しい状況になった方、冬期間を過ごしていただいておりますけれども、それ以外の集合住宅につきましても、例えばなんですが、地域の皆さんの力を借りながら運営できるような形で整備ができないか。そういったことについていろいろな角度から検討は進めていきたいと思っておりますが、目標年度は定めておりませんので御理解いただきたいと思います。

26 番目、生活支援サービスの充実のうち移送そして移動支援サービスについて、具体的に検討していきますとなっておりますけれども、いつまでに検討を終えるのかということでございます。これにつきましては先ほど来申し上げているとおり、その地域課題に対して公的なサービスに頼りきるのではなくて、地域に残っているあるいは地域で行われてきた支援体制を生かして、どうにか対応する方法がないかということをみんなで考えていただいておりますので、そういった中で先ほど申し上げた、タクシーではないですけども、デマンドバスの使い方を正しく理解していただいて、利用の促進を図ったりしているところであります。また町内で今年度、令和6年に入りまして、介護タクシーを民間の方が始めることとなりましたので、そういったところで移動支援は以前よりは一歩二歩前進しているのかと捉えております。

続きまして27 番目、福祉避難所の指定でございます。どのような物資を現在の備蓄状況はということでございますが、福祉避難所につきましては、どういうふうに捉えるのかというのが難しいんですけども、さゆりの園、そして憩いの森2か所が町の福祉避難所として指定されております。例えば自分で私は福祉避難所に避難したいということで自

ら進んでいく人を受け入れられるかということ、それは受け入れられない。やはり一時的にさゆり公園とか、そういったところで避難をしていただいて、そこでやはりここでは無理だっというような状況を医師が判断したりする場面が出てくると思います。そうした医師の判断あるいは専門職の判断で福祉避難所の御利用をいただくというような形になると思います。現在その福祉避難所に指定されている施設では、その避難されてくる方用の物資ってというのは備蓄はしていない。ただ現在利用されている、あるいは入所されている方の避難物資については、3日分はもつ量を在庫を持っていると、備蓄しているということで確認をしております。ですので何%というようなことも設定できてはおりません。

続きまして、感染症対策の物資の確保。今ほど申し上げましたとおり、施設では3日程度もつようなものを備蓄しているところであります。また、町でもマスクやゴム手袋等の備蓄を行っております。

そして29番目でございます。計画期間中に基本構想に基づき、今後の施設整備について具体的に検討を進めていきます。現在の総合計画につきましては、この内容については反映しておりませんので、御理解をいただきたいと思います。反映しておりません。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

健康増進課長。

○健康増進課長 小林議員の保健事業の関係の御質問につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

11番目の項目で37ページの(3)歯・口の健康という箇所ですが、現行の計画ですとお口健やか教室、お口の訪問相談といった記述があったということですが、現状実態に合わせて、こういった事業名では現在やっておりませんが、歯・口腔ケアというのは大変重要な取り組みですので、この点については口腔機能向上対策として各種健康教室、運動機能向上ですとか、低栄養対策そういったものと複合的な教室の中で実施しているということで御理解いただきたいと思います。

それから同じく12項目め37ページの(4)セルフケアの実践の中で健康ポイント手帳がございます。現在健康ポイント手帳については、令和4年の数字ですが173名ほどの方に取り組んでいただいております。健康増進計画の中で目標値としては、令和8年度250人まで増加させるといったような目標がございます。課題としては、現在取り組んでいる方の多くは高齢の方が多いということで、若い世代に浸透させていきたいと考えております。

それから同じく13項目め同じく37ページですが、介護予防日常生活支援総合事業の充実の中で、現行計画の中では今後はサービスを提供するのみでなく、サービス利用者の状態を時系列で評価する仕組みを取り入れる云々という記述があったということなんですが、これも現状に合わせて見直しをしております。前回の計画ですと具体的な事業名として一般介護予防事業評価事業といった事業を掲げておりましたが、現状ではこの事業実施に至っておりません。ですので現状に合わせて記述としてはなくなったということですが、評価をしていないということではなくて通いの場などで、保健指導を行う中で個々の状態・開催ごとに把握しておりまして、事業評価して取り組んでいるということですので御理解いただきたいと思います。

それから 21 項目め 51 ページでございます。トータルケア就学資金の貸付事業の関係ですが、到達点という御質問でございます。この事業につきましては保健医療福祉分野の専門職の養成ということで、そういった学校に就学する皆さんへの支援ということで就学資金の貸付けを行っております。現在まで制度創設以来 6 名の方利用されておまして、現在実際に貸付けを行ったのは現在 1 名、あとの方は返済終了または町内に就職しますと免除規定、半分返済が終われば免除するという規定もございますので、免除を受けられた方が 1 人おります。そういったことで今後もこの専門職の確保ということで取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今高齢になって非常に寿命が伸びてるとということで、認知症に対しての質問です。

そこで成年後見人制度、これは先ほどの説明の中では役場、福祉関係、地域包括支援センターと相談窓口と聞かせてもらったんですが、その中で今、大変、一人暮らしで相続関係どうするとか、本人がだんだんと認知症になると。認知症になった場合に、成年後見人制度は利用できるんですか。認知症になる前に一人暮らしで将来が相続関係やそういう財産関係に心配だから認知症になる前に成年後見に利用するということなのか、それとも認知症になってもそういう利用できるのか、その御説明をお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 青木議員の御質問にお答えいたします。

今ほど事前についていう部分と、なってしまってから判断能力が落ちてからという、二つに分けたほうが分かりやすいと思います。事前についていう場合には任意後見制度というのがございますので、こちらの利用になるのかなと考えております。また認知症になってしまった場合ですけれども、その後見人を立てるためにはいろいろな手続がいるわけですが、そういった手続を進めていただく御親族とか、そういった方がいらっしゃらない場合には行政が申立人となって進めることができますし、そういった方がいらっしゃれば、そういった申し立てを御親族の方がしていただければ手続は進んでいくというようなことございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 認知症になってもなくても利用はどちらも手続の方法があるということですね。それで、利用料金っていう関係ですけども、いろいろ弁護士の中に入ったりする方もあるかと思いますが、利用料金っていうのはその制度を使った場合どのぐらいなのでしょう。いろいろあるんですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 まず事前に任意後見制度を使う場合には、これは判断能力ございますので、基本的には御自分あるいは御親族の方が対応するようになってくるかと思います。

認知症になってしまっても、例えばなんでも町長が申立人になって進めていかなければ

ればならないケースがあったとございます。所得の状況、あるいは財産の状況でその手続に関わる負担金も、そして後見人になればずっと後見人の方には負担金を払っていかなくてはなりませんので、それについて負担能力がないのであれば、ないということで認められれば、町のほうで支援する制度がございます。施設に入っている場合と在宅で生活している場合で若干金額は変わりますけれども、そういった支援制度、上限はございますのでそういったことを活用すればあと十分利用はできるのかなと考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で現在、町と関係者ではどのぐらいの利用者がいらっしゃいますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 現在、先ほど来申し上げている町長申し立ての分しか町では正確には把握できませんので、その数を申し上げますと、ちょっと古いデータになりますけれども令和4年の12月現在で17人おります。

以上です。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 一点だけお尋ねします。

先ほど4番議員のお話の中にもありましたけれども、新たに合言葉として世界に誇れる田舎ケアということが組み込まれたということでありました。また、目指すところも一緒に、整合性もとれているんだということでありましたが、その進行管理についてお尋ねしたいなと思うんですが、以前中間報告でお示しいただいた、その世界に誇れる田舎ケアの本当に一番大事なところとしてお示しいただいたものに、職場が生き生きしていると、利用者が生き生きしているという、そのサービスがあるかないかとかもそうですけれども、それを提供する側、使った側がどう思うかっていうことも、かなり重要だということを示されてたと思うんですけれども、その辺りの満足度調査的なものというのはアンケートとかってやられたりするんでしょうか。その点、一点お願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 荒海議員の御質問にお答えいたします。

今ほどのその進行管理というか評価ですね、これについては今現状もなんですけれどもその一部取組みをされているその法人の中で、既にそういう事業評価を法人単位で行っていて、先ほど来申し上げているとおり、利用されている利用者の方にも喜んでいただいているし、その姿を見た介護職員の方もすごくやる気になって、一生懸命仕事に取り組んでいるというようなことを聞いておりますので、それはそれぞれの事業所単位で今現在は進んでおりますけれども、必要な段階になれば、町がそういったそれぞれの施設で御利用いただいている方、あるいは職員の方にアンケートを取る場面も出てくるのかなというふうに考えておりますが現状はそういう事業所単位で評価をしていただいているという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 目に見えないものですので、やはりそれを比較的に見えるような形にして

評価し、そして反省しながら前に進んでいくということで、やっていくしかないかなと思いますし、あと評価して、やはりもう少し取り組まなきゃいけないってなったときに、やはり目に見えない部分でもありますんで、結構専門的な部分になっていきます。そういったとき目に見えないもので専門的なものだったりもするんで、そういったその指導だったり、研修できる機会っていうのもこの計画に組み込まれているんでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 この計画の中では人材育成、あるいは人材の確保という項目で働きやすい職場っていう部分でちょっと抽象的な表現になるわけですがけれども、盛り込んでいるという状況であります。御理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号西会津町第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号西会津町第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 1 号、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第 1 号、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の待遇改善を図るため、昨年 5 月に地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員についても職員と同様に勤勉手当を支給できることとなりました。

本案は、地方公務員法第 22 条の 2、第 1 項第 1 号に規定する 1 週間の勤務時間が 38 時間 45 分未満のいわゆるパートタイム・会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

併せて、条例改正案新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、題名を「第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関

する条例」に改めるものであります。

第1条の改正は、本条例の趣旨に「勤勉手当」を加えるものであります。

第3条第2項の改正は、第1号会計年度任用職員に支給する報酬に「勤勉手当」を加えるものであります。

第7条の次に第7条の2を加える改正は、任期が6月以上の第1号会計年度任用職員に対する勤勉手当は、職員の給与条例によるものとし、給料の月額を報酬の1月当たりの平均額と読み替えるものであります。

同条第2項は、期末手当について規定している第7条第1項第1号から第3号までについて、勤勉手当の支給に準用するものであります。

次に附則であります。施行期日で令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長　議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、議案第1号で御説明申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、地方公務員法第22条の2、第1項第2号に規定する1週間の勤務時間が38時間45分のいわゆるフルタイム・会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

それでは議案書を御覧ください。

併せて、条例改正案新旧対照表の３ページを御覧ください。

第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条は、給料を規定しており、第１項に「勤勉手当」を加えるものであります。

第１７条の次に第１８条を加える改正は、勤勉手当を定めるもので、任期が６月以上の第２号会計年度任用職員の勤勉手当は、職員の給与条例第２１条の規定を例とするものであります。

第２項は、勤勉手当の支給について、第１５条第２項から第４項の規定を準用するものであります。

次に附則であります。施行期日で令和６年４月１日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第２号、第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第３号、西会津町私債権管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部英二君。

町民税務課長。

○町民税務課長　議案第３号、西会津町私債権管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、使用料・手数料等における町私債権について、町税・同様に公平公正な負担を図る観点から令和６年４月から発生する町私債権について、町税の延滞金にあたる遅延損害金を徴するため、新たに遅延損害金の規定を追加するものであります。

それでは、議案書に基づき改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案・新旧対照表の５ページを御覧願います。

西会津町私債権管理条例の一部を次のように改正する。

まず、第８条を第９条とし、第７条は第１項第４号及び第５号中、改正による条ずれに

に伴い「前条」を「第6条」に改め、併せて同条を第8条に改めるものであります。

第6条の次に第7条として、遅延損害金の規定を新たに加え、第1項は、私債権収入金の納付義務者が、私債権収入金を納付期限までに納付しないときは、町長は遅延損害金を徴収することを、第2項は、遅延損害金の額を約定のある場合を除き、未納額に未納期間の日数に応じ、民法の法定利率を乗じて計算した金額とすることを、第3項は、うるう年の・年当たりの割合の取り扱いについてを、第4項は、やむを得ない理由により納期限まで納付できなかった場合に、遅延損害金の減免または免除することができることを、第5項は、遅延損害金の額の計算をする場合において、納付すべき金額に千円未満の端数があるとき、またはその全額が2千円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てることを、第6項は、第5項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てることを規定するものであります。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日でありまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は今回の改正に伴う経過措置でありまして、この改正の適用は、施行日以降に発生するものに適用し、施行日前に発生したものについては、なお従前の例によるものといたします。

次に、第3項は西会津町税外収入に関する延滞金徴収条例、昭和36年条例第23号について、この改正をもって廃止することとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　第7条の4項ですが、遅延損害金を減免または免除が町長の理由でできるというのはどういった場合を指しておりますか。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

町民税務課長。

○町民税務課長　それでは武藤議員の御質問にお答えいたします。

第4項で町長が減免または免除することができる事項といたしましては、災害などで一時的に被害を被ってなかなかそういった納付に至らないような特別な場合ですとか、また場合によっては生活困窮などが考えられるかと思えますけれども、そういったの事情に応じて減免を町長が特に認めて、減額または免除するといったことになろうかと思えます。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　その場合は対象者が申請するんですか。それとも役場が聞き取りか何かでやるんですか、どちらですかそれは。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

町民税務課長。

○町民税務課長　御質問にお答えいたします。やむを得ない理由につきましては、やはり

その対象者、その納付者の方から、納入者の方から申告をいただいて、その状況を町で把握しながら、対象とするかしないかという判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町私債権管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町私債権管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長　議案第4号、西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

庁舎整備基金につきましては、役場庁舎整備や改修などにのみ充当できる特定目的基金であります。近年、温泉健康保養センターや中学校などの公共施設が経年によって修繕・改修箇所が増加しており、事業費も多額に上ることから、役場庁舎以外の公共施設の修繕などにも基金を充当できるよう所要の改正を行うものであります。

それでは議案書を御覧ください。

併せて、条例改正案新旧対照表の7ページを御覧ください。

西会津町庁舎整備基金条例の一部を次のように改正する。

まず、題名を西会津町公共施設整備等基金条例に改めるものであります。

次に第1条の改正は、「庁舎の整備」を「公共施設の整備及び維持修繕」に、「西会津町庁舎整備基金」を「西会津町公共施設整備等基金」に改めるものであります。

続いて第4条から第6条を1条ずつ繰り下げ、第3条の次に第4条を加える改正は、基金の処分を定めるもので、第1号は公共施設の整備に係る財源に充てるとき、第2号は公共施設の維持・修繕に係る財源を充てるとき、第3号はその他町長が必要と認める場合、とするものであります。

次に附則であります。施行期日で公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　ここで示されている公共施設で温泉健康保養施設の整備っていうふうにありますけれども、振興公社であれば利益を追求することもできると思うのですが、独自で積み立てをするっていうそういう考えはどのようなお考えなのかは聞けますか。

○議長　　4 番、上野恵美子議員に申し上げますが、公社の問題でありますので控えていただきたいと思います。

総務課長。

○総務課長　　上野議員の経営にかかる部分以外ではですが、軽微な修繕につきましては、振興公社で修繕はしております。ここに上げている部分につきましては、一応町の施設でございますので大規模修繕というような形で考えておりまして、それに多額の場合については、財源として充当できるということを規定するものです。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、西会津町庁舎整備基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時、休議します。再開は 1 5 時 2 0 分とします。（1 4 時 5 9 分）

○議長　　再開します。（1 5 時 2 0 分）

日程第 6、議案第 5 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部英二君。

町民税務課長。

○町民税務課長　　議案第 5 号、西会津町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、国の税制改正による地方税法の一部改正によるもので、具体的にはDV被害者等の保護のため、これまで「住所に代わるものとして施行規則で定める事項」として施行規則に委任していた「住所に代わる事項」について、今回の法改正により支援措置が明確化され法律に規定されたことから、町・税条例につきましても所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして御説明申し上げますが、併せて条例改正案、新旧対照表の 8 ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 納税証明書の交付手数料、第 73 条の 2 固定資産課税台帳の閲覧の手数料第

1 項及び第 73 条の 3 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料第 1 項の改正は、それぞれ、施行規則へ委任する文言を削除するものであります。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

附則は施行期日についてであり、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、西会津町税条例の一部を改正する条例には、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 6 号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

健康増進課長。

○健康増進課長　議案第 6 号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例につきましては、監護する父または母がいない児童のいる、いわゆる「ひとり親家庭」の医療費の助成に関し、助成の対象や助成の手続を規定したものであります。

今回の改正は、規定中の法律名の一部や助成の対象外を規定する表現の一部に改正すべき事項が判明したことから、改正するものであります。

それでは、議案書を御覧願います。併せて、新旧対照表の 10 ページを御覧願います。

西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第 2 条の用語の定義を定める規定で、表中、医療保険各法に含まれる法律の中で「日本私立学校振興・共済事業団法」を「私立学校教職員共済法」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」にそれぞれ改めるものであります。

また、第 3 条第 3 項の助成の対象外を定める規定に「小規模住居型児童養育事業を行う者」を追加するものであります。

附則であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

健康増進課長。

○健康増進課長　議案第7号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

西会津町子育て医療費サポート事業につきましては、乳幼児から高校生までの子供の医療費を無料化することによって、子供を安心して産み育てられる環境づくりを進めるための制度であります。

今回の条例改正は、規定中の法律名の改正や、助成の対象となる医療費の内容の明確化などが、主な改正の内容であります。

それでは、議案書を御覧願います。併せて、新旧対照表の14ページを御覧願います。

西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を次のように改正する。

まず、第3条の改正は、用語の定義を定める規定中、第1項の医療保険各法に含まれる法律の中で「日本私立学校振興・共済事業団法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同じく第2項の医療費の定義についてより詳細に規定することで、助成対象の明確化を図るものであります。

第4条第2項の改正は、受給資格者とし不在する場合について、現行ではひとり親家庭医療費助成制度で助成金の支給を受けることができる場合としておりますが、子供の医療費についてはすべてのケースにおいて子育て医療費サポート事業で助成しており、ひとり親家庭医療費助成制度で助成金の支給するケースがないため第2号を削除し、第1号の生活

保護の被保護世帯について本文で規定するよう改めるものであります。

第5条第1項の助成金の額の算定にあたって、ただし書きの規定による控除すべき額として医療保険各法の保険者が負担すべき高額療養費について、その算定方法を規則で定めるところにより算定した額と改正するものであります。

附則であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

健康増進課長。

○健康増進課長　議案第8号、西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例案は、休診としておりました国民健康保険新郷診療所について、令和5年度末をもって廃止するために改正するものであります。

新郷診療所につきましては、昭和55年9月に町役場新郷連絡所施設内に出張診療所として開設されております。

新郷診療所は、主に新郷地区住民の皆さんの受診機会を確保するための重要な施設として、その役割を果たしてまいりましたが、人口減少が進んだことと、道路網や交通体系の整備に伴って、診療体制が充実した西会津診療所が利用しやすくなったことなどから、新郷診療所の利用が減少し、平成30年4月からは休診としていたところでした。

休診から6年近くが経過し、将来的にも再開する見通しはなく、地元自治区長の皆さんをはじめ、新郷地区住民の皆さんの理解が得られたことから、今回廃止するものであります。

なお、この条例改正案につきましては、去る 2 月 20 日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案を適当と認める旨の答申をいただいております。

それでは、議案書を御覧願います。併せて、新旧対照表の 16 ページを御覧願います。

西会津町国民健康保険診療所条例の一部を次のように改正する。

本条例においては、第 2 条の規定により、町が設置する国民健康保険法に基づく診療所について、その名称及び位置を別表により定めております。

今回、新郷診療所を廃止するため、別表の国民健康保険新郷診療所の項を削除するものであります。

附則であります、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、西会津町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 9 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　議案第 9 号西会津町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料につきましては、3 年を 1 期とした介護保険事業計画の中で定めることとなっており、先ほど御議決いただきました、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間中の第 1 号被保険者の保険料を定めるための条例の一部改正であります。

保険料の算定に当たりましては、これまでの実績などによる今後の高齢者人口や要介護認定者数、介護サービスの利用者数や利用量などの推計による 3 年間の介護給付費を算出し、積算いたしました。

その結果、保険料の基準額を年額 7 万 4,400 円、月額 6,200 円としたところであります。現在の第 8 期計画の保険料と比較して月額で 300 円、5.1%の増となります。

この増額の要因であります。65 歳以上の第 1 号被保険者数の減少や介護報酬の引き上げ、認定者数の増加や介護度の重度化傾向などによるものと考えております。

なお、今回は計画期間 3 年間で介護給付費準備基金から 3 千万円を繰り入れ、保険料の大幅な上昇を抑制し、負担の軽減を図っております。

また、現在の第 8 期計画の保険料の所得区分は 9 段階となっておりますが、第 9 期計画からは、13 段階に細分化することが国から示されており、制度の持続性を確保する観点から、第 1 号被保険者間での所得の再配分機能を強化し、低取得者の保険料上昇の抑制などを図る制度改正が行われております。

それでは、議案書を御覧ください。併せて新旧対照表の 17 ページも御覧ください。

西会津町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第 1 号被保険者の保険料を定めた第 3 条の改正であります。本条文の内容は、事業期間と国の介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号から第 13 号までの規定に基づき、所得に応じた保険料額を定めるものであります。

第 3 条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、第 9 期介護保険事業計画の期間に合わせ変更するものです。

次に、同条第 1 号中 3 万 5,400 円を 3 万 3,852 円に、同条第 2 号中 5 万 3,100 円を 5 万 964 円に、同条第 3 号中 5 万 3,100 円を 5 万 1,336 円に、同条第 4 号中 6 万 3,720 円を 6 万 6,960 円に、同条第 5 号中 7 万 800 円を 7 万 4,400 円に、同条第 6 号中 8 万 4,960 円を 8 万 9,280 円に、同条第 7 号中 9 万 2,040 円を 9 万 6,720 円に、同条第 8 号中 10 万 6,200 円を 11 万 1,600 円に、同条第 9 号中 12 万 360 円を 12 万 6,480 円に改め、同条に第 10 号として、令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 14 万 1,360 円、第 11 号として、令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 15 万 6,240 円、第 12 号として、令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 17 万 1,120 円、第 13 号として、令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 17 万 8,560 円の 4 号を加えるものです。

第 5 条は、賦課期日後において第 1 号被保険者の資格の取得・喪失等があった場合を規定しており、上位法令である介護保険法施行令の改正に合わせて条項を改正するものです。

次に、附則であります。第 1 条は、施行期日でありまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 条は、経過措置でありまして、改正後の西会津町介護保険条例第 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

第 3 条は、保険料の特例を定めており、本則第 3 条の規定にかかわらず令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の保険料を、第 1 号の者は 2 万 1,204 円、第 2 号の者は 3 万 6,084 円、第 3 号の者は 5 万 964 円とするものであります。

これは、低所得者の負担軽減の強化として、第 8 期に引き続き軽減措置を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のと

おり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ちょっと教えていただきたいんですが、これによりますと、保険料が上がる層と下がる層がございますよね。その上がる層と下がる層の具体的にどういう層がそういうふうになるのかをちょっとお示してください。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　小林雅弘議員の質問にお答えいたします。

今回の改正により、保険料の負担額が上がる層と下がる層ということでお答えいたします。

まず基本的には基準額が上がりますので全体的に上がるわけですが、その中でも今回 9 段階から 13 段階になったことによって、保険料の負担軽減の強化が図れている部分がございますのでお答えをさせていただきます。

軽減される段階については、第 1 段階、そして第 2 段階、第 3 段階そしてそうですね、第 1 から第 3 段階までについては軽減がされることとなります。第 4 段階以降につきましては、やはり上昇ということで今回の改正となっているところです。

低所得者層ですね。第 1 段階から第 3 段階の方っていうのはどういう方かということですが、まず第 1 段階は生活保護の方はまずそこに該当することになります。あと老齢福祉年金の受給者の方、世帯全員が非課税で、そしてその当該本人の収入が年額で合計 80 万円以下の方は第 1 段階に属します。

第 3 段階まで基本的に世帯の全員が非課税者ということになります。

そして第 2 段階については本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下、第 3 段階については 120 万円を超える方ということになります。

なぜこの低所得者層の負担軽減がさらに強化されたのかということでございますけれども、説明の中でも何回か申し上げておりますとおり、介護保険の持続性を高めるためにやはり低所得者の方でも負担はしていただきますけれども、その第一号被保険者の中で、ある程度所得のある方がいらっしゃいます。そういった方からはこれまで以上に少しずつ余計にいただいて、そしてその余計にいただいた部分について低所得者層のほうに回して、そして本来はその低所得者層の部分を補うために、国のお金あるいは税金、町も県も負担しておりますが、そういったお金を投入して支援をしてるんですけれども、その支援の分を軽減させて、その軽減分につきましては何に使うかといったら、介護保険の働いていらっしゃる方の処遇改善に使うと。そういったことで制度の持続性を高めるということでございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長　5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　分かりました。

あと極端に、第 10 号と 11 号、12 号、13 号上がる部分でございますよね。その層ってのはどんな層なのか教えてください。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

- 福祉介護課長　今回新しく設けられる段階ということで 10 段階から 13 段階でございます。

　　どういう方が該当するかといえば、当然市町村民税課税されている方で、所得金額が、420 万円以上 520 万円以下の方が 10 段階、そこから 100 万ずつ上がっていきます。そして 13 段階は 720 万円以上の方が該当することになります。

- 議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

- 議長　討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 10 号西会津町下水道条例の一部を改正する条例から日程第 13、議案第 12 号西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

- 事務局長　日程第 11、議案第 10 号西会津町下水道条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 11 号西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、日程第 13、議案第 12 号西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例。

- 議長　議案第 10 号から議案第 12 号までの説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

- 建設水道課長　議案第 10 号西会津町下水道条例の一部を改正する条例、議案第 11 号西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この 3 件の議案につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権、いわゆる公債権であるため、私債権管理条例では対応することができないことから、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり西会津町私債権管理条例の一部改正に合わせて、税や私債権同様に公平公正な負担を図るため、令和 6 年 4 月から発生する債権について、新たに督促と延滞金の規定を追加するものです。

それでは、議案書を御覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の 19 ページも御覧願います。

議案第 10 号、西会津町下水道条例の一部を改正する条例、西会津町下水道条例の一部を

次のように改正する。

第3章中の第16条の次に次の2条を加える。

第16条の2は、督促についてであり、第1項で督促状の発行について、第2項で納付の期限について規定するものであります。

次に16条の3は、延滞金についてであります。第1項では、納期限まで納付しない者に、延滞金を加算して徴収することを、第2項では延滞金の額の計算方法を、第3項においては、延滞金の減額や免除ができることについて規定するものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日で令和6年4月1日から施行するものであります。次に、第2項は経過措置で本条例の施行前の下水道使用料は、従前の例によるものといたします。

次に、議案第11号を説明いたします。併せて条例改正案新旧対照表の20ページも御覧願います。

西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。第8条の2は督促について、8条の3は延滞金についてであり、いずれも議案第10号と同じ内容であります。

次に附則であります。第1項は施行期日で令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は経過措置で本条例の施行前の農業集落排水処理施設使用料は、従前の例によるものといたします。

続いて、議案第12号を説明いたします。併せて条例改正案新旧対照表の21ページも御覧願います。

西会津町個別排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第12条の次に、次の2条を加える。第12条の2は督促について、12条の3は延滞金についてであり、何れも議案第10号と同じ内容であります。

次に附則であります。第1項は施行期日で、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第2項は経過措置で本条例の施行前の個別排水処理施設使用料は、従前の例によるものといたします。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 日程第11、議案第10号西会津町下水道条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この条例がこのように設定されたということになった場合に、実際はどのような要件の実例があるのか。もし差し支えなければ伺いたいと思います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

建設水道課長。

○建設水道課長 今までこの条例がなかったものですから、実例はありません。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 10 号西会津町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 11 号西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから第 11 号西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、第 11 号西会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 12 号西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから第 12 号西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、第 12 号西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長　日程第 14、議案第 13 号令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）を議題

とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第13号、令和5年度西会津町一般会計補正予算・第10次の調整について御説明申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどにより、歳入・歳出全般にわたり予算額の調整を行ったものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和5年度西会津町の一般会計補正予算・第10次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,042万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,980万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。9ページを御覧ください。

まず歳入であります。1款・町税、1項2目・法人町民税468万円の減、2項1目・固定資産税812万1千円の増、3項1目・軽自動車税・環境性能割41万6千円の増、同じく種別割119万円の増、4項1目・たばこ税284万4千円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

10ページを御覧ください。

10款・地方交付税、1項1目・地方交付税3,735万円の増は、基準財政需要額に臨時費目として臨時経済対策費などが創設され、普通交付税が追加交付されたことによるものであります。

14款・国庫支出金、1項1目・民生費国庫負担金464万3千円の減は、11ページに移りまして、児童手当給付費負担金378万円の減などであります。

同2目・衛生費国庫負担金1,90万円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減であります。

同3目・災害復旧費国庫負担金1,637万2千円の減は、公共土木施設災害復旧事業の事業費の確定見込みによるものであります。

2項1目・総務費国庫補助金1,260万7千円の減は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の確定見込みなどによるものであります。

同3目・衛生費国庫補助金1,265万円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,205万円の減などであります。

同5目・土木費国庫補助金476万8千円の減は、社会資本整備総合交付金・都市計画事業及び地域住宅計画事業の確定などによるものであります。

12ページを御覧ください。

15 款・県支出金、1 項 1 目・民生費県負担金 256 万 4 千円の減は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 131 万 7 千円の減などであります。

同 2 項 1 目・総務費県補助金 233 万 5 千円の減は、市町村生活交通対策事業補助金や、ふくしま移住支援金給付事業補助金などの確定によるものであります。

13 ページを御覧ください。

同 2 目・民生費県補助金 140 万 3 千円の減は、地域少子化対策重点推進交付金や子ども医療費助成事業補助金の確定による減などであります。

同 4 目・農林水産業費県補助金 453 万 2 千円の減は、確定による農業委員会交付金 283 万 2 千円、中山間地域等直接支払交付金 130 万 3 千円の減などであります。

同 6 目・土木費県補助金 101 万 7 千円の減は、申請が無かったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金 90 万円の減などであります。

同 8 目・災害復旧費補助金 1 億 5,338 万 6 千円の増は、令和 4 年の豪雨災害における農地及び農業用施設災害復旧費県補助金（施越分）の追加計上であります。

14 ページを御覧ください。

3 項 1 目・総務費委託金 792 万 1 千円の減は、確定による県議会議員選挙費委託金の減などであります。

17 款・寄附金、1 項 2 目・ふるさと応援寄附金 1,200 万円の増は、見込みによるものであります。

16 ページを御覧ください。

20 款・諸収入、5 項 4 目・雑入 297 万 9 千円の増は、後期高齢者医療・療養給付費負担金過年度分 633 万円の増、後期高齢者医療広域連合交付金 285 万 7 千円の減などであります。

21 款・町債につきましては、過疎対策事業債など、事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、18 ページを御覧ください。歳出であります。

2 款・総務費、1 項 1 目・一般管理費 215 万円の減は、燃料費 150 万円の減などであります。

19 ページを御覧ください。

同 3 目・電算管理費 259 万 6 千円の増は、戸籍にふりがなをつけるための社会保障・税番号制度システム改修委託料であります。

同 5 目・財産管理費 2 億 4,085 万 5 千円の増は、財政調整基金積立金 2 億 1,773 万 3 千円、減債基金積立金 1,371 万 5 千円、先に御議決をいただいた公共施設整備等基金への積立金 1 千万円などであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは 7 億 4,211 万 3 千円であります。

同 6 目・企画費 170 万 5 千円の減は、雪対策基本計画策定委員会委員報酬など報償費 134 万 9 千円の減などであります。

20 ページを御覧ください。

同 10 目・ふるさと振興費 2,615 万 1 千円の減は、採用に至らなかった地域おこし協力隊員に係る人件費、需用費等の経費の減などのほか、21 ページに移りまして、温泉施設管

理業務委託料 272 万 7 千円、温泉施設の長寿命化計画策定業務委託料 596 万 7 千円の増、にしあいづ移住支援事業補助金 200 万円、特定地域づくり事業協同組合運営費補助金 238 万 5 千円の減などがあります。

同 11 目・総合情報政策費 471 万 3 千円の減は、米調達発送実証業務委託料 149 万 3 千円、ケーブルテレビ放送設備用備品購入費の確定による 322 万円の減であります。

同 12 目・総合交通対策費 230 万 1 千円の減は、磐越西線災害復旧事業費負担金 117 万 6 千円の減などがあります。

22 ページを御覧ください。

2 項 2 目・税務総務費 438 万 5 千円の増は、ふるさと応援寄附金の増加に伴う、記念品等の経費の増などによるものであります。

23 ページを御覧ください。

4 項 2 目・県議会議員選挙費 767 万 8 千円の減は、確定によるものであります。

25 ページを御覧ください。

3 款・民生費、1 項 1 目・社会福祉総務費 250 万 5 千円の減は、出産祝金 180 万円の減、後継者対策事業実施負担金 60 万円の減などがあります。

同 3 目・老人福祉費 629 万 9 千円の減は、26 ページに移りまして、敬老会の開催方法の見直しに伴う食糧費や自動車借上料の減のほか、介護保険特別会計繰出金 142 万 7 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 175 万 6 千円の減などがあります。

同 5 目・電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金事業費 435 万円の減は、住民税非課税世帯に対して 3 万円を給付する事業で、確定見込みによる給付金 405 万円の減などがあります。

27 ページを御覧ください。

同 6 目・物価高騰対応重点支援給付金事業費 862 万 7 千円の減は、住民税非課税世帯に対して 7 万円を給付する事業で、見込みによる給付金 833 万円の減などがあります。

2 項 1 目・児童福祉総務費 137 万 6 千円の増は、子育て医療費サポート事業助成費 160 万円の増などがあります。

同 2 目・児童措置費 201 万円の減は、児童手当 220 万円の減などがあります。

28 ページを御覧ください。

4 款・衛生費、1 項 2 目・予防費 3,139 万 7 千円の減は、帳票等一括作成業務委託料 200 万円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料 1,900 万円、薬剤師派遣委託料 600 万円の減などがあります。

29 ページを御覧ください。

6 款・農林水産業費、1 項 3 目・農業振興費 884 万 9 千円の減は、30 ページに移りまして、地域連携販売力強化施設管理業務委託料 128 万 9 千円の追加計上、農機具等格納庫整備工事 287 万 5 千円の減、各種補助金・交付金の確定に伴う減額などがあります。

同 5 目・農地費 340 万 1 千円の減は、下水道事業会計繰出金（農業集落排水処理事業）の減によるものであります。

31 ページを御覧ください。

2 項 1 目・林業総務費 824 万 8 千円の減は、菌床栽培ハウス整備工事 621 万 5 千円の減

などであります。

7 款・商工費、1 項 2 目・商工振興費 1,020 万円の減は、32 ページに移りまして、確定見込みによる町内企業支援補助金 550 万円、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金 308 万 7 千円、消費再生商品券 117 万 2 千円のそれぞれ減などであります。

33 ページを御覧ください。

8 款・土木費、3 項 3 目・公園費 141 万 8 千円の減は、さゆり公園管理業務委託料 115 万 8 千円の追加計上、さゆり公園施設改修工事費 241 万 6 千円の減などであります。

4 項 1 目・住宅管理費 327 万 1 千円の減は、確定による町営住宅改修工事費 320 万円の減などであります。

34 ページを御覧ください。

同 3 目・住宅建築物耐震改修促進費 178 万 3 千円の減は、申請が無かったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金 150 万円の減などであります。

9 款・消防費、1 項 2 目・非常備消防費 258 万円の減は、消防団員報酬 91 万 2 千円、費用弁償 74 万 2 千円、消耗品費 92 万 6 千円の減であります。

35 ページを御覧ください。

10 款・教育費、1 項 2 目・事務局費 269 万 6 千円の減は、教員住宅改修工事費 222 万 1 千円の減などであります。36 ページを御覧ください。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 172 万 4 千円の減は、現年災害の事業費確定見込みによる計上などのほか、施越工事となる見込みのため、財源の組替えを行うものであります。

37 ページを御覧ください。

2 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費 798 万 3 千円の減は、測量設計委託料と現年災害復旧工事費組替え、可燃災害復旧工事費の事業費確定見込みなどによる減額のほか、一部事業が施越工事となったことから財源の組替えを行うものであります。

続いて、6 ページにお戻りください。

第 2 表の繰越明許費の補正であります。

事業の実施に当たりまして関係機関等との協議に不測の日数を要したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰越しして実施するため繰越明許費の補正をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費であります。まず社会保障・税番号制度システム改修事業 1,173 万 2 千円は戸籍情報システムなどの改修にかかる委託料であります。

温泉健康保養センター長寿命化計画策定事業 596 万 7 千円は、温泉施設等の長寿命化計画を策定する委託料であります。

空き家利活用事業 1,766 万 9 千円は、改修に係る設計監理委託料及び工事請負費であります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費であります。物価高騰対応重点支援給付金事業 447 万 3 千円は、住民税非課税世帯へ 7 万円を給付するものであります。物価高騰対応重点支援給付金事業（給付金・定額減税一体支援枠）でございますが、4,231 万 3 千円は、4 万円の定額減税分などあります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費の簡易水道施設整備補助金交付事業32万円は、橋立地区の水源井戸の改修にかかる補助金であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費の農業振興地域整備計画等策定事業525万1千円は、農業振興地域整備計画の策定に係る地図データ作成などの委託料であります。

次に、8款土木費、3項都市計画費、さゆり公園施設長寿命化対策事業1,674万3千円は、さゆり公園内の高圧ケーブル改修工事にかかる設計監理委託料、工事請負費であります。

次に、9款消防費、1項消防費の消防屯所新築事業2,122万4千円は、下小島及び向原地区の消防屯所新築工事に係る設計監理委託料、工事請負費であります。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業1,213万5千円は、昨年6月の豪雨災害に係る災害復旧工事費であります。

同2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業995万円は、緊急自然災害防止対策事業で行う大滝地区の長谷川の護岸整備にかかる工事費であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　繰越明許費の補正の関係なんですけども、ルール説明をいただきましたけれど、完成見込みとか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　10番、猪俣議員の6ページの繰越明許費の補正で完成と申しますか、事業の見込みということで、まだあくまでも見込みだということで御理解いただければと思いますが、一応完了の見込みについて申し上げます。

まず上からでございますが、社会保障・税番号制度システム改修事業につきましては、令和7年の3月末までの見込みでございます。

続いて、温泉健康保養センター長寿命化計画策定事業につきましては、令和6年、今年の12月27日まで。

続いて、その下の空き家利活用事業につきましては、こちらも本年の12月27日まで。

続いて、民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業でございますが、こちらも同じく12月27日まで。

その下の給付金定額減税一体支援枠につきましては、令和7年の3月末日まで。

続いて、4款衛生費につきましては、簡易水道施設整備補助金交付事業でございますが、こちらは本年5月末日の予定でございます。

続いて、6款農林水産業費でございますが、農業振興地域整備計画等策定事業でございますが、こちらは本年の9月末日まで。

続いて、8款土木費のさゆり公園施設長寿命化対策事業につきましては、こちらは一応5月の中旬でございます。

続いて、9款消防費、消防屯所新築事業でございますが、一応こちらは本年の7月末日までの予定でございます。

続いて、11款災害復旧費の農業施設災害復旧事業につきましては、こちらは本年の6月

末日まで。

続いて、その下の公共土木施設災害復旧事業につきましては、本年の9月末日までの見込みとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長　そのほかございませんか。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　2点ほど質問させていただきます。

まず30ページ、6款農林水産業費の第1項農業費、これの一番上の段に地域連携販売力強化施設管理業務委託料、これが128万9千円追加されております。この追加計上された理由についてお示してください。

それから33ページ、8款土木費の3項都市計画費の中で、3目公園費、これの中でさゆり公園管理業務委託料が115万8千円追加計上されております。その理由についてお示しいただきたいと思います。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　5番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、6款1項3目農業振興費の地域連携販売力強化施設管理業務委託料の追加でございますけれども、これはミネラル野菜の家の指定管理業務委託料の追加でございます、理由といたしましては、ペレットボイラーの緊急的な修繕、そしてペレットの燃料代金の値上がりによります委託料の追加でございます。

2点目の8款3項3目公園費のさゆり公園管理業務委託料の追加でございますけれども、この理由につきましては、さゆり公園施設の指定管理業務料の委託料の追加でございます、電気料金が予算見込み額より実績ベースで増額しているということが委託料追加の理由でございます。

○議長　そのほか。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　県の補助金のほうで13ページ、農林水産業県補助金、この減額の中に中山間地域等直接支払交付金、これが130万減額になるんですけど、こういったものについては集積農地が減少したことが原因なのでしょうか。それとも、ほかのことが原因で減額になってるのでしょうか。お伺いします。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは2番、仲川議員の御質問にお答えいたします。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金で、中山間地域等直接支払交付金130万3千円減額させていただきましたが、内容につきましては予算組み立てる際に、協定面積、前年度の参考にしてある程度次年度の面積積算しますが、年度によっては協定面積少し増える場合もあるということで、その分少し上乗せして見て実績としてそこまで協定面積が増えなかったということで、今回減額させていただいたということでございます。

○議長　そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第10次）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第10次）は、原案のとおり可決されました。

日程第10号、議案第14号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄くん。

健康増進課長。

○健康増進課長 議案第14号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の調製について、御説明申し上げます。

今次の補正は最終補正予算であることから、歳入歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和5年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億380万7千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧願います。

歳入であります。

2款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金175万6千円の減額は、後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の確定に伴う減であります。

3款繰越金、1項1目繰越金7万7千円の増額は、前年度繰越金の確定による増であります。

4款諸収入、3項1目健康診査受託事業収入40万円の減額は、健康診査の受診者数確定による広域連合からの受託事業収入の減であります。

7ページを御覧に願います。

歳出です。

2款保健事業費、1項1目保健事業費40万円の減額は、健康診査の受診者数確定による委託料の減であります。

3款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金175万6

千円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減であります。

4 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金 7 万 7 千円の増額は、前年度繰越金確定による増であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、原案とおり可決されました

日程第16、議案第15号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

健康増進課長。

○健康増進課長　議案第15号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について、御説明申し上げます。

今次の補正は最終補正予算であることから、事業勘定及び診療施設勘定とも歳入歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは、予算書を御覧ください

令和5年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,701万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,463万2千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,275万1千円とする。

第2項事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページを御覧願います。

事業勘定の歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税160万 4 千円の減額は、収納見込みによる減であります。

なお、収納率は一般被保険者の医療分と後期高齢者医療支援分の現年度で96.0%、介護分の現年度で93.5%と見込んだところであります。

9 ページを御覧願います。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金1,786万 4 千円の減額は、保険給付費の減に伴う普通交付金1,744万 4 千円の減と保険者努力支援分に係る特別交付金42万円の減であります。

10ページを御覧願います。

8 款諸収入、3 項 2 目一般被保険者返納金218万 5 千円の増額は、国保資格喪失後の診療に係る返納金による増であります。

11ページを御覧願います。

歳出です。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費1,200万円の減額及び2 項 1 目一般被保険者高額療養費300万円の減額は、それぞれ年度末までの保険給付費の見込みによる減であります。

13ページを御覧願います。

4 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費100万円の減額は、特定健康診査委託料の見込みによる減であります。同じく2 項2目疾病予防費87万 6 千円の減額は、データヘルス計画策定委託料の額確定に伴う減であります。

16ページを御覧願います。

診療施設勘定の歳入です。

1 款診療収入、1 項外来収入1,124万 5 千円の減額は、年度末までの診療収入の見込みによる減であります。同じく2 項その他診療収入900万円の増額は、主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業収入の増であります。

2 款訪問看護事業所収入、1 項介護保険報酬収入148万 3 千円の減額は、主に訪問看護事業における介護報酬分の見込みによる減であります。

17ページを御覧ください。

同じく2 項医療保険報酬収入182万 7 千円の増額は、訪問看護事業における医療保険の診療報酬分の見込みによる増であります。

18ページを御覧ください。

7 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債120万円の減額は、医療用機械器具整備及び医師確保対策事業の事業費確定に伴う減であります。

19ページを御覧ください。

歳出です。

2 款医業費、1 項医業費181万 5 千円の減額は、機械器具使用料や医療用機械金購入費、消耗品、医薬品の今後の支出見込み額を精査し、調製したものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　議案第16号、令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）について、御説明申し上げます。

初めに、今次補正予算の概要についてであります。今年度の最終補正であることから、これまでの実績を精査し、歳入では第1号被保険者保険料の収納見込みによる増額のほか、介護給付費等の実績見込みによる国庫負担金、補助金や調整交付金、支払基金交付金などの額確定による調整を行い、歳出では保険給付費や地域支援事業費において、年度内に必要となる額について調整を行いました。

それでは、予算書を御覧ください。

令和5年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）には、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,235万6千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧ください

歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料476万9千円の増額は、現年度分の収納見込み増などによるものであります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金781万2千円の増額は、今年度の国庫負担額の確定によるものであります。同じく2項1目調整交付金205万3千円の減額、同じく2項

4目保険者機能強化推進交付金18万3千円の減額、同じく2項5目介護保険保険者努力支援交付金29万8千円の増額は、今年度の国庫補助金の額の確定及び見込みによるものです。

7ページを御覧ください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金828万2千円の減額、同じく1項2目地域支援事業支援交付金158万8千円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者負担分となる交付金が実績に基づき交付されるもので、今年度の交付額の確定によるものであります。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金285万7千円の増額、同じく2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業73万5千円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る県負担金及び交付金の確定及び見込みによるものであります。

8ページを御覧ください。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金31万3千円の増額、同じく1項4目低所得者保険料軽減繰入金176万7千円の減額は、介護給付費の増額及び保険料の軽減対象者の減少に伴う一般会計からの繰入金の調整であります。

9ページを御覧ください。

歳出であります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費1,000万円の減額、同じく1項2目地域密着型介護サービス給付費990万円の増額、同じく1項3目施設介護サービス給付費450万円の増額。

10ページを御覧ください。

同じく4項1目高額介護サービス費40万円の増額、同じく6項1目特定入所者介護サービス費150万円の減額は、要介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付実績をもとに本年度の必要額を算出し、予算額を調整するものであります。

次に、3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金368万2千円の増額は、今次補正における歳入歳出の調整の結果、余剰となった額を基金に積み立てるものであります。

なお、これにより介護給付費準備基金の年度末残高は、5,781万9千円になる見込みであります。

11ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援）90万5千円の増額、同じく2項1目一般介護予防事業費101万2千円の減額は、これまでの実績に基づき今年度の必要となる事業費を見込み、予算額を調整するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 時間を延長します。

これから質疑を行います。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1点、お聞きします。

歳出の9ページの2款のところで、居宅介護サービス給付費が減額していて、そして地域密着型介護サービスと施設介護サービス給付費、これが増額になってるっていうことでは当初の想定以上に在宅と施設のニーズの減少が進んだということで捉えていいのか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員の質問にお答えいたします。

居宅介護サービス給付費、そして地域密着型介護サービス給付費につきましては、地域密着型については小規模多機能型居宅介護施設において、通所を基本とした訪問、そしてショートステイを組み合わせ使っております。

居宅介護サービスにも同じサービスがございます。それが入れ替わることによってのちょうどこういう金額になっていると捉えております。

また、あと施設介護サービス給付費につきましては、やはり利用の増ということでこういうふうな補正になっていると理解しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうするとニーズとしては泊まりの施設のニーズが多くなって、在宅のほうが少ないっていうことで捉えてよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 ショートステイの利用が増えているっていう、施設介護サービス給付費の増というのは施設入所者の数が増えたということでございます。ショートステイの利用が増えたということではありません。

居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費の減と増の相関関係につきましては、ショートステイが伸びたというよりもやはりデイサービス、あるいはショートステイ、そして訪問系につきまして地域密着型の具体的に申し上げれば、高陽の里の利用がしっかり地域で伸びているということで、それまでに居宅介護サービスのほうを使っていなかった方たちがそちらのサービスを使うようになって、こういう状況になっていると理解しております。

○議長 よろしいですか

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、

原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号、令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

建設水道課長。

○建設水道課長 議案第17号、令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）の調製について、御説明いたします。

今次補正予算の内容であります。収入及び支出とも事業費の確定見込みによる減額調整が主なものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

第1条、総則、令和5年度西会津町の水道事業会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和5年度西会津町の水道事業会計予算（第3次）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入及び支出ともに、議決予定額を715万7千円減額し、合計額をそれぞれ2億5,522万4千円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条の本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,251万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,012万1千円、過年度分損益勘定留保資金3,566万1千円、当年度分損益勘定留保資金6,047万4千円、当年度利益剰余金処分額2,625万5千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページを御覧ください。

収入については、既決予定額を196万3千円に減額し、合計額を1億4,105万とするものです。支出においては、既決予定額を814万減額し、合計額を2億7,356万1千円とするものです。

第4条、企業債の補正、第5条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。起債の目的は簡易水道事業です。補正前の限度額4,690万円を560万円減額し、補正後の限度額を4,130万円といたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、他会計からの補助金、補正、予算第8条本文中、「補助を受ける金額は1億3,509万4千円」を、「補助を受ける金額は1億3,357万4千円」に補正する。

第6条、利益剰余金の処分、資本剰余金のうち、2,625万5千円は次のとおり処分するものと定める。第1号、予算第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,625万5千円。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、一般会計補助金の財源調整や水道使用料の収入見込みによる減額が主なものです。

4ページを御覧ください

次に支出です。

第1款水道事業費用及び第2款簡易水道等事業ともに事業費の確定見込みによる修繕費や電気料、委託料の減額が主なものです。

6ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出の収入です。

各款との一般会計補助金の財源調整や事業費の確定見込みによる企業債借入金の減額が主なものです。

7ページを御覧ください。

次に支出です。

各款とも事業費の確定による請負工事費の減額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号、令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

建設水道課長。

○建設水道課長　議案第18号、令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）の調製について、御説明いたします。

今次補正予算の内容であります。収入及び支出とも事業費の確定見込みに伴う減額調整が主なものであります。

それでは、予算書を御覧願います。

第1条、総則、令和5年度西会津町の下水道事業会計補正予算、（第3次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和5年度西会津町の下水道事業会計予算（第3次）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入及び支出ともに既

決予定額を630万1千円増額し、合計額を3億5,236万9千円に減額するものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額8,696万6千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額660万2千円、過年度分損益勘定留保資金470万8千円、当年度分損益勘定留保資金7,215万6千円、減債積立金350万円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページを御覧ください。

収入は、既決予定額を610万9千円減額し、合計額を1億5,516万7千円とするものです。支出は、既決予定額を735万減額し、合計額を2億4,213万3千円とするものです。

第4条、企業債の補正、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。起債の目的、公共下水道事業は、補正前の限度額5,920万円を560万円減額し、補正後の限度額を5,360万円といたします。

また、農業集落排水処理事業は、補正前の限度額6,110万円を140万円減額し、補正後の限度額を5,970万円といたします。

なお、どちらについても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、他会計からの補助金の補正、予算第9条本文中、「補助を受ける金額は1億5,955万円」を「補助を受ける金額は1億5,542万9千円」に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、3ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入は、事業費の確定見込みによる国庫補助金の減額や一般会計補助金の財源調整、下水道使用料の収入見込みによる減額が主なものであります。

4ページを御覧ください。

次に支出です。

第1款公共下水道事業費用から第3款個別排水処理事業費用まで、各款とも事業費の確定見込みによる委託料や動力費、手数料などの減額が主なものであります。

6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入は、事業費の確定見込みによる企業債や国庫の補助金の減額、一般会計補助金の財源調整が主なものであります。

7ページを御覧ください。

次に、支出です。

収益と同様に、各款ともに事業費の確定見込みによる事業委託料や工事請負費の減額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年3月14日（木）

開 会 10時00分

散 会 12時00分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和6年第2回議会定例会議事日程（第7号）

令和6年3月14日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第19号 | 令和6年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第20号 | 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第21号 | 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第22号 | 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第23号 | 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第24号 | 令和6年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第25号 | 令和6年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第26号 | 令和6年度西会津町下水道事業会計予算 |

散 会

○議長 おはようございます。

令和6年第2回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第19号、令和6年度西会津町一般会計予算から日程第8、議案第26号、令和6年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので御協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

事務局長。

○事務局長 日程第1 議案第19号 令和6年度西会津町一般会計予算

日程第2 議案第20号 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算

日程第3 議案第21号 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算

日程第4 議案第22号 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第23号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計予算

日程第6 議案第24号 令和6年度西会津町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第25号 令和6年度西会津町水道事業会計予算

日程第8 議案第26号 令和6年度西会津町下水道事業会計予算

以上です。

○議長 議案第19号の説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第19号、令和6年度西会津町一般会計補正予算の、失礼いたしました、一般会計予算の調製について御説明いたします。

まず、国・県の令和6年度当初予算の方針等について申し上げます。初めに、国の令和6年度当初予算の概算要求に当たっての基本方針であります「経済財政運営と改革の基本方針2023」などにに基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとし、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

次に、県の当初予算編成におきましては、第2期復興・創生期間の後半として総合計画に掲げる将来の福島の姿の実現に向け、復興と福島ならではの地方創生を力強く推進していくとしております。

また、度重なる自然災害からの復旧や、原油価格・物価高騰への対応など広範かつ多額の財政需要が生じている中、持続可能な財政運営が一層求められており、これらに対応するため「中期財政見通し」のもと、健全な財政運営に配慮しながら、根拠に基づく政策立案を進めるとしております。

このような状況を踏まえ、町の令和6年度当初予算編成は、予算の効率的・効果的な活用を基本に「西会津町総合計画第4次」に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち へず

一っと、西会津～」の実現に向け、人口減少対策を中心とした持続的発展、及び将来の自主財源確保につながる事業については投資として位置づけ、地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成につながる事業などを中心に予算を配分をしたところであります。

この結果、令和6年度一般会計予算の総額は、63億9,500万円で、対前年度比1,200万円、率にして0.2%の増となったところであります。

それでは、令和6年度一般会計当初予算について、御説明いたします。

予算書のまず1ページ、薄いほうでございますね、を御覧いただきたいと思います。

令和6年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、御説明いたします。

事前に予算書とともにお配りいたしました「当初予算資料」で説明をさせていただきます。

こちらのほうですね。こちらの16ページ構成の。よろしいでしょうか。

それでは、初めに6ページを御覧いただきたいと思います。歳入であります。

まず1款、町税は5億8,537万7千円の計上であります。前年度より175万1千円の減額となりました。

次に2款、地方譲与税は1億940万円の計上であります。国の地方譲与税見込額などを考慮し、前年度より790万円の増額となりました。

3款、利子割交付金13万2千円、4款、配当割交付金190万円、5款、株式等譲渡所得割交付金170万円、6款、法人事業税交付金1,200万円につきましては、県の予算編成指針等や過去の実績を考慮し、計上したものであります。

7款、地方消費税交付金1億4,850万円は、県の予算編成指針等により、前年度より100万円の増額となりました。

8款、環境性能割交付金740万円、9款、地方特例交付金140万円は、県の予算編成指針等を考慮し計上したものであります。

10款、地方交付税は、30億8,932万4千円の計上であります。その内訳といたしまして

は、普通交付税で28億3,932万4千円の計上ですが、地方財政計画や単位費用の動向、公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では106万6千円の減、前年度当初決定ベースでの比較では4,138万4千円、1.4%の減を見込み計上したところであります。

また、特別交付税につきましては、前年度同額の2億5千万円を計上いたしました。

次に11款、交通安全対策特別交付金58万円ですが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページを御覧ください。

12款、分担金及び負担金291万4千円の計上につきましては、老人ホーム入所費負担金168万円などであります。

13款、使用料及び手数料1億4,960万円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料4,001万3千円、インターネット使用料4,428万9千円、町営住宅等使用料4,687万9千円などあります。

14款、国庫支出金4億708万4千円の計上につきましては、障害者福祉費負担金7,773万9千円、児童手当給付費負担金3,580万7千円、道路河川災害復旧事業負担金6,800万、失礼いたしました。6,487万円、町道小杉山線改良や町道の舗装補修、防雪柵設置などに充てる社会資本整備総合交付金・道路事業7,830万円、町道熊沢線の川谷橋などの橋梁修繕工事や点検調査委託料に係る道路メンテナンス事業6,885万4千円などあります。

社会資本整備総合交付金・道路事業の減などにより、前年度より7,969万5千円の減額となりました。

15款、県支出金4億2,553万7千円の計上につきましては、国民健康保険・保険基盤安定負担金2,053万2千円。8ページに移りまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,587万3千円、障害者福祉費負担金3,935万1千円、電源立地地域対策交付金3,159万円、中山間地域等直接支払交付金5,878万6千円、多面的機能支払交付金2,967万6千円、広葉樹林再生事業補助金4,136万1千円、県道、国県道除雪委託金3,969万4千円などで、前年度比173万6千円の増額となりました。

9ページを御覧ください。

16款、財産収入1,325万6千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入1,171万1千円などあります。

17款、寄附金2億3,300万1千円の計上は、ふるさと応援寄附金2億3千万円などあります。

ふるさと応援寄附金の増などにより、前年度比3,299万9千円の増額となりました。

18款、繰入金4億9,841万8千円の計上は、財政調整基金繰入金4億4千万円、みんなで創る未来基金繰入金1千万円、森林環境譲与税基金繰入金1,800万8千円、公共施設整備等基金繰入金1千万円などあります。

公共施設整備等基金繰入金の増などにより、前年度比2,569万5千円の増額となりました。

19款、繰越金6千万円の計上は、前年度からの繰越金でありまして、前年度と同額の計上であります。

20 款、諸収入 1 億 487 万 7 千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、後期高齢者医療広域連合交付金 1,075 万円、デジタル基盤改革支援補助金 3,662 万 7 千円などであります。自治体システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金の増などにより、前年度比 4,415 万 4 千円の増額となりました。

21 款、町債 5 億 4,260 万円の計上は、辺地対策事業債 1,840 万円、過疎対策事業債 4 億 8,060 万円、災害復旧事業債 1,990 万円など、前年度比 2,680 万円の減額となりました。

続いて 10 ページを御覧ください。歳出であります。

まず 1 款、議会費 8,590 万円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2 款、総務費 15 億 9,386 万 7 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合総務費負担金 3,170 万 4 千円、自治体行政システムのシステム標準化業務委託料 3,603 万 7 千円、総合行政情報システム事業 7,965 万 4 千円、財政調整基金積立金 3,002 万 6 千円、温泉施設管理業務委託料 6,639 万 1 千円、温泉施設機械室改修工事 8,096 万円、温泉第 2 源泉掘削工事 1 億 350 万 7 千円、地域おこし協力隊配置事業 7,298 万 9 千円。11 ページに移りまして、ふるさと応援寄附金事業 1 億 5,224 万 5 千円、ケーブルテレビ運営事業 6,420 万円、インターネット運営事業 3,893 万 6 千円、デジタル戦略推進事業 1,841 万 8 千円、町民バス運行事業 1 億 260 万 1 千円、などであります。

温泉施設機械室改修工事、温泉第 2 源泉掘削工事の増などにより、前年度比 1 億 9,233 万 9 千円の増額となりました。

続いて 3 款、民生費 11 億 4,809 万 7 千円の計上は、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金 7,463 万 5 千円、同じく診療施設勘定繰出金 9,625 万 7 千円、敬老祝金 884 万円。12 ページに移りまして、介護保険特別会計繰出金 2 億 3,159 万円、後期高齢者医療費・療養給付費負担金 8,914 万 9 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 3,632 万 9 千円、障害福祉サービス費 1 億 5,740 万 7 千円、子育て医療費サポート事業助成費 1,382 万 5 千円、児童手当 5,236 万 5 千円、認定こども園運営委託料 1 億 3,186 万 4 千円、放課後児童クラブ運営委託料 1,555 万 2 千円などであります。

国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金の増などにより、前年度比 3,234 万 9 千円の増額となりました。

次に 4 款、衛生費 4 億 4,715 万 8 千円の計上は、水道事業と簡易水道等事業に係る水道事業会計繰出金が合わせて 1 億 540 万 7 千円、予防接種委託料 1,017 万 6 千円、インフルエンザワクチン予防接種事業 1,398 万 5 千円、検診事業 1,813 万 4 千円、新たな健康づくり推進事業 1,039 万 4 千円、13 ページに移りまして、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金 7,620 万 7 千円、ごみ収集委託料 4,069 万 6 千円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 3,412 万 2 千円などであります。

水道事業会計繰出金や、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金の減などにより、前年度比 4,328 万 1 千円の減額となりました。

6 款、農林水産業費 5 億 4,286 万 2 千円の計上は、中山間地域等直接支払事業 7,831 万 3 千円、集落型ライスセンター等整備支援事業補助金 1,700 万円、地域計画策定推進緊急対策事業 892 万 7 千円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 4,820 万 9 千円、多面的機能支払交付金事業 3,949 万円、鳥獣被害防止対策事業 1,681 万 5 千円、菌床

栽培ハウス整備工事 2,270 万 7 千円。14 ページに移りまして、広葉樹林再生事業 4,136 万 2 千円、林道岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事 2,055 万 7 千円などであります。

集落型ライスセンター等整備事業の増があったものの、農業公社設立準備事業や山村活性化対策事業の完了、菌床栽培ハウス整備工事の減などにより、前年度比 6,316 万 7 千円の減額となりました。

7 款、商工費 9,682 万 8 千円の計上は、町商工会育成補助金 600 万円、町内企業支援補助金 800 万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、にしあいづ観光交流協会育成補助金 1,400 万円などであります。

自然体験資源調査業務委託料の完了などにより、前年度比 1,546 万 3 千円の減額となりました。

8 款、土木費 7 億 7,113 万円の計上は、町道修繕工事 1,800 万円、道路維持管理委託料 1,737 万 5 千円、除雪機械修繕料 2,300 万円、除雪委託料 1 億 7,508 万 4 千円、町道改良舗装等工事 1 億 1,865 万 5 千円、橋梁修繕工事 8,250 万円、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金 8,446 万円、15 ページに移りまして、さゆり公園管理業務委託料 6,263 万 9 千円、体育館屋根を改修するさゆり公園施設改修等工事 6,037 万円などであります。

除雪機械購入費の減などにより、前年度比 7,702 万 2 千円の減額となりました。

9 款、消防費 3 億 4,007 万 4 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 2 億 3,220 万 6 千円、消防団員報酬 1,502 万 9 千円、消防普通積載車購入費 1,454 万 2 千円、空き家対策事業 1,252 万 7,000 円などであります。

喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金の増などにより、前年度比 1,000 万 5 千円の増額となりました。

10 款、教育費 4 億 3,199 万 9 千円の計上は、教員住宅改修工事 2,077 万 2 千円、西会津高校活性化対策に係る通学費補助金・進路支援補助金・生徒活動後援会補助金・修学資金貸付金の合計で 312 万 3 千円、教育改革推進事業 655 万 1 千円、学校給食費 4,343 万 4 千円、スクールバス運行費 4,483 万 4 千円、スクールバス購入費 1,196 万円、小学校管理費 2,030 万 6 千円、小学校教育支援事業 1,267 万 9 千円、16 ページに移りまして、中学校管理費 3,450 万 5 千円、中学校教育支援事業 829 万 8 千円、公民館管理費 614 万 9 千円、図書館費 1,590 万 6 千円、体育協会補助金 436 万円などであります。

中学校管理費などの増などにより、前年度比 1,009 万 1 千円の増額となりました。

11 款、災害復旧費 1 億 575 万 1 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費の計上で、前年度比 3,378 万円の減であります。

12 款・公債費 8 億 2,624 万 7 千円の計上は、地方債償還元金 8 億 737 万 2 千円、地方債償還利子 1,877 万 5,000 円などであります。

13 款、予備費 500 万円の計上であります。

以上、歳入歳出の総額を 63 億 9,500 万円とするものであります。

次に、予算書にまたお戻りください。こちらの薄いほうですね。

予算書の 9 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第 2 表の債務負担行為であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであり、今回設定する事業は、温泉健康保養センター第 2 源泉

整備事業であります。

まず、期間は令和6年度から令和7年度までの2年間、限度額1億円であります。

続いて第3表、地方債であります。令和6年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を1,840万円とし、林道開設事業や町道小杉山線改良事業に充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を4億8,060万円とし、温泉施設機械室等改修事業や温泉施設第2源泉掘削事業、さゆり公園体育館屋根改修事業、菌床栽培ハウス整備事業などに充当するものであります。

次に公営住宅建設事業費であります。限度額を700万円とし、移住促進住宅整備事業に充当するものであります。

次に緊急防災・減災事業費であります。限度額を990万円とし、県総合情報通信ネットワーク更新事業などに充当するものであります。

次に災害復旧事業費であります。限度額を1,990万円とし、農業施設及び林業施設、道路河川の災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を680万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

以上で、議案第19号、令和6年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長　それでは続けて、議会基本条例第7条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、集落型ライスセンター等整備支援事業及び温泉施設整備事業についての説明を求めます。

初めに、集落型ライスセンター等整備支援事業についての説明を求めます。

農林振興課長、小瀧武彦君。

農林振興課長。

○農林振興課長　議案第19号関係、重要政策の審議等、集落型ライスセンター等整備支援事業について御説明いたします。

重要政策の審議等、資料No. 1を御覧願います。

初めに1. ライスセンター等整備の概要と町が支援する目的ですが、令和6年度にライスセンター等を整備する松尾自治区はかつては多くの農家により、水稻やそばなどが耕作されてきましたが、生産者の高齢化などに伴い、ここ数年で耕作者が大きく減少しており、今後の担い手の確保や、農地保全などが大きな課題となっていたところであります。

こうした状況に危機感を抱いた松尾自治区の担い手農家などが、将来の地域農業や農地の適正管理などについて、話し合いを進めてきた結果、松尾地区の農地の集約・集積、農地の効率的な利用と遊休農地の発生防止、農作業の効率化、土地利用型作物による農業振興などを目的に、本年1月に一般社団法人百姓を設立したところであります。町といたしましては、このような経緯で法人を設立した意欲ある担い手農家の取組が、集落営農の活性化、効率的な生産体制の確立、営農の継続による農地保全などに資するものであることから、一般社団法人百姓が行います搬送調整施設や、内部設備などの整備に対しまして、

財政支援することとして、令和6年度当初予算に所要額を計上したところであります。

次に2. 農地の集積予定面積であります。松尾自治区の農用地面積は水田が51.9ヘクタール、畑が36.3ヘクタールの合計88.2ヘクタールを有しており、そのうち法人が集積する面積は、水田で45ヘクタール、畑で20ヘクタールの合わせて65ヘクタールを予定しており、しているところであります。

次に3. 整備する施設と設備等の概要であります。整備予定地は西会津町小野本字大原地内。敷地面積は2,016平方メートル。建屋は木造2階建て1棟で、延べ床面積は、173.9平方メートルであります。また、ライスセンター内部に整備する設備や機械については、乾燥機、もみすり機、昇降機、グレンコンテナ、色彩選別機、コンバインであります。

次に4. 事業費及び財源であります。⑴建屋整備工事につきましては、総事業費が2,520万円であり、町の補助金として税抜き額の2分の1に当たる1,150万円を当初予算に計上したところであります。裏面を御覧願います。⑵施設の内部設備等につきましては、総事業費が2,399万4千円であり、そのうち税抜き額の2分の1に当たる1,090万6千円については、国庫補助金の充当を予定しており、総事業費から国庫補助金を差し引いた税抜き額の2分の1、全体事業費の4分の1に当たる550万円を町補助金として予算計上したところであります。⑶町補助金の予算計上科目及び財源についてであります。6款1項3目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、集落型ライスセンター等整備整備支援事業補助金として建屋と設備整備などにかかる町補助金の合計額1,700万円を予算計上したところであり、財源は全額、過疎対策事業債を充当するとしております。

最後に5. 本事業の総合計画における根拠または位置づけであります。総合計画後期基本計画の中で、温故創新、地産地消の町づくり、農林業の3. 農林業経営の改善④集落型ライスセンター整備事業として、位置づけているところであります。

以上で議案第19号、重要政策の審議等集落型ライスセンター等整備支援事業についての説明を終了いたします。

○議長 次に、温泉施設整備事業の説明と続けて、議案第20号及び議案第21号の説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

商工観光課長。

○商工観光課長 令和6年度重要政策の審議等についてのうち温泉施設整備事業について御説明いたします。

重要政策の審議等資料、No. 2-1を御覧ください。

初めに、事業の目的についてですが、西会津町温泉健康保養センターは、平成4年に開設以来、温泉保養施設の利用による健康増進と福祉向上及び地域振興に寄与するため、年間約6万6千人、延べ約200万人以上が利用されてきた町の中核施設の一つであります。

昨年、温泉井の破損と源泉の温度低下が発生し、温泉井の破損は一定の改修が図れたものの、源泉の温度が回復しない状況であり、現在、温泉健康保養センターは沸かし湯により運営しております。

このことから、電気や重油、水道の使用量が増加し、また、利用料金の引き下げにより指定管理料などにおいて町の負担も増加しております。

町といたしましては温泉の本来の機能を回復し、将来にわたり安定して利用できる施設にするとともに、より一層の町民の健康増進と福祉向上を図り、温泉の魅力とサービス向上により地域振興を推し進めるため、新たな源泉の整備に取り組んでいるところであります。

次に事業の経過についてですが、令和5年9月8日の全員協議会において、「温泉施設における源泉改修の状況等について」議員の皆様にご説明した際、新たな源泉の掘削を検討する方針を申し上げ、11月24日の全員協議会では、「西会津町温泉健康保養センターに係る温泉第2源泉整備について」御説明し、新たな源泉の整備方針やスケジュール、整備に要する全体事業費や財源確保について、御理解をお願いしたところであります。

その後、12月6日に「温泉第2源泉整備事業調査・申請資料作成業務委託」に着手し、温泉掘削地点の調査と県への掘削許可の申請業務を実施いたしました。

また、同月13日には議会定例会の審議において、一般会計補正予算として「温泉井掘削等設計業務委託料」及び「温泉掘削申請手数料」を御議決いただき、同月28日に第2源泉掘削地点を選定するとともに「温泉井掘削等設計業務委託」に着手したところであります。その後、本年1月30日に「温泉掘削許可申請書」を福島県知事に提出し、2月29日に「県自然環境保全審議会温泉部会」において、本町からの「温泉掘削」の申請が審議されたところであります。

次に、事業の概要についてですが（１）の温泉掘削工事は、温泉井の掘削及び動力ポンプの設置であり、実施年度は記載のとおりであります。

実施内容につきましては、まず温泉の掘削地点に櫓を設置し、ボーリングマシーンで温泉井を掘削いたします。

資N o. 2-2を御覧ください。温泉の掘削地点は、さゆり公園の体育館前の中央駐車場の多目的広場側に面した緑地帯であります。

資料N O. 1-1にお戻りください。

次に、温泉井のケーシングを設置し、掘削した温泉の湯量等を確認し、温泉の利用量に応じた動力ポンプを選定して設置するものであります。

2ページを御覧ください。

（２）の電気・配管工事につきましては、実施年度は記載のとおりでありまして、実施内容は動力ポンプ等の電気工事、及び新たな源泉と既設の貯湯槽等を接続する配管工事であります。

次に、事業費等についてですが、予算措置は記載のとおりであります。

事業の財源は、全額、過疎対策事業債を充当する見込みであります。

総事業費は2億2,903万9千円となる見込みであり、このうち、令和6年度は、温泉掘削工事が1億円、電気・配管工事の設計業務委託が350万7千円、合計で1億350万7千円であります。

令和7年度は、温泉掘削工事が、令和6年度からの債務負担行為で1億円、電気・配管工事が2,344万2千円、電気・配管工事の設計監理業務委託が209万円、合計で1億2,553万2千円となる見込みであります。

次に、今後のスケジュールについてですが、本年3月末までに、県より温泉掘削許可を

いただき、4月から5月にかけて温泉掘削工事の入札を行います。

落札業者が決まりましたら、6月議会定例会に温泉掘削工事の請負契約を議案として提出し、御議決をいただいたのち工事を着工し、同時に電気・配管工事の設計業務を実施し、令和7年3月には、温泉掘削を完了したいと考えております。

続けて、同年5月に県知事に「温泉動力装置設置許可申請」を行い、6月開催の「県自然環境保全審議会温泉部会」において「温泉動力装置」の審議と許可をいただいた後、7月には動力ポンプの設置工事を、8月には電気・配管工事をそれぞれ着工し、12月には各種工事及び業務委託を完了させ、県への温泉利用許可申請手続きを行い、令和8年1月には温泉の利用を再開したいと考えております。

なお、総合計画への位置づけにつきましては、記載のとおりであります。

以上で、温泉施設整備事業についての説明を終わります。

続きまして議案第20号、令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図るうえで、本町にとって重要な課題であると認識しているところであります。

企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、令和6年度においても、県などの関係機関の協力を得ながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の10ページを御覧ください。

令和6年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたしますので、事項別明細書の144ページを御覧ください。

まず、歳入であります。1款、財産収入、1項1目、不動産売払収入8,867万4千円の計上ですが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

2款、繰越金、1項1目繰越金、1千円から3款、諸収入、1項1目、町預金利子、1千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

145ページを御覧ください。歳出であります。

1款、予備費、1項1目、予備費ですが8,867万6千円を計上したところであります。

以上、議案第20号、令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして議案第21号、令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書のほうの御準備をお願いいたします。

住宅団地につきましては、全69区画のうち未分譲区画が9区画となっております。

令和6年度におきましては、住宅団地購入費補助金のPR、移住・定住に向けたホームページへの掲載、さらに新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信し、分譲につなげてまいる考えであります。

それでは、予算書の13ページを御覧ください。

令和6年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583万1千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の148ページを御覧ください。

まず、歳入であります。1款、使用料及び手数料、1項1目、住宅団地使用料2万円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款、財産収入、1項1目、財産貸付収入9千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2項1目、不動産売払収入580万円は1区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金、149ページの4款、諸収入、1項1目、町預金利子は、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

150ページを御覧ください。歳出であります。

1款、事業費、1項1目、住宅団地分譲事業費583万1千円の計上は、1区画分の分譲促進謝礼50万円や、旅費・広告料、及び1区画分の住宅団地購入費補助金50万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第21号、令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第22号及び議案第23号の説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

健康増進課長。

○健康増進課長 議案第22号、令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、令和6年度の概要について申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、2年に一度見直されることになっており、令和6年度は改定の年に当たります。

均等割額は45,900円で現行の額から1,600円の引き上げ、所得割率は8.98%で同じく0.5%の引き上げとなっております。

保険料、保険料率引き上げの要因としては、医療給付費の増額が見込まれることや、全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直しが行われ、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、及び後期高齢者医療制度における後期高齢者の負担率の見直しが行われたところであります。

それでは、予算書の 16 ページを御覧ください。

令和 6 年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,013 万 3 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の 153 ページを御覧ください。歳入であります。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項 1 目、特別徴収保険料 5,708 万 7 千円は、年金からの特別徴収分であります。

同じく 2 目、普通徴収保険料 1,107 万 5 千円は、納入通知書や口座振替による普通徴収分であります。

2 款、繰入金、1 項 2 目、保険基盤安定繰入金 3,449 万 9 千円は、保険料の軽減措置分にかかる一般会計からの繰入れであります。

154 ページを御覧ください。

4 款、諸収入、3 項 1 目、健康診査受託事業収入 513 万 8 千円は、健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。

155 ページを御覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 120 万円は、後期高齢者医療システムのリース料などの事務費であります。

2 項 1 目、徴収費 64 万 3 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

156 ページを御覧ください。

2 款、保健事業費、1 項 1 目、保健事業費 512 万 7 千円は、健康診査にかかる委託料などであります。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 266 万 2 千円は、徴収した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4 款、諸支出金、1 項 1 目、保険料還付金 50 万円は、過年度分にかかる還付金であります。

以上で議案第 22 号、令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして議案第 23 号、令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、国民健康保険事業の現況について申し上げます。

事業勘定では、国民健康保険制度の安定的な財政運営と効率的な事業の確保を図るため、平成 30 年度から財政の責任主体が市町村から都道府県に移行し、6 年が経過しようとしておりますが、これまで順調に運営されております。

医療費の動向につきましては、コロナ禍の影響により令和 2 年度は医療費総額が低い水準でありましたが、令和 3 年度以降は概ねコロナ前の水準に戻っております。

また、安定した国保運営を行う取組として、国保税の収納率の向上、レセプトや資格点検などによる医療費の適正化対策、正しい食生活の実践や運動習慣の定着に向けた様々な健康づくりの取組を進めるとともに、健康増進計画第2期に基づき、からだの健康、こころの健康、つながりの健康の3つを進めるさすけねえわの健康づくりを一層推進してまいります。

診療施設勘定では、令和6年度においても常勤医師3名体制を継続してまいります。

さらに、引き続き、福島県立医科大学会津医療センターや、民間病院から内視鏡検査と整形外科の非常勤医師の応援をいただきながら、これまで以上に安心して受診できる医療提供体制の整備に努めてまいります。

また、診療所に併設している訪問看護事業所については、診療所や福祉施設等と連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

それでは、予算書の19ページを御覧ください。

令和6年度、西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,840万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,991万2千円と定める。

第2項事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債。第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出予算の流用。第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書160ページを御覧ください。事業勘定の歳入です。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税9,905万3千円は、保険給付費や県への納付金、保健事業などの歳出総額から、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金等の歳入を差し引いた額を国保税必要額として算出し、それぞれの区分により計上したものであります。

なお、令和6年度の国保税額は、今後所得額や県への納付金額が確定する本算定において改めて算出することになります。

161ページを御覧ください。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金5億3,725万9千円は、保険給付費の財源として交付される普通交付金で5億1,421万7千円、へき地診療所の運営費や医療機器整備費に係る特別交付金で2,304万2千円であります。

162ページを御覧ください。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 7,667 万 5 千円は、職員人件費のほか、特定健診や子育て医療費サポート事業に係る繰入れで 4,085 万 1 千円、保険基盤安定繰入金で 3,544 万 4 千円などであります。2 項 1 目、国民健康保険運営基金繰入金 522 万円は、国保税の減税財源として 400 万円を見込むほか、令和 5 年度に創設した人間ドック助成事業に係る財源 90 万円などを繰入れするものであります。

なお、繰入れ後における基金残高見込額は 3,866 万 4 千円であります。

164 ページを御覧ください。歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2,656 万円は、職員人件費や総合行政情報システム機器等保守委託料等であります。165 ページを御覧ください。2 項 1 目、賦課徴収費 376 万 8 千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

167 ページを御覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 4 億 4,456 万 2 千円から、168 ページの 3 項 1 目、一般被保険者移送費 10 万円までは、令和 5 年度の実績見込みなどにより積算し、それぞれ計上したところであります。4 項 1 目、出産育児一時金 200 万 1 千円は、出産件数 4 件分の計上であります。

169 ページを御覧ください。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分 1 億 340 万 4 千円。170 ページに参りまして、2 項 1 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分 3,621 万 3 千円、3 項 1 目、介護納付金分 1,109 万 9 千円は、それぞれ保険給付費の財源として県へ納付するものであり、県から示されました額を計上しております。

4 款、保健事業費、1 項 1 目、特定健康診査等事業費 835 万 1 千円は、40 歳から 74 歳までの特定健康診査等にかかる委託料、及び人間ドック事業にかかる委託料などであります。171 ページを御覧ください。2 項 2 目、疾病予防費 197 万 1 千円は、健康づくりポイント事業や自動電子血圧計購入費補助金、がん対策治療助成事業補助金などの事業費であります。

173 ページを御覧ください。

6 款、諸支出金、2 項 1 目、診療施設勘定繰出金 230 万円は、へき地診療所に係る運営費や医療機器整備に対する県からの特別交付金を診療施設勘定へ繰出しするものであります。2 目、一般会計繰出金 362 万 5 千円は、旧群岡中学校で実施している「にこにこ相談所」運営費の国保加入者分の負担であります。

184 ページを御覧願います。診療施設勘定の歳入です。

1 款、診療収入、1 項、外来収入 1 億 3,146 万 9 千円は町内 3 診療所における診療収入であり、これまでの実績等を勘案し、それぞれの区分により計上したところであります。

2 項 1 目、諸検査等収入 2,842 万 1 千円は、各種検診や各種予防接種等の収入であります。

2 款、訪問看護事業所収入、1 項 1 目、介護報酬収入 665 万 3 千円から 185 ページ、3 項 1 目、一部負担金収入 120 万 6 千円までは、訪問看護事業所における診療報酬収入で、これまでの実績等を勘案し計上したところであります。

186 ページを御覧ください。

4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 9,625 万 7 千円は、過疎対策事業債の元利償還金で 4,189 万 1 千円と、診療所の経営安定のための繰入金 5,436 万 6 千円であります。187 ページを御覧ください。2 項 1 目、事業勘定繰入金 230 万円は、へき地診療所の運営費や医療機器整備に対する特別交付金を事業勘定から繰入れするものであります。

6 款、諸収入、1 項、受託事業収入 728 万 4 千円は町内の特別養護老人ホームとグループホームからの診療受託収入であります。

188 ページを御覧ください。

7 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債 3,380 万円は、医療用機械器具整備事業、医師確保対策事業(ソフト分)などの財源として借り入れるものであります。

189 ページを御覧ください。歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2 億 2,704 万 9 千円は、職員人件費や非常勤医師の診療業務委託料を計上しているほか、西会津診療所の運営にかかる経費を計上しております。

192 ページを御覧ください。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費 2,357 万 5 千円の計上は、医療機器の修繕料、保守管理委託料のほか、自動血圧分析装置の更新にかかる備品購入費 770 万円などがあります。

193 ページを御覧ください。

2 目、医療用消耗機材費 1,609 万 1 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品及び血液検査等の検査委託料などであります。3 目、医薬品衛生材料費 1 千万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

3 款、公債費、1 項、公債費 4,189 万 3 千円は、地方債の償還元金と利子であります。予算書に戻っていただきまして 26 ページを御覧ください。

第 2 表地方債、西会津診療所の医療用機械機器整備事業や、医師確保対策分に係る借入れであります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額は 3,380 万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第 23 号の説明を終わらせていただきます。本案につきましては、去る 2 月 20 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

○議長 議案第 24 号の説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

議長福祉介護課長。

○福祉介護課長 議案第 24 号、令和 6 年度西会津町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。

令和 6 年度は、第 9 期介護保険事業計画の初年度であることから、事業計画での推計や令和 5 年度の実績に基づいた予算編成となっております。

65 歳以上の第 1 号被保険者数は、予算編成時点で 2,728 人と、令和 5 年度当初と比較し 48 人の減、一方、要介護認定者数は 11 月末時点で 612 人、79 人の増。また介護保険サービ

スを利用されている方は、11 月利用分で 493 人、21 人の増となっております。

このため保険給付費については、現行サービスの利用状況を踏まえ、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて調整を行い、地域支援事業や介護予防支援事業については、実績などにに基づき計上いたしました。

なお、歳入においては、この保険給付費などを基に、国・県・町の負担金、支払基金交付金などを、それぞれの負担割合に応じて見積もり、不足する額を介護給付費準備基金より繰入れ計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は 12 億 2,609 万 4 千円となり、令和 5 年度当初予算と比較して 3,678 万 8 千円、率にして 3.09%の増額になったところであります。

それでは、予算書の 27 ページをご覧ください。

令和 6 年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 2,609 万 4 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。第 2 条地方自治法第 220 条、第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 2 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の 205 ページを御覧ください。歳入であります。

1 款、保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 1 億 6,454 万 8 千円は、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料であり、令和 6 年度からは、議案第 9 号及び議案第 29 号で御議決いただきました、第 9 期介護保険事業計画で定めた保険料率となります。なお、低所得者の保険料軽減措置につきましては、一部見直しはありましたが、引き続き実施することとなります。

2 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、民生手数料 55 万円は、介護予防のためのミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料であります。3 款、国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 9,192 万 2 千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。同じく 2 項 1 目、調整交付金 1 億 1,765 万 2 千円は、介護給付費に係る国の調整交付金であります。同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）550 万円及び、206 ページを御覧ください。同じく 3 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,597 万 6 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。同じく 4 目、保険者機能強化推進交付金 120 万円。同じく 5 目、介護保険保険者努力支援交付金 120 万円は、保険者である町が行う自立支援や重度化防止などの事業に対する国庫補助金であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金 2 億 9,452 万 4 千円は、40 歳から

64 歳までの第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金をとおり交付されるものであります。同じく 1 項 2 目、地域支援事業支援交付金 594 万円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

207 ページを御覧ください。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 1 億 6,259 万 7 千円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。同じく 2 項 1 目、支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）275 万円、同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）798 万 8 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る県補助金であります。

208 ページを御覧ください。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金 1 億 3,635 万 4 千円は、介護給付費に係る町負担 12.5%分であります。同じく 2 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）275 万円と、3 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）798 万 8 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。同じく 4 目、低所得者保険料軽減繰入金 1,438 万 3 千円は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階の方の保険料を引き続き軽減するために、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 の割合で負担する額をまとめて、一般会計より繰入れるものであります。同じく 5 目、その他一般会計繰入金 7,011 万 5 千円は、職員の給与及び事務費等にかかる一般会計からの繰入金であります。同じく 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金 2,145 万 3 千円は、介護保険給付費から保険料や国・県・町からの負担金を差し引いて、なお不足する分を基金から繰入れするもので、繰入れ後の基金残高は 3,232 万 4 千円となる見込みであります。

次に、210 ページを御覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2,088 万円は、職員の人件費と事務費等であります。211 ページをご覧ください。同じく 3 項 1 目、介護認定審査会費 262 万 9 千円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。同じく 2 目、認定調査等費 662 万 3 千円は、要介護認定を行うための、認定調査等に係る経費であります。

213 ページを御覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費 3 億 200 万円、同じく 2 目、地域密着型介護サービス給付費 1 億 8,600 万円、同じく 3 目、施設介護サービス給付費 4 億 5 千万円、同じく 4 目、居宅介護福祉用具購入費 54 万円、同じく 5 目、居宅介護住宅改修費 108 万円、同じく 6 目、居宅介護サービス計画給付費 4,620 万円、これらは、要介護 1～5 までの要介護認定者に係る介護サービス給付費であります。令和 5 年度の実績などを基に計上しており、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの利用が増加し、居宅介護サービスからの移行などによる増減を見込んでおります。

同じく 2 項 1 目、介護予防サービス給付費 2,160 万円、214 ページを御覧ください。同じく 2 目、地域密着型介護予防サービス給付費 456 万円、同じく 3 目、介護予防福祉用具購入費 30 万円、同じく 4 目、介護予防住宅改修費 60 万円、同じく 5 目、介護予防サービス計画給付費 300 万円、これらは、要支援 1・2 の要支援認定者に係る介護予防サービス給付費であります。

同じく 3 項 1 目、審査支払手数料 84 万円は、介護給付等請求にかかる審査手数料であります。

215 ページを御覧ください。

同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費 2,400 万円は、利用者の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。

同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費 204 万円は、利用者の自己負担額が医療費と合算して一定額を超えた場合に、所得等に応じて軽減するものであります。

同じく 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費 4,800 万円は、低所得者の施設サービス利用に係る食事・居住費等を、所得に応じて軽減するものです。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問・通所・生活支援）の 1,918 万 1 千円は、ミニデイサービス業務等の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。217 ページを御覧ください。同じく 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費 361 万 8 千円は、要支援の方などが、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。

同じく 2 項 1 目、一般介護予防事業費 692 万 7 千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業に係る事業費であります。

218 ページを御覧ください。

同じく 3 項 1 目、総合相談事業費 1,496 万 7 千円、219 ページを御覧ください。同じく 2 目、権利擁護事業費 149 万 2 千円、同じく 3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 426 万円は、地域包括支援センターの職員の給与と業務委託料などであります。同じく 4 目、任意事業費 2,708 万 8 千円は、地域ふれあいセンター運営に係る委託料 1,485 万 5 千円や、グループホーム入所者の家賃助成事業 747 万 9 千円などを計上しております。同じく 5 目、生活支援体制整備事業費 538 万 7 千円は、生活支援コーディネーターの委託料などであります。同じく 6 目、認知症総合支援事業費 836 万 2 千円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などであります。同じく 7 目、地域ケア会議推進事業 228 万 2 千円は、地域ケア会議運営に係る地域包括支援センターへの委託料などであります。221 ページを御覧ください。同じく 8 目、在宅医療・介護連携推進事業費 746 万 6 千円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携に従事する医療介護相談員の人件費と、医療介護連携推進基本構想の具現化に向けて検討を進めるための業務委託料 420 万円などであります。

222 ページを御覧ください。

5 款、介護予防支援事業費、1 項 1 目、介護予防支援事業費 279 万 7 千円は、在宅高齢者等福祉サービス費などであります。

6 款、諸支出金、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円は、第 1 号被保険者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 24 号、令和 6 年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 25 号及び議案第 26 号の説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

建設水道課長。

○建設水道課長 議案第 25 号、令和 6 年度西会津町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

初めに、水道事業の全体概要であります。上水道の区域は、野沢地区、尾野本地区、群岡地区の 36 の自治区であり、区域内人口の約 87.5%の給水を賄っております。

次に、簡易水道等事業につきましては、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設の計 10 施設の管理運営を行っております。経営面では、人口減少の影響から収益が減少傾向にある一方、老朽管の更新工事や施設設備等の老朽化対策など、維持管理経費は増加傾向にあり、一般会計からの繰入金等により、持続可能な管理運営を行ってまいります。

それでは予算書を御説明いたします。

予算書の 32 ページを御覧ください。

第 1 条（総則）令和 6 年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条（業務の予定量）業務の予定量は、次のとおりとする。内容につきましては、記載のとおりです。

第 3 条（収益的収入及び支出）収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は第 1 款、水道事業収益及び第 2 款、簡易水道等事業収益の合計が、2 億 6,464 万 4 千円です。

33 ページを御覧ください。支出の合計も収入と同額の計上です。

第 4 条（資本的収入及び支出）資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,837 万 9 千円は、当年度、消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 1,206 万 4 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,146 万 4 千円、及び当年度分損益勘定留保資金 7,685 万 1 千円、建設改良積立金 1 千万円、減債積立金 800 万円で補てんするものとする。

収入は、第 1 款、水道事業資本的収入及び第 2 款の簡易水道等事業資本的収入の合計が 1 億 1,570 万 4 千円です。

支出は、第 1 款、水道事業資本的支出から、次の項に移りまして、次のページに移りまして、第 2 款、簡易水道等事業資本的支出の合計が 2 億 3,408 万 3 千円です。

第 5 条（企業債）起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的・水道事業の限度額は 5,710 万円、簡易水道等事業の限度額は 3,430 万円、過疎対策事業の限度額は 1,790 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第 6 条（一時借入金）一時借入金の限度額は 1 億円と定める。

第 7 条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 2,746 万 2 千円です。

第 8 条（他会計からの補助金）事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 億 540 万 7 千円である。

第9条（たな卸資産購入限度額）たな卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

内訳については、水道事業会計予算実施計画にて説明をいたしますので事項別明細書の231ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出とは、一事業年度における企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す予算でございます。

収入では、第1款、水道事業収益及び232ページに移りまして、第2款、簡易水道等事業収益ともに、水道使用料や、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであります。

233ページを御覧ください。次に支出です。

第1款、水道事業費用及び238ページから第2款、簡易水道等事業費用はともに職員の人件費、施設等の維持管理に係る委託料や修繕費、電気料、減価償却費、企業債償還利息などが主なものであります。

次に236ページ、241ページに新規に計上しております経営戦略策定業務委託料につきましては、令和2年度から法適用移行時に改定を行ってから5年が経過すること、統合簡易水道に関連し、中長期的な経営基盤の強化を図るため、経営戦略の見直しを行うものであります。

244ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用と、その財源となる収入を表す予算でございます。

初めに収入です。第1款、水道事業資本的収入及び第2款、簡易水道等事業資本的収入は、企業債借入金や一般会計補助金が主なものです。

245ページを御覧ください。支出です。

第1款、水道事業資本的支出は、大久保浄水場の取水ポンプの更新工事など施設機器の更新工事費や、老朽管更新工事費、町道小杉山線の改良工事に伴う水道管移設工事費、企業債償還金などが主なもので、第2款、簡易水道等事業資本的支出は、奥川簡易水道の取水ポンプ場の自家発電機更新工事などの更新工事費や、老朽管更新工事費、企業債償還金などが主なものです。

以上で、令和6年度西会津町水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして議案第26号、令和6年度西会津町下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

初めに、下水道事業の概要であります。野沢地区、大久保地区は、公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など5地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で施設整備を推進しております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設の整備状況を示す「汚水処理人口普及率」は、令和4年度末時点で83.8%であり、前年度より0.4ポイント向上いたしました。

経営面では、使用料収入の大幅な増加は見込めないことから、維持管理コストの削減や施設の統合などによる効率化を図るとともに、一般会計からの繰入金により持続可能な経営に努めてまいります。

それでは予算書の 35 ページを御覧ください。

第 1 条（総則）令和 6 年度西会津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条（業務の予定量）業務の予定量は、次のとおりとする。内容については、記載のとおりでございます。

第 3 条（収益的収入及び支出）収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入は、第 1 款、公共下水道事業収益から、次のページに移りまして、第 3 款、個別排水処理事業収益までの合計が 3 億 6,025 万 9 千円で、支出も同額の計上です。

第 4 条（資本的収入及び支出）資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,729 万 6 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 549 万 4 千円、過年度分損益勘定留保資金 240 万 6 千円、及び当年度損益勘定留保資金 7,539 万 6 千円、減債積立金 400 万円で補てんするものとする。

37 ページに移りまして、収入は第 1 款、公共下水道事業資本的収入から第 3 款、個別排水処理事業資本的収入までの合計が 1 億 3,962 万 1 千円の計上です。

支出は第 1 款、公共下水道事業資本的支出から第 3 款、個別排水処理事業資本的支出までの合計が 2 億 2,691 万 7 千円の計上です。

第 5 条（債務負担行為）債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額です。

38 ページを御覧ください。

第 6 条（企業債）起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的・公共下水道事業の限度額は 5,180 万円、次に農業集落排水処理事業の限度額は 4,830 万円、個別排水処理事業の限度額は 590 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第 7 条（一時借入金）一時借入金の限度額は、1 億円と定める。

第 8 条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 3,101 万 9 千円です。

第 9 条（他会計からの補助金）事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は 1 億 6,679 万 1 千円である。

第 10 条（たな卸資産購入限度額）たな卸資産の購入限度額は、30 万円と定める。

内訳については、下水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の 261 ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出です。

第 1 款、公共下水道事業収益から 263 ページの第 3 款、個別排水処理事業収益は、下水道使用料や、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものです。

264 ページを御覧ください。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用は、野沢・大久保両浄化センターの管理委託料や電気料など維持管理経費、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子などが主なものです。

このうち、265 ページ 15 節、委託料・一般廃棄物処理施設設置届出書作成業務委託料 124 万 3 千円は新規計上で、令和 5 年度に委託した、町内の農業集落排水処理施設で発生する汚泥を公共下水道施設での共同処理の検討結果を受けて、一般廃棄物の処理施設に係る法的な届け出などの業務を委託し、汚泥処理の効率的な維持管理と経営の合理化を進めるものであります。

また、266 ページ 15 節、委託料、全体計画の見直し等業務委託料の新規計上は、概成した野沢処理区の事業認可の見直しを行い、適正な維持管理と経営の合理化を進めるものであります。

268 ページに移りまして第2項、農業集落排水処理事業費用は、各処理施設の管理委託料や、汚泥処理手数料、職員の人件費、人件費、減価償却費、企業債償還利子が主なものです。

272 ページを御覧ください。

第3款、個別排水処理事業費用は、汚泥処理手数料や、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子が主なものです。

なお、266 ページ、270 ページ及び 273 ページに新規計上しております経営戦略策定業務委託については、令和 2 年度の法適用移行時に改定を行ってから 5 年が経過すること、国の方針により交付金事業の採択要件となることから、中期的な経営基盤の強化を図るため、経営戦略の見直しを行うものであります。

275 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業資本的収入から第3、款個別排水処理事業資本的収入は、企業債借入金や、一般会計補助金、国庫補助金が主なものです。

277 ページを御覧ください。支出です。

第1款、公共下水道事業資本的支出は、野沢処理区内マンホール蓋更新工事などの工事請負費や、職員の人件費、企業債償還金が主なものです。

第2款、農業集落排水処理事業資本的支出は、小島処理施設の設備更新工事費や、企業債償還金が主なものです。

第3款、個別排水処理事業資本的支出は、合併処理浄化槽整備工事費や、企業債償還金が主なものです。

以上で、議案第 26 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第 19 号、令和 6 年度西会津町一般会計予算から、議案第 26 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。

よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

皆さんに申し上げます。本日午後、明日 15 日及び 18 日の午前中は休会となっておりますが、総務経済合同常任委員会を開催し、令和 6 年度予算の勉強会を行うことになっておりますので、午後 1 時までに、午後 1 時までに御参集ください。

会場は本日は議員控え室、15 日は、及び 18 日は 3 階会議室であります。

また、予算の総括質疑は、質疑内容を文章で提出していただくことになっておりますので、質疑される議員は明日午前 10 時まで議会事務局へ提出してください。

会議日程表のとおり 18 日は午後 1 時より本会議を再開いたします。

お疲れ様でした。

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年3月18日（月）

開 議 10時00分

散 会 14時34分

出席議員

1番	紫 藤 真理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第11号）

令和6年3月18日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第19号 | 令和6年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第20号 | 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第21号 | 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第22号 | 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第23号 | 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第24号 | 令和6年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第25号 | 令和6年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第26号 | 令和6年度西会津町下水道事業会計予算 |

散 会

（議会運営委員会）

○議長 お疲れさまです。

令和6年第2回西会津町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第19号から議案第26号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。

総括質疑は、予算編成や財源など一般会計予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、総括質疑は事前通告制としており、通告のあった議員のみ発言を許可します。

特別会計については、1議題ごとに行います。

質疑を行う際は、議案の不明な点や疑問点について、簡明に発言してください。

日程第1、議案第19号令和6年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、令和6年度予算総括質問をさせていただきます。

まず、一つ目は新年予算において、全体の職員及び会計年度任用職員、並びに再任用職員を含む予算の確保と職員定数管理の状況などをお伺いいたします。

二つ目に、財政指標及び起債の状況と、将来支払っていく財政と見通しを伺いたいと思います。

三つ目に、一般会計から繰出金、水道事業、下水道事業も含めまして、また委託料では、設計監理委託料及び調査委託料及び指定管理委託料の割合見通しはどのように分析されているのか、伺います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10番、猪俣議員の総括質問についてお答えいたします。

初めに、会計年度任用職員、再任用職員を含む職員の定数管理の状況についてでございますが、まず、職員数につきましては、直近で現在127名でございます。この人数が適正かどうかであります。町といたしましては、総合計画に掲げる将来像の実現に向け、人口減少対策をはじめ、町民の福祉の向上、地域の活性化のために実施しなければならない事業につきましては、職員を配置し推進してまいりました。

また、社会情勢の変化などにより、事業を廃止・縮小した場合は、職員を減らすなどを基本として定員管理を行ってきたところでございます。現下の人口減少社会におきまして、少子化対策をはじめ、デジタル化への対応、想定外の規模で発生します自然災害など、多種多様な行政需要が増加する中で、職員数を必要最低限として対応してきたところでございます。

まだ、人事異動の内示をしておりませんが、本年4月1日の町職員数の見込みにつきましては、定年延長も含め本年度と同じ127名となる予定でございます。

今後、職員の定年延長により、一時的に職員数は増えるものの、適正な管理を行いながら多様化する行政需要に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、再任用職員についてであります。現在、再任用職員、今、短時間勤務でありますが、現在の人数は8名でございます。年金支給年齢の段階的な引き上げ、または、定年延長に伴い任用しているもので、令和6年度は5名となる見込みでございます。

続いて、会計年度任用職員数につきましては、現在、73名でございます。内訳はフルタイムで48名、パートタイムで25名でございます。会計年度任用職員につきましては、多様化する行政需要や、産休・育休者または病休者への対応のため、採用配置しております。地方公務員法の適用を受ける職員でございます。

令和6年度につきましては、令和5年度と同じ程度の職員数となる見込みであります。令和6年度からは勤勉手当も支給されますので、採用配置に当たっては、配置の必要性を十分に考慮しながら、単なる事務補助ではなく、繁忙期における支援体制、複数の事業を担当するなど各課等横断的な配置を進め、新たな行政需要に対応していきたいと考えております。

なお、参考までに勤務勤勉手当支給による影響額につきましては、一般会計で1,700万円、特別会計、企業会計を含めると約2,550万円となる見込みであります。

財源につきましては、国による財政支援として、その一部が普通交付税で措置されるということでございます。

続いて2点目の財政指標及び起債の状況と将来の見通しについて、お答えいたします。財政指標につきましては、直近の令和4年度決算に基づきお答えしますので御理解いただきたいと思っております。

まず、経常収支比率が88.9%、公債費比率6.4%、実質公債費比率12.2%、将来負担比率85.8%となっております。

現在、把握できるデータなどを基にシミュレーションいたしますと、経常収支比率につきましては、物価高騰、賃金上昇などの影響を受け、やや上昇傾向で推移するものと見込んでおります。地方債償還などが中心となる公債費比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、分母に算入される普通交付税の動向により影響を受けますが、現行では、令和7年度までが地方債償還額が8億円台で推移する見込みでございます。

財政指標につきましては、過去に借入れを行った小学校整備事業や、認定こども園整備事業などの大規模な起債充当事業の償還が始まっていることで、各数値を押し上げている影響はありますが、令和7年度までは横ばい、令和8年度以降、地方債償還額が減少するとともに、財政指標につきましても減少していくものと見込んでいるところでございます。

次に、将来負担の御質問ですが、町では、過疎対策事業債をはじめ、地方交付税措置の高い地方債の借入れを行い、後年度負担の軽減に努めております。令和4年度決算では、特別会計まで含めた地方債残高98億2,990万円に対し、交付税措置が55億9,321万3千円、率にして56.9%で、町の実質負担は43.1%の42億3,668万7千円であります。

今後の地方債の借入れ見込みから予測しますと、交付税措置でも同率程度で推移するものと見込んでおり、急激に町財政負担が変動することはないものと考えております。

財政全般的に見ますと、年度ごとの特殊要因や経済情勢の変動などによりまして、様々、

不確定要素がありますが、地方債の借入れ、償還におきましては、ある程度、中長期的なシミュレーションが可能ですので、それらを十分に加味し、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続いて、３点目の一般会計からの繰出金や設計監理委託料、調査委託料及び指定管理委託料の割合の見通しの分析についてお答えいたします。

それぞれの予算計上の状況であります。まず、繰出金につきましては、当初予算に計上している総額で７億１,４４５万２千円、そのうち特別会計への繰出金で７億１,３０４万９千円を計上しております。予算総額の１１.２％となっております。

次に、工事・施工などに伴う設計監理委託料につきましては、測量設計委託料を含めた関連経費の総額で６,７０８万９千円、予算総額の１.０％となっております。その主な内訳を申し上げますと、温泉健康保養センター機械室改修に係る設計監理業務委託で３９６万円、温泉健康保養センター第２源泉整備に係る電気・配管工事設計業務委託で３５０万７千円、空き家利活用事業の設計監理業務委託で４００万円、橋りょう修繕設計業務等委託で４,５００万円、道路橋りょう河川災害復旧費の測量設計業務委託の６７０万円などであります。

続きまして、調査委託料であります。こちらは調査関連経費などの総額で９４１万円、０.１％であります。

主な内訳といたしましては、森林経営管理事業の意向調査業務委託で２６５万円、空き家対策事業の空き家調査等業務委託で４００万円などであります。

次に、指定管理施設の委託料についてであります。一般会計の当初予算に予算額の計上がある施設につきましては、温泉健康保養センター、西会津国際芸術村、ケーブルテレビ施設及びインターネット施設、老人憩の家、介護センター、小規模多機能型居宅介護施設、認定こども園（放課後児童クラブ分含む）、地域連携販売力強化施設、森林活用交流促進施設、林業研修センター、さゆり公園の１１施設であり、その委託料の総額は４億１,４４５万２千円、予算総額の６.５％となっております。

続きまして、各経費の割合と今後の見通しについてであります。特別会計への繰出金は大きなウェートを占めており、予算総額の１１％、町財政に与える影響があるものと認識しております。

今後、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険事業では、人口減少による全体事業費の縮小が予想され、国民健康保険・診療施設勘定でも、受診者の減少に伴う診療報酬の減少が予測されます。

また、水道事業・下水道事業では、人口減少に伴う使用料の減が予測される一方で、施設の老朽化に対応して更新事業を適切に進めていかなければなりません。

いずれの事業につきましても町民生活に密接な事業であることから、ルールに基づいた繰り出しを行うとともに、事業それぞれに中長期的な見通しを常に意識し、一般会計との財政バランスを注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、設計監理委託料や調査委託料についてであります。これらの委託料につきましては、その年度の要因に応じ、例えば工事・施工が多い場合は設計監理委託料が増加し、工事量が減少すれば比例する形で減少すると考えております。調査委託料につきましても、調査委託する案件が多ければ増加いたしますし、調査案件がなければ減少するといったよ

うな形で考えております。

年度間での増減は、その事業の必要性に応じ変動いたします。一定規模の事業につきましては、町実施計画で計画的に調整を行い年次計画で事業実施を行っておりますので、今後も同様の進め方で調整を図っていきたいと考えております。

最後に、指定管理委託料であります。予算総額の 6.5%と、こちらもウエートは大きくなっています。近年、燃料価格をはじめとした物価高騰が全ての分野で影響しており、また、社会全体として賃金上昇の傾向にあることから、それらも反映させる必要があるものと考えております。委託料の額としては、今後も全体として増加傾向で推移するものと見込んでおります。指定管理施設につきましても、町民生活と密接な施設ですので、施設管理等に必要な額を確保しつつ、指定管理者と連携を図りながら経費節減に取り組んでいくこととしておりますので御理解願います。

以上、3 項について答弁いたしました。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁いただきました。

新年度予算そのものが、令和 6 年度一般会計予算というのは、63 億 9,500 万のうち、人件費予算額が 11 億 5,993 万 6 千円のうち、職員の人件費が 11 億 5,593 万ということでございまして、予算の中に占める割合が 12.4%を占める 7 億 9,180 万というのが予算計上されております。非常に膨大な金額でもございますけれども、前年対比 1.0%がマイナスとはなっておりますが、これは確保するのは大変であろうなというふうに思います。

新たに会計年度任用職員には法改正がございまして、勤勉手当が支給されるということですが、今後、事務量というのは当然増えてくるかとは思いますが、そういった場合に、これだけの正職員が 127 名、任用職員が 73 名、再任職員が 8 名、総勢で 208 名体制で町の行政を担っておられるということでございます。

その場合に、とにかく事務業務が増えることが予想されますけれども、事務業務をどのように効率化を進めていくのかをお尋ねしておきたいと思えます。

それから財政指標の中で、特に心配するのは、令和 6 年度予算のベースの中で、地方公共団体の財政健全化法における新たな健全化判断比率の中で、警戒ラインが実質公債費比率が 25%、その中でも 18%を超えると、知事の認可が必要だというようなこと、また、将来負担比率が 350%を超えないということですが、今後の町の財政は非常に大変であろうというようなことでルールを話されておりましたけれども、さらに運営していく方向性や、あるいは見通しをお伺いしておきたいと思えます。

一般会計の中で、これからの管理委託料というのが増える可能性があるということではあります。一般財源に逼迫しないような方策というのは取れないものなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 猪本議員の再質問にお答えいたします。

まず、職員の部分でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、会計年度任用職員につきましては、国の政策的な部分もありまして、その部分のある一定程度は普通交付税措置されるということとなっておりますので、どの程度交付税で措置されるのかはちょ

っと不透明でございますが、ある程度の財帛が確保しているということでございます。

また、職員数につきましては、今 127 名と申し上げました。一応、条例定数につきましては 164 名でございますので、37 名少なく行政を運営しているということでございます。

また、再任用職員につきましては、先ほど今現在は 8 名ですけれども、来年度は一応 5 名になる予定だということでございますので、その辺につきましても、国の年金支給年齢の開始の年齢の引上げとか、定年延長も踏まえて採用しているものでございますので、令和 14 年、定年延長制度が完了するまでには、ある程度解消されるのかなと考えているところでございます。

職員の効率化についても答弁申し上げましたが、ある程度、会計年度任用職員につきましては、今度、一般職員と変わらない給与体系になるということでございますので、まず、いわゆる単なる今までどおりの事務補助ではなく、繁忙期に対する各課の支援体制、または、複数の事業を担当していただく、または各課横断的な配置を進めていきたいというふうに考えておまして、やみくもに進めて増やすというわけではございませんので、そういう形で人員配置については、効率化しながら、行政運営、いわゆる多様化する行政ニーズに対応していきたいと考えているものでございます。

続きまして、財政指標でございますが、こちらのほうにつきましても、健全化法に基づく部分につきましては、西会津町、警戒ラインの部分ではございますが、実質公債費比率についても 12.2% ということでございまして、健全化比率 25% 以上より大分下になっているところでございます。

先ほども申し上げました各種財政指標につきましては、経常収支比率につきましては、今後、物価高騰の影響、人件費の高騰という部分がありまして、若干増える傾向は否めないものだと考えているところでございます。

ただし、そのほかの事業につきましても、先ほど御答弁申し上げましたが、令和 7 年度までは、8 億円台の起債の償還でいきますが、それ以降は徐々に減っていくということでございますので、ある程度財政指標についても改善はしていくのではないかとという予測は立てているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

最後に、様々な繰出金とか、委託料についての一般財源を逼迫しないかというような部分でございますが、こちらもお答えしたとおりの部分でございますが、ある程度、町民に皆さんに必要な施設という部分で、様々な水道、下水道または指定管理施設部も必要な施設であるということの視点から、そのルールに基づいて、ある程度運営しているという部分で、その辺も含めまして、長期的なシミュレーションもある程度組んでいるという部分もございますので、その辺は配慮しながら、一般財源が負担にならないような形で努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 理解できるところ、全て私も細かい数字まではなかなかお示しすることができませんけれども、財政指標の中で、最近の情勢を少し見てみますと、自然災害が起きております。そんな中で一つ、御質問させていただきますが、大災害や大規模事業を想定した場合に、令和 6 年度のベースでいった場合に、大丈夫なのだろうかというふうに心配するところもございますけれども、その点を伺いたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 猪俣議員、少し確認なのですが、令和6年度当初予算の中で、仮に大災害が起きた場合には、この予算で対応できるのかということでしょうか。

先ほども猪俣議員からありましたが、令和6年度当初予算につきましては、63億9,500万という部分でございます。その中で、様々大規模事業は実施する予定でございますが、その辺もある程度、財政のシミュレーションに基づいて計画しておる部分もございます。

したがって、その後、突発的な大災害とかがあった場合という部分は、その都度、適時、災害ですので、対応していくという部分になりますので、その辺を十分に配慮というのではなくて、起きないというか、それも含めまして、適切に対応していきたいと考えております。

突発的な部分でございますが、いわゆる一般財源というのは財政調整基金そのために積み立ててするものでございますので、その辺で対応していければと考えております。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1款、地方税、2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、4款、配当割交付金、5款、株式等譲渡所得割交付金、6款、法人事業税交付金、7款、地方消費税交付金、8款、環境性能割交付金、9款、地方特例交付金、10款、地方交付税、11款、交通安全対策特別交付金、12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料、14款、国庫支出金、15款、県支出金、16款、財産収入、17款、寄附金、18款、繰入金、19款、繰越金、20款、諸収入、21款、町債。

続いて、歳出に移ります。

1款、議会費、2款、総務費。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、私からは総務費の温泉施設機械室改修工事及び温泉第2源泉掘削工事についてお尋ねいたします。

まず一つ目は、温泉施設機械室改修工事及び温泉第2源泉掘削工事合わせまして、約1億8,440万円、この財源についてどのように考えているかをお尋ねいたします。

二つ目は、今回予算8,096万円の大きな改修工事を計画していますが、温泉施設の管理状況について、どのように評価しているのか、お尋ねいたします。

三つ目、今までの温泉を含む施設の運営計画は、どのようなものだったのでしょうか。また、現在明らかになっている問題点は、どのようなものがありますか、お尋ねいたします。

4点、温泉の魅力をどのように広めていこうと考えていますか。また、自然体験デザイン事業など、様々な構想や事業がありますが、それとの関連で、どのように温泉施設を生かしていく考えなのか、その他の計画、構想、事業で関連するものがあれば、その関連性と生かし方についてお示してください。

5点目、温泉の魅力を向上させるために、サービスの向上が図られる必要がある、そう思います。サービス向上のために、どのような取組を行ってきたのか、また、今後どのよ

うな取組を考えているのかお示してください。

6点目、温泉施設の客数を増やそうとする場合、合宿の誘致もその一つと考えております。合宿の誘致について、具体的な計画はあるのでしょうか。また、そのほか、客数を増やすために、どのような方策を考えているのか、お示してください。

7点目、今まで指摘されている対応を含む社員教育について、どのように取り組んできたのか、また、社員教育を通して、どのように温泉の魅力を向上させようとしているのか。

○議長 小林議員に申し上げます。

社員教育については、これは振興公社のことですので、それは控えてください。

○小林雅弘 分かりました。

○議長 小林議員に申し上げますが、一般質問にならないようにしてください。

○小林雅弘 はい。

最後の質問です。温泉を含む施設について、徹底した経営改善が必要と考えていますが、今後の経営改善の見通し、また、運営方針についてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。以上、7点目をカットしますので、7点でございます。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 5番、小林議員の温泉施設についての御質問にお答えいたします。

質問数が大分多くございますので、答弁に不足がございましたら、どうぞ御指摘いただきたいと思います。

初めに、機械室の改修工事、そして第2源泉整備の財源はということでございますが、これにつきましては、当初予算におきましては、全て過疎対策事業債を見込んでいるところでございます。

続きまして、温泉の管理状況の評価ということでございますが、御承知のとおり、温泉施設は指定管理に出しております、指定管理の指定事業者が管理をしているところでございますけれども、管理につきましては適正に管理されているものと評価しております。

運営計画についての問題点ということでございますが、まず、施設の管理上につきましては、大変経年劣化をしている施設の部分も多くございまして、それらをどう優先順位をつけて修繕をしていくかというようなところが、問題点の大きなところでございます。

後は、集客の部分で、いわゆるコロナ禍も開けて、コロナ以前の集客をどのように確保していくかというところが、運営面での大きな課題でございまして、この運営計画につきましては、施設指定管理の選定をいたします際に、5か年の経営管理運営計画を指定管理者から提出いただいております、その計画に基づいて運営をしているというところでございます。

続きまして、温泉の魅力を広めるには、自然体験の魅力発信のデザイン事業や、その他の事業との関連はということでございますけれども、令和6年度予算においては、自然体験魅力調査事業に係る予算は計上してございません。そのほかの事業との関連といたしましては、日本の田舎西会津町の事業、あるいは、地域活性化起業人派遣事業におきまして、振興公社にアドバイザーを配置いたしておりますので、そういった事業を活用しながら魅力の造成に努めている考え方でございます。

今後につきましても、それらの事業との連携を生かしながら、温泉の魅力の造成に努め

てまいりたいというふうに考えてございます。

それと、合宿の誘致の計画はということでございますけれども、合宿の誘致につきましては、具体的には振興公社の営業事業の中で行っておりますので、詳しくはお答え申し上げますが、令和5年度で大学の野球部の合宿など、多くの大学生に利用をいただきました。これにつきましては、継続して御利用いただけるというふうに申し出ていただいておりますので、引き続き振興公社と連携しながら、継続的な合宿の誘致に努めてまいりたいと考えてございます。

それと、客数を増やす方策はということでございますけれども、まず、宿泊につきましては、振興公社の営業事業でございますので、振興公社の事業計画の中で、宿泊者数を増やす方法について、鋭意検討しているところでございますし、また、先ほど申し上げました振興公社の経営アドバイザーの助言等をいただきまして、現在、経営戦略について振興公社でその戦略を立てるように、努力をしているところでございます。

ただ、その温泉の魅力、そしてまた地域の産品の魅力などを十分に生かしながら、例えば、せんだってば、日本酒をテーマにした宿泊企画なども行っておりまして、鋭意その地元の魅力を生かした企画を立てて運営をしているところでございます。

また、温泉の入浴につきましては、現在、沸かし湯で営業しているわけでございますけれども、月に1回はしょうぶの湯とか、ゆずの湯とか、そういう変わった湯というところと少し語弊があるかもしれませんが、魅力を変えながら、入浴施設の利用客が飽きないように、継続して楽しんでいただけるような運営の仕方に努力をしているところでございます。

温泉の経営改善の見通しの方針はということでございますけれども、お答えが重複いたしますが、経営アドバイザーを現在配置をいたしまして、専門的な見地からの経営戦略について、現在検討を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 再質問させていただきます。

それでは1 番目、過疎対策事業債、たしか私の記憶だと、7 割が普通交付税で補填されると、算入されるということなのですが、後の3 割部分、例えば1 億8,440 万円ですと、5,532 万円が算入されないという部分でございます。これについては、どのような対策を考えているのか、もしありましたらお示しいただきたい。

それから、2 番目なのですが、8,096 万円使って改修工事をやるということでの計画ですね。指定業者が適正に管理していても、やはり経年劣化によるとこのぐらいの大きな工事になるという判断なのかどうか、お尋ねいたします。

あと、突然言ったものですから、回答に具体性、あるいは具体的な数値とかがないので、何とも私も質問しようにもないのですけれども、結局は、地域活性化起業人アドバイザーによってアドバイスを受けて、魅力を造成すると、魅力を増やしていくという回答なのですが、いつ頃までにそういう報告とかを予定しているのか、お尋ねいたします。

もう一つは、温泉施設の客数の問題なのですが、コロナ前とコロナは今開けたのですけれども、どのぐらい改善されて、具体的に数字って分かりますでしょうか、もしお分かり

になればお示しいたきたい。

アドバイザーによる経営戦略を立てないと分からないというのですが、ぜひ数値を基に、今後、計画を示していただきたいと考えますがいかがでしょうかという質問、以上、お願いいたします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 5番、小林議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、過疎対策事業債の財源についてでございますが、議員御指摘のとおり、普通交付税の基準財政需要額に70%算入されるということでございまして、一般財源の手当も出てくるわけでございますけれども、これらにつきましては、ふるさと応援寄附金、あるいはクラウドファンディング等で一般財源を確保してまいる考え方で、現在取り組んでいるところでございます。

続きまして、温泉機械室の改修の8千万円の事業費についての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、経年劣化によりまして、温泉の機械室の床のコンクリートが劣化いたしまして、その上に乗っかっている大きな貯湯槽も大分古くなってございますので、これらを一遍に更新する必要がございますので、今回大きな事業費になったというような内容でございます。

続きまして、地域活性化起業人によるその経営アドバイスの件でございますけれども、地域活性化起業人は任期が3年ございますので、3年間の中で経営のアドバイスをいただいていく計画でございます。

なお、振興公社の経営状況の報告や事業計画につきましては、毎年6月議会定例会で報告をしておりますので、毎年の定例会でのその報告において、御評価をいただければというふうに考えてございます。

続きまして、入り込む客数の御質問でございます。現在、手元にあるのは、温泉の入浴者の利用者数でございますけれども、2月末現在で、令和5年度は約6万人でございます。

ちなみに、令和4年度が6万4千人ほど、5年度につきましては、まだ3月分が入ってございません。ですので、3月分を入れると、大体去年と同じくらいかなというところでございます。

平成31年度、令和元年度ですが、7万5千人ほどおりまして、それが令和2年度、3年度で5万人台、4万人台と減少しておりますので、現在は回復傾向にあるというところでございますが、まだコロナ前の状況までには至っていないというところでございます。

最後に、経営改善に向けての数値目標はというような御質問かというふうに思いますけれども、当然、経営については改善していく数値目標、いわゆるKPIというものは必要だろうというふうに考えてございますので、そこもしっかり定めながら、経営改善に向けて指定管理者と協議しながら進めてまいる考えでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ちょっと詳しいところは、まだまだ不明な点はあるのですが、私一つだけ少し引っかかっている部分がありまして、これは少し考え方が違うのかなとも思いますが、例えば、今回予算8,096万円で大きな改修を計画しているということなのではございますけれども、一遍で変える必要があるという話なのですね。

私、700 坪ぐらいのお店の店長をやっていましたけれども、管理をきちっとやる、小まめにやっていたら、そんな大きな改修に至らずに小さな改修の積み重ね、つまりそんな大きなお金を使わなくても大丈夫だというふうに総務課から指導を受けてやってきたのですが、そういう小まめなチェックでこれを見つけて改修というのはできないのでしょうか、それをやるべきだったのじゃないかなというふうに、やるべきだったのじゃないかなという一般質問ですから、細かいチェックでこういう修理費を減らすということは可能なのかどうかだけ。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 小林議員の再々質問にお答えをいたします。

振興公社の指定管理者については、日々施設担当者が施設の定期的な点検をやっているわけでございます。ただ、専門的な知見から調査点検をやっているわけではございませんので、これまでそういった専門的な知見での調査というのをやってこなかったところございまして、今回、補正予算で長寿命化計画ということで、専門的な知見での調査を行って、施設が今後、不測に壊れたり、修繕の対応が急遽行わなければならないということがないように、計画的な修繕の見通しを立ててまいる考え方でございます。

○議長 そのほか、ございませんか。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 幾つか、お尋ねします。

まず、協働のまちづくり推進事業についてです。

庁舎内で組織されていく協働のまちづくり推進班についてなのですけれども、この推進班の位置づけとして、委員の支援ということで位置づけられているわけなのですけれども、より具体的な御説明をいただきたくて、具体的に言うと、委員の人たちを補完する人手としての支援なのか、それとも役場の中でそれぞれのテーマに立って具体的なアイデアが出されているわけなのですけれども、その具体的なアイデアが運営できるように、役場内の関連する事業との調整を行うのか、その辺りの推進班の立ち位置というところをお示しいただきたいと思います。

あともう一つが、協働のまちづくり推進事業で、具体的な事業が今後行われてくるわけなのですけれども、事業費の中でアイデアを形にしていくに当たって、使える予算の規模というのか、どのぐらいの予算が使えるのかという部分をお示してください。

あともう一つが、温泉の掘削工事についてですけれども、財源についてですが、先ほど交付税算定されない部分に関しては、ふるさと応援寄附金、クラウドファンディングの活用等を使ってやられるということでありました。この点についても、当初予算では過疎対策事業債ということで書いてありますけれども、今後の財源確保の中では、クラウドファンディング、ふるさと応援寄附金が組み込まれているわけでありまして、その辺りの規模については、どのように考えられているのかという点と、クラウドファンディングだったり、ふるさと応援、特にクラウドファンディングに当たっては、どのような形で周知されていくのかという点についてお示してください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 それでは、6 番、荒海議員の御質問に答弁をさせていただきたいと思い

ます。

まず、協働のまちづくりの推進班の立ち位置についてでございます。

議員お質しの中で、御質問の中でおっしゃったことになってしまうわけですが、職員が協働のまちづくり推進委員会の委員を支えていく組織ということで、今回第2期目の協働のまちづくり推進委員会は、四つのテーマに取り組んでいるわけですが。この四つのテーマに関わる課の職員からプロジェクトチームという形で選出を各課の課長にお願いしまして、出ていただいたのが、推進班の位置づけでございます。推進班につきましては、町民の皆さんが公益的な部分でやってみたい、こんなことを検討してみたいというような取組を役場の組織として支えていく、支援していく、そういった役割でございますので、町民の皆さんが活動しやすいといったことについて、役場内部での調整だったり、後は役場的な考え方、町的な考え方を議論の中で深めていくといった部分で、一緒になって両輪の輪のようになっていくような形で、位置づけて始めているところでございます。

それから、アイデアを形にするための使える予算ということでございますが、一応協働のまちづくりのテーマごとに、少額ではございますが、6万円程度ということで4チームありますから、24万円が当初予算のほうには計上しております。この中で、それぞれ第1期のときもありましたけれども、ちょっとしたアイデアを基に、いろいろな修繕してみたいですとか、購入してみたいですとか、そういった部分については、この予算で当初予算では計上して使えるようになっているということでございます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 まず、荒海議員の温泉の第2源泉事業の財源の見通しという部分でお答えしたいと考えております。

まず、この第2源泉の掘削事業につきましては、昨年度、全員協議会で地方債、ふるさと応援寄附金、またはクラウドファンディングなどを活用し、財源調整していきたいという形で、確かに申し上げたところでございます。

令和6年度の当初予算編成時におきましては、まず、ふるさと応援寄附金についてはどの程度の額が見込めるかというのが不確定であること、であります、ある程度その財源を見込むということは可能ではございますが、決算の確定まで待つ必要があるのかなと。また、クラウドファンディングにつきましては、今後実施の方向で担当課では検討しておりますが、どの程度の財源として見込めるかというのはまだ不透明であるというようなことでございます。

したがって、当初予算の編成時に、どちらも額が不透明なことから、確実な財源として過疎対策事業債を見込んだということでございます。

また、ふるさと応援寄附金、クラウドファンディングが確定次第、その額を過疎対策事業債から減額するということも考えられますが、その財政全体的なことを考えますと、やはり過疎対策事業債で実施したほうが、普通交付税の基準財政需要額に70%算入されるということで、大変有利なものと考えているということでございます。

したがって、今後も町財政の全体を考えて、そのとき最も有利な方法で財源を調整していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、クラウドファンディングの関係については、商工観光課長からお答えいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 6番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

私からは、クラウドファンディングの部分でありますけれども、金額的な見通しについては、今ほど総務課長がお答えしたところでございますけれども、現在、ふるさと応援寄附金の大手サイトにおいてクラウドファンディングの募集ができないか、事業者と調整しているところでございます。その周知につきましては、大手サイトに掲載していただくとともに、町のホームページ、あるいはSNS等の各種手段を用いまして、広く周知を図ってまいることが考えられるというふうに想定をしてございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 協働のまちづくりについては、おおむね理解したのですが、先ほどの課長の答弁の話だと、推進委員の人たちが具体的に事業化するのと併せて、役場の支援的な話になるのかもしれないですけれども、役場の既存事業の内容も、ある種一部、推進委員の人たちの活動を組み込んだりとか、その流れをくみながら、今後の方向性を決めるなり、そういった影響も半ば考えられるというような認識でよろしいのか、その点について役場が町の事業の寛容性みたいな部分についてお示しいただきたいと思います。

温泉の掘削事業については、今後、額等を見ていくということでありました。ということは、先ほど5番議員の答弁を聞いていて、交付税に算定されていない部分、全額とかそういう意味ではなくて、一部のところをやるとしたら、そのふるさと応援寄附金とか、クラウドファンディングの活用して当て込むという認識でよろしいですか。その認識だけ最後、御答弁ください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

協働のまちづくり推進班の部分でございますが、まちづくり推進班のほうは、どちらかといいますと、今議員の皆さんが検討しているテーマにつきまして、町を取組状況だったり、そういったことを議論の中で申し上げて、町としては今このような形で進めているという部分を、まずは、その情報提供するというのが役割になってございます。あわせて、テーマごとに取組活動の課題を整理したり、後は成功するとか、解決していくために情報収集だったり、他の自治体の事例などを研究したり、または補助金ですとか、そういった手続の事務的な部分も推進班の役割だというふうに考えております。

そういうことで、基本は議員の皆さんが議論していくのを下支えする、一緒になってやっていくというようなことでございまして、そのような形で連携していければというふうに考えておりますが、何分にも今年始まったばかりの仕組みでございますので、やりながら改善すべきところは改善していこうかなというふうに考えているところでございます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 荒海議員の財源の部分についてお答えしたいと思っております。

まず、皆さん御承知とのこととは思うのですが、過疎対策事業債につきましては12年の償還で3年据置き、元金9年で返済という形でございます。そのような形で今まで、シミュレーションを組んできたというふうな形で財政運営をしてまいりました。

まず、これからクラウドファンディングをしたという部分は、その財源を集めたという

部分もございますが、それは差し引いた上での起債借入れという形になるので、いわゆる差し引いた形なのです。そういう形になるので、逆にそのほうが。例えば1億円借りるような部分で、クラウドファンディングで500万集まりました。その500万を差し引いた9,500万を過疎債で借りるというような形になりますので、いわゆる町全体の部分を考えながら、やはり財源調整はしていかななくてはいけないのかなと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ、お伺いいたします。

町制施行70周年記念事業で予算が上がっているのですけれども、現時点で、時期的なものとか内容、もしくは町民の方々、もしくは町内外への周知に関し、スケジュール等がもし今現時点で分かるのであれば、分かる範囲でお示しください。以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 町制施行70周年記念式典事業に関する7番議員の御質問にお答えしたいと思います。

今現在、令和6年につきましては、町制施行70周年の記念すべき年ということで、町民街全体で盛り上げていこうという形で、記念事業を検討しているところでございます。

まず、実施記念式典につきましては、11月の中旬に予定しているところでございます。

現在の中で、今まで申し上げてまいりましたが、まず、町長の提案理由でありましたが、巡回ラジオ放送の記念事業という冠イベントで実施すること、または、記念紙「(仮称)にしあいづ学」の発刊、また、70周年の記念ロゴの募集を締め切りまして、これから審査を行って、記念ロゴを決定していきたいという形で、取り組んでおります。

また、記念事業につきましては、記念事業の検討委員会という組織を立ち上げまして、どういう事業をやるかというような部分を検討していただいているということでございます。様々な意見の中から、町の70周年にふさわしい事業を今後検討していきたいと考えているところでございます。

あわせて、70周年を祝うということで、いわゆる冠事業を全部町制施行70周年記念事業という形で、既存のふるさと祭り、様々な事業を、冠をつけて実施していきたいと考えております。

ですので、町制施行70周年を町全体で盛り上げていくような事業を今検討しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 そのほか、ございませんか。

それでは、3款、民生費、4款、衛生費。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 衛生費から、1点お尋ねします。

ごみ収集委託料についてなのですが、以前議会からも意見書ということで、ごみの収集回数であったり、ごみの収集方法について挙げさせていただいたかと思います。今年度の取組について、その辺りの反映について何かありましたらお示しください。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、6番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

ごみの収集委託料で、令和6年度、総額4,069万6千円の予算を計上いたしております。前年と比較いたしまして、176万8千円の増額となっておりますが、議員が御質問の収集体制などの見直しについては、この中には反映はされておられません。ですので、令和5年度と全く同じごみの分別であったり、収集の回数であったり、集落にあるごみステーションの場所であったりといったものは、全く同じ体制でのごみ収集を見込んでいるところでございます。ここで増額になった要因といたしましては、ごみ収集に係ります様々な経費、人件費だったり、燃料費などが高騰しているといったところで、委託料の増額を見込んだところでございまして、なお、年度中途であっても、議員お質しのごみ収集に係る体制の中で、不具合などがございましたら、自治区や、また自治区においていただいておりますクリーン推進員などのお話を伺いながら、柔軟に対応してまいりたいというふうを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5款、労働費、6款、農林水産業費。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 農林水産業費で6款のほうの事項別明細書でいうと87ページの広葉樹林の再生事業委託料と。広葉樹林ということで、萌芽作業等の事業であると推測するのですが、これは年間どのぐらいの面積を実施しているのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、2番、仲川議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の当初予算に、広葉樹林再生事業4,100万円ほど計上しておりますが、予定地区としましては、軽沢、松尾、尾登ということで、この三つの自治区で合わせまして15.09ヘクタールを予定しております。以上です。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 これは、毎年継続して実施する事業ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、再質問にお答えいたします。

この広葉樹林再生事業につきましては、国の補助事業で実施しておりまして、10分の10の事業費補助の補助率となっております。国のほうで、令和7年度でこの事業については終了をするという方針が出されておりますので、町としましても、令和7年度が一つの区切りなのかなということで考えております。以上です。

○議長 そのほか、ございませんか。

7款、商工費、8款、土木費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 この一点だけ、お伺いいたします。

さゆり公園の施設改修等工事に関してなのですけれども、屋根修理だと思うのですけれども、修理は以前から望まれていた話だと思うのですけれども、工事までの安全確保、非常に体育館は滑りやすく、ぬれると転びやすいというお話を聞いておりましたので、この辺の対策と修理までの安全確保に関して、どのようなお考えなのか、1点だけお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、秦議員のさゆり公園の公園費についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、令和6年度において、体育館の屋根の改修工事を予定してございます。工事の完成までは、現在、雨漏りをしている場所についてはバケツを置いたり、また、体育館の入り口のところに雨漏り箇所の注意喚起の看板を設置しておりますとともに、万が一、床が水でぬれたりした場合は、即座に拭き取れるよう、拭き取り用のモップなども設置をしたところでございます。

またあわせて、利用者、利用団体はさゆり公園窓口での注意喚起、そして書面でも利用者に注意を呼びかけているところでございまして、こうした対策を工事完了まで継続していく考えでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 確認なのですが、今ほどの説明で、雨漏りの水を拭き取るためのモップを準備したということによろしいでしょうか。水を吸い取りやすいモップなのかなと想像したものですから、その辺だけ最終確認させてください。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。水を拭き取れるモップを購入し、設置をいたしました。

○議長 そのほか、ございませんか。

9款、消防費、10款、教育費。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、学校教育関係で1件、お聞きいたします。

総合計画の実施計画の令和6年度重点施策では、学校教育の充実として、子供たちに町の身近にある自然を活用した体験などを通して、非認知能力の向上を図ることと、ICT教育を一層推進するということが示されておりますが、そこでICT教育に関しては、令和6年度も引き続き、様々事業化されて、予算化されておりますが、この非認知能力の向上に対しての事業や予算はどのようなになっているのか、お聞きします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

非認知能力の育成ということで、様々な体験活動を通して、主には西会津こども研幾塾が代表的な例ですけれども、西会津の歴史や文化、自然、産業等を学んで、故郷を思う心を醸成したりということで、その中で宿泊体験ですとか、様々な体験活動を通してそういった非認知能力を育むということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 非認知能力の向上とICT教育の推進というのは、両輪で二つ肩を並べる教育の重要な要素ということで捉えておられるのか、お聞きします。確認です。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

ICT教育の部分についても当然、重点策でございます。また、非認知能力についても

重点する部分ということで、そちらについては、引き続き推進してまいりたいというふう
に考えてございます。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 先ほど、非認知能力の向上ということで、西会津こども研幾塾での体験学
習ということを答弁いただきましたが、さらに非認知能力の向上というところに対しての
計画であったり、予算化というのは、今後考えられるのかお聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 上野議員の質問にお答えします。

これまでも取り組んできた今課長が答弁したとおり、体験学習等々、さらに充実させて
いくというところがございます。

さらに、これも従来取り組んできた部分であります、小学校の裏のところに畑がござ
います。農業体験、栽培活動、それからその横に、ビオトープがございます。こういった
ものをさらに活用して、自然体験を通しながら、主には低学年の子供たちが多いかなと思
うのですけれども、自然に触れ合って五感を養うというようなところは、さらに力を入れ
ていきたいなということで考えております。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 私からも教育費についてお尋ねします。

ふくしま学力学習状況調査とリーディングスキルテストの実施についてなのですが、こ
の一人一人の経年的な学力の伸びの変化等を的確に分析するという調査でありますけれど
も、調査をした後の対応についても御説明いただきたいなというふうに思います。

あわせて、それを対応に当たって支援する立場であります学校教育アドバイザー等の関
連についてもお示しいただきたいと思います。その点だけ、お示ください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

ふくしま学力学習状況調査、それからリーディングスキルテストということで、これま
で実施してきております。この結果につきましては、学校長をはじめ、先生方と共有、そ
れから議員がおっしゃいました学校教育アドバイザーのほうとその後の分析等を踏まえて
学校側と、どのように改善を図っていけば学力の伸びが図れるか、そういった部分につい
ては、学校教育アドバイザーと一緒に、先生方が進めているというところでござい
ます。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 主に、現場は学校になると思うのですけれども、個別で、やはりその結果が
出るということで、それぞれ子供たち一人一人に対して、対応が変わってくるわけですよ
ね、この対応に関しては。その体制については、一人一人個別的に対応されていくような
形になると思うのですけれども、その計画表みたいなのを一人一人つくって対応されるの
か、それとも、全体として学級・学年とかの単位で進められるのか、その辺りの対応につ
いてはどのように進められていきますか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 それでは、私のほうからお答えいたします。

ふくしま学力学習状況調査についても、リーディングスキルテストについても、それぞれ個票が出ます。その個票、一人一人の結果を基にして、それぞれの子供の、例えば、ここをもう少し力を入れて指導したほうが良いなというようなところを教師のほうで判断しながら取り組んでいくと。例としては、リーディングスキルテストのほうでいいますと、今、小学校のほうでRSノートという家庭学習とリンクさせて、リーディングスキル、いわゆる、読解力の6分野7項目というものがあるのですが、その中でこの子がもう少しこのところの分野の力をつけたいなというようなことについて、その練習をするといいいましか、そういうようなことを個別にやっ払いこうというように、今、取り組み始めているところです。そこを改善しながらやっ払いこうというところです。

それから、少し質問とはずれるかもしれませんが、学校教育アドバイザーについては、県の学力調査の検討委員という立場で、県のほうにも関わっていて、そういったところでの情報であったりとか、そういうようなこともいち早くキャッチして反映するというようなところで、そういった個別の取組というように、関係しているというように、ところでございます。

○議長 11 款、災害復旧費、12 款、公債費、13 款、予備費。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号令和 6 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号令和 6 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 20 号令和 6 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号令和 6 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号令和 6 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 21 号令和 6 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号令和 6 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号令和 6 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 22 号令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 23 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 24 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 25 号令和 6 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号令和 6 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号令和 6 年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 26 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

皆さんに申し上げます。

この後、議会運営委員会を開催してください。会場は第 1 委員会室です。時間は委員長
の指示に従ってください。以上であります。大変お疲れさまでした。

令和6年第2回西会津町議会定例会会議録

令和6年3月19日（火）

開 議 10時00分
散 会 11時49分

出席議員

1 番	紫 藤 眞理子	5 番	荒 海 正 人	9 番	三 留 正 義
2 番	仲 川 久 人	6 番	小 林 雅 弘	10 番	猪 俣 常 三
3 番	長谷川 正	7 番	秦 貞 継	11 番	青 木 照 夫
4 番	上 野 恵美子	8 番	伊 藤 一 男	12 番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	五十嵐 正 彦
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 英 二	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	船 橋 政 広	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第12号）

令和6年3月19日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第27号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第2 | 議案第28号 | 西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第3 | 提案理由の説明 | |
| 日程第4 | 議案第30号 | 西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第31号 | 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第32号 | 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第33号 | 西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第34号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議会案第1号 | 町長の専決処分事項の指定について |
| 日程第10 | 陳情第1号 | 町道舗装工事に関する陳情書 |

日程第11 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の設置について

日程第12 常任委員会の継続審査申出について

日程第13 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第14 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

日程第15 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和6年第2回西会津町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。

町長より追加議案として5件の議案が提出され、受理しました。議会運営委員会にお諮りをし、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。以上です。

○議長 日程第1、議案第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。議案書並びに、議案書の別紙として「辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）」を御覧ください。横書きの資料になります。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところであります。

辺地対策事業債を活用し、公共的施設の整備を図る際には、事業が計画に盛り込まれていることが要件となっております。現計画につきましては、令和2年度から6年度までを計画期間としておりますが、令和6年度予定しております事業に変更があることから、計画の変更をお願いするものであります。

それでは、別紙、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）を御覧ください。

このたびの変更であります、尾野本辺地に係る計画の変更であります。

その内容であります、まず1から2ページが尾野本辺地計画でありまして、3ページを御覧ください。

昨年度に追加いたしました施設名・町道小杉山線の事業費を4,327万円、うち辺地債充当額2,680万円にそれぞれ増額するものであります。

変更内容の説明は、以上となりますが、本辺地計画の変更につきましては、去る2月21日に開催いたしました町総合政策審議会におきまして、適当である旨の答申を得ております。

最後に議案書を御覧ください。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号辺地に係る公共定置公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 28 号西会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　議案第 28 号西会津町過疎地域の持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

議案書並びに、議案書の別紙として「西会津町過疎地域持続的発展計画（変更）」を御覧ください。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定しているところであります。過疎対策事業債を活用し、事業を実施する場合には、この計画に盛り込まれていることが要件となっております。

現計画につきましては、令和 3 年度から 7 年度までを計画期間としておりますが、令和 6 年度予定しております事業に変更があることから、計画の変更をお願いするものであります。

それでは、別紙、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更を御覧ください。

まず、変更計画書の 1 ページを御覧ください。

新旧対照表の左側が変更後となりますが、変更の 1 点目は、区分 3「産業の振興」の本文に温泉施設の老朽化に関し必要な文書を追加・修正しました。また、事業計画の表中、事業名（3）経営近代化施設の事業内容に「集落型ライスセンター等整備事業」を新規に追加するとともに、2 ページに記載のとおり、（4）地場産業の振興生産施設の菌床栽培用ハウス整備事業の棟数を 32 棟に修正、（9）観光又はレクリエーションに「温泉施設温泉井等整備事業一式」を新たに追加いたしました。

変更の 2 点目は、区分 4「地域における情報化」の本文にデジタル変革の必要性や、3 ページに記載のとおり「③石高プロジェクト事業」を新たに追加するとともに、事業計画の表中、（2）過疎地域持続的発展特別事業デジタル技術活用に、次の 4 ページに記載のとおり、「石高プロジェクト事業」について、新規に追加しております。

5 ページを御覧ください。

変更の3点目は、区分6.「生活環境の整備」の事業計画の表中、(5)消防施設の事業内容の救急自動車を3台に増やすとともに、「消防自動車1台」を新規に追加いたしました。

変更の4点目は、区分8「医療の確保」の事業計画の表中、(1)診療施設診療所の事業内容に「自動血液分析装置」を新たに追加いたしました。

6ページを御覧ください。

変更の5点目は、区分3.地域における情報化の再掲部分についてであります。本文83ページ、事業計画の再掲表中にも「石高プロジェクト事業」について、新規に追加いたしました。

変更内容の説明は以上となりますが、本過疎計画の変更につきましては、去る2月21日に開催いたしました町総合政策審議会におきまして、適当である旨の答申を得ております。

最後に、議案書を御覧ください。

今回の西会津町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義　過疎計画を変更するということで、予算のほうで過疎対策事業費ということで、地方債の総額4億8,060万円、温泉井、体育館の屋根というような主なものの説明は受けたのですが、石高プロジェクト、もしくはそのデジタル関係で、過疎債の利用という話が、私が聞き漏れたのかもしれませんが、少し不明だったので、デジタル関連で見込んでいるのは、その中でどのぐらいあるのか。その内容について示していただきたいと思います。

○議長　企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　9番、三留議員の御質問にお答えいたします。

今回の過疎計画に基づく過疎債の部分には、デジタル関連の事業については入ってございません。石高プロジェクトにつきましては、過疎地域持続的発展支援交付金という形で、過疎債とは別な交付金事業をいただくために、この計画に位置づけているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　9番、三留正義君、

○三留正義　必ずしも地方債そのものではなく、別のルートということですね。承知しました。

○議長　そのほか、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 28 号西会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号西会津町過疎地域持続的発展計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 3、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 それでは、追加をいたしました議案について御説明を申し上げます。

初めに、議案第 30 号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、議案第 33 号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの提出議案 4 案について申し上げます。

今時の条例改正は、国の指定居宅サービス等の基準等を定める省令が改正されたことに伴い、関係する町条例につきましても、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 34 号副町長の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、本年 3 月 31 日で任期満了となります副町長の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 4、議案第 30 号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第 7、議案第 33 号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑、討論、採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 日程第 4、議案第 30 号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

日程第 5、議案第 31 号西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

日程第 6、議案第 32 号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

日程第7、議案第33号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

○議長 議案第30号から議案第33号までの説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第30号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第31号西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第32号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び、議案第33号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

今回、一部改正を行う4件の条例改正案については、町が指定するケアプランの作成等を行う居宅介護支援事業所、グループホームや小規模多機能型居宅介護などを提供する地域密着型サービス事業所の人員及び設備や運営に関する基準を定めた条例であり、国の基準省令が改正されたことに伴い、町条例の改正を行うものであります。

それでは、説明につきましては、議案第30号から第33号関係資料1及び2により、説明をさせていただきます。

A3番の横書きの資料と縦書き、裏面もございます。この2枚の資料を使って説明をさせていただきます。

初めに、資料1を御覧ください。横書きの資料のほうです。

今回の条例改正の趣旨であります、今ほど御説明しましたとおり、国の基準省令の改正により町条例の改正を行うものであります。

次に、改正の背景であります、少子高齢化に伴う人口構造や社会経済状況の変化を踏まえて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効果的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を目的とした改正であります。

具体的な改正事項については、下の表で説明させていただきます。

表の左に今回の主な改正事項を今ほど申し上げました改正の目的4項目のうち、町で該当する3項目とその他でまとめております。また、中ほどから右に改正する条例をそれぞれに区分して、その改正内容に該当する条例については、丸印をつけております。

それでは、主な改正事項の一つ目、地域包括ケアシステムの深化・推進では、(1)公正中立性の確保のための見直し、(2)指定居宅サービス等との連携によるモニタリング、(3)身体拘束等の適正化の推進、(4)介護予防支援の円滑な実施、(5)要支援者の状況の適切な把握、(6)協力医療機関との連携体制の構築、(7)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関等との連携、(8)緊急時における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、(9)

ユニットケアの質の向上のための体制の確保、(10) 経過措置が設けられた身体拘束等の適正化の推進を図るために改正するもので、丸印のついた条例がその対象となっております。

次に、二つ目、「良質な介護サービスの効果的な提供に向けた働きやすい職場づくり」では、(1) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数、(2) 管理者の兼務範囲の明確化、(3) 管理者の兼務、(4) 生産性の向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置の基準の特例的な柔軟化、(5) 介護現場の生産性の向上を図るために改正するもので、丸印のついた条例がその対象となっております。

次に、三つ目、「制度の安定性・持続可能性の確保」では、(1) サービス内容の明確化を図るために改正するもので、地域密着型サービスの基準条例のみが対象となっております。

次に、四つ目、「その他」では、(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直し、(2) 書面揭示規制の見直しを図るために改正するもので、四つの全ての条例が対象となっております。

なお、今回の改正の施行期日は令和6年4月1日ではありますが、一部の改正内容については、令和6年度末または令和8年度末までの経過期間が設けられております。

それでは、議案について主な改正事項の詳細を説明させていただきます。議案第30号から議案第33号関係資料2の1ページを御覧ください。縦書きの資料になります。

議案第30号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、主な改正事項の1. 居宅介護支援等基準（議案第30号関係）の欄を御覧ください。

町内で該当する事業所は西会津町居宅介護支援事業所のみであります。

(1) 第4条は、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数について改めるもので、デジタル化の推進や事務員の配置など一定要件を満たす場合には、さらに改めることができる規定を加えるものであります。

(2) 第5条は、管理者の兼務ができる事業所の範囲について、同一敷地内に限定する規定を削除するものであります。

(3) 第6条は、ケアマネジメントの公正中立性の確保のための取組の見直しとして、事業者の負担軽減を図るために、利用者に対する各サービスの利用割合や同一事業所によるサービスの提供割合などについての説明を義務から努力義務に改めるものであります。

(4) 第15条第17号は、人材の有効活用等の観点から、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリング（サービス計画の実施状況の把握）を行うことができる規定を加えるものであります。

(5) 第15条第3号等は、身体的拘束等の適正化の推進を図る観点から、それができる場合と、その場合の記録を義務づける規定を加えるものであります。

(6) 第24条等は、運営規定の概要など重要事項については、事業所内での書面揭示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を加えるものであります。

続きまして、議案第31号西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、主な改正事項の2. 地域密着型サービス基準（議案第31号関係）の欄を御覧ください。

町内で該当する事業所は、小規模多機能型居宅介護施設「西会津しょうぶ苑」と同じく「高陽の里」、グループホーム「西会津しょうぶ苑 桐・おとめゆり」、同じく「のぞみ」の合計5事業所であります。

町内の事業所において該当する条文のみを説明いたします。

(1) 管理者の兼務範囲の明確化では、第83条の小規模多機能型居宅介護、第111条及び第121条の認知症対応型共同生活介護が該当しており、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内に限定する規定と兼務可能な事業所の類型を限定する規定を併せて改正するものであります。

(2) サービス内容の明確化と、(3) 生産性の向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化については、該当する事業所はありません。

(4) 協力医療機関等との連携体制の構築と、(5) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関等との連携では、第125条の認知症対応型共同生活介護が該当しており、医師又は看護師等との相談や診療体制の常時確保、病状急変時の入院等受入体制の確保、新興感染症発生時の対応確保など、平時から努めなければならない規定を加えるものです。

(6) 緊急時における対応方法の定期的な見直しの義務づけと、(7) ユニットケアの質の向上のための体制の確保については、該当する事業所はありません。

(8) 介護現場の生産性の向上では、第106条の小規模多機能型居宅介護と、第128条の認知症対応型共同生活介護が該当しており、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組むための検討委員会設置を義務づけるものであります。

裏面の2ページを御覧ください。

(9) 「書面掲示」規制の見直しでは、第108条の小規模多機能型居宅介護と、第128条の認知症対応型共同生活介護が該当しており、運営規定の概要など重要事項については、事業所内での書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を加えるものであります。

(10) 多機能系サービスに係る身体的拘束等の適正化の推進では、第92条の小規模多機能型居宅介護が該当しており、身体的拘束の適正化のための検討委員会や研修会の定期開催と指針の整備を義務づけするものであります。

(11) 訪問系・通所系サービス等に係る身体的拘束等の適正化の推進については、該当する事業所はありません。

続きまして、議案第32号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、主な改正事項の3. 地域密着型介護予防サービス基準（議案第32条関係）の欄を御覧ください。

町内で該当する事業所は、グループホーム「西会津しょうぶ苑 桐・おとめゆり」、同じく「のぞみ」の合計3事業所であります。

(1) 管理者の兼務範囲の明確化では、第72条及び第79条の介護予防認知症対応型共同生活介護が該当しており、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内に限定する規定と、兼務可能な事業所の類型を限定する規定を併せて改正するものであります。

(2) 協力医療機関等との連携体制の構築と、(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関等との連携では、第 83 条の介護予防認知症対応型共同生活介護が該当しており、医師又は看護師との相談や診療体制の常時確保、病状急変時の入院等受入体制の確保、新興感染症発生時の対応確保など、平時から努めなければならない規定を加えるものであります。

(4) 介護現場の生産性の向上では、第 86 条の介護予防認知症対応型共同生活介護が該当しており、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組むための検討委員会設置を義務づけるものであります。

(5) 「書面掲示」規制の見直しでは、同じく第 86 条の介護予防認知症対応型共同生活介護が該当しており、運営規定の概要など重要事項については、事業所内での書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を加えるものであります。

(6) 多機能系サービスに係る身体的拘束等の適正化の推進と、(7) 訪問系・通所系サービス等に係る身体的拘束等の適正化の推進については、該当する事業所はありません。

続きまして、議案第 33 号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、主な改正事項の 4. 介護予防支援等基準（議案第 33 号関係）の欄を御覧ください。

町内で該当する事業所は、「にしあいづ地域包括支援センター」のみであります。

(1) 介護予防支援の円滑な実施では、第 5 条及び第 6 条において、要介護者に対応している居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の介護支援専門員などの人員の配置基準と、その場合の管理者が兼務できる業務の範囲などを定める規定を加えるものであります。

(2) 「書面掲示」規制の見直しでは、第 24 条において、運営規定の概要など重要事項については、事業所内での書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載しなければならない規定を加えるものであります。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進では、第 31 条及び第 33 条において、身体的拘束等ができる場合と、その場合の記録を義務づける規定を加えるものであります。

(4) 指定居宅サービス等との連携によるモニタリングでは、第 33 条において、人材の有効活用等の観点から、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリング(サービス計画の実施状況の把握)を行うことができる規定を加えるものであります。

(5) 要支援者の状況の適切な把握では、同じく第 33 条において、要介護者に対応している居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合には、介護予防サービス計画の実施状況などについて、町からの情報提供の求めに応じなければならない規定を加えるものであります。

続きまして、5. その他（デジタル社会の形成を図るための規制改革）の欄を御覧ください。

本改正につきましては、四つ全ての条例に該当するもので、(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しとして、「フレキシブルディスク（フロッピーディスク）」や「シー・ディー・ロム（CD-ROM）」など特定の記録媒体の使用を定めている規定について、所

要の改正（電磁的記録媒体に改める）を行うものであります。

続きまして、附則であります、四つ全ての条例について、第1項は施行期日でありまして、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項以降では、重要事項の揭示等、身体的拘束の適正化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する対応、協力医療機関等との連携について、それぞれの条例において該当する事項の実施に向けた経過措置として、令和7年3月31日又は令和9年3月31日までを、その期間として定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 日程第4、議案第30号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第31号西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例の質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 32 号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 33 号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にしますが、副町長、大竹享君の退場を求めます。

暫時休議します。(10時45分)

○議長　再開します。(10時53分)

日程第8、議案第34号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第34号副町長の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

本年3月31日で任期満了となります副町長につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります大竹享さんを適格者として認め、引き続き副町長として選任したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。何卒、満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから、議案第34号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時、休議します。(10時54分)

○議長 再開します。(10時56分)

ただいま、副町長として選任、同意されました大竹徹君から挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、大竹享君。

○副町長 お時間をいただきまして、再任の御挨拶をさせていただきます。

このたびは、西会津町副町長の再任に御同意をいただきまして、ありがとうございます。副町長という重責に再任され、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

4年前の就任当時は、コロナウイルス感染症が蔓延し、人の交流をはじめ、会議やイベント、飲食を伴う懇親会の制限や中止と、今までの日常が失われた社会環境でありました。町では、町を挙げて、町民の皆さんへのワクチン接種や、様々な感染症対応事業の実施、企業支援や消費回復に向けた経済対策などを実施し、これまで経験したことのないコロナ感染症への対応をしてきたところであります。

また、薄町政においては、こうしたコロナ禍ではありましたが、町の課題となっている人口減少の歯止め、人口減少に伴う地域の活性化に向けて、時代に即応したデジタル戦略を策定し、様々な施策を先進的に取り組み、他自治体から視察を受けるなど、注目を浴びております。

このほか、ＩＣＴを活用した教育の推進、人口減少対策として移住定住施策の強化、町民参加型会議の開催による次代を担う人材の育成、自主財源確保に向けたふるさと応援寄附金の大幅な増収、農業振興に向けた農業公社の設立など、枚挙にいとまがありませんが、多様化する行政需要の中、新たなまちづくりに挑戦し、町民の皆さんや議員各位の御協力御支援の下、西会津町の地域力の向上、振興発展に取り組んできたところであります。

今年、本町は町制施行 70 周年を迎えます。この間、多くの先輩諸氏が苦難を乗り越え、様々な御努力により、70 周年という節目の年を迎えることができました。さらに 80 年、100 年と持続可能なまちづくりを進めるに当たって、町民、議会、行政が一丸となって取り組む協働のまちづくりの考えの下、私自身、町長の補佐役として町長を支え、多種多様化する行政需要や行政課題に対し、職員とともに、各種施策を一步一步着実に推進するとともに、これまで築いてきた土台を基に、さらに西会津町の進化、進展が図られるよう、職務に精励してまいりたいと考えております。

町民の皆様、並びに議員各位の御指導御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。再任の御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 日程第 9、議会案第 1 号町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議会案第 1 号町長の専決処分事項の指定についてであります。

提出先は西会津町議会議長、伊藤一男様、提出者は私、武藤道廣、賛成者、三留正義君、青木照夫君、小林雅弘君、荒海正人君、仲川久人君であります。

町長の専決処分事項の指定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

町長の専決処分事項の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、法律上その義務に属する 300 万円以下の損害賠償の額の決定並びに当該事件の和解に関すること。

2、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づく福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の数の増減もしくは名称変更またはこれらに係る組合格約の変更に関すること。

3、地方自治法第 240 条第 1 項に規定する町の債権（訴訟物の価格が 100 万円以下のものに限る。）に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

4、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額をその 100 分の 5 以内（ただし、その変更額又はその累計額が 500 万円を超える場合を除く。）の増額又は減額で変更契約を締結すること。

附則。1、この事項は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2、町長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 6 月 30 日議決）並びに町長の専決処分事項の指定について（平成 8 年 6 月 19 日議決）は、廃止する。

提出の理由であります。

これまで指定してあった 1、2 の 2 項目に加えて、町民負担の公平性が損なわれることがないように、私債権の未収債権の訴訟手続等について町長の専決処分事項に指定し、徴収事務の迅速化と円滑化を図ること並びに工事又は製造の軽微な変更契約について町長の専決処分事項に指定し、働き方改革の推進と早期に事業を完了し、町民生活の向上を図るため、新たに 3、4 の 2 項目を指定するものであります。

皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議会案第 1 号町長の専決処分事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第 1 号町長の専決処分事項の指定については、可決されました。

日程第 10、陳情第 1 号町道舗装工事に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長　それでは、経済常任委員会に付託された陳情第 1 号について申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号として先ほど申し上げました陳情第 1 号、付託年月日につきましては令和 6 年 3 月 8 日、件名につきましては町道舗装工事に関する陳情。委員会の意見、継続審査を要する。

経済常任委員長、三留正義。

以下のように、報告申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第 1 号町道舗装工事に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 1 号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 号町道舗装工事に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議長発議によるハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の設置についてを議題とします。

最近、議会議員等によるハラスメントが全国的に表面化しており、本町議会においても、実態調査及びハラスメント防止条例制定について調査するため、議長を除く全議員で構成する定数 11 名のハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会を設置し、ハラスメントの実態調査及び防止条例制定に関する事項を、これに付託して調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数 11 名の委員で構成するハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会を設置し、ハラスメントの実態調査及び防止条例制定に関する事項をこれに付託して調査することに決定いたしました。

引き続いて、特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 3 項の規定によって、1 番、紫藤眞理子君、2 番、仲川久人君、3 番、長谷川正君、4 番、上野恵美子君、5 番、小林雅弘君、6 番、荒海正人君、7 番、秦貞継君、9 番、三留正義君、10 番、猪俣常三君、11 番、青木照夫君、12 番、武藤道廣君、以上の諸君を選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後、直ちにハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は第 3 会議室であります。

暫時休議します。

再開は 11 時 30 分といたします。（11 時 13 分）

○議長 再開します。（11 時 30 分）

先ほど設置されたハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の委員長に武藤道廣君、副委員長に三留正義君を選任した旨の報告がありました。

日程第 12、常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 13、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 14、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 15、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

ハラスメント実態調査及び議会やハラスメント防止条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町側より、専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、大竹享君。

○副町長 3月議会定例会閉会に当たり、令和5年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず一つは、西会津町税条例及び西会津町国民健康保険税条例の改正について申し上げます。

今国会において成立する見通しである地方税法の一部改正及び国民健康保険法の一部改正により、令和6年4月1日を施行日とする二つの条例の改正が必要となるものであります。その改正内容であります、税条例では、令和6年度分の個人町民税の特別税額控除に係る規定の整備や、公的年金所得に係る町民税に関する特例の整備、固定資産税の住宅用地等の特例措置の延長など、国民健康保険税条例では、課税限度額の引上げや、減額措置に係る軽減判定所得基準額の見直しなどを行うものであります。

次に二つ目は、令和5年度西会津町一般会計補正予算について申し上げます。

特別交付税及び地方譲与税等の交付額についてであります、特別交付税、その他の譲与税、各種交付金の額の決定が年度末となることにより、金額が確定後に予算を調製する必要があります。例年、確定後の余剰額を財政調整基金へ積立しておりましたが、今年度につきましては、余剰額の状況に合わせ、財政調整基金やその他基金への積立てを予定しております。

条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位には御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12日間にわたりまして、条例の一部改正、令和5年度補正予算並びに令和6年度当初予算及び人事案件など、町政が当面する重要な案件34件について、御審議をいただいたのであります、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について原案のとおり、御議決並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で、皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。

3月もあと10日ほどになりました。ここ数日、三寒四温の日が続いております。議員各位には、なお一層御自愛の上、町政進展のために、特段の御理解と御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長　会議を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3月8日以来、本日まで12日間にわたり、条例の改正をはじめ、令和6年度当初予算、令和5年度補正予算、人事案件など多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、本日をもって全議案議決成立を見ました。

また、特別委員会を設置し、議会議員のハラスメントについて調査をすることといたしました。議員各位には、年度末を迎え、何かと御多忙中にもかかわらず、熱心に御審議を賜り、議事運営に御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望等につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますように切望し、町政進展のため、一層の御努力をお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶をいたします。本当にありがとうございました。

これをもって、令和6年第2回西会津町議会定例会を閉会します。

それでは連絡事項を申し上げます。

この3月31日をもって、管理職を退任されます議会事務局長より挨拶したい旨の申出がありましたので、これより挨拶をしていただきます。

議会事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長　議会終了後で大変お疲れのことと存じますが、退任に当たりまして、御挨拶の機会をつくっていただきありがとうございます。

私は今月末をもちまして、管理職を退任することとなります。議会への出席は、平成27年に会計管理者を拝命してから4年間、発言の機会はありませんでしたが、出席させていただきました。

また、平成31年には議会事務局長を拝命し、議会に関する事務に従事してまいりました。

しかし、間もなくしてコロナ禍により、議会活動を自粛せざるを得ない時期もありました。議会事務局職員は縁の下の力持ち的存在でありまして、裏方として誤りが無い議会運営と円滑な議会運営が図られるよう、心がけてまいりました。これまで、何かと至らない点や御迷惑をおかけしたこともあったかと思いますが、皆様の御指導御鞭撻のおかげをもちまして、定例会最終日のこの日を迎えることができました。ありがとうございました。

皆様方におかれましては、健康に御留意され、西会津町進展のために、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、退任に際しましての御挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

○議長　以上で挨拶を終わります。長い間大変御苦労さまでした。

それでは、議員の皆様申し上げます。この後、広報広聴常任委員会広報分科会を開催してください。会場は第2委員会室です。以上であります。大変お疲れさまでした。

もう一つありました。本日午後5時45分より、酔月において、町当局との懇親会を開催しますので、時間に遅れないようにお願いいたします。

以上であります。（11時49分）